令和元年度
福祉部
事務事業概要

2019年5月

目　　次

概要

Ⅰ 福祉部の組織

1. 組織図　…9
2. 事務分掌　…10

高齢者の福祉

Ⅰ 介護保険

1. 施策の考え方と課題
(1) 高齢者の人口　…17
(2) 施策の考え方　…17
【別表】介護保険給付件数の推移　…24
(3) 介護保険料賦課徴収事務　…25
2. 生活支援体制整備事業　…26
3. 要介護高齢者等のための事業
(1) 在宅介護支援センター　…27
（地域包括支援センター）
(2) 家庭を訪問してのサービス
①訪問介護（ホームヘルプ）　…31
②訪問看護サービス　…32
③訪問リハビリテーション　…32
④訪問入浴介護サービス　…33
(3) 施設を利用してのサービス
①通所介護
・通所介護（デイサービス）　…34
・訪問食事サービス事業　…34
②リハビリサービス　…36
（通所リハビリテーション(デイケア)）
③短期入所生活(療養)介護
（ショートステイ）　…36
(4) 地域密着型サービス
①小規模多機能型居宅介護　…38
②看護小規模多機能型居宅介護　…38
③地域密着型通所介護　…39
（地域密着型デイサービス）
④認知症対応型通所介護　…39
（認知症デイサービス）
⑤認知症対応型共同生活介護　…41
（認知症グループホーム）
⑥夜間対応型訪問介護　…41
（ホームヘルプサービス）
⑦24 時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護…42
（訪問看護連携型）
(5) 市町村特別給付事業　…43
(6) 福祉用具や住宅改修など
①福祉用具の貸与　…45
②福祉用具購入費の支給　…45
③住宅改修費の支給　…46
④高齢者自立支援住宅改修給付事業　…47
⑤住宅改修アドバイザー派遣　…47
(7) 在宅療養推進事業
①医療ショートステイ事業　…48
②医療と介護の多職種連携研修　…48
③品川区在宅医療検索
（医療機関等名簿デジタル版）
ウェブサイト　…49
(8) 施設サービス
①特別養護老人ホーム　…50
②介護老人保健施設　…51
4. 介護予防・日常生活支援総合事業
(1) 介護予防・生活支援サービス事業
①予防訪問事業
・予防訪問事業　…53
・生活機能向上支援訪問事業　…53
・管理栄養士派遣による栄養改善事業…53
・すけっとサービスモデル事業　…54
②予防通所事業
・予防通所事業　…54
・いきいき活動支援プログラム　…54
・はつらつ健康教室　…54
・地域ミニデイ事業　…55

③総合事業ケアマネジメント　…56
(2)一般介護予防事業
①運動系介護予防事業　…57
・カラダ見える化トレーニング　…57
・マシンでトレーニング　…57
・身近でトレーニング　…58
・予防ミニデイ　…58
・水中トレーニング　…59
・健康やわら体操　…60
・うんどう機能トレーニング　…60
・うんどう教室　…61
②認知症予防事業　…62
・脳力アップ元気教室　…62
・計画力育成講座　…63
③栄養改善事業
・わくわくクッキング　…64
・シニアのための男の手料理教室　…65
・配食サービス栄養改善事業　…66
④地域貢献ポイント事業　…66
5.介護事業を支える事業
(1)要介護認定　…67
(2)介護保険制度推進委員会　…69
(3)特別養護老人ホーム入所調整　…71
(4)ケアマネジメント支援事業　…72
(5)品川介護福祉専門学校修学資金貸付事業…74
(6)品川福祉カレッジ　…75
(7)社会福祉士養成コース受講助成　…76
(8)品川区民間社会福祉施設職員住宅提供事業…77
(9)介護職員の雇用促進助成事業　…78
(10)福祉人材確保・定着事業　…80
(11)要介護度改善ケア奨励事業　…82
(12)入院中の紙おむつ代助成事業　…83
6.在宅介護者研修事業
(1)在宅介護者研修事業　…84
(2)家族介護者教室　…84
(3)家族介護者応援講座　…84
Ⅱ地域福祉の推進
1.地域における福祉
(1)地域福祉計画　…86
(2)ユニバーサルデザイン普及啓発事業　…86
(3)長寿お祝い事業　…87
2.ひとり暮らし高齢者のための事業
(1)高齢者の見守り
①高齢者見守りネットワーク事業　…88
②支え愛・ほっとステーション事業　…89
③認知症高齢者の支援とケアの充実　…91
④認知症早期発見・早期診断推進事業…93
⑤高齢者虐待防止ネットワーク事業　…94
⑥高齢者熱中症等予防対策事業　…95
(2)安否確認
①緊急通報システム　…96
②高齢者日常生活用具等給付事業　…97
③高齢者福祉電話事業　…97
④緊急入室対応　…98
【別表】安否確認事業の利用料金基準表　…99
(3)民生委員
①民生委員・児童委員活動　…100
②民生委員推薦会　…101
③主任児童委員活動　…101
(4)高齢者相談等事業　…101
(5)生活の支援
①成年後見人利用支援事業　…102
②車いす貸与　…103
(6)養護老人ホーム入所措置　…104
【別表】養護老人ホーム費用徴収基準　…105
(7)その他の福祉制度
①義援金受付　…106
②日本赤十字社品川区地区事業　…106
③共同募金事業　…106
④旧軍人・戦没者遺族等の援護　…106
Ⅲいきがいづくりと社会参加
1.高齢者の社会参加支援　…107
2.高齢者の健康づくり・いきがいづくり
(1)いきいきカラオケ広場　…108
(2)いきいき健康マージャン広場　…108
(3)シルバーダンスパーティ　…108
(4)高齢者作品展　…109
(5)高齢者グラウンドゴルフ大会　…109
(6)高齢者輪投げ大会　…110
(7)高齢者福祉団体登録　…110

3. シルバー成年式　…111
4. ふれあい給食の実施　…111
5. 高齢者外出習慣化事業　…112
6. シルバーパス交付事務（都事業）　…112
7. 高齢者クラブ等支援事業
(1) 高齢者クラブ運営助成　…113
(2) 花づくり助成事業　…114
8. シルバーセンターの運営　…114
9. 西大井いきいきセンターの運営　…114
10. 高齢者多世代交流支援施設
（ゆうゆうプラザ）の運営　…115
11. 大井三丁目高齢者憩いの場
（ゆうゆうプラザ）の運営　…116
【別表】シルバーセンター・いきいきセンター施設事業一覧…117
【別表】高齢者多世代交流支援施設（ゆうゆうプラザ）施設・事業一覧…118
【別表】大井三丁目高齢者憩いの場（ゆうゆうプラザ）施設・事業一覧…118
【別表】シルバーセンター年度別利用者数　…119

Ⅳ高齢者の住まい・施設等基盤整備

1. 高齢者住宅対策
(1) 高齢者住宅運営
①高齢者住宅運営（建設型・借上型）…120
②高齢者借上げ住宅建設費の借入金利子の助成…121
(2) 高齢者住宅対策事業
①民間住宅のあっ旋　…121
②生活支援サービス　…122
③家具転倒防止対策助成　…122
(3) 高齢者向け優良賃貸住宅家賃助成　…123
(4) サービス付き高齢者向け住宅家賃助成　…123
(5) サービス付き高齢者向け住宅整備費助成　…123
【別表】区立高齢者住宅一覧　…125
【別表】区立高齢者住宅使用料の
費用負担基準表…126
【別表】区立大井林町高齢者住宅使用料の
費用負担基準表…126
2. 施設等基盤整備　…127
3. 社会福祉法人認可・指導監査　…128

在宅サービス提供にかかる利用料金…129

障害者(児)の福祉

施策の考え方と課題　…133

Ⅰ相談・施設

1. 心身障害者福祉相談　…136
2. 基幹相談支援センター　…136
3. 品川区拠点障害者相談支援センター
(1) 品川区障害者生活支援センター　…136
(2) 福栄会障害者相談支援センター　…137
(3) グロー障害者相談支援センター　…137
(4) 精神障害者地域生活支援センター「たいむ」…138
4. 品川区障害者就労支援センター　…138
5. 身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員…139
6. 在宅介護支援センターにおける障害者の
包括支援相談体制整備促進事業…140
7. 障害児者の
相談支援体制整備促進事業…140
8. 区立の障害者施設
(1) 品川区立心身障害者福祉会館　…141
(2) 品川区立重症心身障害者通所事業ピッコロ　…142
(3) 品川区立かがやき園　…142
(4) 品川区立西大井福祉園　…143
(5) 品川区立発達障害者支援施設「ぷらーす」…143
(6) 品川区立知的障害者グループホーム…144
(7) 品川区立品川児童学園　…145
(8) 品川区立障害児者総合支援施設…146

Ⅱ手帳の交付

1. 身体障害者手帳　…148
2. 愛の手帳　…148

Ⅲ障害者総合支援法

1. 障害者総合支援法の公布および施行　…149
2. 障害の対象となる「難病患者」の方の
障害福祉サービスの利用について…149
3. 障害福祉サービスの体系(平成30年4月)…150
4. 支給決定の流れ
(1) 障害支援区分認定　…150
(2) 支給決定プロセスの見直しと
継続的な相談支援体制　…151

5. 地域自立支援協議会　…151
(1)基幹相談支援センター運営費
(地域自立支援協議会強化推進)…151
(2)療育支援ネットワークの構築　…152
(3)医療的ケア児等支援体制協議会　…152
6. 対象となるサービス
(1)自立支援給付　…152
(2)補装具費の支給　…153
(3)自立支援医療　…153
(4)地域生活支援事業　…154

Ⅳ障害者総合支援法による給付・支援

1. 介護給付
(1)居宅介護(ホームヘルプ)　…155
(2)重度訪問介護　…155
(3)同行援護　…156
(4)短期入所(ショートステイ)　…156
(5)その他の施設系サービス
①療養介護　…157
②生活介護　…157
③施設入所支援　…157
2. 訓練等給付
(1)共同生活援助(グループホーム)　…158
(2)就労定着支援　…158
(3)自立生活援助　…158
(4)その他の施設系サービス
①自立訓練(機能訓練・生活訓練)　…158
②就労移行支援　…158
③就労継続支援　…159
3. 補足給付　…159
4. 補装具費の支給(購入・修理・借受け)　…159
5. 地域生活支援事業
(1)移動支援事業　…162
(2)障害者(児)巡回入浴サービス　…162
(3)日常生活用具の給付　…163
(4)障害者世帯ハウスクリーニング　…163
(5)自動車運転免許取得経費の助成　…164
(6)自動車改造経費の助成　…164
(7)手話通訳者の窓口相談および派遣　…164
(8)日中一時支援事業　…165

Ⅴ児童福祉法

1. 対象となるサービス　…166

Ⅵ児童福祉法による給付・支援

1. 児童発達支援・児童発達支援センター　…167
2. 放課後等デイサービス　…167
3. 障害児相談支援(障害児支援利用援助)　…167

Ⅶ各種支援事業

1. 障害者福祉手当
(1)国制度の手当
①特別障害者手当　…168
②障害児福祉手当　…168
③福祉手当(経過措置)　…169
(2)重度心身障害者手当(都の制度)　…169
(3)障害者福祉手当(区の制度)
①一種手当　…170
②二種手当　…170
2. 医療費助成
(1)医療費の助成(都の制度)　…171
(2)自立支援医療(更生医療)の給付　…171
3. 日常生活の支援
(1)障害者福祉電話　…172
(2)杖の交付　…172
(3)住宅設備改善費の給付　…172
(4)障害者緊急通報システム　…173
(5)車いすの貸出し　…173
(6)区立障害者住宅　…174
(7)障害者住宅あっ旋事業　…174
(8)障害者の成年後見制度利用支援事業　…174
(9)障害者虐待防止支援事業　…175
(10)第三者評価受審支援　…176
(11)重度脳性麻痺者介護事業　…176
(12)精神障害者地域生活安定化支援事業…176
(13)中等度難聴児発達支援事業　…177

4. 社会参加への支援
(1)福祉タクシー利用券の交付　…177
(2)自動車燃料費助成券の交付　…178
(3)リフト・寝台付福祉タクシー　…178
(4)福祉車両助成事業　…178
(5)知的障害者地域生活サポート 24 事業…179
(6)精神障害者地域生活サポート 24 事業…179
(7)精神障害者交流スペース「憩いの場」…180
(8)発達障害・思春期サポート事業　…180
5. 公共料金などの軽減
(1)都営交通無料乗車券の交付　…181
(2)民営バス乗車割引証等の交付　…181
(3)有料道路通行料金の割引　…181
(4)タクシー料金の割引　…181
(5)放送受信料減免　…182

Ⅷその他の事業

1. 啓発事業
(1)障害者週間 記念のつどい　…183
(2)障害者まつり・
障害児(者)と家族のレクリエーション大会…183
(3)品川区障害者作品展　…183
(4)障害者の芸術活動支援事業　…183
(5)障害者差別解消法に関する取り組み …184
2. 地域生活支援拠点の整備　…184
3. 障害者団体　…184
4. 各種事業
(1)障害者表彰　…185
(2)被爆者見舞金　…185
(3)民間活用型障害者サービス基盤整備事業…185
(4)重症心身障害児者等在宅レスパイト事業…186
(5)障害福祉サービス事業者指導検査等
業務体制の整備…186
(6)介護機器活用支援モデル事業　…186

各事業にかかる所得基準等(別表 1～3)…187

公的扶助

Ⅰ生活保護

1. 生活保護の基本原理　…191
2. 保護の種類　…192
3. 保護の決定方法　…192
4. 保護基準
生活保護基準改定の推移　…193
生活保護基準額表　…194
5. 保護の方法　…195
6. 品川区の現況
(1)保護世帯・人員の推移　…196
(2)平成 28～30 年度の開始原因比　…196
(3)平成 28～30 年度の廃止原因比　…197
(4)平成 28～30 年度の世帯類型比　…197
(5)年齢別被保護人員　…198
(6)医療扶助人員　…198
(7)入院内訳　…198
(8)介護扶助人員　…199
(9)生活保護費(扶助費)支出額　…199
7. 法外援護
(1)学童生徒に対する夏季健全育成費　…200
(2)入浴券　…200
(3)学童服・運動衣費用　…200
(4)出産祝品　…200
(5)就学祝金　…200
(6)修学旅行支度金　…201
(7)義務教育学校標準服購入費支給　…201

Ⅱ中国残留邦人等支援事業

1. 支援事業の内容　…201
2. 支援給付の内容
(1)支援給付の対象者　…202
(2)支援給付受給者数　…202
(3)支援給付費の支出額　…202

Ⅲ低所得者の福祉

1. 高額療養費等支払費用の貸付け

(1) 貸付の対象　…203

(2) 貸付の内容　…203

(3) 貸付の状況　…203

2. 生活困窮者自立支援事業　…204

Ⅳ行旅病人および行旅死亡人の取り扱い

1. 相談・取扱件数および支出額　…206

民間の福祉事業との協力

Ⅰ区内の社会福祉法人

1. 社会福祉法人　品川区社会福祉協議会

(1) 沿革と目的　…209

(2) 組織　…209

(3) 会員の推移　…210

(4) 事業の財源　…210

(5) 事業と予算

①各種福祉事業　…210

②ボランティアセンター事業　…211

③さわやかサービス事業　…212

④ふれあい作業所　…213

⑤福祉ショップ「テルベ」　…214

⑥品川介護福祉専門学校　…215

⑦社会福祉士養成コース　…216

⑧品川成年後見センターの運営　…217

2. その他の社会福祉法人の事業　…221

資料

高齢者福祉関係施設一覧　…225

障害者福祉関係施設一覧　…231

その他の施設　…237

※本文中に記載されている平成30年度決算額とは、平成31年4月現在の決算見込額を意味する。

概要

Ⅰ 福祉部の組織

1. 組織図　…9
2. 事務分掌　…10

Ⅰ 福祉部の組織

1.組織図

※（　）内は、平成31年4月1日現在の現員(管理職、再任用、法人への派遣職員、法人からの派遣職員を含む)
※下線は、福祉事務所との複合組織係

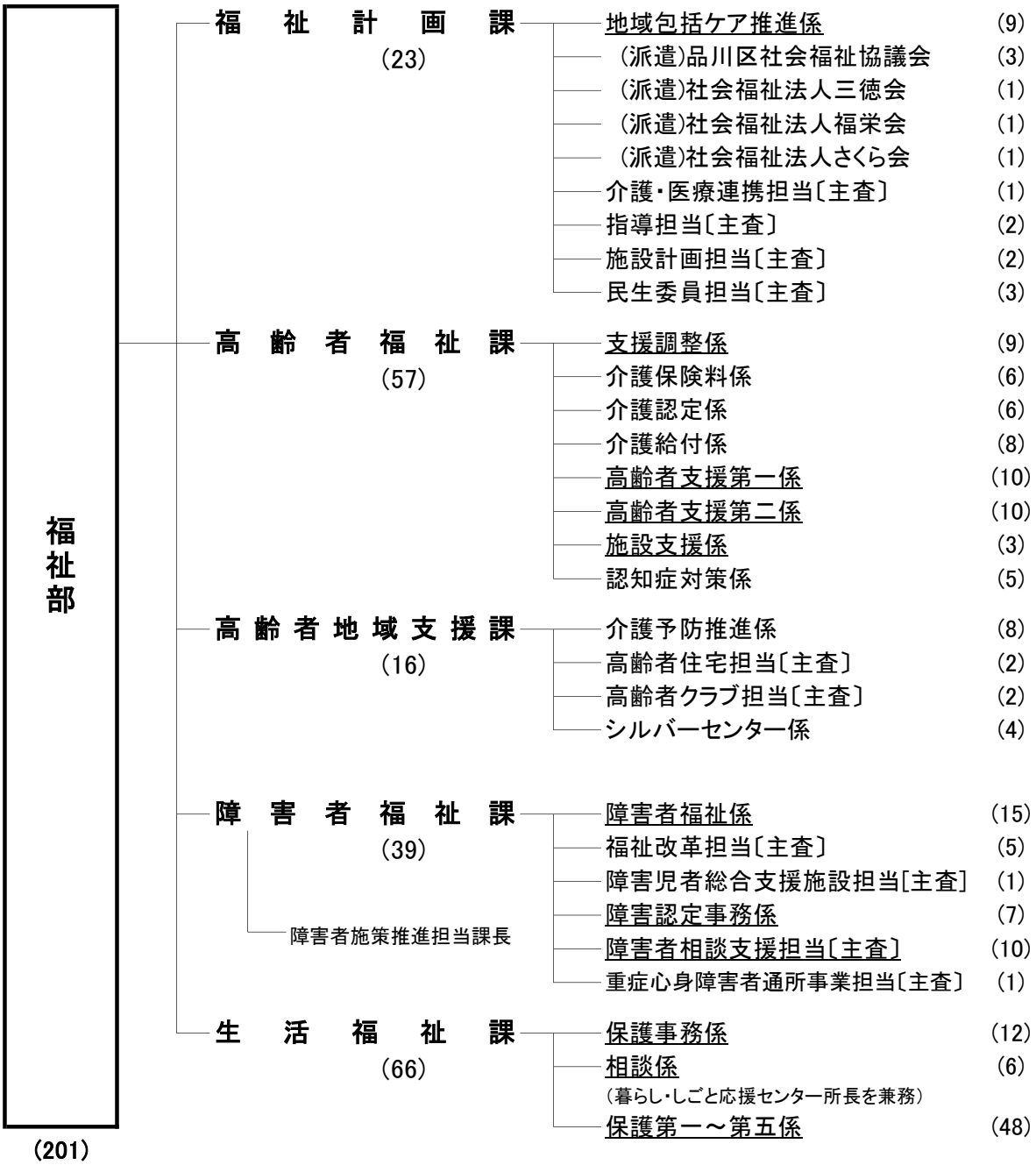

2. 事務分掌

福祉計画課

(1) 地域包括ケア推進係（℡5742-6914　FAX5742-6797）

① 部の予算、決算および会計の総括に関すること。
② 部の人事に関すること。
③ 部の事務事業の進行管理に関すること。
④ 部内他課との連絡調整に関すること。
⑤ 地域包括ケアシステムの構築の推進に関すること。
⑥ 地域福祉の計画に関すること。
⑦ 社会福祉事業の企画調整および調査に関すること。
⑧ 社会福祉団体に関すること。
⑨ 戦傷病者、戦没者遺族等の援護および旧軍人、引揚者等に関すること。
⑩ 日本赤十字社および社会福祉法人東京都共同募金会に関すること。
⑪ 部内他課、係に属しないこと。

(2) 介護・医療連携担当〔主査〕（℡5742-9125）

① 介護と在宅医療の連携の推進に関すること。
② 介護と在宅医療の連携に係る医療機関等との連絡調整に関すること。

(3) 指導担当〔主査〕（℡5742-6917）

① 社会福祉法人の定款の認可、監督等に関すること。

(4) 施設計画担当〔主査〕（℡5742-6738）

① 高齢者の福祉施設等の整備に関すること。

(5) 民生委員担当〔主査〕（℡5742-6708）

① 民生委員および児童委員に関すること。
② 民生委員推薦会に関すること。
③ 高齢者相談員に関すること。

高齢者福祉課

(1) 支援調整係（℡5742-6728　FAX5742-6881）

① 高齢者福祉事業の企画調整および調査に関すること。
② 介護保険制度の運営に関すること。
③ 介護保険事業の予算、決算および会計の総括に関すること。
④ 介護保険事業等の計画に関すること。
⑤ 介護保険制度推進委員会に関すること。
⑥ 品川区社会福祉協議会その他の社会福祉法人との連絡調整に関すること。
⑦ 品川介護福祉専門学校に関すること。
⑧ 課内他係に属しないこと。

(2) 介護保険料係（℡5742-6681）
① 介護保険料の賦課徴収に関すること。
② 介護保険の被保険者の資格に関すること。
(3) 介護認定係（℡5742-6731）
① 介護認定に関すること。
② 介護認定審査会に関すること。
(4) 介護給付係（℡5742-6927）
① 介護保険の給付管理に関すること。
② 介護サービス事業者の指導、監査等に関すること。
(5) 高齢者支援第一係（℡5742-6729）
① 品川、大崎、八潮地区における高齢者の支援（施設支援係に属するものを除く。）に関すること。
② 地区在宅介護支援センターの統括に関すること。
③ 地域包括支援センターに関すること。
(6) 高齢者支援第二係（℡5742-6730）
① 大井、荏原地区における高齢者の支援（施設支援係に属するものを除く。）に関すること。
(7) 施設支援係（℡5742-6737）
① 高齢者施設等に入所し、または入居する高齢者の支援に関すること。
② 特別養護老人ホームの入所に係る調整に関すること。
(8) 認知症対策係（℡5742-6802）
① 認知症高齢者ケア事業に関すること。

高齢者地域支援課
(1) 介護予防推進係（℡5742-6733　FAX5742-6882）
① 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
② 高齢者のいきがい事業に関すること。
③ 高齢者福祉団体に関すること。
④ 課内他係に属しないこと。
(2) 高齢者住宅担当〔主査〕（℡5742-6735）
① 高齢者住宅等に関すること。
(3) 高齢者クラブ担当〔主査〕（℡5742-6734）
① 高齢者クラブの指導育成に関すること。
(4) シルバーセンター係（℡5742-6946）
① シルバーセンターの運営に関すること。

障害者福祉課

(1) 障害者福祉係(℡5742-6707　FAX3775-2000)

① 障害者福祉事業の企画調整および調査に関すること。
② 障害者団体に関すること。
③ 障害者の手当および医療費の助成に関すること。
④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく給付等の管理に関すること。
⑤ 心身障害者福祉会館その他の障害者施設に関すること。
⑥ 原子爆弾被爆者の援護に関すること。
⑦ 身体障害者相談員および知的障害者相談員に関すること。
⑧ 課内他係に属しないこと。

(2) 福祉改革担当〔主査〕(℡5742-6762)

① 社会福祉制度の改革に関すること。
② 障害福祉サービス事業者の指導、監査等に関すること。
③ 障害者支援施設等の整備に関すること。

(3) 障害児者総合支援施設担当〔主査〕(℡5742-7132)

① 地域自立支援協議会の運営事務に関すること。
② 地域の事業所ネットワーク構築に関すること。
③ 障害児者総合支援施設内の安全管理および施設の維持管理に関すること。

(4) 障害認定事務係(℡5742-6710)

① 障害者および障害児（以下「障害者等」という。）の自立支援給付の支給決定に関すること。
② 障害者等に対する地域生活支援事業に関すること。
③ 障害児の通所給付費等の支給決定に関すること。
④ 障害者介護給付費等支給審査会に関すること。

(5) 障害者相談支援担当〔主査〕(℡5742-6711・5742-6389)

① 障害者等の相談に関すること。
② 療育相談に関すること。

(6) 重症心身障害者通所事業担当〔主査〕(℡3799-5931)

① 重症心身障害者通所事業に関すること。

生活福祉課

（１）保護事務係（℡5742－6713　FAX5742-6798）

①　生活保護事業等に係る企画調整および調査

②　生活保護費等の支払

③　生活保護法に基づく医療券、介護券の作成および交付

④　法外援護の企画調整および実施

⑤　高額療養費等支払費用の貸付け

⑥　課内他係に属しないこと

（２）相談係（℡5742－6714）

①　生活保護法等に係る相談および支援

②　中国残留邦人等支援事業

③　生活困窮者自立支援事業

④　行旅死亡人等取扱事務

（３）保護第一係（℡5742－6715）

品川第一地区、品川第二地区、大井第一地区における
生活保護法に基づく個別的援護事務および法外援護の調査

（４）保護第二係（℡5742－6716）

荏原第二地区、荏原第三地区、八潮地区における
生活保護法に基づく個別的援護事務および法外援護の調査

（５）保護第三係（℡5742－6717）

大崎第一地区、大崎第二地区、大井第二地区における
生活保護法に基づく個別的援護事務および法外援護の調査

（６）保護第四係（℡5742－6718）

荏原第三地区、荏原第四地区における
生活保護法に基づく個別的援護事務および法外援護の調査

（７）保護第五係（℡5742－6868）

荏原第一地区、荏原第五地区における
生活保護法に基づく個別的援護事務および法外援護の調査

高齢者の福祉

Ⅰ介護保険

1.施策の考え方と課題

(1)高齢者の人口　…17
(2)施策の考え方　…17
(3)介護保険料賦課徴収事務…25

2.生活支援体制整備事業　…26

3.要介護高齢者等のための事業

(1)在宅介護支援センター　…27
(2)家庭を訪問してのサービス　…31
(3)施設を利用してのサービス　…34
(4)地域密着型サービス　…38
(5)市町村特別給付事業　…43
(6)福祉用具や住宅改修など　…45
(7)在宅療養推進事業　…48
(8)施設サービス　…50

4.介護予防・日常生活支援総合事業

(1)介護予防・生活支援サービス事業　…53
(2)一般介護予防事業　…57

5.介護事業を支える事業

(1)要介護認定　…67
(2)介護保険制度推進委員会　…69
(3)特別養護老人ホーム入所調整　…71
(4)ケアマネジメント支援事業　…72
(5)品川介護福祉専門学校修学資金貸付事業 …74
(6)品川福祉カレッジ　…75
(7)社会福祉士養成コース受講助成　…76
(8)品川区民間社会福祉施設職員住宅提供事業 …77
(9)介護職員の雇用促進助成事業　…78
(10)福祉人材確保・定着事業　…80
(11)要介護度改善ケア奨励事業　…82
(12)入院中の紙おむつ代助成事業　…83

6.在宅介護者研修事業

(1)在宅介護者研修事業　…84
(2)家族介護者教室　…84
(3)家族介護者応援講座　…84

Ⅱ地域福祉の推進

1.地域における福祉

(1)地域福祉計画　…86
(2)ユニバーサルデザイン普及啓発事業　…86
(3)長寿お祝い事業　…87

2.ひとり暮らし高齢者等のための事業

(1)高齢者の見守り　…88
(2)安否確認　…96
(3)民生委員　…100
(4)高齢者相談等事業　…101
(5)生活の支援　…102
(6)養護老人ホーム入所措置　…104
(7)その他の福祉制度　…106

Ⅲいきがいづくりと社会参加

1.高齢者の社会参加支援　…107

2.高齢者の健康づくり・いきがいづくり

(1)いきいきカラオケ広場　…108
(2)いきいき健康マージャン広場　…108
(3)シルバーダンスパーティ　…108
(4)高齢者作品展　…109
(5)高齢者グラウンドゴルフ大会　…109
(6)高齢者輪投げ大会　…110
(7)高齢者福祉団体登録　…110

3.シルバー成年式　…111

4.ふれあい給食の実施　…111

5.高齢者外出習慣化事業　…112

6.シルバーパス交付事務(都事業)　…112

7.高齢者クラブ等支援事業

(1)高齢者クラブ運営助成　…113
(2)花づくり助成事業　…114

8.シルバーセンターの運営　…114

9.西大井いきいきセンターの運営　…114

10.高齢者多世代交流支援施設(ゆうゆうプラザ)の運営　…115

11.大井三丁目高齢者憩いの場(ゆうゆうプラザ)の運営　…116

Ⅳ高齢者の住まい・施設等基盤整備

1.高齢者住宅対策

(1)高齢者住宅運営　…120
(2)高齢者住宅対策事業　…121
(3)高齢者向け優良賃貸住宅家賃助成　…123
(4)サービス付き高齢者向け住宅家賃助成　…123
(5)サービス付き高齢者向け住宅整備費助成　…123

2.施設等基盤整備　…127

3.社会福祉法人認可・指導監査　…128

在宅サービス提供にかかる利用料金…129

Ⅰ介護保険

1. 施策の考え方と課題

(1)高齢者の人口

品川区在住の65歳以上の高齢者は、平成31年4月1日現在81，000人を超え、総人口（396,996）の20．59%に達している。今後も上昇が見込まれるが、30年には75歳以上の人口が65～74歳の人口を上回った。今後令和7年には、65歳以上の高齢者は総人口の22．5%を超えると推計される。

平成31年4月1日現在（住民基本台帳）

年齢階層	総数（人）	人口比（%）	男（人）	男女比（%）	女（人）	男女比（%）
総人口	396,996	(100.0)	194,700	(49.04)	202,296	(50.96)
65歳以上	81,744	(20.59)	34,890	(42.68)	46,854	(57.32)
70歳以上	61,808	(15.57)	25,157	(40.70)	36,651	(59.30)
75歳以上	41,933	(10.56)	15,716	(37.48)	26,217	(62.52)

(2)施策の考え方

①品川区の高齢者を支えるしくみ

区では、超高齢社会の到来に備え、増加する要介護高齢者の在宅生活を支えるため、訪問介護サービス・短期入所・通所介護や食事サービスなどの在宅福祉サービスの充実を図るとともに、特別養護老人ホーム、高齢者住宅等の施設建設に早期に着手し都市型施設の整備に努めてきた。

このような中、区は次の図のとおり高齢者像を3つの類型に分け、高齢者の心身状況に合わせたサービスの提供体制を整備するとともに、地域の相互支援活動や社会福祉参加のしくみづくりにも力を入れ構築・運用してきた。

介護保険制度導入以降では、介護保険事業計画において、区民の在宅介護の意向を踏まえ、高齢者介護のあり方・目標を「高齢者と家族が、介護保険サービスを含む公的サービスと住民の共助活動、民間サービスを活用しながら、心身の機能が低下しても住み慣れた『我が家』での生活を送ることができる。そのなかで、在宅生活を可能な限り追求し、その継続が困難になった場合には、施設への入所の見通しが立つ」を掲げ、さまざまな先駆的取り組みを行なっている。

また、住み慣れた地域で生活を送るには、地域での支え合いが重要であり、日常の生活を支えるしくみづくりにも取り組んでいる。

第１号被保険者数：82,206 人（2017（平成 29）年 10 月 1 日）

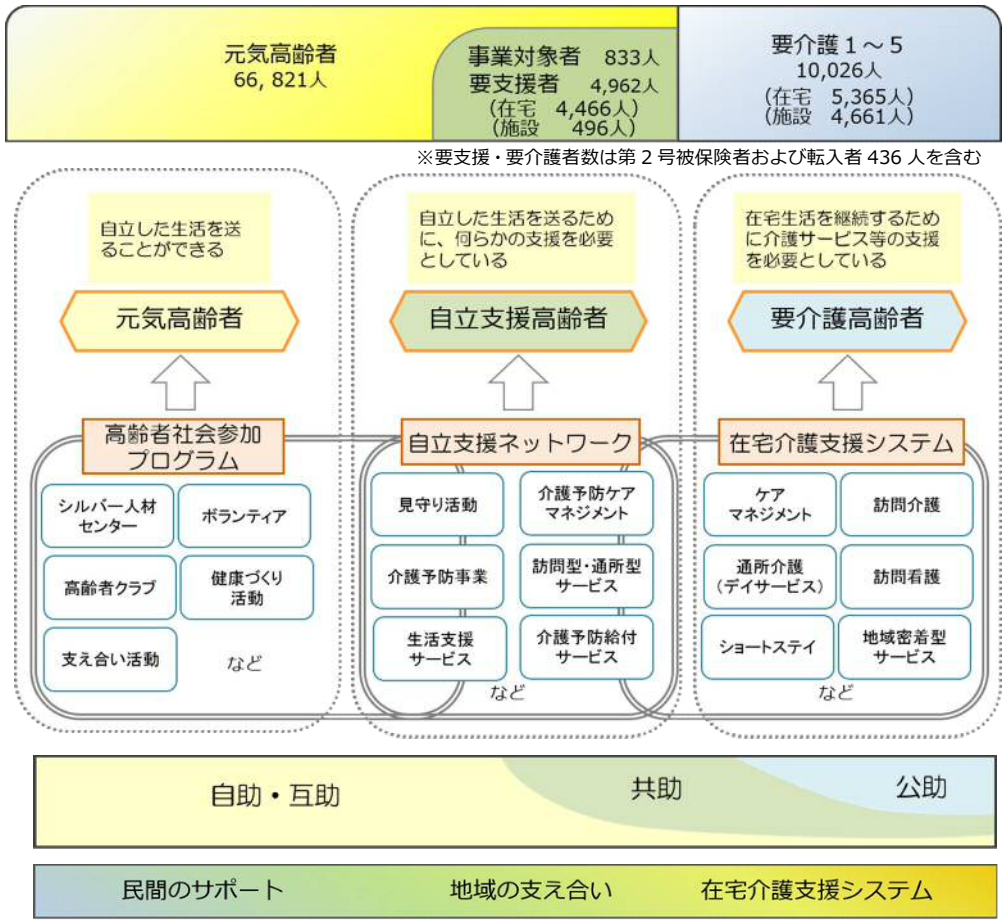

（注）自助：自分のことを自分でする、自らの健康管理、市場サービスの購入
互助：住民組織の活動、ボランティア活動、生きがい就労
共助：介護保険等の社会保険制度およびサービス
公助：一般財源による高齢者福祉事業等、生活保護、人権擁護・虐待防止

平成 30 年度から令和 2 年度までの第七期介護保険事業計画期間では、介護保険制度をさらに持続可能なものとしていくため、

第七期品川区介護保険事業計画における課題

○　『地域の支え合い体制の強化による地域包括ケアの推進』

を重点課題として掲げ、『地域で支えるしくみ＝地域包括ケアシステム』の推進により、区民や地域の多様な主体が「自分のこと」として当事者意識を持って参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりが生きがいを持って、ともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指す。

そこで、**この重点課題**へ的確に対応するため第七期においては重点課題「地域の支え合い体制の強化による地域包括ケアの推進」を図るため、以下の７つのプロジェクトを推進する。

推進プロジェクト１．地域との協働によるネットワークと環境の整備

地域におけるワンストップの相談窓口を区全域に整備するとともに、地域との協働による支え合いのネットワークを強化して、高齢者が安心、安全に生き生きと生活できる環境を創ります。

推進プロジェクト２．健康づくりと介護予防サービスの充実

心身状況に応じた健康づくりの充実を図ることにより健康寿命の延伸を目指します。また、介護予防サービスの利用促進により、住み慣れた自宅で自立して暮らせる期間の延伸を支援します。

推進プロジェクト３．介護保険サービスの充実

認知症や障害、病気等により、要介護度が中重度になっても、本人、家族の意思を尊重しながら、可能な限り住み慣れた自宅で暮らし続けられるよう、本人と家族の双方を支援します。

推進プロジェクト４．認知症高齢者を支える施策の推進

今後も認知症高齢者の増加が見込まれるため、認知症に対する正しい理解を普及啓発していくとともに、本人と家族が安全に安心して地域で生活できるよう地域ぐるみで支援します。

推進プロジェクト５．医療と介護の連携の推進

高齢になると医療と介護の両方を必要とする人が増加するため、本人、家族の意思を尊重しながら、医療職、介護職などの多職種が連携して療養環境を整え、適切なケアを提供します。

推進プロジェクト６．入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上

住み慣れた家での生活の継続が難しくなったときのセーフティネットとして、多様な入所・入居系施設の整備検討を進めるとともに、施設の自主的なサービスの質の向上を支援します。

推進プロジェクト７．福祉人材の確保、育成

地域包括ケアを一層推進するとともに、介護サービス等を安定的に供給するため、多様な福祉人材の確保、育成の方策を検討、実施するとともに、住民の地域福祉への参画を推進します。

※第七期品川区介護保険事業計画抜粋

②在宅介護支援システムの強化と地域包括支援センター機能の充実

高齢者のサービス提供体制については、高齢者等が日常的な地域生活を送るエリアとして地域センターと同一の 13 地区を「日常生活圏域」として位置付け、この 13 地区を基本に区内 20 ヵ所の在宅介護支援センターを中心とした在宅介護支援システムを構築し運用している。このシステムでは、要介護高齢者をはじめとした高齢者の福祉・介護サービス等に関する相談とサービス提供の総合的な調整のしくみとし、在宅介護支援センターにヘルパーステーションを併設するとともに、在宅介護支援センター等を中心としてデイサービス、ショートステイなどの介護サービス提供施設を有効に配置し、医師会立等の訪問看護ステーションとの連携により、一貫性のある総合的なサービスが提供できる体制としている。

平成 12 年 4 月からの介護保険制度に対応し、この在宅介護支援システムにより、介護保険制度における申請、相談、アセスメント（課題分析)、ケアプラン作成、サービス提供の一連のプロセスを適切に行うことのできるしくみとしている。

平成 18 年度からの介護予防マネジメントの導入においては、高齢者福祉課を「地域包括支援センター」に位置付けるとともに、各地区在宅介護支援センターに予防担当ケアマネジャーを配置し、地域包括支援センター機能を分担させることによりきめ細やかな対応が可能なしくみとしている。

また、平成 26 年の介護保険制度改正により平成 27 年度から要支援者の介護予防訪問介護および介護予防通所介護事業が、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業として区の事業（区総合事業という。）に位置付けられ、これに対し区では全国に先駆け平成 27 年 4 月から事業移行した。

さらに、平成 29 年度には、区と在宅介護支援センターを結ぶ情報処理システムを更新し、品川区高齢者総合支援システムとして多職種連携システムと併せ一体的な開発を行い、平成 30 年度（一部 30 年 1 月）から運用を開始した。これにより情報の一元管理による情報連携・情報共有基盤を整備し、効率的効果的な高齢者支援体制の強化を図っている。

今後さらに増加が見込まれる支援が必要な高齢者に対し、介護予防、区総合事業および介護・福祉サービス等の適切な利用を推進するため、引き続き予防から介護に至る継続的で一貫性のあるマネジメントを通じ、介護予防の推進と在宅介護支援の一層の強化・充実を図っていく。

③適切な介護予防マネジメントと介護予防事業の充実

「できないことの補填」から「もっとできるようになるための支援」へ転換を図るため、個人の生活・人生を尊重し、意欲を引き出しながら、生活機能の維持および向上を積極的に図り、できるかぎり自立した生活を送れるよう支援していく。

これまでも、自立支援高齢者を中心として介護予防事業を展開し、介護予防の重要性を認識し、「地域リハビリテーションシステムの再構築」や市町村特別給付「身近でリ

ハビリ」「水中運動」を創設、「高齢者筋力向上トレーニング事業」を先駆的に実施してきた。

平成 18 年度の介護保険制度の見直しでは、先駆的な事業で培った手法を活用しデイサービスセンター等において効果的な介護予防事業の実施と予防給付サービスの充実を図り現在に至っている。

さらに平成 26 年の介護保険制度改正による区総合事業の適切な実施による訪問・通所事業を通じ、一層介護予防を重視した要支援者等軽度の高齢者への支援の充実を図る。また、これまでの多様な介護予防サービスを実施しつつ、提供体制等を整理し予防重視型の介護予防システムの効果的な運用をめざし、介護予防事業・予防給付サービスを円滑に実施・提供できるしくみの充実に努めていく。

④地域との協働による多様なネットワークの拡充

総合的な介護予防重視型のシステムを構築するためには、介護サービスや介護予防事業のみでは限界があり、地域での支え合いによる自立支援ネットワークの充実が不可欠である。

また、各地域独自の相互支援活動である「支え愛活動」や社会福祉協議会が行っている家事援助サービスなどの「さわやかサービス」などがある。これら地域における相互支援活動は、要介護認定では「非該当」となる自立支援高齢者のためのサービス提供であるとともに、要介護高齢者にとってもふれあいとあたたかみのあるサービスとして重要な意義を持つものであり、活動の一層の支援が重要である。

さらに、一人暮らし高齢者や高齢者世帯に対する安否確認事業、町会・自治会および事業者による地域での見守り活動などの充実とともに、認知症高齢者サポーター養成や虐待防止ネットワーク、孤立死防止ネットワークの構築など、地域住民や関連するさまざまな機関と連携協力した協働のしくみづくりに積極的に取り組んでいく。

⑤高齢者社会参加プログラムの推進

高齢者がいつまでも元気で心豊かに生活できるよう、就業ニーズへの対応やヤングシニア・高齢者クラブ等のボランティア活動、健康づくり、学習・スポーツ、若い世代との交流などの高齢者社会参加プログラムを積極的に推進していくことが大切である。

そこで、高齢者等が介護･福祉サービス（事業）のボランティアとして参加した場合にポイントを付与し換金等ができる地域貢献ポイント制度の活用により社会参加を促進するとともに、社会福祉協議会やシルバー人材センター等との調整により、高齢者が参加と活動を通して介護予防に資するよう担い手として区総合事業等への参加ができるよう介護予防事業を含めた事業の見直し、拡充を図っていく。

⑥多様な介護施設の整備と既存施設の活用

区内には現在、特別養護老人ホーム 12 か所、老人保健施設 2 か所が整備されている。今後も団塊の世代が後期高齢となる令和 7 年を見据え、在宅介護のセーフティネットとしての特別養護老人ホームや介護保険施設の整備検討を継続的に進める。

また、これまで整備してきた新しいタイプの住まいとしてのケアハウス制度を活用したケアホームや特定施設、今後さらなる増加が懸念される認知症高齢者へ対応するための認知症高齢者グループホーム、小規模多機能施設などの基盤について、地域バランスを考慮した計画的な整備検討を進めていく。さらに、シルバーセンター等既存の区有施設・区有地を有効に活用し多様なニーズにきめ細かく対応した介護予防拠点としての整備を行っていく。

⑦介護保険制度の運営

介護保険制度創設以降、健全な保険財政の下、適正な安定した制度運営を行ってきた。しかし、増々高齢者人口が増加し、要介護認定者数の増加や事業費・介護保険料の上昇が推計される中で、さらに透明性を確保した公正かつ円滑な制度運営を行っていく必要がある。

また、平成 30 年 3 月には第七期介護保険事業計画において、平成 30～令和 2 年度の計画期間内に取り組むべき課題設定および課題解決に向けた 7 つの推進プロジェクトを策定した（19 ページ参照）。適切な要介護認定や要支援者等軽度の高齢者への区総合事業の実施、介護予防事業の充実等により事業費・介護保険料の急増抑止を図るとともに、認知症高齢者施策の強化など一層の在宅生活継続の支援強化を図っていく。

そのため、品川区介護保険制度推進委員会において、制度の運営状況や諸事業の実施状況を検証し、事業計画との整合性を審議し、より一層充実した介護保険制度の運営を行っていく。

介護保険財政基盤を支える仕組み

介護保険制度を運営する財源は、3 年を 1 期とする介護保険事業計画期間（第 7 期は平成 30 年度から令和 2 年度）内における保険給付に要する費用（国が定める介護報酬の額から自己負担分を除く保険給付費。）および地域支援事業に係る費用の見込み額の概ね 1/2 を区、国、東京都の負担する公費、残り 1/2 を 40 歳以上の区民（被保険者（65 歳以上を第 1 号被保険者、40～64 歳までを第 2 号被保険者という。））から徴収する介護保険料を財源として構成する。（サービスの種類や市町村特別給付、地域支援事業により財源構成（負担割合）は異なる。）

なお、介護サービスを利用した場合には、介護報酬の 1 割（一定以上の所得のある方は 2 割または 3 割（平成 30 年 8 月～））を利用者負担として直接サービス提供事業者へ支払うしくみとなっている。

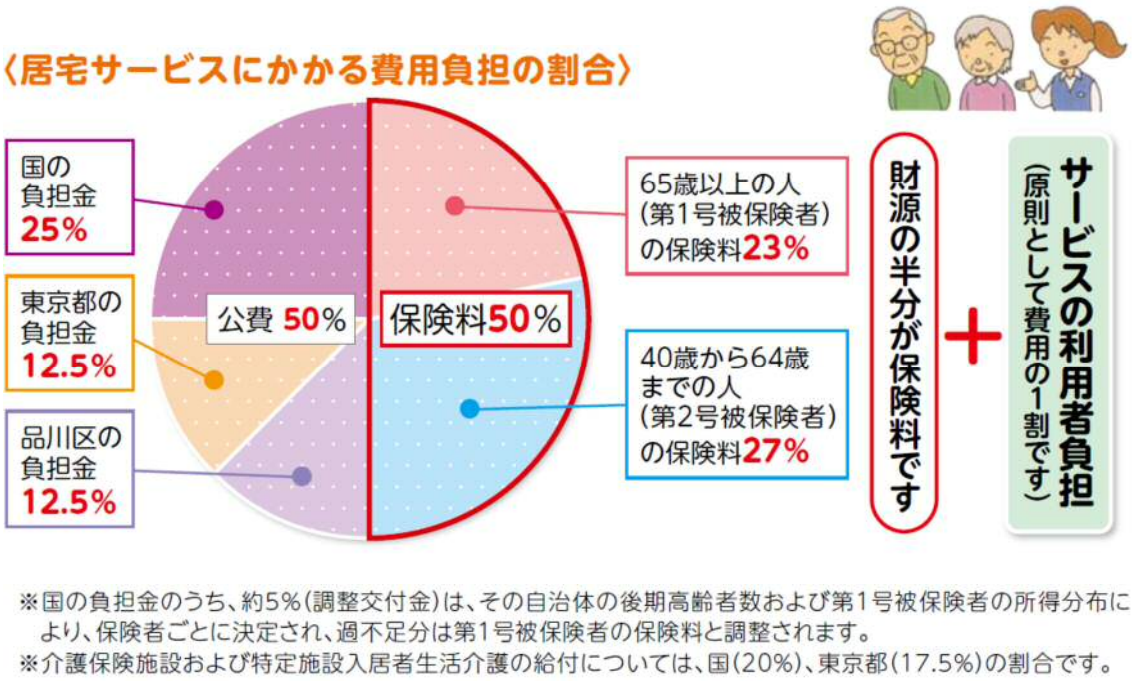

※国の負担金のうち、約5%（調整交付金）は、その自治体の後期高齢者数および第1号被保険者の所得分布により、保険者ごとに決定され、過不足分は第1号被保険者の保険料と調整されます。
※介護保険施設および特定施設入居者生活介護の給付については、国（20%）、東京都（17.5%）の割合です。

介護保険給付件数の推移

（単位：件）

			平成28年度	平成29年度	平成30年度
保険給付費					
在宅サービス					
	訪問介護	介護	34,585	34,444	33,879
		予防	347	130	1
	訪問入浴介護	介護	3,140	3,017	2,781
		予防	18	21	18
	訪問看護	介護	19,716	20,074	20,280
		予防	4,205	5,257	6,238
	訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	介護	780	1,303	1,567
		予防	83	216	363
	通所介護	介護	31,003	30,592	30,653
		予防	189	72	-2
	通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	介護	3,123	3,453	3,673
		予防	736	866	1,074
	福祉用具貸与	介護	43,358	45,087	45,535
		予防	14,856	16,723	19,090
	短期入所生活介護	介護	6,110	6,689	7,078
		予防	262	314	331
	短期入所生活介護 （介護老人保健施設）	介護	720	707	607
		予防	14	25	3
	短期入所療養介護 （介護療養型医療施設）	介護	0	0	0
		予防	0	0	0
	居宅療養管理指導	介護	62,569	66,886	70,895
		予防	5,959	7,604	9,341
	特定施設入所者生活介護	介護	16,234	16,809	16,997
		予防	2,176	2,642	3,023
	短期利用特定施設入所者生活介護	介護	40	50	29
	居宅介護支援(ケアプラン)	介護	63,407	64,247	63,493
		予防	18,142	20,456	23,255
	福祉用具購入	介護	903	934	860
		予防	338	375	335
	住宅改修	介護	575	634	590
		予防	351	425	367
地域密着型サービス					
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護	381	339	319
	認知症対応型共同生活介護	介護	2,742	2,830	2,882
		予防	8	0	0
	地域密着型特定施設入所者生活介護	介護	569	549	543
	夜間対応型訪問介護	介護	1,023	1,024	1,069
	地域密着型通所介護	介護	10,244	11,182	10,305
	認知症対応型通所介護	介護	3,555	3,643	3,258
		予防	14	15	21
	小規模多機能型居宅介護	介護	1,691	1,893	2,242
		予防	48	54	80
	看護小規模多機能型居宅介護	介護	267	301	368
	介護老人福祉施設入所者生活介護	介護	353	355	349
施設サービス					
	介護老人福祉施設サービス		12,051	13,201	13,530
	介護老人保健施設サービス		7,202	7,007	7,145
	介護療養型医療施設サービス		2,130	1,918	1,810
	介護医療院サービス		0	0	48
特定入所者介護サービス					
	特定入所者介護サービス	介護	14,852	14,998	15,047
		予防	93	112	95
その他					
	高額介護サービス費		47,108	48,263	48,907
	高額医療合算介護サービス費		3,239	2,849	1,361
	審査支払手数料		373,470	391,174	403,147

(3)介護保険料賦課徴収事務

①第 1 号被保険者数　(平成 31 年 3 月 31 日現在)

65 歳以上	80,862
外　国　人	735
住所地特例※	1,066
合　　計	82,663

※「住所地特例」とは、介護保険三施設、養護老人ホーム、特定施設に入所することにより、当該施設所在地に住所を変更したと認められる被保険者について、当該施設に住所を移転する前の住所地区市町村を保険者とする特例措置である。(介護保険法 13 条)

②第 1 号被保険者　月額保険料と段階別人数　(平成 31 年 3 月 31 日現在)

区　分	対象者	保険料（月額） 保険料率	保険料 (年額)	人　数	構成比
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が区民税非課税 中国残留邦人等生活支援給付を受けている人	2,240 円 基準額×0.40	26,880	3,317	4.01%
第2段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等の収入金額が 80 万円以下の人	2,240 円 基準額×0.40	26,880	11,409	13.80%
第3段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等の収入金額が 80 万円超 120 万円以下の人	3,080 円 基準額×0.55	36,960	5,872	7.10%
第4段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等の収入金額が 120 万円を超える人	3,920 円 基準額×0.70	47,040	6,206	7.51%
第5段階	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得金額＋公的年金等の収入金額が 80 万円以下の人	4,760 円 基準額×0.85	57,120	8,442	10.21%
第6段階	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得金額＋公的年金等の収入金額が 80 万円を超える人	5,600 円 **(基準額)**	67,200	7,574	9.16%
第7段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	5,880 円 基準額×1.05	70,560	10,774	13.03%
第8段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人	6,720 円 基準額×1.20	80,640	10,755	13.01%
第9段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人	7,840 円 基準額×1.40	94,080	6,977	8.44%
第10段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が 300 万円以上 500 万円未満の人	9,240 円 基準額×1.65	110,880	5,620	6.80%
第11段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が 500 万円以上 800 万円未満の人	10,920 円 基準額×1.95	131,040	2,497	3.02%
第12段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が 800 万円以上 1,200 万円未満の人	12,040 円 基準額×2.15	144,480	1,198	1.45%
第13段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が 1,200 万円以上 2,000 万円未満の人	13,160 円 基準額×2.35	157,920	948	1.15%
第14段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が 2,000 万円以上の人	15,680 円 基準額×2.80	188,160	1,074	1.30%
合　　計				82,663	100.00%

③第 1 号被保険者保険料の収納状況　　(単位：千円)

年度	調　定　額	収　納　額	収　納　率
平成 30 年度	5,632,642	5,554,123	98.61%
平成 29 年度	5,293,912	5,189,888	98.04%
平成 28 年度	5,237,999	5,128,547	97.91%

※ 収納額は還付未済額を控除済み

※ 平成 30 年度は、平成 31 年 3 月末現在の数値

2. 生活支援体制整備事業

【目　的】　品川区に居住する高齢者が、住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、地域の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の活動を一体的に推進する。

【事業内容】　◆生活支援コーディネーターの配置

地域センターの所管区域を単位として、高齢者の生活支援体制整備を推進するため支え愛・ほっとステーションに配置されたコーディネーターを生活支援コーディネーターとして位置付け、地域の支援ニーズとサービス提供主体等の活動を適切につなぐ業務を行う。また、生活支援コーディネーターを統括し、区内全域を対象として生活支援体制を推進する統括生活支援コーディネーターを区に配置する。

◆協議体の設置

生活支援コーディネーターと生活支援サービスの多様な提供主体等が集まり、定期的に情報の共有や連携強化を図ることを目的とした会議体を設置する。互助を中心とした地域づくりを住民主体で進め、地域のつながりや助け合いのしくみづくりについて検討・課題解決し、地域の活動の充実を図る。

区内全域を総合的な視点から捉えた第 1 層協議体を支え愛活動推進委員会に、地域の実情に合わせた第 2 層協議体を各地区支え愛活動会議に位置付ける。

【予算額】　5,550 千円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	6,232,333 円	5,973,708 円	5,420,000 円
①支え愛活動推進委員会（第 1 層協議体）の開催			
開催日	平成 29 年 1 月 24 日	平成 30 年 1 月 19 日	平成 31 年 1 月 16 日
委員数	31 人	31 人	31 人
②各地区支え愛活動会議（第 2 層協議体）の開催			
開催回数	13 地区延べ　39 回	13 地区延べ　35 回	13 地区延べ　33 回

3. 要介護高齢者等のための事業

(1)在宅介護支援センター(地域包括支援センター)

【目　的】

在宅介護を行っている家族が、身近なところで気軽に専門職員に相談できるとともに、区の窓口に行かなくても、介護保険で受けられるサービスをはじめ、必要な保健・医療・福祉サービスが受けられるよう調整することにより、在宅での介護の支援を行う。

【対　象】

介護保険の要介護認定者等もしくは基本チェックリストの実施により介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定された方(未認定(判定)申請者を含む)で、日常生活を営むのに支障のある高齢者または心身障害のある方およびその家族等。

【内　容】

①相談と必要なサービスの調整

専門職員が家庭訪問等により、介護保険に関することなど介護にかかわる様々な相談に応じるとともに、一人ひとりの高齢者が適切なサービスを利用できるよう調整する。

②手続の代行

各種の保健・医療・福祉サービスの申請について、本人や家族に代わって、区への申請書の提出を代行する等の便宜を図る。

③福祉機器の紹介や住宅改修相談

福祉機器の展示･紹介･選定･具体的使用方法および住宅の改修に関して、相談・助言を行う。

④要介護認定調査

介護保険サービスの利用に必要な要介護度等の判定のために、高齢者の心身状態を把握する基本調査（74 項目）を行う。

⑤基本チェックリストの実施

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業の利用判定のために、高齢者の心身状態を把握する基本チェックリスト（25 項目）の実施により行う。

⑥居宅サービス計画(ケアプラン)等の作成

介護保険および総合事業による介護サービスの利用ができるように、居宅サービス計画書(ケアプラン)、介護予防サービス・支援計画書(介護予防ケアプラン)を作成する。

※訪問介護事業所(ヘルパーステーション)の併設(一部)

在宅介護支援センターに訪問介護事業所を併設し、双方が連携することにより、利用者に対し質の高いサービスを安定的に提供する。

【所在地】226 ページ参照

【予算額】 215,175 千円（令和元年度）

※地域包括支援センターとして、予防ケアプランを作成した報酬分についての予算額である。なお、相談支援のための運営経費として、別途354,130千円予算措置している。

【決算額】

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
決算額	181,343,016円	193,316,572円	200,838,154円

※平成30年度の数値は令和元年5月7日時点のものであり、今後追加支出により変更される場合あり。

【実　績】（単位：件）

項目＼年度	平成28年度						
	台場	東品川	東品川第二	上大崎	西五反田	大崎	南大井
相談件数合計	4,617	6,197	6,985	7,318	14,897	6,583	3,913
短期入所(ショートステイ)	100	154	181	271	668	257	135
通所介護(デイサービス)	392	1,553	1,596	1,348	2,688	1,286	596
訪問介護員(ヘルパー)	3,389	971	1,567	1,340	2,274	944	366
介護方法	48	164	512	428	2,022	166	276
認知症相談	150	174	443	218	1,551	133	174
医療相談	63	836	656	1,026	1,323	708	571
特養入所	85	42	69	91	454	119	29
住宅改修等	92	114	68	194	397	126	122
行政サービス	0	77	214	512	501	83	446
福祉機器等	298	670	1,322	883	1,891	605	374
その他	0	1,442	357	1,007	1,128	2,156	824
ケアプラン（介護）	2,001	1,954	1,263	1,655	2,720	2,435	1,457
ケアプラン(予防)	698	945	487	857	922	1,124	825
ケアプラン(総合事業)	1,216	1,175	569	1,308	982	1,501	978

項目＼年度	平成28年度						
	南大井第二	八潮	大井	大井第二	西大井	荏原	小山台
相談件数合計	4,642	4,210	4,083	5,602	4,249	15,787	10,977
短期入所(ショートステイ)	364	170	147	185	346	714	518
通所介護(デイサービス)	443	614	679	853	1,190	3,548	2,154
訪問介護員(ヘルパー)	453	446	299	361	549	2,662	1,856
介護方法	424	86	51	429	119	1,073	464
認知症相談	447	142	57	128	87	1,028	397
医療相談	417	390	614	486	338	1,657	1,667
特養入所	251	23	22	19	52	77	96
住宅改修等	229	45	39	118	57	346	226
行政サービス	492	535	70	93	25	171	346
福祉機器等	358	441	251	419	445	2,296	1,570
その他	764	1,318	1,854	2,511	1,041	2,215	1,683
ケアプラン（介護）	1,519	1,611	1,310	1,515	1,602	1,598	1,545
ケアプラン(予防)	897	551	424	593	712	1,120	751
ケアプラン(総合事業)	1,044	660	690	871	1,445	962	564

項目＼年度	平成28年度						
	小山	成幸	中延	中延第二	戸越台	戸越台第二	(総計)
相談件数合計	13,230	16,236	17,168	10,611	12,724	13,605	183,634
短期入所(ショートステイ)	731	1,211	859	529	522	345	8,407
通所介護(デイサービス)	2,620	3,156	3,683	2,278	2,942	2,427	36,046
訪問介護員(ヘルパー)	2,505	3,575	2,865	1,587	1,766	2,092	31,867
介護方法	473	230	704	1,157	83	745	9,654
認知症相談	857	389	701	748	387	414	8,625
医療相談	1,289	893	2,154	1,258	1,221	1,758	19,325
特養入所	151	158	228	169	136	99	2,370
住宅改修等	450	422	414	259	285	364	4,367
行政サービス	174	172	629	384	77	322	5,323
福祉機器等	1,811	1,748	1,629	1,037	1,510	1,430	20,988
その他	2,169	4,282	3,302	1,205	3,795	3,609	36,662
ケアプラン（介護）	2,159	2,535	2,588	1,640	1,931	2,569	37,607
ケアプラン(予防)	1,193	1,070	835	477	973	814	16,268
ケアプラン(総合事業)	1,223	1,215	1,477	825	961	1,200	20,866

＊高齢者福祉課（統括在宅介護支援センター）

	平成28年度
一　般　相　談	7,760
医　療　相　談	1,005
施設入所相談	1,739
合　　計	10,504

【実 績】 （単位：件）

項目＼年度	平成29年度						
	台場	東品川	東品川第二	上大崎	西五反田	大崎	南大井
相談件数合計	4,216	6,796	6,655	7,870	16,200	6,576	4,164
短期入所(ショートステイ)	55	222	213	436	703	301	145
通所介護(デイサービス)	408	1,561	1,537	1,259	3,054	1,331	656
訪問介護員(ヘルパー)	3,346	1,034	1,318	1,222	2,632	818	350
介護方法	21	267	456	688	2,125	472	460
認知症相談	99	311	391	358	1,562	116	276
医療相談	45	1,019	649	1,103	1,270	793	689
特養入所	64	96	51	115	376	108	35
住宅改修等	78	165	74	136	380	123	104
行政サービス	0	203	186	601	507	43	355
福祉機器等	100	864	1,410	938	2,199	598	340
その他	0	1,054	370	1,014	1,392	1,873	754
ケアプラン（介護）	1,679	1,955	1,196	1,764	2,923	2,437	1,450
ケアプラン(予防)	722	1,037	586	932	1,063	1,199	1,011
ケアプラン(総合事業)	1,219	1,167	554	1,289	997	1,447	981

項目＼年度	平成29年度						
	南大井第二	八潮	大井	大井第二	西大井	荏原	小山台
相談件数合計	5,080	4,027	5,715	8,874	5,411	17,396	11,763
短期入所(ショートステイ)	486	104	190	370	308	833	588
通所介護(デイサービス)	518	559	828	1,617	1,365	3,658	2,387
訪問介護員(ヘルパー)	546	341	438	886	621	2,647	1,834
介護方法	398	98	165	599	127	786	873
認知症相談	501	111	246	445	161	1,229	372
医療相談	505	301	879	1,083	530	1,842	1,831
特養入所	371	37	41	83	73	131	62
住宅改修等	316	35	30	155	93	522	222
行政サービス	524	51	116	147	75	49	301
福祉機器等	430	313	284	792	523	2,889	1,616
その他	485	2,077	2,498	2,697	1,535	2,810	1,677
ケアプラン（介護）	1,720	1,692	1,163	1,581	1,603	1,311	1,499
ケアプラン(予防)	1,013	544	433	630	888	1,069	883
ケアプラン(総合事業)	1,020	725	695	844	1,346	985	622

項目＼年度	平成29年度						
	小山	成幸	中延	中延第二	戸越台	戸越台第二	(総計)
相談件数合計	14,616	14,702	15,362	12,940	12,382	13,988	194,733
短期入所(ショートステイ)	809	1,069	776	698	686	553	9,545
通所介護(デイサービス)	2,930	3,046	3,532	2,752	2,839	2,677	38,514
訪問介護員(ヘルパー)	2,993	3,494	2,545	1,742	1,825	2,236	32,868
介護方法	723	362	615	1,318	132	525	11,210
認知症相談	986	296	493	991	373	481	9,798
医療相談	1,661	693	1,729	1,424	1,560	1,789	21,395
特養入所	153	123	200	265	117	121	2,622
住宅改修等	437	381	384	339	316	321	4,611
行政サービス	171	108	481	539	76	393	4,926
福祉機器等	1,642	1,685	1,802	1,489	1,472	1,425	22,811
その他	2,111	3,445	2,805	1,383	2,986	3,467	36,433
ケアプラン（介護）	2,015	2,653	2,676	1,576	1,949	2,547	37,389
ケアプラン(予防)	1,324	1,217	1,099	621	1,088	1,040	18,399
ケアプラン(総合事業)	1,387	1,444	1,413	851	970	1,169	21,125

＊高齢者福祉課（統括在宅介護支援センター）

	平成29年度
一 般 相 談	8,149
医 療 相 談	1,250
施設入所相談	1,906
合 計	11,305

【実 績】 （単位：件）

年度	平成30年度							
区分	台場	東品川	東品川第二	上大崎	西五反田	大崎	八潮	南大井
相談件数合計	1,447	1,624	1,034	1,843	3,918	5,589	3,537	3,729
介護保険サービス利用手続き	719	639	592	738	986	880	780	1,031
訪問サービス	117	69	35	206	674	1,465	649	329
通所サービス	113	63	26	110	405	821	679	295
短期入所	18	12	11	29	119	134	118	93
福祉用具	66	50	26	112	210	283	343	159
住宅改修	24	25	4	58	41	81	29	55
総合事業サービス	0	1	0	1	7	4	180	16
区独自サービス	32	29	36	15	54	37	75	65
施設サービス	37	73	31	41	145	140	67	145
医療	100	317	170	349	986	1,412	474	1,101
認知症	31	58	39	52	47	36	45	199
成年後見	7	13	15	4	8	2	3	27
虐待	2	5	0	15	14	1	1	15
安否確認	31	37	24	18	23	28	30	24
苦情	0	5	4	7	10	6	9	20
その他	150	228	21	88	189	259	55	155
ケアプラン（介護）	1,548	1,923	1,335	1,651	3,020	2,485	1,810	1,580
ケアプラン(予防)	733	1,089	793	1,054	1,221	1,313	654	1,092
ケアプラン(総合事業)	1,202	1,102	575	1,234	931	1,362	624	888

年度	平成30年度							
区分	南大井第二	大井	大井第二	西大井	荏原	小山台	小山	成幸
相談件数合計	4,100	3,410	1,392	3,115	1,578	2,959	2,414	2,509
介護保険サービス利用手続き	605	465	455	722	647	621	748	786
訪問サービス	809	697	116	512	127	396	188	262
通所サービス	547	551	93	346	137	344	156	205
短期入所	197	114	39	162	25	87	43	40
福祉用具	281	204	76	157	119	185	121	121
住宅改修	49	44	61	54	49	44	45	70
総合事業サービス	12	2	10	5	0	0	3	4
区独自サービス	33	28	6	30	14	42	21	8
施設サービス	234	96	62	195	55	112	174	119
医療	981	996	206	602	237	863	625	695
認知症	75	58	134	51	28	61	89	48
成年後見	20	31	6	13	4	8	28	15
虐待	2	0	20	3	4	7	18	2
安否確認	57	34	17	16	69	77	28	43
苦情	2	4	6	2	1	2	9	15
その他	196	86	85	245	62	110	118	76
ケアプラン（介護）	1,879	1,106	1,474	1,265	1,297	1,446	1,897	2,380
ケアプラン(予防)	1,165	476	685	1,039	1,214	896	1,568	1,250
ケアプラン(総合事業)	969	624	731	1,329	981	618	1,360	1,540

年度	平成30年度						
区分	中延	大原	戸越台	杜松	支援センター計	高齢者福祉課計	総計
相談件数合計	7,126	1,157	5,533	4,877	62,891	15,569	78,460
介護保険サービス利用手続き	1,123	358	933	1,114	14,942	8,431	23,373
訪問サービス	1,245	64	1,033	683	9,676	160	9,836
通所サービス	1,179	124	673	571	7,438	96	7,534
短期入所	255	29	259	144	1,928	65	1,993
福祉用具	419	38	223	295	3,488	1,242	4,730
住宅改修	67	25	63	101	989	8	997
総合事業サービス	0	2	4	8	259	7	266
区独自サービス	42	12	43	65	687	301	988
施設サービス	344	69	149	234	2,522	1,526	4,048
医療	1,906	362	1,863	1,225	15,470	1,137	16,607
認知症	113	35	97	107	1,403	452	1,855
成年後見	29	0	11	16	260	468	728
虐待	39	7	9	24	188	371	559
安否確認	104	4	59	73	796	176	972
苦情	48	2	2	4	158	72	230
その他	213	26	112	213	2,687	1,057	3,744
ケアプラン（介護）	2,229	1,607	1,816	2,476	36,224	0	36,224
ケアプラン（予防）	1,236	661	1,292	1,267	20,698	162	20,860
ケアプラン（総合事業）	1,347	819	1,032	1,078	20,346	59	20,405

★29年度までは延べ相談件数を表記していたが、30年度以降はシステム改修により、相談項目を細分化するとともに相談者数を日延べ人数で表記することとした。

(2)家庭を訪問してのサービス

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

【目　的】　身体的または精神上の障害があって日常生活を営むのに支障がある要介護者等の家庭に訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、要介護者等が地域の中で安心して自立した生活を営むことができるよう支援する。

【対　象】　身体上または精神上の障害があって日常生活を営むのに支障がある要介護者等（65 歳未満であって初老期認知症等に該当する方を含む）のいる家庭で、本人またはその家族が介護サービス等を必要とする方。

【内　容】　・訪問介護（要介護 1～5 の方）
ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行う。通院などを目的とした乗降介助（介護タクシー）も利用できる。
・予防訪問事業（要支援 1・2 の方）
ホームヘルパーによる自立を促すための支援を行う。家事などで利用者本人が自分でできる部分は行うことで、日常の生活能力を維持・向上させ、自立した生活を送れるようにする。利用できるのは 1 つの事業所のみ。

【派遣回数】　ケアプランによる

【利用料金】　費用の 1 割（一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割）

【決算額】※総合事業分除く

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問介護	2,154,503,074 円	2,214,942,407 円	2,183,984,052 円
介護予防訪問介護	※　7,286,538 円	※　3,188,285 円	※　21,960 円
合計	2,161,789,612 円	2,218,130,692 円	2,184,006,012 円

【実　績】（各年度 3 月 31 日現在）※総合事業分除く　（単位：人）

年度 / 事業者	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	訪問介護	介護予防	計	訪問介護	介護予防	計	訪問介護	介護予防	計
民間（ケア協）	715	※　0	715	669	※　0	669	664	※　0	664
民間（その他）	1,521	※　33	1,554	1,678	※　2	1,680	1,666	※　0	1,666
在宅介護支援センター	550	※　0	550	440	※　0	440	437	※　0	437
合　計	2,786	※　33	2,819	2,787	※　2	2,789	2,767	※　0	2,767

②訪問看護サービス

【目　的】　主治医の指示により、在宅において看護師等が訪問し、本人に対して必要な診療の補助業務と療養上の世話をし、その家族に対して療養上における看護方法等を指導し、本人が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、健康の保持増進を図る。

【対　象】　要介護又は要支援の状態にある方

【内　容】　訪問看護ステーション等から看護師等が家庭を訪問し、主治医の指示による看護や病状観察、療養上の世話などを行う。

【派遣回数】　ケアプランによる

【利用料金】　費用の1割（一定以上所得のある方は費用の2割または3割）

【決算額】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
介護給付	810,261,969円	857,090,450円	876,258,055円
予防給付	125,937,854円	161,533,343円	196,557,689円
合計	936,199,823円	1,018,623,793円	1,072,815,744円

③訪問リハビリテーション

【目　的】　主治医の指示により、心身機能の低下した在宅の方に、理学療法士等を派遣して、本人およびその家族に対して日常生活上の機能訓練等の専門的な指導を行い、心身機能の低下防止と維持回復を図る。

【対　象】　要介護又は要支援の状態にある方

【内　容】　訪問看護ステーション等から理学療法士等が訪問し、主治医の指示による機能訓練および介護者への指導を行う。

【派遣回数】　ケアプランによる

【利用料金】　費用の1割（一定以上所得のある方は、費用の2割または3割）

【決算額】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
介護給付	30,033,584円	54,862,965円	61,912,521円
予防給付	2,218,409円	6,410,469円	11,895,829円
合計	32,251,993円	61,273,434円	73,808,350円

④訪問入浴介護サービス

【目　　的】 入浴が困難な在宅の要介護者等に巡回入浴車を派遣し、入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図る。

【対　　象】 家庭および公衆浴場等での入浴が極めて困難な要介護者等

【内　　容】 給湯、浴槽等の機器を搭載した車を、要介護者等宅に配車し、看護師のチェックを受けた後、家族等の立会いのうえ居室内で入浴させる。

【派遣回数】 ケアプランによる

【利用料金】 費用の1割（一定以上の所得のある方は、費用の2割または3割）

【決算額】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
介護給付	198,011,139円	191,585,524円	178,631,491円
予防給付	645,831円	983,756円	973,866円
合計	198,656,970円	192,569,280円	179,605,357円

【実　績】（3月審査分）

	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
利用者数（人）	253	3	256	235	2	237	221	2	223
入浴回数（回）	1,181	10	1,191	1,047	2	1,049	1,045	9	1,054

(3)施設を利用してのサービス

① 通所介護

◆通所介護（デイサービス）

【目　的】　在宅の要介護者等に、通所による各種サービスを提供することにより、当該要介護者等の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、また社会的孤独感の解消等を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。

【対　象】　在宅の要介護者等

【内　容】　・要介護 1～5 の方（介護給付）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活能力向上のための支援を日帰りで行う。

・要支援 1～2 の方（予防通所事業）

通所介護施設で日常生活上の支援などの共通的サービスと、その目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上・アクティビティ）を提供する。

利用できるのは 1 つの事業所のみ。

【利用料金】　費用の 1 割（一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割）

【決 算 額】　(全指定通所介護事業所)※総合事業分除く

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
介護給付	2,094,931,926 円	2,128,490,323 円	2,147,412,450 円
予防給付	※4,255,807 円	※1,556,308 円	※-25,909 円
合計	2,099,187,733 円	2,130,046,631 円	2,147,386,541 円

【実　績】(3 月審査分・件数) ※総合事業分除く

	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
件数	2,468	※21	2,489	2,469	※3	2,472	2,495	※0	2,495

◆訪問食事サービス事業

【内　容】　食事サービス。身体上の障害等により、通所介護（デイサービス）を利用できない要介護高齢者等に対して在宅サービスセンターで調理した食事を、家庭に配食する。

【利用料金】　1 食につき 600 円程度（平成 18 年 4 月から）

【所 在 地】　227 ページ参照

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	3,914,100 円	3,580,500 円	2,615,100 円

【実　績】　35 ページ参照

在宅サービスセンター利用実績

【実　績】（定員以外については延べ人数）

平成28年度								
施設名 / 事業名	通所介護		入浴サービス	機能訓練	食事サービス	訪問食事サービス	認知症通所介護	
	定員	403人/日	―	―	―	―	定員	134人/日
成幸	20	4,993	4,652	1,832	6,881	968	10	1,939
八潮	30	7,804	3,839	－	7,416	1,084	-	－
東品川	40	9,905	9,347	10,488	13,032	498	24	3,319
大井	30	7,489	6,350	－	10,055	－	12	2,667
大崎	35	9,433	9,199	9,768	11,126	0	12	1,843
戸越台	30	7,817	5,476	7,327	9,837	2,336	10	2,499
荏原	40	10,486	5,565	2,837	11,578	1,911	10	1,837
小山	－	－	823	－	1,800	－	10	1,800
中延	30	6,321	4,600	－	7,346	850	10	1,790
陽だまり	23	5,395	2,498	－	5,346	945	-	－
西大井	45	11,581	8,167	－	11,388	1,663	-	－
南大井	25	6,438	3,339	300	6,460	1,777	-	－
＊月見橋	10	2,843	3,753	75	7,797	－	24	4,954
西五反田	35	9,137	7,340	6,327	10,366	1,015	12	1,349
＊五反田	10	2,371	－	－	2,371	－	-	－

*は平成28年度から地域密着型通所介護（定員19人未満）へ移行。

平成29年度								
施設名 / 事業名	通所介護		入浴サービス	機能訓練	食事サービス	訪問食事サービス	認知症通所介護	
	定員	403人/日	―	―	―	―	定員	134人/日
成幸	20	5,315	3,595	843	5,102	1,113	10	1,934
八潮	30	7,341	3,694	－	6,943	968	-	－
東品川	40	8,063	7,334	8,224	8,001	300	24	2,287
大井	30	8,134	5,253	－	7,870	－	12	2,717
大崎	35	9,012	7,415	7,053	8,638	0	12	1,471
戸越台	30	7,208	4,034	5,637	6,813	2,826	10	2,060
荏原	40	10,263	4,954	2,479	9,791	1,885	10	2,211
小山	－	－	815	－	1,627	－	10	1,627
中延	30	7,075	4,300	－	6,746	784	10	2,200
陽だまり	23	5,167	3,318	－	5,100	733	-	－
西大井	45	11,246	8,100	－	11,107	1,579	-	－
南大井	25	6,521	3,308	356	6,522	640	-	－
＊月見橋	10	3,621	2,399	92	3,620	－	24	4,958
西五反田	35	8,716	4,824	5,061	8,713	1,107	12	1,631
＊五反田	10	2,684	－	－	2,589	－	-	－

*は平成28年度から地域密着型通所介護（定員19人未満）へ移行。
南大井の訪問食事サービスは平成29年10月から休止中。

平成30年度								
施設名 / 事業名	通所介護		入浴サービス	機能訓練	食事サービス	訪問食事サービス	認知症通所介護	
	定員	403人/日	―	―	―	―	定員	134人/日
成幸	20	4,767	4,028	858	5,934	678	10	1,792
八潮	35	7,576	3,911	0	7,386	1,126	-	－
東品川	40	10,208	9,146	5,684	13,605	86	24	3,463
大井	35	7,260	6,211	－	9,054	－	12	1,906
大崎	35	9,617	9,593	9,308	11,501	0	12	2,144
戸越台	30	6,545	3,577	5,605	7,055	2,230	10	891
荏原	40	9,961	5,685	2,297	11,474	1,433	10	2,075
小山	－	－	889	－	2,197	－	10	2,197
中延	35	7,830	6,958	－	9,750	302	12	2,094
陽だまり	19	4,292	2,744	0	4,271	491	-	－
西大井	45	11,198	8,739	2,469	11,146	1,684	-	－
南大井	25	6,503	3,370	328	6,515	0	-	－
＊月見橋	15	3,512	3,086	102	7,620	－	24	4,109
西五反田	35	8,409	5,213	5,727	10,033	687	12	1,723
＊五反田	10	2,416	－	－	2,416	－	-	－

*は平成28年度から地域密着型通所介護（定員19人未満）へ移行。
南大井の訪問食事サービスは平成29年10月から休止中。

②リハビリサービス（通所リハビリテーション(デイケア)）

【目　的】　心身の機能が低下した要介護者等を対象に、心身の機能の維持回復を図るため、通所により必要な訓練を行う。

【利用料金】　費用の１割（一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割）

【決算額】（全指定通所介護事業所）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
介護給付	164,603,308	179,392,552	185,635,193
予防給付	23,590,106	28,543,661	37,104,240
合計	188,193,414	207,936,213	222,739,433

【実　績】(3 月審査分)

	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
件数	266 件	69 件	335 件	290 件	75 件	365 件	305 件	105 件	410 件

【実　績】ケアセンター南大井（定員 50 人）　（延べ人数）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用人数	12,397	12,853	12,484

【実　績】ソピア御殿山　（定員 30 人）　（延べ人数）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用人数			2,573

③短期入所生活（療養）介護（ショートステイ）

【目　的】　要介護者等が家族の疾病・事故・出産・冠婚葬祭または休養等のため介護を受けられない場合、特別養護老人ホーム等でお世話する。

【利用料金】　費用の１割（一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割）（食事代等は別途自己負担）

【決算額】　（全指定事業所）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
介護給付	462,468,085 円	457,227,137 円	498,312,666 円
予防給付	10,875,068 円	12,694,674 円	13,201,648 円
合　計	473,343,153 円	469,921,811 円	511,514,314 円

【実　績】（全指定事業所：3 月審査分）

	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
件数	514	26	540	548	22	570	552	19	571

区　分	定員	平成 28 年度	定員	平成 29 年度	定員	平成 30 年度
成　幸	16 床	4,377 人	16 床	3,933 人	16 床	3,669 人
かえで	6 床	2,004 人	6 床	1,920 人	6 床	2,210 人
晴　楓	8 床	3,001 人	8 床	3,065 人	8 床	3,329 人
戸越台	8 床	2,972 人	8 床	2,952 人	8 床	1,221 人
荏　原	30 床	10,250 人	30 床	10,915 人	30 床	10,798 人
中　延	10 床	3,168 人	10 床	3,268 人	10 床	3,446 人
ロイヤルサニー	15 床	5,786 人	15 床	6,229 人	15 床	6,264 人
南大井	10 床	4,071 人	10 床	3,835 人	10 床	3,344 人
八潮南	19 床	5,988 人	19 床	6,078 人	19 床	5,189 人
杜　松	10 床	4,724 人	10 床	4,476 人	10 床	4,216 人
平塚橋	12 床	2,827 人	12 床	3,930 人	12 床	4,152 人
上大崎	－	－	39 床	6,871 人	39 床	10,950 人
ソピア御殿山	－	－	－	－	5 床	188 人
合　計	144 床	49,128 人	183 床	57,472 人	188 床	58,976 人

※平塚橋は平成 28 年５月開所

※上大崎は平成 29 年６月開所

※ソピア御殿山は平成 30 年５月開所

※南大井・ソピア御殿山は介護老人保健施設

【所在地】　228 ページ参照

(4)地域密着型サービス

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加を踏まえ、身近な地域ごとにサービス拠点を整備し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう主に要介護 1～5 の方に対し、地域の実情に応じた「地域密着型サービス」を提供する。(地域密着型サービスの提供事業所は品川区が関係法令および条例に基づき指定を行う。)

①小規模多機能型居宅介護

【対　象】　要支援 1・2 および要介護者

【内　容】　通いを中心に、利用者の選択に応じて、訪問サービスや泊まりのサービスを柔軟に組み合わせた多様なサービスを提供し、在宅生活の継続を支援する。

【利用料金】　費用の 1 割（食事代・宿泊代等は別途自己負担）
一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割

【所在地】　230 ページ参照

【決算額】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
介護給付	329,624,780 円	388,320,315 円	441,628,162 円
予防給付	2,646,855 円	3,570,626 円	5,452,170 円

【実　績】(3 月審査分)

	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
件数	155	4	159	157	5	162	198	7	205

②看護小規模多機能型居宅介護

【対　象】　要介護者

【内　容】　訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスを提供し、在宅生活の継続を支援する。

【利用料金】　費用の 1 割（食事代・宿泊代等は別途自己負担）
一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割

【所在地】　230 ページ参照

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
介護給付　決算額	49,568,988 円	61,065,635 円	79,046,238 円
実 績(3 月審査分)	23 件	24 件	32 件

③地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）　※平成 28 年度開始

【経　緯】　平成 28 年 4 月 1 日から、定員 19 人未満の通所介護事業所は地域密着型通所介護に移行し、東京都指定から区指定に変更。
・事業所数　32 事業所（区立 2 事業所含）

【対　象】　要介護者

【内　容】　定員が 19 人未満の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを提供する。

【利用料金】　費用の 1 割（食事代等は別途自己負担）
一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
介護給付　決算額	510,142,300 円	546,821,934 円	519,254,881 円
実 績(3 月審査分)	919 件	905 件	843 件

④認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

【対　象】　要支援 1・2 および要介護者

【内　容】　認知症の方を対象とした機能訓練や日常生活のケアを提供する。また、日中での家族介護が困難な場合に、本人の心身機能の向上と家族の介護負担の軽減を図る。
特に介護保険制度施行以前から運営している区立および社会福祉法人立在宅サービスセンターにおいては、平成 10 年度から認知症（当時「痴呆症」）の増加を見据え、認知症高齢者本人への支援とその家族の介護負担の軽減を目指し、認知症状の緩和に効果的と言われるグループホームケアの手法を取り入れ、デイサービスセンター事業として実施してきた。介護保険制度施行後における通所介護事業、さらに平成 18 年度から地域密着型サービスへ移行後においても、これまでの実施状況をふまえ、介護方法の指導、認知症専門医との連携（必要に応じたケース相談の実施、緊急時の協力等）、家族相談（家庭での介護に役立てるための、家族を含めた相談の実施）、ボランティア協力の確保を継続実施している。

【利用料金】　費用の 1 割（食事代等は別途自己負担）
一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割

【所在地】　在宅サービスセンター　10 施設（227 ページ参照）
民間施設　2 施設　計 12 施設

【決算額】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
介護給付	340,277,921 円	346,463,738 円	315,516,987 円
予防給付	382,692 円	905,541 円	1,319,853 円

【実　績】(3 月審査分)

	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
件数	297	2	299	296	1	297	248	1	249

【実績②】区立および社会福祉法人立在宅サービスセンター実績
(数字は利用定員以外すべて延べ人数)

	定員	平成 29 年度			平成 30 年度		
		通所介護	入浴サービス	食事サービス	通所介護	入浴サービス	食事サービス
成幸	10	1,934	1,109	1,835	1,789	1,048	1,774
東品川	24	2,287	2,274	2,287	3,463	2,203	3,462
大崎	12	1,471	1,272	1,484	2,144	1,843	2,144
大井	10	2,717	1,512	2,703	1,906	1,098	1,887
戸越台	10	2,060	1,118	1,867	891	492	842
荏原	10	2,211	1,271	2,208	2,075	979	2,075
小山	10	1,627	815	1,627	2,197	889	2,197
中延	10	2,200	1,237	1,775	2,094	1,465	3,385
月見橋	24	4,958	2,019	4,958	4,109	1,854	4,108
西五反田	12	1,631	984	1,535	1,723	937	1,634

＊戸越台在宅サービスセンターは、大規模改修工事に伴い段階的に規模を縮小し、平成 30 年 10 月から休止している。

⑤認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）

【対　象】　要支援 2 および要介護者（要支援 1 は利用できない）

【内　容】　認知症の高齢者を対象として、家庭的な雰囲気で、本人の有する能力に応じた役割を担うなど共同生活をしながら、専門的なケアの提供を受けることにより、本人の認知症症状の進行を防止し、生活機能の維持・向上を図る。

【利用料金】　費用の 1 割（食事代、おむつ代、日常生活費、家賃（入居費）は別途自己負担）一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割

【所在地】　229 ページ参照

【決算額】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
介護給付	701,042,346 円	742,352,969 円	758,775,051 円
予防給付	1,776,116 円	0 円	0 円

【実　績】(3 月審査分)

	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
件数	234	1	235	236	0	236	227	0	227

⑥ 夜間対応型訪問介護(ホームヘルプサービス)

【対　象】　要介護 1 以上

【内　容】　夜間帯(午後 10 時から朝 6 時)において定期または随時に訪問介護を行う。あらかじめ自宅にケアコール端末を設置し、看護師やケアマネジャーなど専門のオペレータが利用者からの通報(コール)を受け、調整･対応することで安心を確保するとともに、必要に応じて介護スタッフが速やかに駆けつけ対応する。

【利用料金】　費用の 1 割。基本料金・ヘルパー訪問料金。(保険外で通話料を別途負担)
一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割

【決算額】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
介護給付	24,587,127 円	25,533,741 円	29,260,968 円

【実　績】(3 月審査分)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件　数	71	89	82

【所在地】　228 ページ参照

【その他】　平成 21 年度から、要支援者にも同様のサービスが提供できるよう、市町村特別給付を創設した。(詳細は、「P. 43 市町村特別給付」を参照)

⑦24 時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護連携型)

【対　象】　要介護 1 以上

【内　容】　1 日数回、短時間の身体介護を中心とした定期巡回による訪問介護(必要により訪問看護)を行う。また、あらかじめ自宅にケアコール端末を設置し、看護師やケアマネジャーなど専門のオペレータが利用者からの通報(コール)を 24 時間受け付ける体制を整備し、調整・対応することで安心を確保するとともに、必要に応じて介護・看護スタッフが迅速に駆けつけ対応する随時対応サービスを行う。

【利用料金】　費用の 1 割。(保険外で通話料を別途負担)
一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割

【決　算】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
介護給付	60,199,143 円	53,723,477 円	55,532,235 円

【実　績】(3 月審査分)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件　数	32	21	23

(5)市町村特別給付事業

介護予防と更なる自立支援が期待できるサービス給付を創設し、第七期(平成30～令和2年度)介護保険事業計画における推進プロジェクトのひとつである在宅生活の支援を推進する。

【サービスの種類および内容】

①要支援者夜間対応サービス特別給付

夜間帯(概ね22時から翌7時)において、特に退院直後の独居高齢者や高齢者のみ世帯の要支援者に対して、同時間帯の安心を確保するため以下のサービスを提供する。

◆オペレーションセンターサービス

利用者にケアコール端末を設置し、緊急時のコールに対して看護師等が対応し適切な措置を講じる。

◆随時訪問サービス

コールの内容により、必要な場合は訪問介護員が訪問し対応する。

②通院等外出介助サービス特別給付

◆要支援者通院介助サービス

通院するために介助が必要な要支援者の安全を確保するため予防訪問事業に付加し、月1回60分以内のサービスを提供する。

◆要介護者病院内介助サービス

要介護者の通院介助サービスに引き続き、病院内において医師等との面談やその他の介助が必要な場合に、月1回90分以内のサービスを提供する。

③地域密着型ケアホームサービス提供費特別給付

「ケアホーム東大井」において軽費老人ホームの設置趣旨をふまえた地域密着型サービスとしての特性を十分に生かすとともに、適切なサービス提供を低廉な料金(厚生年金受給者が利用できる)で提供できるようにする。

【予算額】　13,861千円

(内訳)	①要支援者夜間対応サービス特別給付	1,143千円
	②通院等外出介助サービス特別給付	6,550千円
	③地域密着型ケアホームサービス提供費特別	6,168千円

【実　績】

① 要支援者夜間対応サービス特別給付

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延利用人数	138 人	81 人	37 人
給付額	1,427,784 円	809,432 円	383,778 円

②通院等外出介助サービス特別給付

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延利用人数	2,167 人	2,281 人	2,184 人
給付額	5,993,200 円	6,315,000 円	6,043,400 円

③地域密着型ケアホームサービス提供費特別給付

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延利用人数	343 人	323 人	344 人
給付額	5,828,400 円	5,377,200 円	5,898,800 円

※延べ利用人数を審査延べ利用人数として、また、給付額についても審査件数に対するものとして会計上の決算額とする。

※実利用月の翌月に審査が行われるため、審査人数および給付額については、3 月から 2 月までの実利用実績となる。

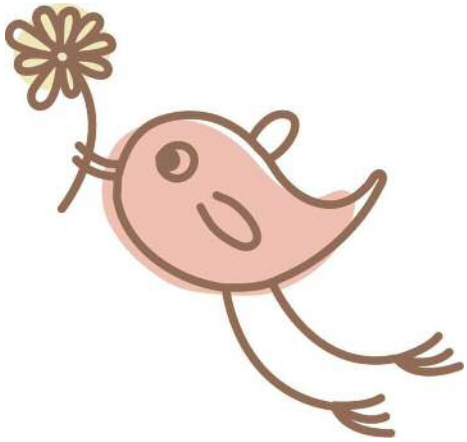

(6)福祉用具や住宅改修など

①福祉用具の貸与

【目　的】　心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための福祉用具を貸与することにより、介護者の負担軽減を図る。

【対　象】　在宅の要介護者等

【品　目】
① 車いす　② 車いす付属品
③ 特殊寝台　④ 特殊寝台付属品
⑤ 床ずれ防止用具　⑥ 体位変換器
⑦ 手すり　⑧ スロープ
⑨ 歩行器　⑩ 歩行補助杖
⑪ 自動排せつ処理装置（交換部品を除く）
⑫ 認知症老人徘徊感知機器　⑬ 移動用リフト（つり具の部分を除く）

※平成 18 年度から、軽度者（要支援 1・2、要介護 1）は、⑦～⑪以外は原則として、品目ごとに必要性が認められる一定の状態にある場合のみ貸与

【利用料金】　費用の 1 割
一定以上の所得者の方は、費用の 2 割または 3 割

【実　績】　＜件数は 3 月審査分＞

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件 数	4,965 件	5,174 件	5,427 件
決算額	647,688,279 円	679,520,620 円	710,900,565 円

②福祉用具購入費の支給

【目　的】　在宅の要介護者等が、入浴または排泄の用に使用する福祉用具を購入したときは、購入費を支給し、介護者の負担軽減を図る。

【対　象】　在宅の要介護者等

【品　目】
① 腰掛便座　② 自動排せつ処理装置の交換可能部品
③ 入浴補助用具　④ 簡易浴槽
⑤ 移動用リフトのつり具の部分

【支給限度額】　年 10 万円

【利用料金】　費用の 1 割
一定以上の所得者の方は、費用の 2 割または 3 割

【実　績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	35,642,069 円	38,048,436 円	34,937,699 円
入浴補助用具	900 台	968 台	904 台
腰掛便座	361 台	358 台	388 台
特殊尿器	4 台	2 台	0 台
移動用リフトの吊り具部分	5 台	3 台	2 台
簡易浴槽	1 台	0 台	0 台

③住宅改修費の支給

【目　的】　要介護高齢者等の在宅生活を支援するため状態像に即した居宅内の改修を施工した際に、住宅改修費を支給する。

【対　象】　要介護者等で、住宅の改修が必要と認められた方

【対象工事】　① 手すりの設置
② 段差の解消
③ 床または､通路面の材料の変更
④ 引き戸等扉の取り替え
⑤ 洋式便器への便器の取り替え
⑥　①～⑤に付帯して必要な工事

【支給限度額】　20 万円

【利用料金】　費用の 1 割
一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割

【予算額】　86,991 千円
（要介護　49,367 千円,　要支援　37,624 千円）

【決算額・実　績】

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額		73,293,443 円	79,960,501 円	73,601,177 円
実　績	要介護	706 か所	774 か所	723 か所
	要支援	433 か所	518 か所	446 か所

④　高齢者自立支援住宅改修給付事業（区一般施策事業）

【目　的】　65歳以上の在宅高齢者の日常生活を支援するため、状態像に即した居宅内の改修施工費に対し、改修費を支給する。

【予算額】　19,616千円

【決算額･実　績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
決算額	15,114,517円	13,526,405円	12,761,876円
実　績	87か所	63か所	77か所

【対象・限度額・利用料金】

	自立支援住宅改修	
	住宅改修予防給付	住宅設備改修給付
対象者	介護保険の認定で非該当と判定された65歳以上の高齢者で、住宅の改修が必要と認められた方	介護保険の認定で、要介護、要支援と判断された65歳以上の高齢者で、住宅の改修が必要と認められた方
対象工事・限度額	① 手すりの設置 ② 段差の解消 ③ 床または、通路面の材料の変更 ④ 引き戸等扉の取り替え ⑤ 洋式便器等への便器の取り替え ⑥ ①～⑤に付帯して必要な工事 限度額 ①～⑥の合計20万円	①浴槽の取り替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 限度額　379,000円 ②流し、洗面台の取り替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 限度額　156,000円 ③便器の洋式化およびこれに付帯して必要な工事 限度額　106,000円 ④昇降機（階段昇降機）の設置 限度額　400,000円
料金	自己負担は、費用の1割（一定以上の所得のある方は、費用の2割または3割）	
所得制限	生計中心者もしくは扶養者の前年所得が基準額以下の方 2人世帯の場合6,232,000円 扶養家族が1人増えるごとに38万円を加算	

⑤住宅改修アドバイザー派遣

高齢者が居住している住宅を改修する際に、適切な住宅改修ができるよう、相談・助言を行う住宅改修アドバイザーを派遣する。

(7)在宅療養推進事業

①医療ショートステイ事業

【目　的】　医療機器使用等医療処置を日常的に必要とする在宅療養者のショートステイを確保し、安定的な在宅介護の継続を支援する。

【対　象】　次の要件を全て満たす者

・区内に住所を有し、介護保険法による要支援認定または要介護認定を受けている。

・介護者の病気等止むを得ない事由により一時的に在宅介護ができなくなるが、ショートステイにより在宅介護への復帰ができる。

・介護保険に規定する施設では対応困難な医療処置を日常的に必要としている。

【内　容】　在宅療養者がその介護者の事由によりショートステイの利用が必要だが、医療機器使用等医療処置のために介護保険法に規定する施設でのショートステイ利用が困難な場合、区が指定した医療機関に一時的に入院することで在宅療養の継続を支援する。

【予算額】　1，967 千 円

【決算額】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	926,385 円	787,478 円	0 円

②医療と介護の多職種連携研修　※平成 29 年度より医師会へ委託

【目　的】　地域包括ケアシステム構築を目指し、在宅療養支援に関わる医療職と介護職が研修を通じて、顔の見える関係を築き相互理解を深め多職種連携を推進する。

【対　象】　区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、区内訪問看護ステーション、区内および近隣医療機関の医療相談員、区内居宅介護支援事業所等のケアマネジャー、地域包括支援センター職員、通所リハビリテーション事業所、訪問介護事業所等

【内　容】　医療職と介護職が参加する多職種連携研修等

【予算額】　2，400 千 円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	126,405 円	2,400,000 円	2,400,000 円
参加人数 （内合同開催）	97 人 ※区開催	711 人 （203 人）	842 人 （219 人）

③品川区在宅医療検索(医療機関等名簿デジタル版) ウェブサイト

【目　的】　病院を退院してからの療養生活を安心して過ごすために、区内の病院・診療所・歯科診療所・薬局・訪問看護ステーションの在宅医療情報や施設情報を容易に検索できる環境を整備する。

【内　容】　・一般区民および関係機関の専門職などが区ホームページから検索できる「在宅医療検索」のウェブサイトを平成 30 年 12 月に開設。

・「介護・在宅医療・障害者福祉情報」として療養生活に役立つ関連情報も閲覧できる。

・開設にあたり医師会・歯科医師会・薬剤師会等の協力を得て情報登録を実施する。

【予算額】　2，400 千 円

【決算額・実績】

	平成 30 年度
決算額	2,150,820 円
登録数	810 件

(8)施設サービス

① 特別養護老人ホーム(（地域密着型）介護老人福祉施設)

【目　的】　日常生活の全般にわたって常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な要介護者に、日常生活上必要なサービスを提供する。

【対　象】　ねたきりまたは食事・排泄など常に他人の介護がなければ生活できない方で、在宅生活の継続が困難な要介護 3 以上の方およびやむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる要介護 1、2 の方

【内　容】　特別養護老人ホームにおいて、常時の介護その他日常生活上必要なサービスを行う。

【利用料金】　要介護度別に、費用の 1 割と食費・居住費(減額制度あり)および諸雑費。一定以上の所得のある方は費用の 2 割または 3 割（8 月～）

【本年の予定】　特別養護老人ホーム入所調整の円滑な運営に努めるとともに、引き続き区外一般施設への協力依頼を徹底する。

【予算額】　3，837，485 千 円　（特別養護老人ホーム）
　　123，200 千 円　（地域密着型特別養護老人ホーム）

【決算額】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特別養護老人ホーム	2,939,360,003 円	3,287,977,858 円	3,458,275,909 円
地域密着型特別養護老人ホーム	100,305,522 円	103,646,072 円	103,443,801 円

【実　績】(3 月審査分)

件数	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特別養護老人ホーム	1,082	1,127	1,088
地域密着型特別養護老人ホーム	28	28	29

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
申込者数	第 1 回	442 人 (内 227 人)	424 人 (内 162 人)	500 人 (内 216 人)
	第 2 回	482 人 (内 197 人)	464 人 (内 197 人)	503 人 (内 217 人)
取下げ者数		130 人	98 人	80 人
入所者数		319 人	218 人	253 人

申込みは年 2 回　　(　)内は、再申込者数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
入所者数	1,057 人	1,072 人	1,010 人
区内入所者数	807 人	879 人	839 人

(各年 3 月 31 日現在)

【所 在 地】　228 ページ参照

② 介護老人保健施設

【目　的】　介護が必要で病状が比較的安定している高齢者を対象に、看護、リハビリテーションなどの医療ケアと介護などの生活サービスを提供し、一日も早い在宅生活への復帰を支援する。

【対　象】　「要介護」と認定された方(ショートステイ、デイケアは要支援も含む)

・病状が比較的安定していて、リハビリ・看護・介護が必要な方
・認知症状の状態にある方
・在宅生活の方でリハビリが必要な方

【内　容】　① 入所サービス　3 ヶ月程度(ショートステイは 14 日以内)

② 通所サービス

③ 利用料金　要介護度別に費用の 1 割(食事代は別途自己負担)
(一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割)

④ 対象区域　区内全域

⑤ 事業内容 ・リハビリテーション(機能訓練、園芸療法、音楽療法等)
・生活指導・健康チェック・送迎サービス
・入浴サービス・食事サービス

【予算額】　1,815,139 千 円

【決算額】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
給付	1,919,119,565 円	1,880,630,051 円	1,930,737,806 円

【実　績】(3 月審査分)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件　数	605	580	629

【ケアセンター南大井実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
入所者数	81 人	77 人	87 人
ショートステイ	8 人	9 人	11 人
合計	89 人	86 人	98 人

【ソピア御殿山実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
入所者数			62 人
ショートステイ			2 人
合計			64 人

(各年 3 月 31 日現在)

【所在地】　229 ページ参照

4. 介護予防･日常生活支援総合事業

(1)介護予防･生活支援サービス事業

平成 27 年の介護保険制度改正により、要支援高齢者の予防訪問介護および予防通所介護は区が実施する地域支援事業に位置付けられた。また、要介護認定を受けていなくても、要支援相当が見込まれる場合で、このサービスを利用することで在宅生活が可能となる場合には、総合事業対象者としてサービスを利用することができる。

いずれも在宅介護支援センターを中心として適切な介護予防マネジメントによりサービスを提供する。

【目　的】　要介護状態等となることの予防または軽減･悪化防止のほか、地域において自立した日常生活が送れるよう支援する。

【対　象】　要支援認定者および在宅介護支援センターが実施する基本チェックリストにより判定された総合事業対象者

①予防訪問事業

◆予防訪問事業

これまでの介護予防訪問介護に相当するサービスで、食事・入浴・排せつの介助などの身体介護サービスや掃除・洗濯・調理などの生活援助サービス。

◆生活機能向上支援訪問事業

上記予防訪問事業におけるサービスのうち、身体介護を除く専ら生活援助中心型のサービス。

【予算額】　298,382 千円

【決算額】

年　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	265,308,239 円	274,237,231 円	272,260,679 円

◆管理栄養士派遣による栄養改善事業

栄養改善が必要な対象者に対して、管理栄養士が居宅等を訪問し、食事状況および栄養状態の確認、栄養改善のための必要な指導(献立の作成支援、調理方法の指導等)を行う。

【予算額】　1,665 千円

【決算額】

年　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	900,000 円	840,600 円	1,408,500 円

◆すけっとサービスモデル事業

事業対象者の居宅等を有償ボランティア等が訪問し、日常生活上の自立支援を目的とした家事援助を行う。

【予算額】　1,671 千円

【決算額】

年　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	566,700 円	1,089,900 円	1,140,000 円

②予防通所事業

◆予防通所事業

これまでの介護予防通所介護に相当するサービスで、日常生活上の支援や機能訓練を行う。

◆いきいき活動支援プログラム

上記予防通所事業と一体的な運用により、自立のための支援や介護予防の効果が期待できる事業者の特性を活かした提案型事業として、事業者からの届出により区が承認した事業を行う。

【予算額】　624,464 千円

【決算額】

年　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	521,908,015 円	556,521,493 円	583,401,466 円

◆はつらつ健康教室（短期集中予防サービス事業）

介護や支援が必要となるおそれのある人向けに、運動器・口腔機能の向上や、低栄養・認知症予防のためのプログラムを総合的に提供する。

【実施場所】　・大崎ゆうゆうプラザ
・平塚橋ゆうゆうプラザ
・南大井文化センター

【予算額】　9,508 千円

【決算額・実績】

年　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	10,627,454 円	9,501,280 円	9,500,624 円
会場数	5 会場	3 会場	3 会場
延参加者数	1,261 人	374 人	290 人

※平成 28 年度からケアマネジメント実施

◆地域ミニデイ事業

介護予防等を目的として、事業対象者に対して予め定められた施設等において、有償ボランティア等により日常生活上の支援または機能訓練を行う。

【実施場所】 ・大崎ゆうゆうプラザ（平成 28 年度開始）
・平塚橋ゆうゆうプラザ（平成 29 年度開始）
・大井林町高齢者住宅「憩いの場」（平成 29 年度開始）
・大井三丁目高齢者憩いの場（平成 29 年度開始）
・福栄会本部（平成 30 年度開始）

【予算額】 6,822 千円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	1,560,000 円	2,716,543 円	3,515,366
会場数	1 会場	4 会場	5 会場
延参加者数	227 人	802 人	1,336 人

③総合事業ケアマネジメント

【目　的】 区市町村が中心となって、地域の実情に応じた多様なサービスの充実と介護予防ケアマネジメントを行うことで、要支援者または要支援相当者に対する効果的かつ効率的な支援を目指す。

【対　象】 要支援認定者および在宅介護支援センターが実施する基本チェックリストにより判定された総合事業対象者

【内　容】 被保険者からの相談内容により、必要に応じて在宅介護支援センターが「基本チェックリスト」を実施し、適切なサービス区分の見極めを行う。
その後、地域包括支援センター(在宅介護支援センター等)により、介護予防ケアマネジメント(ケアプラン作成等)を実施し、適切なサービス事業が提供されるよう専門的見地から支援を行う。
なお、介護予防ケアマネジメントについては、被保険者の状態像により選択される介護予防サービスの種別ごとに、従来の指定介護予防支援、または介護予防ケアマネジメント（3類型）を提供する。

＜介護予防ケアマネジメントの類型＞

区分	適用対象者
原則型	予防訪問介護・予防通所介護相当サービスの利用者
簡略型	上記のサービスを緩和した基準で行うサービスの利用者
初回型	住民主体のサービス等の利用者

【予算額】 １０９，１１６ 千円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	103,880,289 円	107,061,632 円	103,648,645 円
原則型	17,710 件	17,722 件	17,003 件
簡略型	4,256 件	4,637 件	4,531 件
初回型	162 件	23 件	24 件

※平成 30 年度の数値は令和元年 5 月 7 日時点のものであり、今後追加支出により変更される場合あり。

(2)一般介護予防事業

①運動系介護予防事業

◆カラダ見える化トレーニング

【目　的】　介護予防拠点である民間フィットネスジムで、筋力や歩行姿勢などを専用機器で測定し見える化し、「感覚」に頼らず、客観的なデータに基づき、最先端のトレーニングマシンを使って、全身の筋力をバランスよく効率的に鍛えることを目的とする。

【対　象】　区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 6,000 円

【実施場所】 フィットネス・ラボＰ２Ｍ（ピーツーエム）

【実施方法】

実施方法	6 ヶ月(週 1 回　1 回 2 時間程度)全 24 回、1 期・2 期に分けて実施
回　数	240 回(5 教室×24 回×2 期)
その他	区が民間事業者に事業を委託し、委託料を支払う。事業は、健康運動指導士等の専任スタッフ 2～3 人で運営する。

【予算額】　8,414 千円

※令和元年度新規事業

◆マシンでトレーニング

【目　的】　高齢者用に設計・開発されたトレーニング機器を使って、集団および個々の機能訓練と日常生活を送るための「体力づくり」「運動習慣づくり」を行い、老年症候群を予防する。

【対　象】　区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 4,800 円

【実施場所】 ・南大井在宅サービスセンター
・西五反田在宅サービスセンター（2 教室実施）
・デイサービスセンタードゥライフ品川
・東品川在宅サービスセンター
・八潮在宅サービスセンター

【実施方法】

実施方法	6 ヶ月(週 1 回　1 回 2 時間程度)全 24 回、1 期・2 期に分けて実施
回　数	288 回(6 教室×24 回×2 期)

その他	区が在宅サービスセンター等に事業を委託し、委託料を支払う。事業は、介護士等の専任スタッフ 2～3 人で運営する。

◆身近でトレーニング

【目　的】　椅子などの身近にある道具を使って、一人ひとりに合わせた個別・集団のプログラムにより、自宅でもできる運動の方法を提供して「体力づくり」・「運動習慣づくり」の習得を目指す。

【対　象】　区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 4,800 円

【実施場所】 ・中延在宅サービスセンター（3 教室実施）
・荏原在宅サービスセンター
・西大井在宅サービスセンター
・大崎在宅サービスセンター
・東品川在宅サービスセンター（2 教室実施）
・西五反田在宅サービスセンター（2 教室実施）
※戸越台在宅サービスセンターは改修工事のため休止中

【実施方法】

実施方法	6 ヶ月(週 1 回 1 回 2 時間程度)全 24 回、 1 期・2 期に分けて実施
回　数	480 回(10 教室×24 回×2 期)
その他	区が在宅サービスセンターに事業を委託し、委託料を支払う。事業は、介護士等の専任スタッフ 2～3 人で運営する。

◆予防ミニデイ

【目　的】　デイサービスセンターに通って身体を動かしたり、食事や趣味活動をするなど他の人との交流による仲間づくりを図ることで、閉じこもり予防などの介護予防への取り組みや心身の安心感を持てる場を提供する。

【対　象】　区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 4,800 円
※西大井在宅サービスセンターは 2,400 円
※昼食代別

【実施場所】 ・南大井在宅サービスセンター
・西五反田在宅サービスセンター

・西大井在宅サービスセンター（全 12 回実施）

【実施方法】

実施方法	6 ヶ月(週 1 回　1 回 4 時間程度）全 24 回、 1 期・2 期に分けて実施
回　数	120 回 ((2 教室×24 回×2 期)＋(1 教室×12 回×2 期))
その他	区が在宅サービスセンターに事業を委託し､委託料を支払う。事業は、介護士等の専任スタッフ 2～4 人で運営する。

◆水中トレーニング

【目　的】　水圧・水温・浮力・抵抗・水流などの水の持つ特性を活かしたトレーニングを行う。水中では、陸上では難しい動きや普段使いにくい筋肉を楽に動かすことがきる。

【対　象】　区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 9,600 円

【実施場所】 南大井在宅サービスセンター（1 会場で 9 教室実施）

【実施方法】

実施方法	6 ヶ月(週 1 回　1 回 2 時間程度）　全 24 回、 1 期・2 期に分けて実施
回　数	432 回(9 教室×24 回×2 期)
その他	区が在宅サービスセンターに事業を委託し、委託料を支払う。事業は、水中運動指導士・介護士等の専任スタッフ 2～3 人で運営する。

【予算額】　28,940 千円

【決算額】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	30,072,672 円	30,842,812 円	29,164,468 円

【実　績】(延参加者数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
マシンでトレーニング	2,268 人	2,210 人	2,238 人
身近でトレーニング	5,233 人	6,418 人	5,776 人
予防ミニデイ	3,507 人	3,037 人	2,903 人
水中トレーニング	1,385 人	1,325 人	1,299 人

◆健康やわら体操

【目　的】　柔道整復師によるストレッチを基本とした体操教室。高齢者の運動習慣化が図られるよう、柔体操等遊びを取り入れたメニューを設定する。

【対　象】　区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 3,200 円

【実施場所】 ・こみゅにてぃぷらざ八潮
・ゆたかシルバーセンター
・大井第二区民集会所
・大崎ゆうゆうプラザ(平成 28 年度より実施)
・平塚橋ゆうゆうプラザ（平成 28 年度より実施)
・特別養護老人ホームグランアークみづほ(令和元年度より実施)

【実施方法】

実施方法	4 ヶ月(週 1 回、1 回 1 時間半程度)全 16 回
回　数	96 回(6 会場×16 回)
その他	区が柔道整復師会に事業を委託し、委託料を支払う。事業は、柔道整復師等を中心とした専任スタッフ 3 人以上で運営する。

【予算額】　5,872 千円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	2,970,000 円	3,394,000 円	3,096,546 円
延参加者数	1,485 人	1,697 人	1,542 人

◆うんどう機能トレーニング

【目　的】　日常生活に必要な筋力や体力を向上させることを目的とする。

【対　象】　区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 4,000 円

【実施場所】 ・品川保健センター
・荏原いきいき倶楽部
・いきいきラボ関ヶ原
・こみゅにてぃぷらざ八潮
・りんし 21

【実施方法】

実施方法	6ヶ月(週1回　1回1時間半程度)全20回
回　数	180回(4会場×20回×2期、1会場×20回×1期)
その他	区が民間事業者へ事業を委託し、委託料を支払う。 事業は、理学療法士1人、健康運動指導士1人、看護師1人、ボランティア2人で運営する。教室運営にボランティアがサポーターとして参加する。

【予算額】　6,953千円

【決算額・実績】

	平成30年度
決算額	4,808,448円
延参加者数	1,659人

※平成30年度新規事業

◆うんどう教室

【目　的】　トレーニングができる場を提供し、習慣づけをすることによって、要介護の原因となる衰弱、転倒・骨折などを予防し、健康と生活機能の維持・向上を図ることを目的とする。

【対　象】　区内に住所を有する65歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】　なし　※ロイヤルサニーのみ年間3,000円

【実施場所】　・特別養護老人ホームロイヤルサニー屋上
・鈴ヶ森公園
・京陽公園
・北浜公園
・八潮公園（平成30年度開始）

【内　容】　屋外に設置した健康遊具を使用した、つまずかないうんどう等4つの基本運動を、教室以外でも参加者が自主的に行うよう誘導することにより、介護予防に資する運動の習慣化を図る。

実施方法	12ヶ月(月2回　1回1時間半程度)全24回 ※八潮公園のみ月1回　全12回
回　数	教室　108回(24回×4会場、12回×1会場) 指導員スキルアップ　16回(4回×4会場)

その他	運動指導員 2 人ほか、地域指導員各 6 人程度が専門スタッフとして参加する。

【予算額】　9,976 千円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	5,947,464 円	5,831,136 円	8,380,842 円
会場数	4 か所	4 か所	5 か所
延参加者数	2,159 人	2,006 人	2,013 人

※平成 29 年度 2 回、平成 30 年度 1 回、雨天のため中止。平成 30 年度より「うんどう教室」に名称変更。

②認知症予防事業

◆脳力アップ元気教室

【目　的】　簡単な「読み書き・計算」を中心とした「学習療法」と、脳活性化エクササイズとグループワークを組み合わせた「シナプソロジー」を統合し、認知症予防の効果を高めることを目的とする。

【対　象】　区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】　第 1 期：月額 2,360 円、第 2 期：月額 2,400 円（教材費）

【実施会場】
・荏原いきいき倶楽部
・いきいきラボ関ヶ原
・品川第一区民集会所
・山中いきいき広場

【実施方法】

実施方法	5 ヶ月(週 1 回　1 回 1 時間 30 分程度）全 20 回、1 期・2 期に分けて実施
回　数	160 回(4 会場×20 回×2 期)
その他	区が民間事業者に事業を委託し、委託料を支払う。 教室運営にボランティアが事業サポーターとして参加する。

【内　容】　音読と計算を中心とする教材を用いた学習療法による脳のトレーニングと、脳活性化エクササイズ「シナプソロジー」・軽体操を組み合わせて実施する。また、認知症早期発見に繋がるよう、教室開始・終了時にタッチパネル式の測定器による測定を行う。

【予算額】　10,428 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度
決算額	10,089,275 円
延参加者数	2,733 人

※平成 30 年度新規事業

◆計画力育成講座

【目　的】　参加者が自ら考え計画を立てることで､脳の活性化を図るとともに､自主活動に繋げるための支援を通して､地域での生きがいや仲間づくり、および認知症予防を図ることを目的とする。

【対　象】　区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 1,000 円（教材費）

【実施会場】 ・ゆたかシルバーセンター（1 期）
・こみゅにてぃぷらざ八潮（2 期）

【実施方法】

実施方法	2 ヶ月（週 1 回　1 回 2 時間程度）全 7 回、 1 期・2 期に分けて実施
回　数	14 回(7 回×2 期)
その他	区が NPO 法人に事業を委託し、委託料を支払う。区民ファシリテーターを配置し、講座を運営する。

【内　容】 ・ウォーキングを取り入れた、脳の活性化に繋がる講座の企画運営。
・タッチパネル式の測定器による測定を体験する。
・区民ファシリテーターを配置し、講座を運営する。
・自主グループ化への意向を確認し、その活動支援を行う。

【予算額】　433 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度
決算額	419,000 円
延参加者数	125 人

※平成 30 年度新規事業

③栄養改善事業

◆わくわくクッキング

【目　的】　地域サービスの新たな担い手であるNPO法人等と協力・連携し、効率的に介護予防の実施基盤を充実させることで、地域に根ざした介護予防事業の展開を図る。地元商店街と連携した閉じこもり・認知症・低栄養を予防するための買物、調理の実践と講習会を合わせて実施する。

【対　象】　区内に住所を有する65歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】　2,000円(別途材料費有り)

【実施場所】　① ライフケアーサービスセンター(北品川商店街)
② 平塚橋ゆうゆうプラザ
③ 荏原文化センター(東栄会・中延商店街)
④ 八潮区民集会所

【実施方法】

実施方法	①6ヶ月（月2回　1回2時間程度）全10回、1期・2期に分けて実施 ②～④3ヶ月（週1回　1回2時間程度）全10回、1期～3期に分けて実施
回数	130回(1会場×10回×2グループ×2期＋3会場×10回×3期)
その他	区がNPO法人等に事業を委託し、委託料を支払う。事業は、管理栄養士等を中心とした専任スタッフ2～3人で運営する。 教室運営にボランティアがシニアスタッフとして参加する。

【予算額】　7,932千円

【決算額・実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
決算額	6,767,117円	6,597,091円	6,525,573円
回数	138回	131回	130回
延参加者数	1,375人	1,347人	1,294人

◆シニアのための男の手料理教室

【目　的】　65歳以上の一人暮らしの料理初心者に、料理の基本に必要な事柄や栄養について学ぶ機会を提供し、食生活の自立をサポートするとともに仲間づくりや社会参加の実現を目指す。

【対　象】　区内に住所を有する65歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】　10,000円（10回分材料費込み）

【実施場所】　・品川介護福祉専門学校
・荏原文化センター

【実施方法】

実施方法	〔本教室〕 3ヶ月（週1回　1回3時間程度）全10回、1期・2期に分けて実施 〔支援講座〕 各会場、本教室（1期・2期）終了後に各1回実施
回数	〔本教室〕　40回(2会場×10回×2期) 〔支援講座〕4回（2会場×1回×2期）
その他	区が民間事業者に事業委託し、委託料を支払う。 教室運営にボランティアがサポーターとして参加する。

【内　容】　普段の生活で活かせるような買物、調理、後片付けを実習し自炊習慣を身につける。支援講座は、本教室修了者を対象に、自主活動への移行を支援し、運営ボランティア育成のための講座を実施する。

【予算額】　1,468千円

【決算額・実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
決算額	1,370,626円	1,387,162円	1,354,838円
会場数	2か所	2か所	2か所
延参加者数	642人	635人	563人

◆配食サービス栄養改善事業

【目　的】　閉じこもりがちな虚弱高齢者に対し、配食サービスを利用して昼食を提供することにより、栄養改善を図るとともに生活機能の低下の予防を行う。

【対　象】　区内在住の 65 歳以上で、在宅介護支援センターのスクリーニングで閉じこもり、認知症、うつ等により低栄養状態になる恐れがある方

【費用負担】 1 食 600 円(週 2 回まで)

【実施場所】 在宅サービスセンター(11 か所予定)

【実施方法】 区が在宅サービスセンター等に事業を委託し、委託料を支払う。

④地域貢献ポイント事業

【目　的】　区民が高齢期を迎えても積極的に社会参加し、高齢者相互の支え合いや地域の支援を行い続けられるようボランティア活動への参加者にポイントを付与する。また、これを換金して社会福祉事業に寄付するなど社会貢献活動へつなげることで、高齢者の介護支援ボランティア活動の普及を図る。

【対　象】　区内在住の概ね 60 歳以上の区民で、区が指定するボランティア活動に参加できる方

【費用負担】 なし(地域貢献ポイント事業保険に加入)

【実施場所】 品川区社会福祉協議会　品川ボランティアセンター

【実施方法】 品川ボランティアセンターへ事業を委託し、実施する。対象者がボランティアセンター等で登録し、ポイントカードを受領する。登録者は区が指定する事業に参加し、ポイントシールを受け取り、カードに貼付する。

ポイントシール(1 枚 1 ポイント)が 5 ポイント以上(5 ポイント単位)で、区内共通商品券へ交換または、ポイントを社会福祉団体へ寄付できる。(上限、年間 50 ポイント)

【予算額】　4,937 千円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	4,921,965 円	4,684,220 円	4,836,875 円
登録者数	1,334 人	1,417 人	1,451 人

5. 介護事業を支える事業

(1)要介護認定

ねたきりや認知症等で常時介護を必要とする状態(要介護状態)になった場合や、家事・身支度等の日常生活に支援が必要になった状態(要支援状態)になった場合に介護サービスを受けることができる。

この介護サービスの必要度を判定するのが要介護認定であり、介護認定審査会が行う。

◆介護認定審査会

心身状況調査に基づく一次判定結果と特記事項および主治医意見書に基づき、審査・判定を行う。

【委　員】

保険運営に理解のある保健・医療・福祉に関する専門家に委嘱している。

【合議体の設置】　・設 置 数　6

・構　　成　委員 5 人(内医療系委員 2 人)

【審査会の開催】(平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月)

・回　　数　248 回(週 5～6 回)

・審査件数　14,252 件

≪要介護度(要支援)別審査件数≫(平成 31 年 3 月 31 日現在)

【男女別人数】　単位：人

	男　性	女　性	総　数	要介護度別割合
要 支 援 1	764	1,341	2,105	14.8%
要 支 援 2	582	1,200	1,782	12.5%
要 介 護 1	1,293	2,403	3,696	25.9%
要 介 護 2	693	1,194	1,887	13.2%
要 介 護 3	579	1,066	1,645	11.5%
要 介 護 4	586	1,115	1,701	11.9%
要 介 護 5	451	824	1,275	8.9%
該 当 計	4,948	9,143	14,091	98.9%
非 該 当	67	94	161	1.1%
合　　計	5,015	9,237	14,252	100.0%

【申請時居所別人数】　　単位：人

	居　宅	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	療養型 医療施設	介護保険 施設以外
要支援 1	1,858	0	1	0	246
要支援 2	1,513	0	4	0	265
要介護 1	2,659	27	97	0	913
要介護 2	1,166	41	61	2	617
要介護 3	689	141	83	4	728
要介護 4	361	162	106	49	1,023
要介護 5	267	192	46	30	740
該当計	8,513	563	398	85	4,532
非該当	147	0	0	0	14
合　計	8,660 (60.8%)	563 (4.0%)	398 (2.8%)	85 (0.6%)	4,546 (31.9%)

(2)介護保険制度推進委員会

【目　的】

介護保険事業の実施状況の確認や評価を行うことにより、制度運営の透明性を確保し、介護保険制度の円滑かつ公正な運営を図る。

【内　容】

①介護保険制度推進員会の運営

介護保険事業の収支状況、介護サービスの利用状況と介護サービス基盤の整備状況等について審議する。

状況に応じ、在宅サービスの種類、支給限度基準額の設定、保健福祉事業の実施および市町村特別給付について検討・審議を行なう。

②地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター運営協議会を兼ね、地域包括支援センターの設置や予防マネジメントの委託に関する事項などの審議および地域包括支援センターの運営状況の評価等を行い、適正な運営を確保する。

【予算額】　　8,031 千円

【決算額】　※介護保険事業計画改定委託経費を含む(平成 29 年度)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	775,413 円	11,074,648 円	601,085 円

【実　績】　検討経過

第六期

27 年 度	第1回 (8/6)	委員会の運営について 第六期事業計画について 平成 26 年度品川区介護保険の運営状況について 地域密着型サービス運営委員会について(報告) 委員会の進め方について
	第2回 (3/30)	平成28年度予算案について 地域密着型サービス運営委員会について(報告) モニタリング等調査部会の開催状況(報告)
28 年 度	第3回 (7/21)	平成27年度品川区介護保険制度の運営状況について 地域密着型通所介護の新設について 認知症対策について

	第4回 (12/15)	介護保険制度の見直しに関する意見について 第七期品川区介護保険事業計画の策定について 生活支援体制整備事業の取組み状況について 地域密着型サービス運営委員会について(報告)
	第5回 (3/29)	平成29年度予算案について 第六期事業計画における各プロジェクトの検証について （プロジェクト５．認知症高齢者への支援の充実） モニタリング等調査部会について(報告)
29 年 度	第6回 (8/3)	平成 29 年度品川区介護保険制度の運営状況について 第六期事業計画における各プロジェクトの検証について （プロジェクト７．入所・入居系施設の整備とサービスの充実） 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施について 地域密着型サービス運営委員会について
	第7回 (12/26)	第七期品川区介護保険事業計画骨子案について
	第8回 (3/28)	第七期品川区介護保険事業計画について 平成 30 年度予算案について モニタリング等調査部会について 地域密着型サービス運営委員会について

第七期

30 年 度	第1回 (7/24)	委員会運営について 第七期事業計画について 平成 29 年度品川区介護保険制度の運営状況について 委員会の進め方について
	第2回 (3/27)	平成31年度予算案について モニタリング等調査部会について 地域密着型サービス運営委員会について

(3) 特別養護老人ホーム入所調整

【目　的】

介護保険制度の円滑な運営を担う保険者として、在宅サービス活用による在宅生活から施設入所への流れを作るとともに、特別養護老人ホームへの入所の公平性を確保するため行う。

【会議の設置】

上記の目的を達成するため第三者の委員等も含めた特別養護老人ホーム入所調整会議を設け、一定の入所調整基準により、申込者の入所優先順位を客観的・公平に審査する。

【会議の内容】

特別養護老人ホームへの申し込みを受けて入所の必要性と優先度を審査する。メンバーは、区内特別養護老人ホームを運営している社会福祉法人の代表、医師会の代表、民生委員の代表および区職員で構成する。

【会議の開催】　年2回程度

【入所調整基準】

要介護度を基本に、本人の年齢・在宅介護状況（在宅介護期間）・介護の困難性（介護者が高齢・病弱等）の各項目を総合的に評価する。

【入所申し込み場所】

・在宅で介護の場合：区（高齢者福祉課）または、在宅介護支援センター
・老人保健施設、病院等に入所、入院している場合：区（高齢者福祉課）

【施設への入所】

入所優先度をふまえ、本人が希望する施設へ紹介する。入所が可能となった段階で、本人と施設で入所に向けた契約手続きを行う。

【実　績】※再掲

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
申込者数	第1回	442人 (内227人)	424人 (内162人)	500人 (内216人)
	第2回	482人 (内197人)	464人 (内197人)	503人 (内217人)
取下げ者数		130人	98人	80人
入所者数		319人	281人	253人

申込みは年2回　　(　)内は、再申込者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入所者数	1,057人	1,072人	1,010人
区内入所者数	807人	879人	839人

(各年3月31日現在)

⑷ケアマネジメント支援事業

【目　的】

統括地域包括支援センターとして、ケアプランの質の向上を図るため、研修、相談、カンファランス等を実施するとともに、ケアマネジャー等の専門性の向上を支援することにより介護給付の適正化を図る。

【対　象】　ケアマネジャー等

【予算額】　1,863 千円

【決算額】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	1,383,063 円	1,228,504 円	1,160,856 円

①ケアプランサポート研修

ケアマネジャーがマネジメントにおいて、何に悩み、苦慮しているかを把握し、点検を通して「自立支援」の実現に向けた「気付き」を促されるよう、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを指導者とする研修を実施し、ケアマネジメントの質の向上を図る。

【実　績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	4 回	4 回	5 回
受講者数	108 人	118 人	144 人

②リハビリ訪問相談

ケアマネジャーがケアプランを作成するにあたり、一人ひとりの状況に応じたリハビリテーションが適切に提供されるよう、理学療法士が自宅に訪問し専門的なアドバイスを行うことで、ケアマネジメントの相談支援を行う。また、必要に応じ住環境改善に向けての助言を行う。

【実　績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	15 回	12 回	13 回
ケース数	16 件	13 件	19 件

-

③認知症専門チーム

ケアマネジャーおよびケアスタッフが認知症高齢者とその家族に対する適切な介護支援サービス（ケアマネジメント）を提供できるよう、保健・医療・福祉の担当者が連携して、認知症高齢者の特質に着目したマネジメントおよびケアの能力の向上を支援する。

◆認知症専門カンファランス

認知症専門医（精神科医）、弁護士をアドバイザーとして「保健・医療・福祉」の担当者によるカンファランスを定期的に開催する。

◆ケアマネジメント向上支援講座（※本事業は、平成 29 年度をもって終了）

ケアマネジャー等、ケアスタッフを対象に、認知症等に関する知識・情報の提供、ケア者自身のストレスケアなどの講座を実施する。

【実　績】認知症専門チーム

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	8 回	6 回	5 回
ケース数	11 件	9 件	8 件

※平成 28 年度まで「認知症専門集中講座」として実施。

④口腔ケア研修（品川介護福祉専門学校に事業委託　品川福祉カレッジ）

ケアマネジャー・ケアスタッフ等を対象に、歯科医師会の協力のもと口腔機能向上の理論を基礎とした講義および口腔ケア実習を実施し、介護予防ケアマネジメント能力の向上を目指す。さらに介護予防の視点から高齢者の身体機能の保持増進を図るため、口腔ケア専門医によるステップアップ講座を実施する。

※ステップアップ講座は、平成 26 年度より実施。

【実　績】

	平成 28 年度	平成 29 度	平成 30 年度
講　義	33 人	36 人	28 人
実　習	31 人	34 人	28 人
ステップアップ講座	44 人	32 人	46 人

-

(5)品川介護福祉専門学校修学資金貸付事業

【目　的】

品川介護福祉専門学校の生徒を対象に修学資金の貸付制度を設け、区内の指定介護施設への福祉人材の確保を図る。

【対　象】

品川介護福祉専門学校在学生で、卒業後区内の指定福祉施設で 3 年以上勤務する意思を有し、他から同種の修学資金を借り受けていない方。

【内　容】

①貸付金額　　前期・後期各 35 万円（平成 25 年度入学生までは各 30 万円）
②貸付期間　　正規の修業年数(2 年)
③貸付利子　　無利子
④貸付申請　　連帯保証人を 1 人添え、区長に申請。審査のうえ決定
⑤償　　還　　償還事由の生じた日の翌月から 6 か月据置期間経過後 5 年以内に償還
⑥償還免除　　卒業後 6 か月以内に指定福祉施設に勤務し、3 年以上介護業務に従事したとき

【予算額】　36,154 千円…前期 52 人・後期 50 人分

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	30,359,028 円	24,756,960 円	33,863,837 円
在籍者数	54 人	50 人	56 人
貸付者数	44 人	39 人	49 人
貸付割合	81.5%	78.0%	87.5%

（各年 3 月 31 日現在）

(6)品川福祉カレッジ

【目　的】

品川介護福祉専門学校の機能を活かし、ケアマネジャー、ケアスタッフを始めとする福祉サービス従事者の専門性・実践力の向上を図り、品川区の福祉人材の育成・スキルアップ拠点とする。

【事業の内容】

≪運営方針≫

・実務従事者を対象とした地域特性に適った再教育を行う。
・演習を重視した体得型の実践性の高いカリキュラムとする。
・品川区社会福祉協議会品川介護福祉専門学校内に設置し、講師陣をネットワークにより確保する。

≪対象者≫

・区内の社会福祉法人・民間事業者の職員(ケアマネジャー、ホームヘルパー、施設の生活相談員、介護職員、看護師、児童・障害者福祉施設職員など)

【令和元年度概要】

① ケアマネジメント講座　　定員 25 人
② 医療・リハビリ専門講座　　定員 40 人
③ 講師派遣研修　　定員 40 人
④ 口腔ケア・機能向上講座
⑤ 認知症ケア専門コース

【予算額】　　5,830 千円

【決算額】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	5,830,000 円	5,830,000 円	5,830,000 円

(上記①～③運営経費分)

(7)社会福祉士養成コース受講助成

【目　的】

社会福祉士の資格を取得するため、社会福祉法人品川区社会福祉協議会が実施する「社会福祉士養成コース」(定員 100 人)を自発的に受講する職員に対し必要な助成を行い、職員の資質、能力の向上に資するとともに、資格取得後は、社会福祉士の資格を有効に活用できる職場で職務内容の充実を図る。

【対　象】

品川区に勤務する常勤職員で、一定の学歴または実務経験を有し、かつ所属長の推薦を得、社会福祉士の資格取得に熱意を有する者。(但し、原則として、福祉部高齢者福祉課、障害者福祉課、生活福祉課、および子ども未来部子ども家庭支援課の福祉事務所の事務を分掌する係に勤務する職員を優先する。)

【助成内容】

受講に要する費用のうち、授業料の 85%を助成する。

助成金は、受講開始時に 50%、受講終了の翌年度までを期限として資格取得時に 35%を交付する。

(参考)平成 30 年度授業料　250,000 円

【予算額】　　300 千円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	87,500 円	375,000 円	0 円
入学時助成	0 人	3 人	0 人
資格取得時助成	1 人	0 人	0 人

(8) 品川区民間社会福祉施設職員住宅提供事業

【目　的】

区内の社会福祉法人が設置、運営する高齢者・障害者を対象とした施設に勤務する常勤職員を対象に、職員住宅を提供し、優れた人材確保と定着化を図る。

【対　象】

区内社会福祉法人が設置、運営する高齢者および障害者を対象とする施設に勤務する常勤職員。

【福祉職員住宅】（平成 31 年 4 月 1 日現在）

名称	所在地	戸数
災害対策東品川職員待機寮（世帯用）	品川区東品川 3-1-5	2 戸
大井倉田わかくさ荘（単身用）	品川区大井 4-14-8	8 戸
グレースマンション（単身用）	品川区西大井 4-12-11	2 戸
戸越台特別養護老人ホーム職員住宅（単身用）	品川区戸越 1-15-23	0 戸

※戸越台特別養護老人ホーム職員住宅は大規模改修工事に伴い工事期間中の提供を中止している。

(9)介護職員の雇用促進助成事業

【目　的】

厳しい社会経済情勢の中、慢性的な介護人材不足を解消し、さらに、質の高いサービスを安定的・継続的に提供するため、介護職員の確保・定着・育成に資する事業として介護職員初任者研修受講費助成金交付事業を継続実施する。

また、介護職員の質の向上とキャリアパスを明確化した待遇改善等を求める流れを背景に、平成29年1月より介護福祉士試験の受験資格に3年以上の実務経験に加えて、実務者研修の受講終了が必要となった。区内介護事業所に勤務する介護現場職員の質の向上および介護サービス事業者の人材確保に資するため、平成29年度より社会福祉法人品川区社会福祉協議会の実施する品川介護福祉専門学校（別科）の介護福祉士実務者研修コース（通信課程）を受講する者に対する受講費助成金交付事業を実施する。また、令和元年度より介護職員初任者研修受講費助成金交付事業同様、介護サービス事業者を通して、介護職員実務者研修を修了した者に対して、受講費用の一部を助成する。

なお、平成30年度より介護職員初任者研修受講費助成の上限額を5万円へ増額し実施する。

【内　容】

◆介護職員初任者研修受講費助成

区内訪問介護事業所等を運営する介護サービス事業者を通して、介護職員初任者研修を修了した品川区民に対して、その研修を修了するために要した受講費用の一部を助成する。（一人あたり上限5万円）

◆介護福祉士実務者研修受講費助成

区内訪問介護事業所等を運営する介護サービス事業者を通して、介護職員実務者研修を修了し、区内の介護事業所等に6ヶ月以上勤務する者に対して、助成する。（一人あたり上限5万円）

【予算額】　3,550千円

【決算額・実績】◆介護職員初任者研修受講費助成

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	870,000 円	1,520,000 円	597,240 円
交付人数 （内訳）	22 人 （男 8 人、女 14 人）	38 人 （男 13 人、女 25 人）	12 人 （男 2 人、女 10 人）
平均年齢	44.5 才	40.3 才	41.8 才
雇用に 結びついた人数	21 人(95.5%)	37 人(97.3%)	12 人(100%)

（各年 3 月 31 日現在）

【決算額・実績】◆介護福祉士実務者研修受講費助成（平成 29 年度から実施）

	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	930,000 円	1,630,000 円
交付人数	15 人	29 人

（各年 3 月 31 日現在）

(10)福祉人材確保・定着事業

介護職員初任者研修受講費用および品川介護福祉専門学校（別科）介護福祉士実務者研修受講費用を助成し、福祉人材の確保と質の向上および定着支援に努める(下記②)。さらに区とＮＰＯ法人との協働事業により、介護職員の資質向上と人材確保を図るための委託事業を実施する(下記①)。

①介護職員の資質向上と人材確保のための研修事業

～区とＮＰＯ法人との協働事業～

【目的・内容】 ・介護現場職員の資質向上とコミュニケーションスキルの向上を目的として、介護技術研修・資質向上研修を実施する。

・質の高い福祉人材を養成・確保するため、資格取得希望者を募り介護職員初任者研修を実施する。

【委託先】 ＮＰＯ法人品川ケア協議会への委託

※福祉人材ネットワーク化推進事業は、平成 29 年度よりＮＰＯ法人品川ケア協議会の自主事業に変更。

【予算額】 4,580 千円

【決算額】 5,975,000 円

【実　績】 ・初任者研修通信課程　1 回開催　3 人修了
(介護職従事に関する事後アンケート 3 人回答)

・スキルアップ事業
介護技術研修　延べ 15 人参加（平成 31 年 2 月開催）

・介護接遇研修　36 人参加（平成31年3月開催）

・品川ケアフェス 2018　延べ 409 人参加(平成 31 年 3 月実施)

②介護職員初任者研修受講費助成・介護福祉士実務者研修受講費助成(再掲)

【目　的】 介護職員初任者研修受講または品川介護福祉専門学校（別科）介護福祉士実務者研修コース受講に係る費用を助成することにより、介護職員の安定的な雇用確保と質の向上および定着を図る。

【内　容】 資格取得者への助成を行う。

【予算額】 3,550 千円

【決算額】 2,227,240 円

③緊急介護人材確保・定着支援事業

【目　的】 今後も需要が高まる介護に対して、支えとなる人材が不足しており、その影響は増々深刻化している。この状況を打開するため、効果的な緊急介護人材支援策により改善を図る。

【内　容】 ア.遠隔地からの人材確保支援（平成 28 年度新規事業）

遠隔地から人材を獲得した場合に、1年以上の常勤雇用および品川区内または隣接区での居住を要件として、採用法人に助成する。1,500 千円（内訳：支度金相当一律 100 千円、交通費、引越し費用等上限 200 千円）

イ.特別養護老人ホーム・老人保健施設における看護職員確保支援（平成 29 年度新規事業）

施設入所者の医療ニーズに対応し、紹介派遣を活用した看護職員を雇用した場合にかかる紹介料を助成する。28,800 千円（12 施設各２人分・雇用 1 人につき上限 1,200 千円）

ウ.介護ロボットの試験導入（平成 28 年度新規事業）

28 年度実施した現任介護職員の負担軽減を図るための介護ロボットの活用・調査研究のために導入した介護ロボットのレンタル料について、3 年目継続支援を行う。（八潮南特養、ケアセンター南大井)2,022 千円(１施設につきレンタル料 1,011 千円）

エ.家族介護をしている介護職のレスパイト・職務継続支援（平成 28 年度新規事業）

家族を介護している常勤職員の家族介護の負担軽減を図るために介護保険短期入所サービス・老人保健施設を利用した場合の利用料(自己負担分)を助成する。450 千円

オ.介護職員等離職防止対策費（平成 29 年度単年度事業）

区内社会福祉法人の介護等職員の離職防止に向けた取組を促し、離職の原因とその改善策等を協議し、具体的な実行により離職率の改善等を評価する。10,000 千円（5 法人分・１法人につき上限 2,000 千円）

カ.職場体験実習支援（平成 30 年度新規事業）

介護サービス事業者の人材確保・育成支援のため、介護サービス事業者、区内訪問介護および通所介護事業所を対象として、広く実習生を受入れ、介護福祉現場への理解を深めることにより、人材確保促進を図る取組を支援する。

【予算額】　15,900 千円

【決算額・実　績】

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
決 算 額		2,756,779 円		14,316,685 円		4,078,206 円
ア.遠隔地からの人材獲得支援	3 件	484,019 円	0 件	0 円	1 件	218,706 円
イ.特養・老健施設の看護職員確保支援	－	－	1 件	2,294,925 円	0 件	0 円
ウ.介護ロボット導入支援	2 件	2,237,760 円	2 件	2,021,760 円	2 件	2,022,000 円
エ.家族介護をしている介護職のレスパイト・職務継続支援	1 件	35,000 円	0 件	0 円	0 件	0 円
オ.介護職員等離職防止対策費	－	－	5 件	10,000,000 円	0 件	（廃止）
カ.職場体験実習支援	－	－	－	－	2 件	1,837,500 円

(11)要介護度改善ケア奨励事業

入所・入居施設における良質な介護サービスの提供により、当該施設に入所し、または入居する品川区被保険者の要介護度の軽減が図られた場合に対して、その軽減に至るサービスの質を評価し、当該施設職員の意欲向上を図るとともに、更に質の高いサービス提供が継続して行われることを推進するため、施設サービスにおける要介護度改善ケア奨励事業を実施する。

【対象施設】　品川区施設サービス向上研究会に参加する社会福祉法人等が運営する高齢者施設で、特別養護老人ホーム 10 施設、老人保健施設 1 施設、特定施設 5 施設、地域密着型特別養護老人ホーム 1 施設、地域密着型特定施設 1 施設の計 18 施設が対象。(平成 30 年度から特別養護老人ホーム 1 施設、特定施設 1 施設が新規参加)

【内　容】　年度初日を基準日として、基準日に対象施設の入所者(老人保健施設については、基準日に入所していなくても以下の要件に該当すれば対象とする)について、当該年度の前年度 1 年間において、当該施設における要介護認定による要介護度が、それ以前の要介護度から軽減された場合に、その要介護度の軽減に資するサービス提供を評価するもので、対象施設を運営する社会福祉法人等からの報告に基づき、奨励金を交付する。なお、適切なサービス提供によらない要介護度の軽減においては、その対象としない。

【奨励金の額】
- 要介護度が 1 段階改善したとき 1 月につき 2 万円
- 要介護度が 2 段階改善したとき 1 月につき 4 万円
- 要介護度が 3 段階改善したとき 1 月につき 6 万円
- 要介護度が 4 段階改善したとき 1 月につき 8 万円

【予算額】　28,160 千円
- 平成 30 年度新規分　16,320 千円
- 平成 29 年度継続分　11,840 千円

【決算額】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	17,060,000 円	16,280,000 円	24,840,000 円

【実　績】(平成 30 年度分)

項目	新規分		継続分	
	対象者	交付月数	対象者	交付月数
要介護度が 1 段階改善	71 人	443 月	22 人	149 月
要介護度が 2 段階改善	17 人	107 月	10 人	72 月
要介護度が 3 段階改善	6 人	36 月	3 人	24 月
要介護度が 4 段階改善	4 人	30 月	0 人	0 月

(12)入院中の紙おむつ代助成事業

高齢者は、体調の急変など病院への通院や入院のリスクが高く、特に低所得者において、入院した場合に治療費その他の費用の負担感が増加している。そこで入院中に紙おむつに要した費用の一部を助成することにより、費用負担を軽減し、福祉の向上を図ることを目的とする。品川区社会福祉協議会への委託により実施。

【対象者】　・65歳以上の品川区民の方
・介護保険料段階４段階以下の方（世帯全員が区民税非課税）
・30日以上の入院をしている方、または入院をしていた方（介護保険適用病床を除く）

【助成額】　入院時に支払った紙おむつの費用。
ただし１ヶ月につき5,000円を上限。

【予算額】　5,440千円

【決算額】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
決算額	3,132,304円	4,362,273円	5,417,819円

【実　績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成人数	111人	135人	237人
助成件数	536件	766件	896件
助成額	2,532,304円	3,602,273円	4,776,219円
事務委託費	600,000円	600,000円	480,000円

6. 在宅介護者研修事業

(1)在宅介護者研修事業

【目　的】 長年、要介護高齢者等を介護している家族を対象に、心労をねぎらい、介護に必要な技法知識を習得できる機会を提供する。
【対　象】 要介護高齢者等を介護している家族
【内　容】 要介護高齢者を在宅で介護している方を対象に「在宅介護者のつどい」を開催し、体験発表や交流会等を実施する。

(2)家族介護者教室

【目　的】 要介護高齢者を介護している方を対象に、介護に関する知識や技術を習得させるために、食事・健康管理等の講習を実施する。
【内　容】 各在宅サービスセンターで、介護技法や介護予防、健康管理、介護者の健康づくりなどを実施している。

(3)家族介護者応援講座

【目　的】 家族介護者に「家庭での介護に必要かつ基本的な介護技術」に関する知識・技術を学ぶ場、介護者同士の交流できる場を提供(下記講座のとおり)することにより、参加者がリフレッシュし、無理なく介護を続けられるよう支援するとともに、地域の介護者が仲間づくりを進めていくあり方を検証する。
【内　容】 ①家族介護者応援講座
家庭で介護を行っている方を対象に、介護保険制度やサービスの理解、基本的な介護技術の習得、同じ状況の介護者との交流とそれを通した家庭での介護への不安の軽減を目的とした講座を行う。
②認知症講座
認知症介護の基本を学びながら、それぞれの介護の経験談・事例を交え、認知症に関する情報交換と学びあいを目的とした講座を行う。

【 予 算 額 】　　4,111 千円

【 決 算 額 】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	5,445,048 円	3,985,537 円	3,775,202 円

【実　績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
介護者のつどい	356 人　年 2 回	379 人　年 2 回	337 人　年 2 回
宿泊研修	23 人　年 1 回		

※宿泊研修：平成 28 年度終了

家族介護者応援講座

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
家族介護者応援講座	14 人　2 回	20 人　2 回	7 人　2 回
介護出前講座	5 人		
認知症講座	27 人　2 回	24 人　2 回	

Ⅱ地域福祉の推進

1. 地域における福祉

(1)地域福祉計画の推進

平成 31 年 4 月に策定した第 3 期品川区地域福祉計画において、地域共生社会の実現をめざし、福祉的サービス事業者や医療機関関係者、地域団体代表者など関係機関の連携強化により、すべての区民が住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるよう、福祉のまちづくりを推進する。

【事業内容】

・地域福祉計画推進委員会の開催

計画に位置付けた各重点施策や福祉の分野横断的に取り組むべき事項の進捗管理および次年度以降の取り組みについて検討を行う。

【予算額】　568 千円

【決算額】　※平成 29 年度：計画改定事前調査、平成 30 年度：策定委託等関連経費を含む

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	146,415 円	4,119,853 円	16,625,668 円

【実績】

・地域福祉計画推進委員会の開催

地域福祉計画推進委員会を開催し、第 2 期品川区地域福祉計画の重点事業等の取り組み状況の進行管理と効果的な事業推進に向けた検討を行った。

なお、平成 30 年度は第 3 期地域福祉計画の策定期間中のため、地域福祉計画推進委員会は開催しなかった。（策定委員会：5 回開催）

計画推進委員会の開催			
開催日	平成 28 年 3 月 29 日	平成 29 年 3 月 29 日	平成 30 年 3 月 29 日
委員数	11 人	11 人	11 人
出席者数	9 人	9 人	10 人

(2)ユニバーサルデザイン普及啓発事業

【事業内容】

◆おたがいさま運動の推進

「おたがいさま運動」とは、困っている人がいたら助ける、困ったときは「助けて」と言える、そんなことがあたりまえにできる「支えあいのまちづくり」

をみんなで進めていくための運動である。

平成 24 年度に募集した標語「おたがいさま　こころをつなぐ　ありがとう」の合言葉（助ける人の「困ったときはおたがいさま」という気持ちと、助けてもらった人の「ありがとう」という感謝の気持ちによって、お互いの心がつながりあう関係が築かれるようにとの願いが込められている。）を活用し、イベント開催などにより、広く区民に「おたがいさま運動」を推進していく。

研修や学習会等を実施し、基礎知識や事例の紹介、補助犬等のユーザー講演、車いすやアイマスク体験などを通して、ユニバーサルデザインやおたがいさま運動の考え方について、職員・区民等への普及啓発を図る。

【実　績】

・　区職員・区民向け研修の開催　　計 4 回、187 人参加
・　区立学校児童向け学習会の開催　　計 8 回、464 人参加
・　関連イベントへのブース出展　　計 1 回、207 人参加
・　おたがいさま運動普及啓発ポスター、カレンダーおよびクリアファイルの作成・配布
・　パネル展示の実施（庁舎内通路等）

【予　算】　2,711 千円

【決　算】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	3,335,633 円	3,390,000 円	2,753,000 円

(3)長寿お祝い事業

【目　的】　高齢者の長寿を祝し、品川区内共通商品券を贈呈する。

【対　象】　101 歳以上(祝金 1 万円)、新 100 歳(祝金 3 万円)、白寿(99 歳、祝金 1 万円)、卒寿(90 歳、祝金 7 千円)、米寿(88 歳、祝金 5 千円)

【予算額】　27,115 千円

【決算額・実績】

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額		22,842,647 円	22,071,647 円	22,348,385 円
実績	百歳以上(百歳)	214 人(81 人)	222 人(80 人)	217 人(73 人)
	白寿(99 歳)	103 人	88 人	112 人
	卒寿(90 歳)	963 人	982 人	983 人
	米寿(88 歳)	1,246 人	1,229 人	1,373 人
	傘寿(80 歳)	2,787 人	2,593 人	2,512 人

＊傘寿は、平成 30 年度で終了

2.ひとり暮らし高齢者のための事業

(1)高齢者の見守り

① 高齢者見守りネットワーク事業

【目　的】　ひとり暮らし高齢者の孤立死が起こる予兆に、早期に対応できる感度の高い「近隣コミュニティの再生」などの視点を重視し、地域住民の見守り活動などによる、速やかな「気づき・予防・発見」ができる機動的な見守りネットワークの構築を図り、孤立死を未然に防ぐ。

【内　容】　地域社会から孤立しがちな高齢者の生活不安を、住民同士が支え合う「共助」の充実により解消する。このため、町会・自治会を主体とする見守り活動の支援・推進に向けた施策を展開する。

・高齢者見守り活動助成事業の実施

・普及啓発事業の実施

【予算額】　3,837 千円

【決算額】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	4,395,375 円	4,318,187 円	3,852,480 円

【実　績】

・高齢者見守り活動助成事業

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
助成団体数	62	62	59

・普及啓発事業の実施

見守り活動を実施中および検討する町会・自治会や、その他団体（高齢者クラブ等）からの要請に対して、高齢者等の見守りガイドブック（東京都福祉保健局発行）を活用し、高齢者の状況や見守り活動の必要性および異変情報の察知方法等の講座を開催した（参加 24 団体 398 名）。

・救急医療情報キットの利用促進

高齢者が自宅で急病により倒れたときのために、自分の医療情報や緊急連絡先をひとまとめに専用の容器に入れ、冷蔵庫内に保管する「救急医療情報キット」を製作。町会・自治会を対象に利用促進を行い、これまで延べ 131 団体へ 8,971 本を販売した（平成 23 年 8 月販売開始以降の累計）。

② 支え愛・ほっとステーション事業

【目　的】　少子高齢化の急速な進行、核家族化の進展、近年コミュニティ意識が希薄化する社会情勢の中、潜在的な要援助者を把握することや、日常的な生活支援ニーズにもれなく対応する体制づくりを進めることは喫緊の課題である。

本事業は、ひとり暮らし高齢者等で、家族などからの日常的なサポートが期待できない方などに対し、相談しやすい拠点を構え、公的サービスでは賄えない領域も含めて地域と行政が一体となり生活基盤の支援を図る。これにより、ひとり暮らし高齢者等の生活不安を解消し、住み慣れたまちで暮らし続けることの実現を図る。

【対　象】　普段は自立した生活を送ることができるものの、日常生活の中で困り事や生活課題を抱えるひとり暮らし高齢者等を基本的な対象とする。

【内　容】　本事業は、身近な相談機能等の充実を図るため、品川区社会福祉協議会との連携により、地域センターにコーディネーターの配置を位置付けたもので、平成 22 年度からモデル事業を実施し、地域特性に応じた柔軟な事業運営を行ってきた。この成果をふまえ、平成 27 年度から本格実施し、平成 29 年度に区内 13 地区すべてでサービスを開始した。また、平成30年度にはコーディネーター業務の整理等を行う調整コーディネーターを配置し、業務の円滑化を推進している。

事業実施にあたっては、地域活動課・地域センター・高齢者関係各課等が密に連携しながら推進していくことで、一層の地域福祉の充実を図る。

◆コーディネーター業務内容

常駐するコーディネーター(社会福祉士等)が、窓口で相談対応するとともに、アウトリーチ(訪問活動)等により潜在的な要援助高齢者を発見し、安心した在宅生活が継続できるよう、必要なサービスへとスムーズにつなぐ調整を行う(生活支援コーディネート)。相談内容によって、生活支援サービス(ほっとサービス)、見守りサービス(定期電話、定期訪問)等を提供する。

【実施場所】※各地域センター内に設置

名　称	所 在 地	設置年月
品川第一支え愛・ほっとステーション	北品川 3-11-16	平成 28 年 6 月
品川第二支え愛・ほっとステーション	南品川 5-3-20	平成 23 年 1 月
大崎第一支え愛・ほっとステーション	西五反田 3-6-3	平成 29 年 6 月
大崎第二支え愛・ほっとステーション	大崎 2-9-4	平成 27 年 8 月
大井第一支え愛・ほっとステーション	南大井 1-12-6	平成 28 年 6 月
大井第二支え愛・ほっとステーション	大井 2-27-20	平成 27 年 8 月
大井第三支え愛・ほっとステーション	西大井 4-1-8	平成 29 年 6 月

荏原第一支え愛・ほっとステーション	小山 3-22-3	平成 29 年 6 月
荏原第二支え愛・ほっとステーション	荏原 6-17-12	平成 23 年 10 月
荏原第三支え愛・ほっとステーション	平塚 1-13-18	平成 28 年 6 月
荏原第四支え愛・ほっとステーション	中延 5-3-12	平成 29 年 6 月
荏原第五支え愛・ほっとステーション	二葉 1-1-2	平成 29 年 6 月
八潮支え愛・ほっとステーション	八潮 5-10-27	平成 28 年 6 月

【予算額】　125,138 千円

【決算額】

	平成 28 年度	平成 29 年度＊	平成 30 年度
決算額	75,433,646 円	132,769,225 円	125,121,918 円

＊荏原第四地区の仮事務所経費含む

【実　績】（単位：件）

	平成 30 年度					
	相談	訪問	生活支援サービス	見守りサービス	緊急通報システム設置	支援員（人）※
品川第一	233	222	48	82	2	22
品川第二	279	189	254	319	5	39
大崎第一	194	129	67	105	1	22
大崎第二	215	210	87	305	2	40
大井第一	213	198	340	127	7	44
大井第二	179	162	172	30	2	35
大井第三	190	264	114	103	3	15
荏原第一	233	172	71	72	5	15
荏原第二	183	162	60	117	5	36
荏原第三	181	223	159	61	0	26
荏原第四	137	129	178	48	5	15
荏原第五	216	186	101	81	2	16
八潮	188	238	154	12	3	18
合計	2,641	2,484	1,805	1,462	42	343

※年度末時点で登録している数を記載

③認知症高齢者の支援とケアの充実

【目　的】

新オレンジプランに基づき、①徘徊等による行方不明者の早期発見のしくみづくり・運用、②認知症理解の一層の推進、③家族・本人への支援、④医療と介護の連携の推進の4つを柱とした、品川区における認知症対策プロジェクト（くるみぷらん）への取り組みを進め、認知症になっても安心して暮らし続けられるまち『しながわ』の実現を目指す。

【内　容】（※「くるみぷらん」の柱ごとにまとめて掲載）

ア．徘徊等による行方不明者の早期発見のしくみづくり・運用

◆品川くるみ高齢者見守りアイテム

・事前登録により、本人情報と連動した番号を記載したアイテム（アイロンシール・靴反射シール・キーホルダー）を配付。

・行方不明が発生した場合は、捜索に区のネットワーク（しなメール・しながわテレビ・プッシュ、東京都行方不明認知症高齢者等情報共有サイト、在宅介護支援センター、協力介護事業者）を利用することができる。

◆徘徊高齢者探索システム事業

・行方不明高齢者の位置情報を検索するＧＰＳ端末の初回費用を助成する。

機種名				ココセコム	ミマモルメ
費用	区助成	初期登録料		7,560円	6,372円
	利用者負担 ※故障・解約等は別途費用	基本料金		月額540円	月額691円
		位置情報提供料金	電話オペレーター	利用1回につき216円	対応なし
			インターネット	月2回まで無料、 3回目以降1回108円	無制限検索
		現場急行料金		利用1時間につき 10,800円	対応なし

イ．認知症理解の一層の推進

◆「品川“くるみ”認知症ガイド」の作成・配布（認知症ケアパス掲載）

◆認知症サポーター養成・レベルアップ事業

・認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者「認知症サポーター」を養成するための講座・学習会の実施

・認知症サポーターのレベルアップを目的とした認知症サポーターステップアップ講座・勉強会・講演会等の実施

◆認知症講演会

◆啓発用品（着ぐるみ、グッズ等）の作成・活用

ウ．家族・本人への支援

◆認知症カフェ運営支援事業

・認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が住み慣れた地域で安心して気軽に集うことができる認知症カフェを運営する取り組みを支援。一定の要件を満たした認知症カフェには費用助成を行う。

◆認知症ケア専門研修（品川福祉カレッジ認知症ケア専門コースとして、品川介護福祉専門学校に委託）

・品川区内の在宅および施設の介護サ―ビス従事者を対象に、認知症高齢者本人の気持ちと尊厳を重視したアセスメントとケアの研修を行い、サービスの質の向上が図れるよう、スタッフの育成を行う。

◆軽度認知症高齢者一般デイサービス受入態勢整備

・一般のデイサービスにおいて、認知症の人の生活や症状にプラスになるよう、平成30年度に作成した軽度認知症高齢者支援プログラムの効果検証やプログラム導入に必要な研修等の実施により、認知症の初期対応に取り組める体制を整える。

エ．医療と介護の連携の推進

◆認知症対策検討会議（医療と福祉の多職種が参加する会議体）

【予算額】　　21,609千円

【決算額・実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
決算額	29,023,240円	30,035,096円	19,210,976円
見守りアイテム登録者数	延べ　80人	延べ　191人	延べ　242人
徘徊高齢者探索システム助成件数	6件	12件	9件
認知症サポーター養成講座	69回　1,509人	80回　2,223人	67回　1,626人
認知症講演会	372人	338人	292人
認知症カフェ運営支援		登録：13件 助成：11件	登録：18件 助成：14件
認知症ケア専門研修	延べ　388人	延べ　431人	延べ　408人
認知症対策検討会議	7回	3回	3回

④認知症早期発見・早期診断推進事業

【目　的】　品川区における認知症早期発見・早期対応の体制整備を推進し、区民が適切な医療および介護保険サービスに速やかにつながることで、できる限り安心して在宅生活が継続できる。

【経　緯】　平成 27 年度より、新オレンジプランおよび認知症対策プロジェクト(くるみぷらん)の一環として、「認知症早期発見・早期対応体制検討会議」を開催し、品川区における認知症の早期発見・早期診断・早期対応体制の仕組みづくりを検討・構築した。

【内　容】　ア. 認知症初期集中支援チーム

新オレンジプランに基づき、認知症の初期または認知症の診断を受けながらも適切な支援につながっておらず、認知症の行動・心理症状等が生じている区民に、6 か月間を目安に、医療・介護の専門職が集中的に介入し、適切な医療・介護サービスにつなげ、地域の中での生活を継続し続けられるよう支援する。

イ. 認知症初期集中支援評価委員会

医療機関や介護事業所の専門職で構成される認知症初期集中支援評価委員会を設置し、認知症初期集中支援チームが行った支援・対応について検討・評価し、区における認知症の人への対応の課題等を通じ、区の認知症の人への対応の質の向上を図る。

【予算額】　3,343 千 円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	961,752 円	740,777 円	393,532 円
ア. 認知症初期集中支援チーム(新規分)	2 ケース	4 ケース	2 ケース
イ. 認知症初期集中支援評価委員会※	4 回	1 回	1 回

※平成 28 年度まで「認知症早期発見・早期対応体制検討会議」として実施。

⑤高齢者虐待防止ネットワーク事業

【目　的】　地域包括支援センターの役割りの一つである、高齢者虐待防止に向けたネットワークの構築と早期発見・対応の強化を図る。

【内　容】　・品川区虐待防止ネットワーク推進協議会の開催（年 1 回）
・事業者等への研修会の実施（年 1 回）
・虐待ケース対応（随時）

【予算額】　39 千円

【決算額】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	34,500 円	39,000 円	39,000 円

【実　績】

◆高齢者虐待予防研修会の開催（12 月 8 日）

区内各事業所に所属するケアマネジャーおよび区ケースワーカーを対象に、「高齢者や家族へのアプローチ ～安心づくり・安全探し・アプローチ(ＡＡＡ)を学ぶ～」をテーマに外部講師を招き研修会を開催した。

◆しながわ見守りホットラインの設置および緊急一時保護施設の確保
（安心しながわネットワーク）

地域での高齢者虐待、児童虐待・ＤＶや障害者虐待などの情報を 24 時間、専用電話により受け付ける体制を整備している。通報者の秘密を厳守しつつ、家庭内における虐待等を早期に発見し適切な対応を図っている。

また、虐待者からの分離を図る必要がある際の一時保護施設を確保している。

（ホットライン通報件数 8 件、うち虐待ケース 7 件）

◆虐待ケース対応件数

・ 対応実人数／83 人（男性 20 人・女性 63 人）

※うち、ホットライン通報は 19 人（男性 2 人・女性 13 人・性別不明 4 人）（虐待認定は 13 人）

・ 類型別対応件数（カッコ内はホットライン通報による件数を再掲）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
身体的虐待	53 件（ 5 件）	62 件（ 4 件）	65 件（ 10 件）
心理的虐待	31 件（ 1 件）	28 件（ 5 件）	26 件（ 7 件）
性的虐待	0 件（ 0 件）	0 件（ 0 件）	0 件（ 0 件）
経済的虐待	6 件（ 1 件）	8 件（ 1 件）	9 件（ 2 件）
介護・世話の放棄・放任	11 件（ 1 件）	7 件（ 0 件）	13 件（ 1 件）
合 計	101 件（ 8 件）	107 件（ 10 件）	113 件（ 20 件）

（注）1 人に複数の虐待類型が該当する場合があるため、対応件数と対応実人数は一致しない。

⑥高齢者熱中症等予防対策事業

【目　的】　夏季における在宅高齢者の熱中症等予防に的確に対応するため、予防の普及啓発を展開するとともに、高齢者宅への戸別訪問支援を強化する。また、区内のシルバーセンター等の施設の一部を在宅高齢者の避暑拠点として活用するなど、高齢者の健康と安全の確保を図る。

【対　象】　ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等、要援護高齢者を中心とした在宅高齢者

【内　容】　◆熱中症等の予防に向けた普及啓発と戸別訪問の実施

・民生委員（高齢者相談員）によるひとり暮らし高齢者等世帯への家庭訪問による予防に向けた普及啓発

・在宅介護支援センターを中心とした居宅介護支援事業所のケアマネジャーによる要支援、要介護高齢者等への家庭訪問による予防に向けた普及啓発

・支え愛・ほっとステーションによる地域活動で把握した高齢者や高齢者のみ世帯等への家庭訪問による予防に向けた普及啓発

・広報、統合ポスター及び区ホームページへの掲載による普及啓発

・高齢者の生活支援にかかわる事業者に対する事業周知

◆避暑拠点の確保

・区内のシルバーセンター等の施設の一部を夏季期間に限定し、在宅高齢者の避暑拠点として日中活用を図り、熱中症予防に対応する。

◆予防への個別支援

・熱中症予防の対策を講じることが困難な高齢者へ、飲料水等を必要に応じて提供するとともに、冷却マット・扇風機を貸し出す。

【予算額】　１，６０２ 千 円

【決算額】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	1,460,250 円	1,486,841 円	1,552,960 円
水分補給飲料水等提供	1,859 本	1,976 本	2,102 本

(2)安否確認

①緊急通報システム

【目　的】　ひとり暮らしもしくは高齢の夫婦などの世帯で、緊急事態における不安の解消と生活の安全を図る。

【対　象】　65 歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみで構成される世帯または日中独居の高齢者世帯

【利用料（民間型)】　平成 27 年度から料金変更

	平成 26 年度	平成 27 年度以降
介護保険料第 1～6 段階の方	月額　500 円	月額　300 円
第 7～14 段階の方	月額　1,800 円	月額　1,000 円

(99 ページ参照)

【内　容】　民間型は自宅内で病気や事故などの緊急事態に救急ペンダントの通報ボタンを押すことにより、または一定時間動作確認センサーに反応しない場合、もしくは火災警報器が作動した場合に民間受信センターから派遣員が即時援助に駆けつける。
消防庁型は消防庁への通報を通じて、地域の協力員が居宅へ駆けつける。

【予算額】　23,644 千円

【決算額・実　績】

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額		16,785,388 円	18,164,884 円	20,203,776 円
民間型	設置総数	566 台	649 台	703 台
消防庁型	設置総数	8 台	6 台	3 台

※設置総数については、各年度末時点で設置している数を記載

②高齢者日常生活用具等給付事業

【目　的】　自動消火装置およびガス安全システム等を設置することにより、高齢者世帯の安全を確保し、火災・爆発等の事故を未然に防止する。

【対　象】　おおむね 65 歳以上の認知症高齢者で、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯である方

【内　容】　自動消火装置、ガス安全システム(ガス漏れ警報器および自動ガス供給遮断器等)および電磁調理器を給付する。

【利用料金】　生計中心者の所得に応じて負担(99 ページ参照)

【予算額】　276 千円

【決算額・実　績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決 算 額	80,182 円	7,560 円	187,638 円
自動消火装置	5 人	2 人	3 人
ガス安全システム	0 人	0 人	1 人
電磁調理器(新規)	3 台	0 台	1 台

③高齢者福祉電話事業

【目　的】　ひとり暮らしの高齢者等に対し、電話による高齢者の安否の確認、孤独感の解消、各種の相談およびサービスの提供を行う。

【対　象】　65 歳以上のひとり暮らしの高齢者および高齢者世帯で定期的に安否確認が必要で近隣に親族が居住していない世帯

【内　容】　・高齢者福祉電話貸与(生計中心者の住民税が非課税の世帯)
電話を所有していないひとり暮らしの高齢者に電話を貸与する。回線使用料等および通話料は本人負担

・電話訪問
電話訪問員(高齢者相談員)が、電話貸与世帯に対し、週 1 回以上の電話による安否の確認、各種相談の受付およびこれに対する助言ならびに関係機関への取り次ぎを行う。

・シルバーホーン貸与
電話貸与世帯で、難聴の方に相手の声を拡張できるシルバーホーン(めいりょう)、またはベルの音が聞こえない方のためにシルバーベルやフラッシュベルを、常時注意を要する状態にある方にシルバーホーン(あんしん)を貸与する。

【予算額】　61 千円

【決算額・実　績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決 算 額	18,780 円	7,200 円	8,460 円
電話貸与	3 台	3 台	2 台
電話訪問	2 台	2 台	1 台
シルバーホーン貸与	0	0	0

※電話貸与については、各年度末時点で貸与している数を記載

④緊急入室対応

【目　的】　高齢者の自宅における異変に対し迅速に対応し、救命、孤立死の防止を図る。

【対　象】　自宅内の安否が未確認、かつ入室の許可および解錠に要する費用負担の同意者が不在または不明な状況にある、ひとり暮らし高齢者世帯等。

【内　容】　自宅内での異変が強く疑われるが、玄関ドア等が施錠されているため入室による安否確認ができない場合に、専門業者によるドア等の解錠を行う（費用負担が可能な者（本人を含む）が判明した場合には、後に費用求償する）。

【予算額】　105 千円

【決算額・実　績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決 算 額	0 円	0 円	0 円
対応世帯	0 件	0 件	0 件

安否確認事業の利用料金基準表

区分	対　　象	緊急通報システム（民間型）	自動消火装置	ガス安全システム	電磁調理器
第1段階	生活保護を受給している方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が区民税非課税の方、および中国残留邦人等生活支援給付を受けている方	月額 300円	無料	無料	無料
第2段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下の方				
第3段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等の収入金額が80万円超120万円以下の方				
第4段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等の収入金額が120万円を超える方				
第5段階	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下				
第6段階	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入金額が80万円を超える方				
第7段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	月額1,000円	1割自己負担	1割自己負担	1割自己負担
第8段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方				
第9段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方				
第10段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方				
第11段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方				
第12段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,200万円未満の方				
第13段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が1,200万円以上2,000万円未満の方				
第14段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上の方				

(3)民生委員

①民生委員・児童委員活動

【目　的】 民生委員・児童委員は社会奉仕の精神をもって、福祉事務所や児童相談所などの関係機関と協力して、高齢者、障害者、子育て家庭や生活困窮家庭などの相談に応じ、助言や援助などを行う地域の奉仕者である。また、品川区では高齢者相談員も兼務し、さまざまな活動を行っている。

【対　象】 高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮家庭など地域で助言が必要な方

【地区別構成】 品川区における民生委員の定数は 325 人で、任期は 3 年

地区名	定員	地区名	定員
品川第一地区	23(2)	荏原第一地区	26(2)
品川第二地区	25(2)	荏原第二地区	20(2)
大崎第一地区	36(2)	荏原第三地区	33(2)
大崎第二地区	20(2)	荏原第四地区	29(2)
大井第一地区	41(2)	荏原第五地区	21(2)
大井第二地区	20(2)	八潮地区	12(2)
大井第三地区	19(2)	計	325(26)

(　)内は主任児童委員を再掲(平成 31 年 4 月 1 日現在)

【予算額】　47,397 千円

【決算額】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	46,449,995 円	42,895,675 円	42,412,047 円

【活動実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
在宅福祉	1,058	1,093	1,123
介護保険	374	350	302
健康・保健医療	379	419	369
子育て・母子保健	63	48	31
子どもの地域生活	95	78	100
子どもの教育･学校生活	196	153	194
生活費	163	181	176
年金・保険	16	21	20
仕事	28	17	24
家族関係	245	188	177
住居	318	263	302
生活環境	294	261	269
日常的な支援	1,917	1,442	1,722
その他	1,183	1,178	986
合　計	6,329	5,692	5,795

②民生委員推薦会

民生委員推薦会は 14 人の委員で構成され、民生委員・児童委員の任期終了による一斉改選や任期途中の欠員補充に際し、適格者を選び都知事に推薦する。推薦に基づき厚生労働大臣が委嘱する。

【開催実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	2 回	1 回	2 回

③主任児童委員活動

最近の子どもを取りまく社会環境の変化に伴い児童の虐待、いじめ、非行の低年齢化など児童をめぐる課題が深刻化している。主任児童委員は、児童福祉に関する事項について専門的に担当し、活動している。

民生委員・児童委員はそれぞれ受持ち区域を持ち活動しているのに対し、主任児童委員は各地区単位で 2 人配置され、地区全体の問題に対処している。

(4)高齢者相談等事業(高齢者相談員)

【目　的】　社会奉仕の精神に基づき高齢者世帯等の家庭を訪問し、話し相手となり、相談・助言を行うとともに、関係機関および地域社会とのパイプ役として、高齢者の精神面でのサービスの充実を図る。

【対　象】　75 歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者世帯等

【内　容】　民生委員・児童委員に高齢者相談員を委嘱する。
高齢者相談員が対象世帯を訪問し、話し相手となり、相談や助言を行い、専門的な相談指導および施設入所等の措置が必要なケースについて速やかに関係機関等に連絡し、活動状況について、毎月、品川区高齢者相談員活動報告書を提出する。
活動費（月額）　7,000 円

【予算額】　25,492 千円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	24,178,268 円	30,442,274 円	23,586,750 円
高齢者相談員数	272 人	270 人	276 人

（各年 3 月 31 日現在）

(5)生活の支援

①成年後見利用支援事業（申立経費等）

【目　的】　介護保険制度の導入により、福祉サービスが措置から契約に切り替わったことにより、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業も平成 12 年度に開始された。

そこで、品川区社会福祉協議会さわやかサービスが実施してきた「財産保全・管理サービス」を基本に判断力が低下した際の福祉（介護）サービスの利用時等に本人の意思決定を支援するとともに、成年後見制度等との連携を通じて、地域で安心して生活できるよう権利擁護・成年後見事業を実施する。

【実施方法】　利用者に関する情報提供や家庭裁判所への後見等開始の審判に係る区長申立ての諸手続きを行う。また、在宅介護支援センター、民生委員、施設等との連携を図りながら、利用者への円滑なサービス提供のために必要な調整・支援を行う。

さらに、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）において、成年後見制度の利用に関する施策についての基本的な計画を定めるよう求められていることから、計画策定に必要な検討を行う。

【予算額】　2,274 千円

【決算額】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	882,822 円	1,234,435 円	1,093,270 円

【実　績】区長申立処理件数（平成 31 年 3 月 31 日現在）

集計年度	申立決定件数	中止	家裁申立済件数		後見人種別				死亡後見人種別	
				審判決定	社協	社会貢献型	市民後見人の会	他団体	社協	他団体
23 以前	180	14	164	156	98	22	8	28	29	6
24	49	1	48	52	21	6	5	20	10	10
25	49	5	44	43	16	9	2	16	10	3
26	65	9	54	54	20	9	6	19	14	13
27	50	2	48	45	14	8	1	22	13	13
28	36	2	36	38	14	10	2	12	18	10
29	54	2	49	42	20*	7	2	14*	17	10
30	52	5	49	56	15*	8	6	28*	23	21
合計	535	40	492	486	218	79	32	159	134	86

*複数後見あり（平成 29、30 年度）

②車いす貸与

【目　的】　歩行が困難な高齢者に対し、車椅子を貸与することによって福祉の向上を図る。

【対　象】　傷病、身体障害等で、自力歩行が困難であって、介助者のある高齢者（要介護２以上を除く）。

【内　容】　車いすを無料で貸し出す。（6ヶ月間を限度とする）

【予算額】　60千円

【決算額・実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
決算額	138,000円	115,500円	49,200円
貸与数	97台	83台	77台
保有台数	72台	64台	59台

(6)養護老人ホーム入所措置

【目　的】 環境上の理由および経済的な理由において在宅で生活することが困難な高齢者を入所させ、養護する。

【対　象】 おおむね 65 歳以上の高齢者で、経済的要件（本人の属する世帯が生活保護を受けていること、または世帯の生計中心者が区民税の所得割を課税されていないこと）と環境的要件（住むところが無かったり、住まいがあっても極めて劣悪等）のいずれにも該当する方

【内　容】 食事の提供およびその他日常生活上必要なサービスを行う

【予算額】 223,657 千円

【決算額】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	196,301,456 円	184,920,517 円	176,570,172 円

【実　績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
申請受理	9	13	9
措置開始	7	13	8
取り下げ	1	0	1
措置廃止	14	13	16

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
入所者数	89	90	82
待機者数	3	1	0

（各年 3 月 31 日現在）

養護老人ホーム　費用徴収基準

利用者本人の費用徴収基準

（平成7年7月改訂）

対象収入による階層区分		費用徴収基準月額
1	0円～27万円	0円
2	27万0001円～28万円	1000円
3	28万0001円～30万円	1800円
4	30万0001円～32万円	3400円
5	32万0001円～34万円	4700円
6	34万0001円～36万円	5800円
7	36万0001円～38万円	7500円
8	38万0001円～40万円	9100円
9	40万0001円～42万円	1万0800円
10	42万0001円～44万円	1万2500円
11	44万0001円～46万円	1万4100円
12	46万0001円～48万円	1万5800円
13	48万0001円～50万円	1万7500円
14	50万0001円～52万円	1万9100円
15	52万0001円～54万円	2万0800円
16	54万0001円～56万円	2万2500円
17	56万0001円～58万円	2万4100円
18	58万0001円～60万円	2万5800円
19	60万0001円～64万円	2万7500円
20	64万0001円～68万円	3万0800円
21	68万0001円～72万円	3万4100円
22	72万0001円～76万円	3万7500円
23	76万0001円～80万円	3万9800円
24	80万0001円～84万円	4万1800円
25	84万0001円～88万円	4万3800円
26	88万0001円～92万円	4万5800円
27	92万0001円～96万円	4万7800円
28	96万0001円～100万円	4万9800円
29	100万0001円～104万円	5万1800円
30	104万0001円～108万円	5万4400円
31	108万0001円～112万円	5万7100円
32	112万0001円～116万円	5万9800円
33	116万0001円～120万円	6万2400円
34	120万0001円～126万円	6万5100円
35	126万0001円～132万円	6万9100円
36	132万0001円～138万円	7万3100円
37	138万0001円～144万円	7万7100円
38	144万0001円～150万円	8万1100円
39	150万0001円以上	※

注

1 上記に示す費用徴収基準月額から、養護老人ホームの3人の部屋入居者については10%、4人部屋入居者については20%、5人および6人部屋入居者については30%、7人以上の大部屋入居者については40%をそれぞれ減額し100円未満を切り捨てる。

2 上表にかかわらず当分の間、14万円を当該費用徴収月額の上限とする。

※ 150万円超過額×0.9÷12月＋8万1100円
（100円未満は切り捨て）

扶養義務者の費用徴収基準

（平成7年7月以降適用）

税額等による階層区分			費用徴収基準月額
A	生活保護法による被保護者		0円
B	当該年度の区市町村民税非課税の方		0円
C1	前年の所得税非課税の方	区市町村民税均等割のみ課税	4500円
C2		区市町村民税所得割課税	6600円
D1	前年の所得税の年額が右の額の方	3万円以下	9000円
D2		3万0001円～8万円	1万3500円
D3		8万0001円～14万円	1万8700円
D4		14万0001円～28万円	2万9000円
D5		28万0001円～50万円	4万1200円
D6		50万0001円～80万円	5万4200円
D7		80万0001円～116万円	6万8700円
D8		116万0001円～165万円	8万5000円
D9		165万0001円～226万円	10万2900円
D10		226万0001円～300万円	12万2500円
D11		300万0001円～396万円	14万3800円
D12		396万0001円～503万円	16万6600円
D13		503万0001円～627万円	19万1200円
D14		627万0001円以上	全　額

注

1 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、上表に示す費用徴収基準月額のみで算定するものであること。

2 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができる。

(7) その他の福祉制度

①義援金受付

東日本大震災で被災された方への支援のため義援金を受け付けている。

また、日本赤十字社および共同募金会への各種災害義援金も取り次いでいる。

②日本赤十字社品川区地区事業

日本赤十字社定款に基づき、品川区は日本赤十字社東京都支部の下部組織として、赤十字事業を推進している。

特に、赤十字事業の拡充強化に伴い、これに要する事業資金の確保を図るため、日赤では毎年 5 月に赤十字会員募集運動を展開しているが、品川区地区では町会・自治会等の協力を得て、高い実績をあげている。

【実　績】　（各年 3 月 31 日現在）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標額	20,678,000 円	20,678,000 円	20,678,000 円
実績額	23,363,624 円	22,208,472 円	21,716,917 円
達成率	113%	107%	105%

③共同募金事業

社会福祉法に基づく社会福祉法人東京都共同募金会が毎年 10 月に実施する赤い羽根共同募金運動は、地区協力会の熱意により大きな成果をあげている。

【実　績】　（各年 3 月 31 日現在）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標額	16,800,000 円	16,800,000 円	16,800,000 円
実績額	20,669,802 円	20,118,866 円	19,802,351 円
達成率	123%	120%	118%

④旧軍人・戦没者遺族等の援護

旧軍人および戦没者遺族等に対する恩給、弔慰金、特別給付金、特別弔慰金等の相談や受付を行っている。

Ⅲいきがいづくりと社会参加

1. 高齢者の社会参加支援

【目　的】　新たな高齢者像をふまえ、これから高齢期を迎える世代の社会参加の促進を機軸としつつ、高齢者の価値観や生活様式の多様化に対応した、高齢者が社会参加活動をするための基盤を整備する。

【内　容】 ①高齢者クラブの活性化

高齢者クラブをPRし、会員増を図り活動の活性化を支援するとともに、高齢者対象の事業の実施にあたっては、高齢者クラブ連合会・単位クラブへ運営協力の働きかけをし、自主的な地域ボランティアの参加意欲を高めていく。

②「山中いきいき広場」の活動支援

「山中いきいき広場」では、学校の空き教室を活用して、高齢者等を対象とした活動を支援することにより、趣味や生きがいづくりの場を提供する。また、山中小学校の児童に、会員が日本の伝統文化である茶道やお花を教えることで、子ども達にとっては高齢者の知恵と経験の伝承、また高齢者にとっては生きがいづくりの場となることを目指す。事業運営は、山中小学校の近隣の中高年や学校関係者との連携のもとに設立した、山中いきいき広場運営協議会の自主運営とする。

③「しながわシニアネット」の活動支援

55歳以上の区民団体「しながわシニアネット」が平成19年1月に発足し、東大井6丁目にあるシニアのための活動施設「いきいきラボ関ヶ原」を拠点としてパソコン教室･相談や健康づくりなどのサークル活動を展開しており、その活動を支援する。

④「山中いきいき広場」「いきいきラボ関ヶ原」パソコンネットワーク管理

介護予防拠点におけるパソコン教室等の運営のため、パソコンネットワークおよびインターネット接続が利用できる環境を管理し運営する。

【予算額】　9,294千円

【決算額】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
決算額	8,541,883円	8,032,727円	7,614,805円

2. 高齢者の健康づくり・いきがいづくり

(1)いきいきカラオケ広場

【目　的】　生きがいづくりや健康増進、地域の高齢者のふれあいを促進するため、民間施設の活用を図り相互の親睦を深める「場」と機会を提供する。

【対　象】　60 歳以上の区民で構成された 5 人以上のグループ

【内　容】　民間施設の協力により歌広場(月～金曜日 1 施設・月～日曜日 1 施設)およびコートダジュール(月～日曜日 4 施設)の全時間帯において割引料金で利用できる。

【予算額】　34 千円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	12,838 円	19,851 円	12,512 円
延参加者数	2,479 人	2,834 人	3,343 人
登録グループ	106 グループ	110 グループ	122 グループ

(2)いきいき健康マージャン広場

【目　的】　マージャンを通じた、高齢者の健康づくり・仲間づくりを促進するため、民間施設等を活用して「場」と機会を提供する。

【対　象】　60 歳以上の区民

【内　容】　「お金を賭けない」「お酒を飲まない」「たばこを吸わない」をモットーに、マージャンを楽しむ。毎週月～金曜日に一般・初心者等 29 コースを設定。参加費は、700～1,600 円。

【予算額】　2,082 千円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	2,063,354 円	2,054,060 円	2,053,440 円
延参加人数	22,107 人	21,950 人	22,626 人
登録者数	780 人	817 人	783 人

(3)シルバーダンスパーティ

【目　的】　社交ダンスを通じて高齢者相互の親睦、生きがいの高揚と健康の増進を図る。

【対　象】　おおむね 60 歳以上の区民

【内　容】　きゅりあんイベントホールで、品川区社交ダンス連盟による模範

演技、初心者講習会およびコンテスト等を行う。

【予算額】　309 千円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	297,800 円	297,910 円	307,250 円
参加者数	165 人	152 人	142 人

(4)高齢者作品展

【目　的】　高齢者が製作した作品を展示し、生きがいづくりに役立てる。

【対　象】　60 歳以上の区民

【内　容】　高齢者の作品をO美術館で展示し、優秀作品は表彰する。出品部門は民芸工芸、絵画、書道、俳句・短歌、写真。

【予算額】　1,062 千円

【決算額･実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	961,960 円	956,646 円	984,769 円
出品数	226 点	225 点	196 点
入場者数	663 人	624 人	647 人

(5)高齢者グラウンドゴルフ大会

【目　的】　高齢者の生きがい対策および健康増進のため、適度な運動量と各個人が楽しめるスポーツとして近年人気の高いグラウンドゴルフを高齢者クラブ活動の普及発展、また一般高齢者との交流を図る。

【対　象】　高齢者クラブ会員および 60 歳以上の区民

【内　容】　西大井広場公園を会場として、8 ホール 2 ラウンドを個人単位で競い、上位 3 人には、メダルを授与する。

【予算額】　200 千円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	154,600 円	100,000 円	200,000 円
参加者数	195 人	0 人	176 人

※平成 29 年度は雨天で中止

(6)高齢者輪投げ大会

【目　的】　区主催の輪投げ大会を実施することで一般高齢者に大会参加の機会を設け、輪投げを通して健康増進および高齢者クラブ会員と一般高齢者との交流を図る。

【対　象】　60 歳以上の区民で構成された 6 人のチーム

【内　容】　1 チーム 6 人で輪投げをし、合計得点をチーム単位で競う。優勝チームにはトロフィー(持ち回り品)を贈呈するほか、上位 3 チームに賞状と賞品を贈呈する。

【予算額】　432 千円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	466,260 円	382,070 円	369,047 円
延参加者数	282 人	203 人	324 人
登録チーム	44 チーム	32 チーム	52 チーム

※平成 29 年度は総合体育館の工事により戸越体育館にて実施。

(7)高齢者福祉団体登録

【目　的】　高齢者福祉の増進を目的として、高齢者の方々の団体活動を援助し、育成発展を支援する。

【登録基準】　①構成員が 5 人以上で、原則として構成員の半数以上が区内に在住、在勤または在学していること。

②構成員の年齢は、原則として構成員全員が 60 歳以上であること。ただし、高齢者福祉の増進の支援を目的とするボランティア団体等はこの限りではない。

③団体の主たる活動の場および活動の本拠としての事務所を区内に有すること。

④原則として代表者が区内に在住、在勤または在学していること。

⑤営利または特定の政党に関する政治活動もしくは宗教活動を目的としていないこと。

⑥団体の組織および活動のために規約を有すること。

【内　容】　申請に基づき審査を行い、登録を承認した団体に「品川区高齢者福祉団体登録証」を交付する。区民集会所等の施設が無料で利用可能となる。

【登録件数】(各年 4 月現在)

平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
771	666	725

3. シルバー成年式

【目　的】　古希を第2の「成年式」として、新たな気持ちでこれからの人生を楽しく歩んでいただくための契機として、お祝いの意をこめた記念式典を実施する。

【対　象】　昭和24年4月2日～昭和25年4月1日
※平成26年度より学年制となる。

【内　容】　きゅりあん大ホールで記念式典と記念講演等を実施し､イベントホール等では健康チェック、品川味自慢コーナーなど様々な催物を開催する。

【予算額】　6,102千円

【決算額・実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
決算額	5,969,166円	5,631,226円	5,333,295円
参加者数	770人	890人	690人

4. ふれあい給食の実施

【目　的】　高齢者に子どもとのふれあいの機会を提供し、生きがいづくりに役立てる。

【対　象】　実施小中学校の児童・生徒および地域高齢者

【内　容】　高齢者が子ども達と学校給食を食べながら、お話・歌・ゲームなどで楽しい一時を過ごす。

【予算額】　302千円

【決算額・実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
決算額	253,148円	298,960円	260,560円
回数	34回	34回	33回
実施校	30校	30校	30校
高齢者参加者数	829人	891人	857人

5. 高齢者外出習慣化事業

【目　的】　引きこもりがちな高齢者に対して、外出習慣を身につけ、自分に自信を持つことで、教室終了後もその他の区事業参加を促し、健康を保つことを目的とする。

【対　象】　区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】　2,400 円

【実施方法】　各会場　6 ヶ月(月 1 回　1 回 1 時間半)全 6 回、
1 期・2 期に分けて実施
〔回数〕48 回(4 会場×6 回×2 期)
区が地域の NPO 法人等に委託し、委託料を支払う。
※教室運営にボランティアがシニアスタッフとして参加

【実施場所】　・南品川シルバーセンター（ほっとサロン）
・東品川シルバーセンター（大規模改修工事のため第 1 期のみ実施し、第 2 期はきゅりあんを代替会場として実施。）
・大井林町高齢者複合施設
・平塚橋ゆうゆうプラザ

【内　容】　地域高齢者に栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、外出先の居場所を提供することで、地域の顔見知りをつくり外出習慣を身に付ける。

【予算額】　5,291 千円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	5,841,768 円	5,652,732 円	4,815,018 円
会場数	5 か所	5 か所	4 か所
延参加者数	757 人	708 人	601 人

6. シルバーパス交付事務(都事業)

【目　的】　高齢者の社会参加を助長し、もって高齢者福祉の向上を図る。

【内　容】　満 70 歳以上の都民の方を対象に、申込みにより都営交通・都内を走行する民営バス・八丈町営バス・三宅村営バスに乗車できる「東京都シルバーパス」を発行する。

【費用負担】　区市町村民税　課税の方　20,510 円／年
区市町村民税　非課税の方　1,000 円／年
平成 30 年の合計所得金額が 125 万円以下の方　1,000 円／年

7. 高齢者クラブ等支援事業

(1)高齢者クラブ運営助成

【目　的】　高齢者クラブおよび高齢者クラブ連合会の運営経費を補助し、会の運営と会員の福祉の向上と親睦および知識の向上等の事業の拡大と強化を図る。

【対　象】　高齢者クラブおよび高齢者クラブ連合会

【内　容】　設立後、3 ヶ月以上継続して活動しているクラブおよびその連合会に以下のとおり助成金を交付する。

【予算額】　43,940 千円

（内訳）

高齢者クラブ	37,986 千円
高齢者クラブ連合会	5,590 千円
事務局旅費	92 千円
消耗品	272 千円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	43,089,639 円	43,603,855 円	42,745,600 円
クラブ数	116 クラブ	116 クラブ	113 クラブ
会員数	11,809 人	11,652 人	11,297 人

≪会員数による助成金≫

	助成金(年額)
クラブ固定額	100,000 円
会員数による助成	会員数×1,200 円

≪ボランティア活動回数による助成金≫

ボランティア活動回数	助成金（年額）
100 回以下	60,000 円
101 ～ 350 回	75,000 円
351 ～ 600 回	90,000 円
601 ～ 850 回	115,000 円
851 ～1,100 回	140,000 円
1,101 回以上	170,000 円

(2)花づくり助成事業

【目　的】　高齢者クラブの花づくり活動に必要な経費の一部を助成する。
【対　象】　高齢者クラブ連合会
【内　容】　品川区高齢者クラブ連合会に、区から花づくり事業に要する経費を助成し、草花を育成してもらい、その花を公共施設等に展示する。秋には小菊の作品展を開催する。
【予算額】　5,383 千円
【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	5,281,000 円	5,267,000 円	5,344,000 円

8. シルバーセンターの運営

【目　的】　高齢者に施設を公開(提供)することで高齢者の福祉の増進を図る。
【対　象】　60 歳以上の区民
【内　容】　①個人・グループの活動拠点【「憩いの場」「趣味・学習の場」「健康づくりの場(介護予防拠点を含む)」】の整備
②入浴･マッサージサービスの実施、健康機器･通信カラオケ機器･陶芸窯等の設置
③センターまつり・民舞民謡大会・音楽祭等の開催
④施設の提供（目的外使用・介護予防事業・健康塾・ほっとサロン等）
【予算額】　443,045 千円
【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	162,046,535 円	126,630,405 円	124,918,441 円
延利用者数	314,004 人	304,613 人	293,169 人

9. 西大井いきいきセンターの運営

【目　的】　西大井いきいきセンターは､平成21年3月に開設(民設民営)され、地域福祉の推進を図ることを目的に事業を実施しているが、その一環として、旧西大井シルバーセンター事業を継承している。この事業は、使用料が無料であることから、事業運営・施設管理の安定化を図るため、必要な経費を助成する。
【対　象】　(社福)こうほうえん
【内　容】　シルバーセンター事業・自主事業経費の助成

【予算額】　21,002 千円

（内訳）　シルバーセンター事業　17,804 千円
地域交流・福祉事業　549 千円
コミュニティレストラン事業　500 千円
修繕対応　500 千円
消費税改定分追加　44 千円
防犯カメラ設置助成　1,605 千円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	20,164,000 円	20,459,080 円	19,374,736 円
延利用者数	33,209 人	32,402 人	33,094 人

10. 高齢者多世代交流支援施設（ゆうゆうプラザ）の運営

【目　的】　品川区内に住所を有する 60 歳以上の高齢者の健康の維持・増進ならびに生きがいづくりを支援するとともに、高齢者と多世代の区民との交流を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図る。

【対　象】　高齢者および多世代の区民

【内　容】　①個人・グループの活動拠点【「憩いの場」「趣味・学習の場」「健康づくりの場（介護予防拠点を含む）」】の整備
②入浴・マッサージサービスの実施、健康機器・通信カラオケ機器等の設置
③ゆうゆうプラザまつり・民舞民謡大会・音楽祭等の開催
④高齢者から子どもまで、多世代の方々が交流する拠点の整備（イベント等各種事業の実施）
⑤施設の提供（目的外使用・介護予防事業・子育て支援事業・健康塾等）

【予算額】　90,447 千円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	200,709,829 円	64,446,920 円	199,640,982 円
延利用者数	64,306 人	85,187 人	88,515 人

11. 大井三丁目高齢者憩いの場（ゆうゆうプラザ）の運営

【目　的】　品川区内に住所を有する 60 歳以上の高齢者の健康の維持および増進ならびに生きがいづくりを支援するとともに、高齢者と多世代の区民との交流を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図る。

【対　象】　高齢者および多世代の区民

【内　容】　①高齢者から子どもまで、多世代の方々が交流する拠点の整備
②介護予防事業・ほっとサロン等の実施

【予算額】　9,383 千円

【決算額・実績】

	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	6,690,923 円	7,795,011 円
延利用者数	2,520 人	4,513 人

※平成 29 年 5 月 8 日開館

シルバーセンター・いきいきセンター　施設・事業一覧

（平成31年4月1日現在）

施設名	所在地	定員（人）	開設	構造	規模（㎡）（上・建物）（下・敷地）	利用最大居室	エレベータ設置	併設施設	主な事業 入浴	主な事業 マッシャージ	主な事業 センターまつり	主な自主グループ（カラオケ・民踊を除く）	目的外使用料（日曜日および夜間）※下記使用料は平日夜間使用の場合 広間	和室	洋室
東品川	東品川　3-32-10 ☎3472-2944	300	昭47. 7.22	鉄筋コンクリート 14階建ての1・2階部分	1456.17 －	広間 225.10	○	東品川文化センター	毎日 10：30～16：00	毎週 火曜日	各シルバーセンターにおいて自主グループによる実行委員会方式にて実施	フラダンス・輪投げ・ウクレレ	―	―	―
北品川	北品川　1-29-12 ☎　3471-6507	100	昭48. 4.14	鉄筋コンクリート 2階建て	371.90 347.23	広間 89.36	×	単独	水・金 12：00～16：00	8月・1月を除く月1回 10：00 ～ 15：00		太極拳・華道・ちぎり絵	3,600	①800 ②800 ③700	―
五反田	東五反田 2-15-6 ☎　3455-0296	70	昭51. 7. 1	鉄骨鉄筋コンクリート 14階建ての1階部分	278.28 －	広間 70.00	不要	五反田保育園 五反田ふれあいデイホーム	－			三味線・太極拳・健康体操	2,800	1,200	―
西五反田	西五反田 3-9-10 ☎　3493-0076	70	昭44. 4. 1	鉄筋コンクリート 3階建ての3階部分	263.36 －	広間 61.60	○	西五反田保育園	－			三味線・押し花・ウクレレ	2,500	1,200	―
上大崎	上大崎 1-3-12 ☎　3449-1750	100	昭50. 8. 1	鉄筋コンクリート 2階建て	420.56 419.69	広間 78.10	×	単独	水・金 12：00～16：00			健康体操・大正琴・書道	3,200	700	①1,100 ②1,200
南大井	南大井 3-7-13 ☎3761-6540	120	昭46. 7. 1	鉄骨鉄筋コンクリート 5階建ての3階部分	475.26 －	広間 104.00	○	南大井児童センター 南大井図書館 南大井保育園	水・金 12：00～16：00			英会話・詩吟・パッチワーク	3,200	1,200	①1,400 ②　800
ゆたか	豊　町 3-2-15 ☎　3781-5424	130	昭33.12. 1	鉄筋コンクリート 2階建て	467.76 511.52	広間 64.90	×	シルバー人材センター ゆたか支所	－			韓国語・詩吟・フラダンス	2,600	1,100	①2,300 ②1,000
旗の台	旗の台 4-13-1 ☎　3783-7479	100	昭48. 6 1	鉄筋コンクリート 2階建て	403.53 625.29	広間 82.90	×	単独	火・金 12：00～16：00			陶芸・英会話・折り紙	3,400	800	1,500
小　山	小　山 5-17-18 ☎　3785-6420	100	昭49. 6. 1	鉄筋コンクリート 2階建て	400.98 444.53	広間 71.60	×	単独	火・金 12：00～16：00			陶芸・水墨画・川柳	2,900	800	1,200
関ケ原	東大井 6-11-11 ☎　3765-7022	140	昭53. 6. 1	鉄筋コンクリート 2階建ての1階部分	417.08 721.70	広間 79.80	不要	単独	－			健康体操・ハーモニカ・ペン習字	3,100	①1,100 ②1,200	2,400
後　地	小　山 2-9-19 ☎　3781-6506	140	昭54. 7. 2	鉄筋コンクリート 3階建ての1階部分	432.50 728.13	広間 79.46	不要	後地児童センター	－			気功・輪投げ・手芸	3,200	①1,000 ②1,400	2,300
南品川	南品川 5-10-3 ☎3471-7000	120	昭34.10.24	鉄筋コンクリート 3階建て	687.35 621.83	多目的 75.90	○	単独	男性：火・木 女性：水・金 12：00～16：00			俳句・社交ダンス・水彩画	3,100	―	①+②2,200 ③+④1,200 ⑤+⑥3,000
西大井いきいきセンター	西大井2-5-21 ☎　5718-1330	120	平21. 3. 1	鉄筋コンクリート 3階建ての1階部分	669.00 5520.00	和室 56.03	不要	ヘルスケアタウン ケアホーム キッズタウン	水・金 12：00～16：00			グラウンドゴルフ・小唄	2,400	700	1,100

※シルバーセンターの規模（建物・敷地）：品川区公有財産表による。

※東品川シルバーセンターは大規模改修工事のため、令和元年9月より一部改修工事を行う予定。

高齢者多世代交流支援施設（ゆうゆうプラザ） 施設・事業一覧

（平成31年4月1日現在）

施設名	所在地	定員（人）	開設	構造	規模（㎡）（上・建物）（下・敷地）	利用最大居室	エレベータ設置	併設施設	おもな事業			目的外使用料（日曜日および夜間）		
									入浴	マッサージ	自主事業他	レク室	コミュ室	スタジオ
												※下記使用料は平日夜間使用の場合		
大　崎	大　崎　2-7-13 ☎　5719-5322	150	平28.5.1	鉄筋コンクリート 地下1階、地上2階建て	699.57 516.72	レク室 82	○	単　　独	水・金 12：00～16：00	8月・1月を除く月１回	交流事業・まつり他	1,600	1,600	1,200
平塚橋	西中延　1-2-8 ☎　5498-7021	250	平28.5.1	鉄骨 9階建ての1階部分	813.55 2748.98	レク室 103.4	不要	平塚橋特別養護老人ホーム西中延区営住宅	火・金 12：00～16：00	8月・1月を除く月2回	交流事業・まつり・ＳＴ他	3,700	2,400	1,200
平　塚	平塚 2-10-20 ☎　5751-7070	70 （1階部分）	平31.3.1	鉄骨 地上１階建て	534.77 477.05	レク室１ 51.31	○	単　　独	—	—	交流事業・まつり他	1,700	1,000	—

平成28年度　利用者数		
施設名	利用者（人）	１日平均（人）
大崎	25,593	78
平塚橋	38,713	118
計	64,306	－

※開館日数は、大崎・平塚橋とも328日。

平成29年度　利用者数		
施設名	利用者（人）	１日平均（人）
大崎	32,585	91
平塚橋	52,602	147
計	85,187	－

※開館日数は、大崎357日、平塚橋358日。

平成30年度　利用者数		
施設名	利用者（人）	１日平均（人）
大崎	33,454	94
平塚橋	54,907	153
平塚	154	5
計	88,515	－

※開館日数は、大崎357日、平塚橋358日、平塚31日。

大井三丁目高齢者憩いの場（ゆうゆうプラザ） 施設・事業一覧

施設名	所　在　地	定員（人）	開　　設	構　　造	規模（㎡）（上・建物）（下・敷地）	利用最大居室	エレベータ設置	併設施設	主な事業
大井三丁目	大　井　3-17-16 ☎　3777-8378	20	平29.5.8	木造 地上2階建て	71.1 142.25	交流室 24.6	○	単　　独	介護予防事業、多世代交流事業他

平成29年度　利用者数		
施設名	利用者（人）	１日平均（人）
大井三丁目	2,520	9

※開館日数は、266日。

平成30年度　利用者数		
施設名	利用者（人）	１日平均（人）
大井三丁目	4,513	15

※開館日数は、292日。

シルバーセンター年度別利用者数(平成28年度～30年度分)

平成30年度　利用者数（開館日数 292 日）		
館名	人数	1日平均
東品川	89,774	307
北品川	13,761	47
五反田	7,554	26
西五反田	7,180	25
上大崎	8,910	31
南大井	19,683	67
平塚	—	—
ゆたか	36,083	124
旗の台	25,516	87
小山	16,016	55
関ケ原	13,144	45
後地	25,692	88
南品川	29,856	102
計	293,169	—

西大井いきいきセンター	人数	1日平均
	33,904	116

平成29年度　利用者数（開館日数 293 日）		
館名	人数	1日平均
東品川	93,941	321
北品川	14,017	48
五反田	8,030	27
西五反田	7,289	25
上大崎	10,170	35
南大井	19,174	65
平塚	—	—
ゆたか	40,177	137
旗の台	25,092	86
小山	16,968	58
関ケ原	13,855	47
後地	26,986	92
南品川	28,914	99
計	304,613	—

西大井いきいきセンター	人数	1日平均
	32,402	111

平成28年度　利用者数（開館日数 293 日）		
館名	人数	1日平均
東品川	96,058	328
北品川	15,187	52
五反田	7,102	24
西五反田	7,627	26
上大崎	12,434	42
南大井	19,095	65
平塚	1,917	7
ゆたか	40,467	138
旗の台	24,370	83
小山	18,809	64
関ケ原	14,899	51
後地	27,512	94
南品川	28,527	97
計	314,004	—

西大井いきいきセンター	人数	1日平均
	33,209	113

※平塚は改築工事のため平成28年5月から休館
（開館日数 25日）

平成30年度　入浴者数	
館名	人数
東品川	82,560
北品川	1,262
上大崎	1,036
南大井	3,173
平塚	—
旗の台	2,266
小山	1,144
南品川	2,915
計	94,356

西大井いきいきセンター	人数
	4,563

平成29年度　入浴者数	
館名	人数
東品川	85,641
北品川	1,325
上大崎	977
南大井	3,068
平塚	—
旗の台	2,402
小山	1,276
南品川	2,899
計	97,588

西大井いきいきセンター	人数
	4,588

※東品川は改修工事のため平成30年1月から
2月に5日間休館

平成28年度　入浴者数	
館名	人数
東品川	88,198
北品川	1,562
上大崎	1,172
南大井	3,429
平塚	249
旗の台	2,750
小山	1,263
南品川	2,301
計	100,924

西大井いきいきセンター	人数
	4,883

※平塚は改築工事のため平成28年5月から休館
※南品川は平成28年4月から入浴サービス開始

Ⅳ高齢者の住まい・施設等基盤整備

1. 高齢者住宅対策

【目　的①】　住宅に困窮する高齢者に住宅等を提供し、生活の安定と福祉の増進を図る。

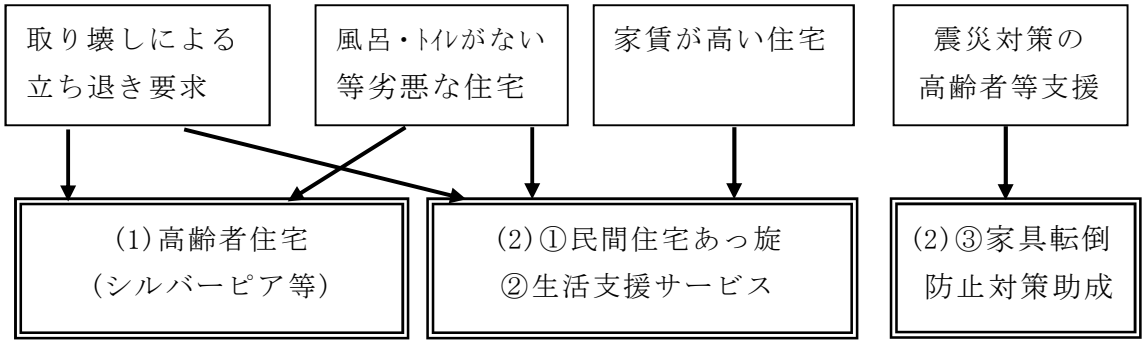

【目　的②】　高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、サービス付き高齢者向け住宅(バリアフリー構造、一定の面積があり、ケアの専門家による安否確認、緊急対応、生活相談サービス等が提供される住宅)の家賃の一部を助成するとともに、その整備を促進する。

(3)高齢者向け優良賃貸住宅家賃助成 (4)サービス付き高齢者向け住宅家賃助成	(5)サービス付き高齢者向け住宅整備費助成

(1)高齢者住宅運営

①高齢者住宅運営(建設型・借上型)

【対　象】　・区内に引き続き 2 年以上居住している 65 歳以上のひとり暮らしの方
・立ち退き要求を受けているか、保安上または保健衛生上劣悪な賃貸住宅に居住している方
・独立して日常生活を営め、自炊可能な方(介護保険サービスを利用していない)
・借主が申請者本人である賃貸住宅に住んでいる方

【内　容】　管理人(ワーデン)の配置や緊急通報設備など、高齢者が安心して住めるよう配慮した住宅を提供する。(別表「区立高齢者住宅一

覧」参照）

【予算額】　243,887 千円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	276,428,378 円	179,238,240 円	162,084,235 円
設置戸数	219 戸	219 戸	219 戸
前年度申請数	64 人	59 人	55 人
空家入居数	27 戸	22 戸	16 戸

②高齢者借上げ住宅建設費の借入金利子の助成

【対　象】　区に「高齢者借上げ住宅」として賃貸する方

【内　容】　「高齢者借上げ住宅」の所有者に対し、建設に係る借入金の利子の一部を助成する。

借入金に係る年率のうち、年 4%(対象者が負担)

年 4%を超える利率(区の助成金)

【実績・予算額】　なし・0 円

(2)高齢者住宅対策事業

① 民間住宅あっ旋

【対 象】
- 区内に引き続き 2 年以上居住している、65 歳以上のひとり暮らしの方または全員が 65 歳以上の世帯
- 立ち退き要求を受けている方、保安上または保健衛生上劣悪な賃貸住宅に居住している方
- 保証人がいないなどで賃貸借契約更新を断られている方
- 家賃が高いなどで賃貸借契約の継続が難しい方
- 独立して日常生活を営め、自炊可能な方
- 持家でないまたは公的住宅に居住していない方（ただし、条件により申請可）

【内 容】　公益法人「東京都宅地建物取引業協会品川区支部」の協力により住宅をあっ旋し、礼金等を次の表のように助成する。

区　　分	助成金額	助成対象賃貸料の限度額
礼金等助成	賃貸料の 2 か月分以内	ひとり暮らし　35,000 円 65 歳以上の世帯 55,000 円
仲介手数料助成	賃貸料の 1 か月分以内	
初回保証委託料助成	賃貸料等の 1/2	50,000 円

【予算額】　2,067 千円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	2,585,376 円	830,866 円	1,442,646 円
助成戸数	21 戸	6 戸	11 戸

②生活支援サービス

住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、すまいの確保と見守り等生活支援を一体的に提供する。

【対　象】　民間住宅あっ旋決定者（生活保護受給者を除く）

【内　容】　社会福祉法人品川区社会福祉協議会へ事業委託し、民間住宅あっ旋決定者のうち、特に支援が必要と思われる高齢者に対し、①転居支援、②生活支援（定期連絡、生活相談、緊急対応)、③家財処分を基本サービスとして提供する。(選択サービスとして、火葬等の実施など)

【予算額】　9,000 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度
決算額	9,000,000 円
実績数	2 件

③家具転倒防止対策助成

震災対策に有効な家具転倒防止器具の購入、取付けが困難な高齢者や障害者世帯に対して、その普及を図るため購入・取付けおよび助成を行う。

【対　象】　65 歳以上で構成される世帯、障害者のみで構成される世帯、65 歳以上と障害者のみで構成される世帯、要介護 3 以上の 65 歳以上の高齢者のいる世帯、2 級(度)以上の障害者のいる世帯

【内　容】　費用 2 万円を限度に非課税世帯 10 割、課税世帯 9 割を助成する。

【予算額】　1,816 千円

【決算額・実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	889,256 円	503,745 円	825,134 円
助成戸数	50 戸	30 戸	54 戸

(3)高齢者向け優良賃貸住宅家賃助成

介護が必要になっても住み慣れた地域で生活が送れるよう、原小跡に整備された（社福）こうほうえんが運営するケアホーム西大井こうほうえん、㈲新井湯(旗の台)のコムニカ、区立大井林町高齢者住宅について、家賃の一部を助成し、入居者の負担軽減を図る。

【内　容】　対象住宅の管理者へ 25,600～40,000 円／戸を限度に、入居者の家賃を助成する。

【予算額】　44,250 千円

【決算額】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	43,322,400 円	43,237,100 円	44,298,500 円

【実　績】

対象住宅名称		所在地	戸数	開　設
民間型	ケアホーム西大井こうほうえん	西大井 2－5－21	42 戸	21 年 3 月
民間型	コムニカ	旗の台 4－5－17	15 戸	24 年 3 月
区立型	大井林町高齢者住宅	東大井 4－9－1	90 戸	24 年 6 月

(4)サービス付き高齢者向け住宅家賃助成

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、医療法人が整備した介護や医療と連携し資格者の見守りサービスが付いた高齢者向け住宅、carna 五反田について、家賃の一部を助成し、入居者の負担軽減を図る。

【内　容】　対象住宅の管理者へ 40,000 円/戸を限度に、入居者の家賃を助成する。

【予算額】　10,080 千円

【決算額】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	7,392,000 円	9,392,000 円	9,840,000 円

【実　績】

対象住宅名称		所在地	戸数	開　設
民間型	ｃａｒｎａ五反田	西五反田 3－10－9	21 戸	27 年 2 月

(5)サービス付き高齢者向け住宅整備費助成

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、介護や医療と連携し、資格者の見守りサービスが付いた高齢者向け住宅を整備促進支援する。

【内　容】　①住宅整備者へ整備費を助成
（国 45%、都 27.5%、区 27.5%他、都独自補助あり）
②東京都から照会されるサ高住整備案へ区が関与基準により案へ関与することで、住宅不足地域等へ整備を促進
（区関与基準クリア ⇒ 都補助金の交付条件）
③東京都から照会のある国補助のサ高住整備案へ区の基準により意見することで、住宅不足地域等へ整備を促進

【予算額】　44,500 千円

【決算額】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額	0 円	0 円	0 円

【実　績】

住宅名称		所在地	戸数	開　設
助成型	ｃａｒｎａ五反田	西五反田3−10−9	21 戸	27 年 2 月
同意型	そんぽの家Ｓ西大井	西大井 2−14−3	48 戸	27 年 5 月
同意型	ケアホスピタル西小山	小山 6−4−14	5 戸	27 年 6 月

区立高齢者住宅一覧

（☆　＝　東京都シルバーピア）

区分	名称	所在地	戸数	障害者向	他の住宅	1戸面積	設備等	間取	家賃		開設	
									基本額	減額措置		
建設型（区立）	☆八潮 わかくさ荘	八潮 5-10-27	40			28.6　㎡	生活ｻｲｸﾙｾﾝｻｰ 緊急通報装置 電熱式調理器 エレベーター	居室6畳 台所 浴室・トイレ	85,000	所得により 35,000 ～65,000	平成 3年 7月	8階建の 4Ｆ～8Ｆ 管理人　1Ｆ在サ（品福）
	☆東品川 わかくさ荘	東品川 3-1-5	50	2	法人寮 2 待機寮 8	28.6　㎡	生活ｻｲｸﾙｾﾝｻｰ 緊急通報装置 エレベーター	同　上	85,000	所得により 35,000 ～65,000	平成 5年 1月	7階建の　2Ｆ～5Ｆ 管理人　1Ｆ在支（福栄）
	☆大井倉田 わかくさ荘	大井 4-14-8	8		法人寮 6	23.0　㎡	生活ｻｲｸﾙｾﾝｻｰ 緊急通報装置	同　上	70,000	所得により 30,000 ～55,000	平成 5年 4月	2階建の　1Ｆ 管理人　隣棟在支（品福）
	（ｻｰﾋﾞｽ付き） 大井林町 高齢者住宅	東大井 4-9-1	単身　78 世帯　12		在支、訪看、小規模多機能	25.0㎡～ 54.0㎡	生活ｻｲｸﾙｾﾝｻｰ 緊急通報装置 ＩＨ式調理器 エレベーター	同　上 6畳2室	70,000 100,000	所得により 44,400 ～93,600	平成 24年 6月	5階建の　1Ｆ～5Ｆ 管理人　1Ｆ（さくら会）
	建設型計		単身　176 世帯　12	2								
借上型（民間）	ｶｶﾞﾐﾊｲﾂ	二葉 1-3-28	11		非賃借 3	17.5㎡～ 27.0㎡	緊急通報装置	同　上	64,000	所得により 25,000 ～55,000	昭和 63年 5月	3階建の　2Ｆ～3Ｆ 管理人室　1Ｆ住居
	☆ ﾊﾟﾚｽｶﾞﾙ	南品川 4-5-4	53		管理人室	18.9㎡～ 24.4㎡	緊急通報装置 電熱式調理器 エレベーター	同　上	72,000	所得により 30,000 ～55,000	平成 3年 7月	5階建の　1Ｆ～5Ｆ 管理人室　1Ｆ住居
	☆ ﾒｿﾞﾝ琴秋	豊町 6-30-4	13		非賃借 2	18.9㎡～ 20.1㎡	緊急通報装置 電熱式調理器	同　上	70,000	所得により 30,000 ～55,000	平成 4年 4月	3階建の　1Ｆ～3Ｆ 管理人室　1Ｆ住居
	☆ ｸﾞﾚｰｽﾏﾝｼｮﾝ	西大井 4-12-11	12	2	非賃借 3 法人寮 2	25.1㎡～ 26.9㎡	緊急通報装置 電熱式調理器	同　上	70,000	所得により 30,000 ～55,000	平成 6年 6月	3階建の　1Ｆ～3Ｆ 管理人室　3Ｆ住居
	☆ ｱﾂﾐﾏﾝｼｮﾝ	二葉 1-16-14	10		非賃借 7	26.28㎡	緊急通報装置 ＩＨ式調理器	同　上	72,000	所得により 30,000 ～55,000	平成 8年 4月	4階建の　1Ｆ～2Ｆ 管理人室 2Ｆ住居
	☆ ﾊﾞﾝﾌﾞｰｶﾞｰﾃﾞﾝ	豊町 6-30-11	13		非賃借 2	25.16㎡～ 27.7㎡	緊急通報装置 電熱式調理器	同　上	72,000	所得により 30,000 ～55,000	平成 11年 8月	3階建の　1Ｆ～3Ｆ 管理人室 1Ｆ住居
	☆ ｵｰｸ中延	中延 4-5-10	単身　7 世帯　2		1階： ｸﾘﾆｯｸ	25.14㎡ 38.10㎡	緊急通報装置 ガス安全ｼｽﾃﾑ	同　上 6畳2室	75,000 100000	所得により 40,000 ～73,000	平成 12年 7月	3階建の　2Ｆ～3Ｆ 隣家に管理人居住
	借上型計		単身　119 世帯　2	2								
合　計			単身　295 世帯　14	4								

【別表】区立高齢者住宅使用料の費用負担基準表

（単身用）

使用者の前年の所得年額	使用料（シルバーピア）				使用料
	八潮わかくさ荘 東品川わかくさ荘	オーク中延	パレスガル アツミマンション ﾊﾞﾝﾌﾞｰｶﾞｰﾃﾞﾝ	大井倉田わかくさ荘 メゾン琴秋 グレースマンション	カガミハイツ
1,476,000円以下	35,000円	30,000円			25,000円
1,476,001円～2,400,000円	45,000円	40,000円			35,000円
2,400,001円～4,764,000円	65,000円	55,000円			50,000円
4,764,001円以上	85,000円	75,000円	72,000円	70,000円	64,000円

（２人用）

使用者の前年の所得年額	使用料（シルバーピア）
	オーク中延
1,856,000円以下	40,000円
1,856,001円～2,780,000円	53,000円
2,780,001円～5,144,000円	73,000円
5,144,001円以上	100,000円

※住宅使用料以外に、共益費を負担

【別表】区立大井林町高齢者住宅使用料の費用負担基準表

（単身用）

使用者の前年の所得月額	使用料	助成額	使用料助成後	その他経費	利用料
104,000円以下	75,000円	25,600円	49,400円	共益費 10,000円 基本ｻｰﾋﾞｽ費 10,000円	69,400円
104,001円～123,000円		25,600円	49,400円		69,400円
123,001円～139,000円		25,600円	49,400円		69,400円
139,001円～158,000円		23,500円	51,500円		71,500円
158,001円～186,000円		17,900円	57,100円		77,100円
186,001円～214,000円		11,400円	63,600円		83,600円
214,001円以上		0円	75,000円		95,000円

（２人用）

使用者の前年の所得額	使用料	助成額	使用料助成後	その他経費	利用料
104,000円以下	100,000円	24,900円	75,100円	共益費 15,000円 基本ｻｰﾋﾞｽ費 15,000円	105,100円
104,001円～123,000円		18,800円	81,200円		111,200円
123,001円～139,000円		12,900円	87,100円		117,100円
139,001円～158,000円		6,400円	93,600円		123,600円
158,001円以上		0円	100,000円		130,000円

2. 施設等基盤整備

団塊世代の高齢化に備え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、特別養護老人ホーム・老人保健施設・グループホーム・小規模多機能型居宅介護といった介護基盤拠点を計画的に整備している。

令和元年度は、旧国家公務員宿舎小山台住宅等跡地を取得し、高齢者福祉施設等の整備計画を推進する。また、区内に民間企業等が区内に整備する地域密着型サービス施設について、整備費の一部を助成し、一層の地域の介護基盤整備を図る。

【予算額・決算額・実績】

（単位：千円）　上段：決算額合計　下段：実績内訳

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 〈予算〉
地域密着型 サービス 施設整備費助成等	9,437	97,428	9,455	304,477
	看護小規模多機能型居宅介護 (9,437)	小規模多機能型居宅介護 (44,262) 看護小規模多機能型居宅介護 (37,750) 介護予防拠点 (8,585) 開設準備 (6,831)	介護予防拠点 (8,415) 建築計画案作成委託等 (1,040)	GH2 ユニット 2 施設分 (137,650) 小規模多機能型居宅介護　2 施設分 (82,322) 看護小規模多機能型居宅介護 (52,437) 開設準備　3 施設分 (21,735) 特養地域開放・交流事業体制補助 (8,500) 建築計画案作成委託等 (1,833)
旧小山台住宅等跡地複合施設				2,250,479
				用地取得
上大崎三丁目 特養ホーム等整備	3,855,876			
	工事開設準備			
平塚橋 特養ホーム整備	589,622			
	工事竣工払			
東五反田四丁目 グループホーム等整備	346,347			
	工事開設準備			

3. 社会福祉法人認可･指導監査

【目　的】　「地域主権改革第二次一括法」の施行に伴う社会福祉法の一部改正を受け、社会福祉法人の設立・定款に係る認可および指導監査権限が平成25年4月1日から都から区へ権限移譲された。

平成29年4月1日からの社会福祉法の一部改正による社会福祉法人制度改革の内容を踏まえ、高齢者・障害者・保育等に係る社会福祉事業を運営する社会福祉法人への認可・指導監督を行い、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る。

【所轄法人】　区内のみに事業所が所在する社会福祉法人　13法人

(平成31年4月1日現在)

①高齢者福祉関係(5法人)

・福栄会　・三徳会　・品川総合福祉センター　・春光福祉会

・さくら会

②障害者福祉関係(2法人)

・トット基金　・げんき

③保育所関係(5法人)

・緑の家　・大宝会　・戸越会　・朝日会　・空のいろ

④地区社協(1法人)

・品川区社会福祉協議会

【内　容】　・法人設立認可

・定款変更認可・変更届等

・指導監査(実地検査)

・社会福祉充実計画の承認等

【予算額】　2,501千円

【決算額・実績】

	平成29年度	平成30年度
決算額	1,962,381円	2,021,935円
定款変更認可申請等　申請数	7	7
指導監査　　実施法人数	5	5

在宅サービス提供にかかる利用料金

事　務　事　業			利用料金等　【　】内は所得制限による対象者
要介護高齢者のための事業	訪問介護サービス		要介護1～5は要介護度別に費用の1割(※)
	訪問入浴介護サービス		費用の1割(※)
	通所介護(デイサービス)		要介護1～5の要介護度別に費用の1割(※) 別に、食事代　1食600円程度
	短期入所生活介護 (ショートステイ)		要介護度別　費用の1割(※) 別に、食事代,居住費
	介護老人保健施設		要介護度別に費用の1割(※) 別に食事代　1日1，380円　デイケア昼食代　1食600円
	福祉用具購入		限度額　年間10万円以内　費用の1割(※)
	住宅改修		限度額　20万円以内　費用の1割(※)
	特別養護老人ホーム入所		介護度別　費用の1割(※)、食事代　1日1,380円、居住費、諸雑費
	徘徊高齢者探索システム		●GPS機器：ココセコム 月額540円 他に1回あたりの追加料金として 1．位置情報提供料金 電話：216円 インターネット：108円(月2回まで無料) 2．現場急行料金10，800円／1回1時間 ●GPS機器：ミマモルメ 月額691円 位置情報提供：インターネットのみ（無制限）
	総合事業	予防訪問事業 （～H27.3予防訪問介護相当）	事業対象者、要支援１・２ 月額定額費用 週1回 13,110円　週2回 26,220円の1割(※)
		予防通所事業 （～H27.3予防通所介護相当）	事業対象者、要支援１・２ 月額定額費用 週1回 11,118円　週2回23,435円の1割(※)
ひとり暮らし等高齢者のための事業（※）	緊急通報システム		(99ページ参照)
	自動消火装置		
	ガス安全システム		
	電磁調理器		
	高齢者福祉電話事業		貸与【生計中心者の住民税が非課税の世帯】
	養護老人ホーム入所措置		(105ページ参照) 【本人および生計中心者の住民税の所得割額がないこと】

(※)一定以上の所得がある方は、費用の2割または3割

事　務　事　業		費用負担等　【　】内は所得制限による対象者
生きがいづくりと社会参加促進事業等	(1)シルバー成年式	な　し
	(2)長寿お祝い事業	な　し
	(3)シニアにやさしいパソコン/タブレット教室	全4回　2,000円
	(4)高齢者作品展	な　し
	(5)シルバーダンスパーティ	な　し
	(6)高齢者グラウンドゴルフ大会	な　し
	(7)いきいきカラオケ広場	1回　室料割引
	(8)いきいき健康マージャン広場	1日　700円～1,600円
	(9)高齢者輪投げ大会	な　し
	(10)高齢者外出習慣化事業	全6回　2,400円
	(11)花づくり助成事業	なし
	(12)ふれあい給食	なし
	(13)シルバーセンターの運営	なし
一般介護予防事業	(1)カラダ見える化トレーニング	全24回　6,000円
	(2)マシンでトレーニング	全24回　4,800円
	(3)身近でトレーニング	全24回　4,800円
	(4)予防ミニデイ	全24回　4,800円 （一部　全12回　2,400円）
	(5)水中トレーニング	全24回　9,600円
	(6)健康やわら体操	全16回　3,200円
	(7)うんどう機能トレーニング	全20回　4,000円
	(8)うんどう教室	なし　（ロイヤルサニー　年間　3,000円）
	(9)脳力アップ元気教室	全20回　11,800円（第2期から12,000円）
	(10)計画力育成講座	全7回　1,000円
	(11)わくわくクッキング	全10回　2,000円（材料費別途）
	(12)シニアのための男の手料理教室	全10回　10,000円（材料費込み）
高齢者住宅対策	区立高齢者住宅 区立大井林町高齢者住宅	（126ページ参照）

障害者(児)の福祉

施策の考え方と課題　…133

Ⅰ相談・施設

1. 心身障害者福祉相談　…136
2. 基幹相談支援センター　…136
3. 品川区拠点障害者相談支援センター
(1)品川区障害者生活支援センター　…136
(2)福栄会障害者相談支援センター　…137
(3)グロー障害者相談支援センター　…137
(4)精神障害者地域生活支援センター「たいむ」…138
4. 品川区障害者就労支援センター　…138
5. 身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員　…139
6. 在宅介護支援センターにおける障害者の包括支援相談体制整備促進事業　…140
7 障害児者の相談支援体制整備促進事業　…140
8. 区立の障害者施設
(1)品川区立心身障害者福祉会館　…141
(2)品川区重症心身障害者通所事業ピッコロ…142
(3)品川区立かがやき園　…142
(4)品川区立西大井福祉園　…143
(5)品川区立発達障害者支援施設「ぷらーす」…143
(6)品川区立知的障害者グループホーム　…144
(7)品川区立品川児童学園　…145
(8)品川区立障害児者総合支援施設…146

Ⅱ手帳の交付

1. 身体障害者手帳　…148
2. 愛の手帳　…148

Ⅲ障害者総合支援法

1. 障害者総合支援法の公布および施行…149
2. 障害者の対象となる「難病患者」の方の障害福祉サービスの利用について…149
3. 障害福祉サービスの体系　…150
4. 支給決定の流れ
(1)障害支援区分認定　…150
(2)支給決定プロセスの見直しと継続的な相談支援体制…151
5. 地域自立支援協議会
(1)基幹相談支援センター等機能強化事業…151
(2)療育支援ネットワークの構築　…152
(3)医療的ケア児等支援体制協議会　…152
6. 対象となるサービス
(1)自立支援給付　…152
(2)補装具費の支給　…153
(3)自立支援医療　…153
(4)地域生活支援事業　…154

Ⅳ障害者総合支援法による給付・支援

1. 介護給付
(1)居宅介護(ホームヘルプ)　…155
(2)重度訪問介護　…155
(3)同行援護　…156
(4)短期入所(ショートステイ)　…156
(5)その他の施設系サービス　…157
2. 訓練等給付
(1)共同生活援助(グループホーム)…158
(2)就労定着支援…158
(3)自立生活援助…158
(4)その他の施設系サービス　…158
3. 補足給付　…159
4. 補装具費の支給(購入・修理・借受け)…159
5. 地域生活支援事業
(1)移動支援事業（ガイドヘルプ）…162
(2)障害者(児)巡回入浴サービス　…162
(3)日常生活用具の給付　…163
(4)障害者世帯ハウスクリーニング　…163
(5)自動車運転免許取得経費の助成　…164
(6)自動車改造経費の助成　…164
(7)手話通訳者の窓口相談および派遣　…164
(8)日中一時支援事業　…165

Ⅴ児童福祉法

1. 対象となるサービス　…166

Ⅵ児童福祉法による給付・支援

1. 児童発達支援・児童発達支援センター…167
2. 放課後等デイサービス　…167
3. 障害児相談支援（障害児支援利用援助）…167

Ⅶ各種支援事業

1. 障害者福祉手当
(1)国制度の手当　…168
(2)重度心身障害者手当(都の制度)　…169
(3)障害者福祉手当(区の制度)　…170
2. 医療費助成
(1)医療費の助成(都の制度)　…171
(2)自立支援医療(更生医療)の給付　…171
3. 日常生活の支援
(1)障害者福祉電話　…172
(2)杖の交付　…172
(3)住宅設備改善費の給付　…172
(4)障害者緊急通報システム　…173
(5)車いすの貸出し　…173
(6)区立障害者住宅　…174
(7)障害者住宅あっ旋事業　…174
(8)障害者の成年後見制度利用支援事業 …174

(9)障害者虐待防止支援事業　…175
(10)第三者評価受審支援　…176
(11)重度脳性麻痺者介護事業　…176
(12)精神障害者地域生活安定化支援事業‥176
(13)中等度難聴児発達支援事業　…177

4. 社会参加への支援
(1)福祉タクシー利用券の交付　…177
(2)自動車燃料費助成券の交付　…178
(3)リフト・寝台付福祉タクシー　…178
(4)福祉車両助成事業　…178
(5)知的障害者地域生活サポート 24 事業　…179
(6)精神障害者地域生活サポート 24 事業　…179
(7)精神障害者交流スペース「憩いの場」　…180
(8)発達障害・思春期サポート事業　…180
5. 公共料金などの軽減
(1)都営交通無料乗車券の交付　…181
(2)民営バス乗車割引証等の交付　…181
(3)有料道路通行料金の割引　…181
(4)タクシー料金の割引　…181
(5)放送受信料減免　…182

Ⅷその他の事業
1. 啓発事業
(1)障害者週間 記念のつどい　…183
(2)障害者まつり・
　障害児（者）と家族のレクリエーション大会　…183
(3)品川区障害者作品展　…183
(4)障害者の芸術活動支援事業　…183
(5)障害者差別解消法に関する取り組み …184
2. 地域生活支援拠点の整備　…184
3. 障害者団体　…184
4. 各種事業
(1)障害者表彰　…185
(2)被爆者見舞金　…185
(3)民間活用型障害者サービス基盤整備事業　…185
(4)重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業　…186
(5)障害福祉サービス事業者指導検査等
　業務体制の整備　…186
(6)介護機器活用支援モデル事業　…186

各事業にかかる所得基準等(別表 1～3)　…187

施策の考え方と課題

区では、品川区障害者計画・障害福祉計画を策定し、この計画のもと、障害者施策を推進していく。

(1) 品川区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

品川区障害者計画の期間は、平成 27 年度から令和 5 年度までの 9 年間とする。ただし、この間の社会情勢の変化および国の動向などを踏まえた上で、必要に応じて計画の見直しを行う。平成 29 年度は、平成 30 年度から 3 年間を計画期間とする第 5 期品川区障害福祉計画と、新たに第 1 期品川区障害児福祉計画を策定した。

≪品川区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間≫

年度	平成										令和				
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5
品川区長期基本計画	21～30【10年】														
品川区障害者計画							27～5【9年】								
品川区障害福祉計画							27～29【3年】			30～2【3年】					
品川区障害児福祉計画										30～2【3年】					

(2) 施策の基本方針

①障害者のライフステージ を通しての総合的・継続的な支援

一人ひとりの人生が違うように、また人生に対する価値観が違うように、障害のある方のライフスタイルや価値観、その時々のライフステージごとに求められる支援も変化していく。障害者が自ら必要と考える支援を選択し、生活を組み立て、可能なかぎり地域で自立し、質の高い生活を送ることができるようになるためには、個々の障害特性やその時々のニーズを的確に把握するとともに、本人をとりまく家族状況や家庭環境、社会生活面を含めた生活環境全体に配慮した上で、様々な社会資源・支援サービスに適切につなぐことが重要になる。乳幼児期から就学期、成人期、高齢期へとそれぞれのライフステージごとの支援が途切れることなく、総合的・継続的になされるよう、区全体の施策を展開していく。

②障害者の主体性の尊重

障害者支援で大切なことは、障害者が自ら主体的に生活のあり方を選択・決定していくことを最大限尊重することである。どんなに障害が重くても、その人らしく生きていくことが本人にとっての自立を意味すると考え、自らの選択によって一人ひとりがより豊かに生活の質を高めることができるよう、様々な社会資源を整備していく。一方、障害者が主体的に働ける社会や文化・スポーツ活動等の余暇を楽しむ社会を推進していくことも重要である。障害特性に配慮した環境整備とともに、働き方を自己選択できるような就労メニューの工夫をすることで、障害者が安心して働きつづけられるような支援を充実させていく。文化・芸術活動、スポーツ等についても、障害者が主体的に自らのライフスタイルを豊かにできるような支援を進める。

③共に生きる、共に暮らす地域社会の実現

障害者基本法の改正や障害者虐待防止法(平成 24 年)および障害者差別解消法の施行(平成 28 年)に至るまで、障害者の人権を守るための制度の整備が進んでいる。これらの法整備により、日本は平成 26 年 2 月に障害者の権利条約に批准した。これらの制度・法整備は、障害者にとって大きな意義をもつものである。障害者基本法にもうたわれている「全ての国民が分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を

実現する」ためには、日常的に地域社会の中に交流の機会があることや、一般区民が利用する図書館、文化センター、体育館などの公共施設の利用が合理的配慮によりスムーズになっていくこと、児童福祉法や教育関連の施策についても障害のあるなしに関わらず地域で共に育つ・育てることを基本として捉えることが、共に生き、共に暮らしていく社会をつくっていく第一歩となる。障害者理解のための普及啓発活動の推進を図り、共に生きる社会の実現をめざす。

(3) 重点施策

①自立した地域生活実現のための在宅支援の強化

合理的配慮の視点に立ち、障害特性を踏まえた教育体制、雇用体制等、社会生活の基盤の見直しを進めることで、障害者の自立した地域生活を促進する。居住環境の整備や在宅支援の強化とあわせ、地域センターや民生委員の協力といった身近な地域で障害者を日常的に支えていく環境を整える。また、重度障害者が地域で暮らし続けるための保健医療部門と協働する仕組みなど、横断的なネットワーク体制を強化する。

②重度化・高齢化への対応

障害者の重度化･高齢化とともに､障害者を支える家族も高齢化している現状をふまえ、高齢化により心身の機能が低下した人や、重度の障害がある人、常に医療的なケアが必要な人への支援体制を整備する必要がある。在宅生活の見守りや居宅介護サービスの提供、様々な日中活動の場の組み合わせ、宿泊できる場所の確保等をコーディネートする新しい「地域生活支援拠点」を構築する。また、介護保険サービスとの連携や、訪問診療・訪問看護・訪問訓練といったアウトリーチ型サービスの提供に不可欠な福祉・保健・医療等および関係機関の連携体制の整備・構築を進める。ライフステージごとに変化する障害の状態像、家族の介護力や生活環境の変化を見据え、中長期的視点に立った継続した支援を進める。

③療育支援体制の充実

成長段階における切れ目のない支援のために、保健センター等医療保健部門、保育課等子育て支援部門、教育委員会等教育部門などの連携を強化し、組織横断的な支援・連携体制（ネットワーク）を構築する。また、障害児の低年齢化・多様化に対応して早期からの発達相談や療育を充実させるために、児童発達支援センターに障害特性に応じた専門職を配置し、肢体不自由児も含めた療育体制をあらためて整備する。あわせて、障害児を育てる保護者（家族）支援を大切にし､成長段階を見守ることができる支援体制の充実を図る。

(4) 施策の方向と展開

計画の基本的な方向、区の障害者の現状と施策の取り組み状況を踏まえ、９つの施策の柱を掲げてそれぞれについて具体的な施策の展開を図る。

基本理念	基本方針	施策の柱	施策の方向
自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ ～人それぞれのライフステージを通し、自分らしく生きられる地域社会の実現～	障害者のライフステージを通しての総合的・継続的な支援	1.相談支援体制の充実	①障害児・者一人ひとりに合ったケアマネジメント体制の充実 ②障害の個別性に合わせた専門相談の充実 ③関係機関（保健・医療・教育等）との連携強化による相談支援体制の充実
		2.地域生活支援体制の整備	①地域で自立・安心した生活を送るための拠点施設や住環境の整備 ②在宅サービスの充実 ③障害特性に応じた支援の強化
		3.子どもの成長を支える療育と家族支援体制の充実	①専門性の高い相談・療育支援体制の整備 ②障害があっても地域で育てる仕組みの構築 ③障害児を育てる保護者のための子育て支援の充実
		4.安心・安全な生活基盤の確保	①重度化・高齢化した障害者とその家族への支援体制の構築 ②地域の見守りと緊急時支援の取り組みや対応力の強化 ③災害時における支援体制の整備
		5.人材育成	①障害特性を理解し、幅広い観点から支援できる人材の育成 ②障害者支援の核となる人材の育成 ③ボランティアや当事者参加による地域支援力の向上
	障害者の主体性の尊重	6.豊かな日常生活を送るためのサービスの充実	①障害者一人ひとりに即した日常生活の質を高める支援の充実 ②文化・芸術活動、スポーツ等余暇活動の促進 ③地域における社会参加や社会活動への支援
		7.就労機会の拡充、就労支援体制の充実	①一般就労に向けての就労支援の強化 ②福祉的就労の場におけるそれぞれの障害者の能力を活かせる多様な就労メニューの工夫 ③障害者の雇用拡大に向けた区の率先した取り組みの推進
	共に生きる、共に暮らす地域社会の実現	8.権利擁護体制の構築	①障害者虐待防止対策事業の強化・推進 ②成年後見制度の利用促進 ③サービス向上に向けた取り組みの推進
		9.障害者理解と共感のやさしいまちづくり	①インクルージョンに基づく、障害者にやさしいまちづくりの推進 ②合理的配慮を共通基盤とした行政サービスの整備 ③障害者理解のための普及・啓発活動の充実

Ⅰ 相談・施設

1. 心身障害者福祉相談

区では、身体障害者手帳や愛の手帳の取得、補装具、施設利用をはじめ、日常生活、医療、教育、将来のことなどいろいろな相談に応じ、関係機関と提携し、必要な助言や援助を行っている。

≪身体障害者（児）相談状況≫

年度	延相談人員	手帳	更生医療	補装具	職業	施設利用	医療保健	生活	その他	合計
平成28	8,336	814	2,162	452	46	36	193	347	4,726	8,776
29	7,568	1,113	1,881	471	50	23	209	347	3,568	7,662
30	7,683	1,519	2,152	532	45	28	188	331	4,525	9,320

≪知的障害者相談状況≫

年度	延相談人員	施設利用	職業	医療保健	生活	教育	その他	合計
平成28	285	144	40	49	211	9	136	589
29	393	108	60	48	512	34	46	808
30	416	117	62	52	487	22	142	882

2. 基幹相談支援センター

障害者福祉課を基幹相談支援センターと位置づけ、総合的・専門的相談をはじめ、人材育成・権利擁護・虐待の対応など、地域の拠点相談支援センターと連携し対応する。

3. 品川区地域拠点相談支援センター

基幹相談支援センターである障害者福祉課と連携し、地域における中核的な相談窓口として一般相談から計画策定にかかる相談も受け付ける。

(1) 品川区障害者生活支援センター

在宅の障害者に対する中核的な相談支援の窓口として位置づけ、指定特定相談支援事業（計画相談支援・基本相談支援）を担い、障害者ケアマネジメントのもとで、在宅福祉サービスの利用援助や介護相談、情報の提供、ピアカウンセリング等を総合的に行うとともに、自立や社会参加の促進が図れるよう、平成24年4月から開設した地域活動支援センター「逢（あえる）」と共に一体的な運営を行っている。障害者生活支援センターは、平成14年9月に開設し、平成19年4月には心身障害者福祉会館に移転、平成24年には指定特定相談支援事業所に指定している。

【予 算 額】　34,282 千円
（心身障害者福祉会館指定管理運営経費に合算）

【施設概要】

所　在　地	旗の台 5 丁目 2 番 2 号（心身障害者福祉会館内） 電話　5750－4995
指定（特定・一般）相談支援事業	障害者等に対し、障害福祉サービスの利用方法、補装具・日常生活用具の活用支援、住宅改修や社会資源の活用や必要な情報提供などの相談に対応する。 また、障害支援区分調査、サービス等利用計画の作成等も行う。 （相談員 5 人　　非常勤相談員 1 人）
ピアカウンセリング	身体障害者自身によるカウンセリング 時　間　帯　　午後 1 時 30 分～午後 4 時 第 1 木曜日　　肢体不自由　　視覚障害 第 3 水曜日　　身体障害　　聴覚障害
専門機関の紹介	医療や療育、教育、訓練などの専門機関を紹介する。
指定管理者	社会福祉法人　品川総合福祉センター

(2) 福栄会障害者相談支援センター

平成 25 年 4 月社会福祉法人福栄会本部内に開設し、指定特定相談支援事業所（計画相談支援・基本相談支援）の指定を受け、障害者ケアマネジメントを行っている。

【予 算 額】　17,976 千円

所　在　地	東品川 3 丁目 1 番 8 号（福栄会内） 電話　5479－2912
指定（特定）相談支援事業	障害者等に対し、障害福祉サービスの利用方法、補装具・日常生活用具の活用支援、住宅改修や社会資源の活用や必要な情報提供などの相談に対応する。 また、障害支援区分調査、サービス等利用計画の作成等も行う。 （相談員 5 人）
専門機関の紹介	医療や療育、教育、訓練などの専門機関を紹介する。
運　　営	社会福祉法人　福栄会

(3) グロー障害者相談支援センター

令和元年 10 月に開設を予定する品川区立障害児者総合支援施設内に設置される障害者生活支援センターの指定管理者である社会福祉法人グローが、区内で 4 か所目となる拠点相談支援センターを平成 29 年 4 月に開設した。

【予 算 額】　8,988 千円
（10 月以降の経費は、品川区立障害児者総合支援施設指定管理運営経費に含んで計上）

所　在　地	南品川 5 丁目 10 番 43 号　3 階 電話　6873-5424
指定（特定）相談支援事業	障害者等に対し、障害福祉サービスの利用方法、補装具・日常生活用具の活用支援、住宅改修や社会資源の活用や必要な情報提供などの相談に対応する。 また、障害支援区分調査、サービス等利用計画の作成等も行う。 （相談員 3 人）

専門機関の紹介	医療や療育、教育、訓練などの専門機関を紹介する。
運　　営	社会福祉法人　グロー

(4) 精神障害者地域生活支援センター「たいむ」

精神障害者の地域生活を支援するために、日常生活の相談、就労についての相談、交流の場の提供等を行なっている。

また指定特定相談支援事業（計画相談支援・基本相談支援）を担い、障害者ケアマネジメントを行っている。

【予 算 額】　28,739 千円

所　在　地	西五反田 2 丁目 24 番 2 号 電話　5719－3381
指定（特定・一般）相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、福祉サービスの利用や社会資源の活用等のために必要な情報の提供および助言等を行う。 また、障害支援区分調査、サービス等利用計画の作成等も行う。 （相談員 5 人）
地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な支援を行う。 交流室、自主活動（アートクラブ、体操クラブ、パソコンクラブ等）、昼食サービス
地域交流事業	地域住民ボランティアの育成、障害者等に対する理解促進を図るための普及啓発等を行う。 地域交流会の開催（年 4～5 回）
その他の事業	個別ピアカウンセリング、たいむミーティング
運　　営	社会福祉法人　福栄会

4. 品川区障害者就労支援センター

障害者の民間事業所等への就労機会の拡大と定着化を図れるよう、専門の支援スタッフを配置して平成 15 年 4 月に開設。平成 16 年 12 月に現在地に移転した。

平成 24 年 4 月から併設して就労移行支援事業を実施することで、障害者の就労支援のための訓練から就労支援、就労後のジョブコーチ支援まで一体的な運営を行っている。

平成 30 年 10 月からは、就労定着支援も併せて開始した。

【予 算 額】　22,631 千円

所　在　地	大崎 4 丁目 11 番 12 号 電話　5496－2525
対　象　者	障害者の方で、主に民間事業者等への一般就労を希望する方
支援スタッフ	コーディネーター5 人を配置
事業内容	①　就労面の支援：就労相談、職場開拓、職場実習の支援、職場定着のための支援（訪問・実務援助・職場環境の調整等） ②　生活面の支援：日常生活の支援（健康管理、金銭管理等）カウセリング、住宅・年金・福祉ｻｰﾋﾞｽ利用等の支援、社会参加・将来設計等への支援 ③　就労訓練事業：知識・技能習得の訓練
運　　営	社会福祉法人　げんき

5. 身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員

身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員は、障害者の更生援護の相談や関係機関への協力を職務内容とし、地域の民間の方々に品川区長が業務を委託している。

任期は2年で、品川区には現在25人の相談員が活動している。

【根拠法令等】特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

≪身体障害者相談員≫任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日　＊印はＦＡＸ専用

氏　名	電　話	対　象
笹原　稔	080-8855-0988	視覚障害者
寺島　政博	090-4093-7680	
菊地　絵里子	6902-0070	肢体不自由児・者 (主として父母等)
武田　澄昌	3774-1024	
庭田　富美代	3773-9887	
九鬼　美穂	5434-2707	
須藤　基子	080-1161-0240	重症心身障害児・者
丸山　文子	3471-7939	
伏見　敏博	3781-5169	肢体不自由者 （本　人） 内部障害者
山﨑　久美子	3781-1477	
久保　しのぶ	3765-4896	
住谷　宏見	＊5702-6005	聴覚障害者 ＊印はＦＡＸ専用
佐々木　敏惠	＊3784-7895	
松浦　輝義	3786-8242	人工肛門・膀胱の方

≪知的障害者相談員≫任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日

氏　名	電　話	対　象
島崎　妙子	3799-3670	知的障害者
松田　啓江	3782-9534	
川村　智美	3490-3203	
白鳥　由起子	080-3120-9825	
大上　好江	3763-8975	
横山　京子	5702-0430	
目黒　百合子	3763-8695	

氏　　名	電　　話	対　　象
佐藤　直子	070-5593-6477	知的障害者
尾下　　貴美	3781-2770	

≪精神障害者相談員≫任期：平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日

氏　　名	電　　話	対　　象
庄田　洋	3458-6908	精神障害者
麻生　澄江	3786-3232	

6.在宅介護支援センターにおける障害者の包括支援相談体制整備促進事業

※令和元年度新規事業

地域共生社会の実現のため、高齢者相談拠点である在宅介護支援センターへ障害者の計画相談支援を担う相談支援専門員を配置し、障害者の相談支援を実施することにより、包括的な相談体制の整備を図る。

【根拠法令等】障害者総合支援法

【予算額】13,005 千円

7.障害児者の相談支援体制整備促進事業

※令和元年度新規事業

相談支援の安定的な実施を目的に、相談支援事業所の運営経費の一部を補助することで、民間事業所の開所の促進を図る。

【根拠法令等】障害者総合支援法、児童福祉法、品川区相談支援事業所整備促進補助金交付要綱

【予算額】9,915 千円

8. 区立の障害者施設

(1) 品川区立心身障害者福祉会館

心身障害者福祉会館は、障害者の自立と社会参加のための援助、障害者団体やボランティア団体の活動および障害者に対する理解を深めるための拠点として、障害者福祉の増進を図るため、あらゆる障害者の方々が利用できる施設として運営している。

（沿革）

昭和 52 年	開設
昭和 60 年	在宅障害者デイサービス施設（身体障害者福祉センターＢ型）
平成 16 年 8 月	知的障害者通所更生施設（障害者支援施設の機能を併設）
平成 19 年 4 月	品川区障害者生活支援センター（相談支援機能）を移転し、身体障害者福祉センターＢ型と一体的に運営
平成 21 年 4 月	自立訓練センター開設（障害者自立支援法の施設に移行）
平成 23 年 4 月	生活介護事業を開始
平成 24 年 4 月	地域活動支援センター開設（身体障害者福祉センターＢ型を改変）
平成 26 年 4 月	事業定員の見直し（生活介護、自立訓練センター）

会館では障害のある人もない人も、品川区民として等しく健康で文化的な生活と基本的人権が保障された、ゆたかな地域社会の実現をめざして、次の事業を行っている。

【根拠法令等】　障害者総合支援法、品川区立心身障害者福祉会館条例・同施行規則

【予 算 額】　178,183 千円（障害者生活支援センター分を含む）

所　在　地	旗の台 5 丁目 2 番 2 号		電話	3785－3322	
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造　4 階建				
敷 地 面 積	980.14 ㎡	建築面積	508.25 ㎡	延床面積	1,599.16 ㎡
対　象　者	18 歳以上の知的障害者・身体障害者等				
事業内容	自立訓練センター（機能訓練）　定員 6 人 自立訓練センターの機能訓練部門として、PT 等による機能訓練および相談を行う等、個別支援計画に基づき自立した日常生活が送れるよう支援する。				
	自立訓練センター（生活訓練）　定員 6 人 自立訓練センターの生活訓練部門として、食事の提供および個別支援計画に基づいた指導、訓練等を行う。				
	生活介護　定員 50 人 常に介護が必要な人に施設で排せつ、食事の介護や創作的活動、訓練の機会等を提供する。				
	地域活動支援センター「逢（あえる）」事業 障害者生活支援センターと一体的に運営し、心身障害者（児）巡回入浴サービス、ボランティア育成・啓発事業、施設機器および車いす等の貸し出しのほか、障害者、家族からの各種相談事業、健康・リハビリテーション等の指導・助言を行う。また、心身障害者の地域活動支援のためのサークル活動や、各種講習会、サロン的活動の場の提供等を実施する。				
	品川区障害者生活支援センター （指定特定相談支援事業）				
指定管理者	社会福祉法人　品川総合福祉センター				

(2) 品川区重症心身障害者通所事業ピッコロ（Ｐｉｃｃｏｌｏ）

品川区重症心身障害者通所事業ピッコロは、在宅の重症心身障害者が家族とともに地域の中で暮らすことができるよう平成24年6月に開設した。

障害が重くても、地域の中で充実した日々を過ごし、豊かな生活が送れるよう、身体機能の維持・向上、二次障害の予防や生きがいにつながるプログラムを実施している。

※障害者総合支援法の「生活介護」と併せ、「東京都重症心身障害者通所事業」の指定を受け、運営している。

【根拠法令等】　障害者総合支援法
【予　算　額】　59,294千円

所　在　地	八潮5丁目3番8号	電話	3799－5931
建物構造	鉄筋コンクリート造　11階建の1階部分　256.96㎡		
敷地面積	2,220.43㎡		
対　象　者	18歳以上の重症心身障害者 （レスパイトは乳児を除く児童）	定員	5人
事業内容	生活介護： 常に介護が必要な人に施設で入浴、理学療法、摂食指導、運動、製作、音楽活動やスヌーズレン（リラクゼーション活動）を実施する。 レスパイト事業： 在宅で重症児の子育てをしている保護者の方が、外出しての用事や兄弟の学校行事参加、通院等によりお子様を見られなくなるとき、一時的に預かる事業。（1日1床）		

(3) 品川区立かがやき園

品川区立かがやき園は、知的障害者の地域生活への移行を目標とした入所更生施設で平成16年5月に開設された。また、在宅の障害者（児）のために、ショートステイも行っている。平成21年4月から、障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の「施設入所支援」と「生活介護事業」の施設として運営している。

【根拠法令等】　障害者総合支援法、品川区立知的障害者福祉施設条例・同施行規則
【予　算　額】　49,543千円

所　在　地	西大井6丁目2番14号	電話	3772－8171
建物構造	鉄筋コンクリート造　6階建の1階および2階部分　1,345.52㎡		
敷地面積	1,973.78㎡		
対　象　者	原則として、18歳以上の知的障害者	定員	30人
事業内容	施設入所支援：入所者の入浴や排せつ、食事の介護などを行う。 生活介護：常に介護が必要な人に施設で排せつ、食事の介護や創作的活動などを行う。 短期入所：一時的に居宅で介護できないとき短期間の入所により入浴や排せつ、食事の介護などを行う。（3床）		
指定管理者	社会福祉法人　福栄会		

(4) 品川区立西大井福祉園

平成 6 年 4 月、旧西大井福祉ホーム跡地に知的障害者の保護、生活指導、作業指導を行い社会復帰を図ることを目的として知的障害者（通所）更生施設「品川区立西大井福祉園」を開設した。この施設には知的障害者グループホーム西大井つばさの家が併設されている。平成 21 年 4 月から、障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の「就労継続支援」と「生活介護」の施設として運営している。

【根拠法令等】　障害者総合支援法、品川区立知的障害者福祉施設条例・同施行規則
【予 算 額】　62,366 千円（西大井つばさの家運営費を含む）

所　在　地	西大井 5 丁目 7 番 24 号		電話	3777－0294	
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造　3 階建				
敷 地 面 積	765.54 ㎡	建築面積	430.43 ㎡	延床面積	1,158.25 ㎡
施　設　別 面　　積	通所(日中活動)施設			面積	852.82 ㎡
	知的障害者グループホーム			面積	305.43 ㎡
対　象　者	18 歳以上の通所可能な知的障害者			定員	40 人
事業内容	就労継続支援（B 型）：通常の事業所で働くことが困難な人に就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。(15 人) 生活介護事業：常に介護が必要な人に施設で排せつ、食事の介護や創作的活動などを行う。(25 人)				
指定管理者	社会福祉法人　福栄会				

(5) 品川区立発達障害者支援施設「ぷらーす」

平成 26 年 4 月、旧鉄道弘済会アフターケアセンター跡施設に、発達障害成人期支援の取組みとして、発達障害の特性を活かした就労系の日中活動の場として、就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業を開始した。また、従来より実施してきた発達障害・思春期サポート事業もこの施設に拠点を移し、思春期から成人期へと一貫した支援の構築を目指す。この施設には知的障害者グループホーム上大崎つばさの家が併設されている。(平成 30 年より就労継続Ａ型を廃止した)

【根拠法令等】　障害者総合支援法、品川区立発達障害者支援施設条例・同施行規則
【予 算 額】　47,426 千円（上大崎つばさの家運営費を含む）

所　在　地	上大崎 1 丁目 20 番 12 号		電話	5793－7095	
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造　3 階建				
敷 地 面 積	639.99 ㎡	建築面積	215.166 ㎡	延床面積	684.78 ㎡
施　設　別 面　　積	通所(日中活動)施設			面積	533.90 ㎡
	知的障害者グループホーム			面積	150.88 ㎡
対　象　者	発達障害者支援法に既定される発達障害者。思春期サポート事業および成人期支援事業は発達障害と思われる思春期～成人の方およびその家族等。			定員	就労継続Ｂ　20 人

内　　容	就労継続支援（Ｂ型）：通常の事業所で働くことが困難な人に発達の特性にあったプログラムによる就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。(20 人) 成人期支援事業(リクト)：発達障害と思われる方の就労に関する相談や居場所の提供、自立支援のためのプログラムの提供等。
指定管理者	社会福祉法人　げんき

※発達障害・思春期サポート事業は、区の委託事業のため、別掲載している。

(6) 品川区立知的障害者グループホーム

知的障害者グループホームは、施設に通所するか就労している知的障害者に対し、生活の場を提供するとともに、地域社会での自立生活を助長するための施設で、区立施設は 3 箇所である。

【根拠法令等】　障害者総合支援法、品川区立知的障害者グループホーム条例・同施行規則
【予 算 額】　40,915 千円（北品川つばさの家）

西大井つばさの家建物管理費等は西大井福祉園運営費に、上大崎つばさの家建物管理費等は品川区立発達障害者支援施設「ぷらーす」に計上

	北品川つばさの家 定員 12 人	西大井つばさの家 定員 7 人	上大崎つばさの家 定員 5 人
所　在　地	北品川 3 丁目 7 番 21 号 電話 5461－8822	西大井 5 丁目 7 番 24 号 電話 3777－1478	上大崎 1 丁目 20 番 12 号 電話 5793-7140
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 4 階建の 3 階部分	鉄筋コンクリート造 3 階建の 3 階部分	鉄筋コンクリート造 3 階建の 3 階部分
床 面 積 等	435.06 ㎡　12 室	305.43 ㎡　7 室	150.88 ㎡　5 室
入　居　者	区内に住所を有する知的障害者で、施設に通所または就労している人		
事業内容	入居者に対する食事の提供や健康管理など日常生活に必要な指導		
使　用　料	月額 30,000 円（左記の他、食費、光熱費等実費負担あり）		
指定管理者	社会福祉法人　げんき	社会福祉法人　福栄会	社会福祉法人　げんき

(7) 品川区立品川児童学園（児童発達支援センター）

品川児童学園は、児童福祉法第 43 条の知的障害児通園施設として昭和 55 年に東京都から区へ移管され、早い段階からの療育により障害児、発達障害児の社会生活、集団生活への適応能力の向上を図ることなどを目的として運営している。

平成 19 年 7 月から発達障害児を対象として障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）の児童デイサービス事業（現 放課後等デイサービス）「コンパス」事業を開始し、平成 20 年 4 月からは、家庭あんしんセンターから移転した障害児相談を「子ども発達相談室」として運営している。その後、平成 24 年 4 月の児童福祉法の改正により、知的障害児通園施設は児童発達支援センターへ移行し、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「子ども発達相談室」の 3 事業を一体的に運営している。また、発達相談ニーズの高まりに応えるため、平成 26 年 7 月に「子ども発達相談室」の分室として「戸越ルーム」を開設した。平成 28 年 4 月からは、品川児童学園の老朽化による改築に伴い、本園はこみゅにてぃぷらざ八潮に仮移転して運営している。仮移転期間中は、「コンパス」事業は本園から戸越ルームに場所を移し、実施している。品川区立障害児者総合支援施設の開設日変更に伴い、令和元年９月末までの６ヶ月間の運営を社会福祉法人ゆうゆうに運営委託している。

【根拠法令等】　児童福祉法、品川区立児童学園条例、同施行規則
【予 算 額】　110,839 千円

所在地	（本園）八潮 5 丁目 9 番 11 号 （こみゅにてぃぷらざ八潮内） （分室）戸越 6 丁目 16 番 14 号		電話	（本園）3790－5561 （分室）3785－0660
建物構造	（本園）鉄筋コンクリート造 3 階建 （分室）鉄筋コンクリート造 3 階建			
敷地面積	（本園）14,746.79 ㎡ （こみゅにてぃぷらざ八潮全体面積） （分室）436.85 ㎡	延床面積	（本園）741.80 ㎡（こみゅにてぃぷらざ八潮全体面積 7,568.96 ㎡の内、児童学園使用面積） （分室）248.89 ㎡	

品川区子ども発達相談室（障害児の相談支援部門）	
対象	発達・発育に支援の必要とする子どもとその保護者等。
内容	・発達に関して支援が必要な子どもの発達相談 ・心身の発達に遅れがある子どもの療育相談 ・児童精神科医等の専門相談・助言や指導 ・言語聴覚士、心理相談員、作業療法士、理学療法士等の専門相談員による助言や指導。 ※各療育機関や社会資源に適切につなぐための支援として、個別相談や経過観察グループを行いながら継続的に関っている。

障害児通所支援部門			
対象	1 歳～概ね 3 歳（母子通園）　　2 歳～就学前（単独通園）		
定員	30 人（登園日数は、年齢による。　母子通園は週 3 日。）		
指導時間	午前 10 時～午後 2 時 30 分		
指導内容	集団指導	クラス（グループ）	食事、排泄、着脱などの生活習慣の指導を中心に行います。また、一人の目標を達成するために、いくつかのプログラムを設定し指導する。
	個別指導	各種相談や訪問指導などを含め、いろいろな形態をとりながら、個別にきめ細かく指導・助言を行う。 子どもの好きな水遊びから身体的発達を促したり、スキンシップによる母子関係の確立などを図る。	

保育所等訪問支援事業	
対　　象	区内の未就学の支援の必要な児童
内　　容	保育園等へ訪問をし、支援の必要な園児等に対して、集団生活適応のための専門的な支援を行うとともに保育園等への助言も併せて行い、適正な支援につなげる。
児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業（コンパス）定員　各 10 人	
対　　象	区内の在宅の就学前および学齢児童（小学 4 年生まで）の発達障害児
内　　容	①個別療育　　②集団療育 ③個別相談　　④保健・医療・教育機関への支援・協力
指定管理者	社会福祉法人　ゆうゆう

(8) 品川区立障害児者総合支援施設【令和元年 10 月開設】

老朽化の進む前頁(7)品川児童学園の建替えを行い、障害者の地域生活支援拠点として、品川区立障害児者総合支援施設を建設する。障害者の高齢化や障害の重度化・重複化が進み、障害者ニーズが多様化していく状況の中で、障害者が地域で自立して安心した生活を送るための生活支援サービスの充実とともに、支援体制の強化を図る。

【根拠法令等】障害者総合支援法、児童福祉法、品川区立障害児者総合支援施設条例、同施行規則等

【予　算　額】3,560,862 千円

所　在　地	南品川 3 丁目 7 番 7 号（品川児童学園跡地）		
敷地面積	2,748.90 ㎡	延床面積	6,870.90 ㎡
構造種別	鉄骨構造、 一部鉄筋コンクリート構造	階　　数	地下 1 階、地上 6 階

福祉型児童発達支援センター（指定管理者：社会福祉法人ゆうゆう）

【事業内容】

・障害児等に係る相談等（子ども発達相談室）
・児童発達支援事業　　・放課後等デイサービス
・保育所等訪問支援　　・日中一時支援事業

訪問系サービス事業所（指定管理者：社会福祉法人ゆうゆう）

【事業内容】

・居宅介護　　・重度訪問介護
・同行援護　　・行動援護

障害者生活支援センター（指定管理者：社会福祉法人グロー）

【事業内容】

・障害児相談支援事業　　・特定相談支援事業
・一般相談支援事業（障害者総合支援法第 77 条 1 項 3 号）

日中活動・短期入所系サービスセンター（指定管理者：社会福祉法人愛成会）

【事業内容】

・生活介護　　・就労継続支援Ｂ型
・短期入所　　・地域活動支援センター事業

その他の施設

【多目的室】

・多目的室１、２

【共用部ほか】

・管理室、廊下等共用部（民間の精神科診療所を併設予定）

【ｽｹｼﾞｭｰﾙ(予定)】平成 29 年 8 月～令和元年 6 月　本体工事
令和元年 7～9 月　開設準備
令和元年 10 月　開設

【関 連 事 業】本施設の開設日を変更したことに伴い、以下の事業を実施している。
（事業名称）　品川区立障害児者総合支援施設への移行に向けた日中活動支援事業（品川区日中活動支援事業）
（所 在 地）　品川区八潮 5 丁目 9 番 11 号
こみゅにてぃぷらざ八潮 3 階講習室
（事業概要）　品川区立障害児者総合支援施設の利用予定者に対して、開設までの期間、仮施設において、日中活動の場を確保し、日常生活の介助等の支援を提供する。
（実施期間）　平成 31 年 4 月～令和元年 9 月

Ⅱ手帳の交付

1. 身体障害者手帳

身体障害者（児）が、補装具費の支給、自立支援医療（更生医療）の給付、日常生活用具の給付、税の減免、ＪＲ旅客運賃の割引、テレビ受信料の減免、施設利用など各種の援護を受けるために必要な手帳である。

手帳の交付を受けるためには、身体障害者福祉法第 15 条の指定を受けている医師の診断書（用紙は障害者福祉課にて配布）が必要（申請後約 1 か月で手帳が交付される）。

手帳は、障害の部位により、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語またはそしゃく機能障害、肢体不自由、内部機能障害に区分され、さらに障害の程度により、1 級から 6 級までに分けられる。

≪身体障害者手帳所持者数≫　（各年 4 月 1 日現在）単位：人

障害の区分＼年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度			
			18歳未満	18歳以上	合 計	1･2 級者
視覚障害	630	620	5	614	619	351
聴覚障害等	756	759	59	725	784	289
音声機能障害等	141	143	3	144	147	21
肢体不自由	4,632	4,510	94	4,336	4,430	1,665
内部障害	3,437	3,489	51	3,478	3,529	2,473
合計	9,596	9,521	212	9,297	9,509	4,799

2. 愛の手帳

愛の手帳は、知的障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、東京都が独自に設けており、都では、知能測定値・社会性・基本的生活作業力等を年齢に応じて総合的に判断している。手帳は、障害の程度で 1 度～4 度に区分されている。

なお、国の制度としては療育手帳があり、愛の手帳はこの制度の適用を受けている。

【申 請 先】

・18 歳未満　児童相談所（東京都品川児童相談所）

・18 歳以上　東京都心身障害者福祉センター

※満 3 歳、6 歳、12 歳、18 歳になったとき、または障害程度が変化したとき、手帳の再交付や再判定が受けられる。

≪愛の手帳所持者数≫　（各年 4 月 1 日現在）単位：人

区分＼年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
			18歳未満	18歳以上	合 計
1 度	73	73	8	60	68
2 度	470	487	101	388	489
3 度	499	503	114	395	509
4 度	834	862	220	653	873
合計	1,876	1,925	443	1,496	1,939

Ⅲ障害者総合支援法

1. 障害者総合支援法の公布および施行

平成21年に閣議決定により設置された障がい者制度改革推進本部(内閣府)等による検討を踏まえ、共生社会の実現に向けて障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、障害福祉サービスの充実や新たな障害保健福祉施策を講ずることを目的とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法)」(平成24年6月27日)が公布された。

[障害者総合支援法の趣旨]

この法律は、障害者の日常生活および社会生活への支援が、社会参加の機会の確保、共生社会の実現、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念としている。

[障害者総合支援法の概要]

(1) 法律の名称変更(平成 25 年 4 月 1 日施行)
「障害者自立支援法」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と名称が変更された。

(2) 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応)(平成 25 年 4 月 1 日施行)
制度の谷間を埋めるため、障害者の範囲に難病等を加えることとなった。

(3) 障害支援区分の創設(平成 26 年 4 月 1 日施行)
「障害程度区分」は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められた。

(4) 障害者に対する支援(平成 26 年 4 月 1 日施行)
重度訪問介護の対象が拡大された（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定められた）。
共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活援助（グループホーム）に一元化された。

2. 障害の対象となる「難病患者」の方の障害福祉サービスの利用について

上記の法律により新たに対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービスの利用が可能になる。

【対象となる方】

対象疾病（359疾病）による障害がある方

【利用できるサービス】

障害者(児)については、障害福祉サービス、相談支援、補装具および地域生活支援事業が、障害児については、障害児通所支援（児童福祉法による）がそれぞれ利用できる。

【問い合わせ先】

・難病についての相談窓口

◆品川保健センター（保健担当）03－3474－2903～4
◆大井保健センター（保健担当）03－3772－2666
◆荏原保健センター（保健担当）03－3788－7016

・サービスの申請窓口

◆障害者福祉課障害者相談支援担当　　03－5742－6711

3. 障害福祉サービスの体系（平成 30 年 4 月～）

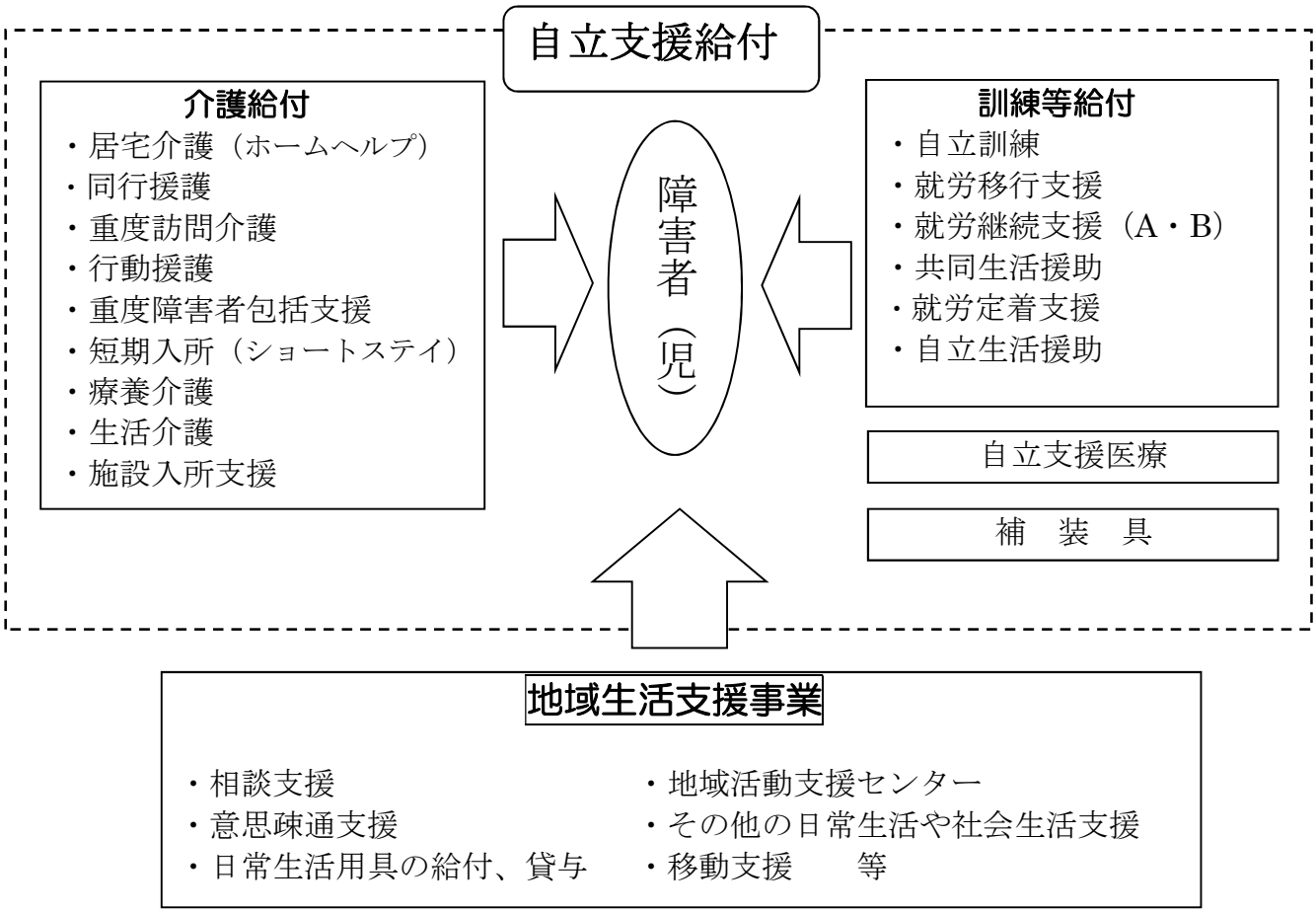

4. 支給決定の流れ

障害福祉サービス利用の手続き　障害者総合支援法の障害福祉サービスを受けるためには、区に申請をし、「支給決定」を受ける必要がある。

(1) 障害支援区分認定

介護給付を利用する場合、福祉サービスの必要性を総合的に判断するため、支給決定にあたり、全国統一の基準としての「障害支援区分」認定を行う。

※障害者介護給付費等支給審査会

障害支援区分認定調査等に基づく一次判定結果と、特記事項および医師意見書に基づき、審査・判定を行う。

◆委　員

障害者福祉施策に精通している保健・医療・福祉の関係者に委嘱して実施する。

◆合議体の設置

・設置数　2　・委員構成　5 人（医師、学識経験者等）

◆審査会の回数（平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月末）

・回数　38 回　・審査件数　321 件

【予 算 額】　2,850 千円

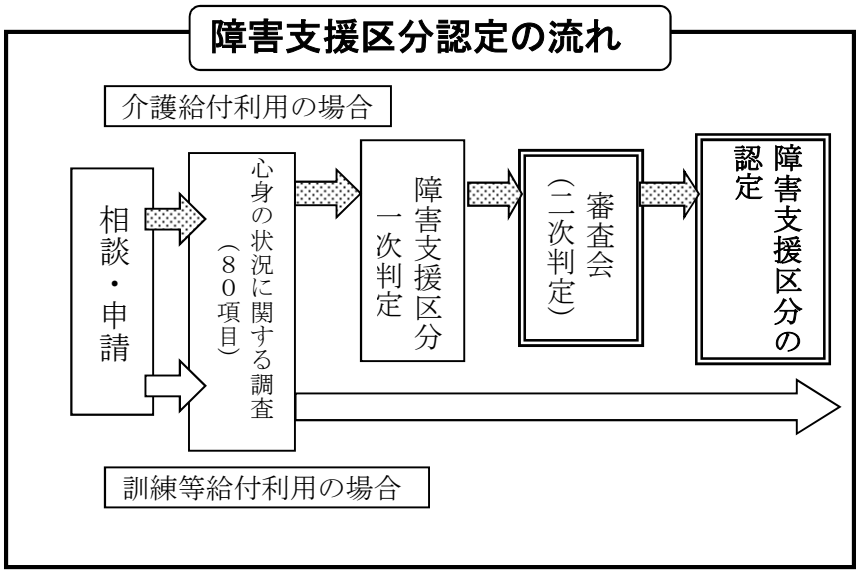

※障害支援区分認定後の支給決定プロセスの変更点

障害者自立支援法の改正により、ケアマネジメントに基づいた相談支援体制を強化する仕組みとして、指定特定相談支援事業を創設。
「サービス等利用計画案」の事前の作成と勘案事項により、支給決定を行う。
サービス利用後も、モニタリング等の実施により、継続的に相談支援を行っていく。

(2) 支給決定プロセスの見直しと継続的な相談支援体制

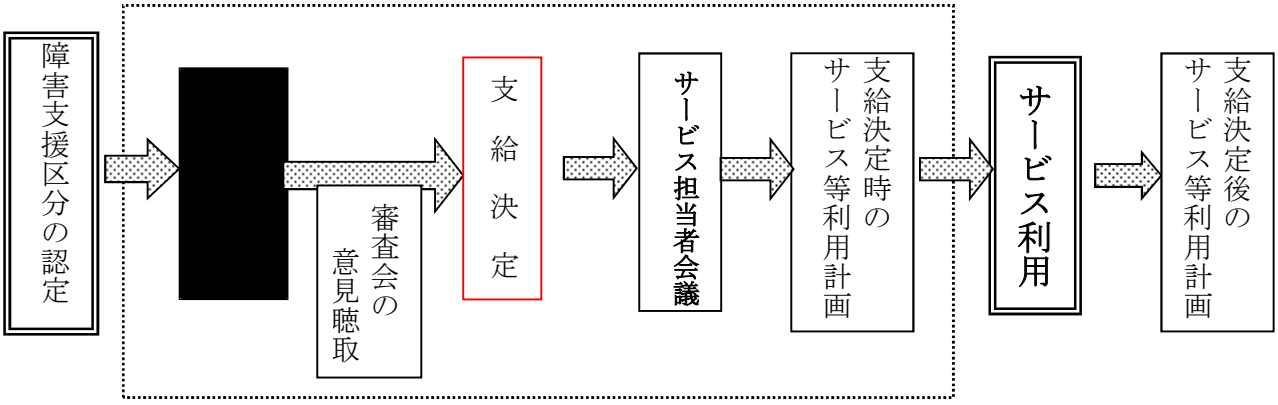

5. 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し、中核的な役割を果たすため、関係機関と連携・協議する場として、「地域自立支援協議会」を設置している。

委託相談支援事業の運営に対する助言や、障害福祉サービスの支給決定等に対しての検証、協議、また関係機関の連携による社会資源の有効活用などを主に検討する。

【委員構成】　28 人
（障害者団体、相談支援センター、医療関係者、教育関係者、権利擁護関係者等）

【開催回数】　3 回

(1) 基幹相談支援センター運営費（地域自立支援協議会強化推進）

区は、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとして、専門的・総合的な相談業務を担いながら地域の支援力向上に努める。

また、地域支援力向上のための研修や人材育成が図られるよう、「障害者版福祉カレッジ」を実施している。併せて、相談支援体制の強化促進を目的として、共通のマニュアルを作成する。

【予 算 額】　3,873 千円

(2)療育支援ネットワークの構築

障害の多様化・重度化に伴い、早期の段階から障害の状態像に合わせた療育機能を充実させるだけでなく、障害児であっても同じ地域で育つ子どもとして、家族の支援体制をつないでいく必要がある。成長過程に合わせて関わっていく関係機関との連携を強化し、ネットワークを構築することで、地域にくらす障害児の健やかな成長・発達を目指す。

① 庁内療育支援関係者会議の運営

関連各課での 「療育支援ガイドブック」の活用による情報提供の強化。地域における体制づくりとして「サポートブック」の作成・活用による連携強化を図る。

② 地域自立支援協議会・子ども支援部会での協議・検討

新たに設置する子ども支援部会では、障害児の多様化に伴う療育ニーズを地域の中でどのように支えるかの協議・検討を行う他、学校教育と障害児支援（放課後等デイサービス）との連携や棲み分け、またNICU等からの退院等、医療的ケアの必要な子の在宅支援・地域支援のあり方など、テーマごとに検討する。

【予 算 額】 375千円

(3)医療的ケア児等支援体制協議会

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児が地域で必要な支援を受けるための課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を行うことで、医療的ケア児の成長を支える連携体制の構築を目指す。

【予 算 額】 182 千円

6. 対象となるサービス

(1)自立支援給付

	サービス名	支 援 内 容	区内の主な提供施設
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。 ※行動障害のある知的・精神障害者が加わった。	
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に外出時において、同行して移動の援護、排せつおよび食事の介護その他外出時に必要な援助を行う。	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。	
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	かがやき園・かもめ園
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行う。	
	生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。	心身障害者福祉会館・サンかもめ・かもめ園（日中活動）・かがやき園（日中活動）・しいのき学園・南品川むつみ園・西大井福祉園・ピッコロ（重心通所）
	施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	かがやき園 かもめ園

訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	心身障害者福祉会館
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。	げんき品川・ジョブサ品川区・ジョブステーション大井町・LITALICO ワークス五反田・資格スクエア・サポート・就労移行支援事業所サンライト
	就労継続支援（Ａ型＝雇用型、Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。	福祉工場しながわ（Ａ） さつき（Ｂ） しいのき学園（Ｂ） 西大井福祉園（Ｂ） かもめ工房第 1･2･3（Ｂ） トット文化館（Ｂ） ぷらーす（Ｂ） ふれあい作業所西大井・西品川（Ｂ） すまいるさぽーと品川（Ａ）
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労をした障害者に対し、就労に伴う環境変化により生じる生活面の課題解決に向けた支援を行う。	げんき品川
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する知的障害者や精神障害者などを定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うほか、利用者からの相談にも随時対応する。	
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。 ※外部サービス利用型と介護サービス包括型に分かれる。	北品川つばさの家・西大井つばさの家・上大崎つばさの家・わいわいてい・海老沢寮・旗の台つばさの家・グループホーム森前・鮫洲なぎさの家・かもめハウス【精神】・ふくふく【精神】

(2) 補装具費の支給

障害者等の身体機能を補完・代替し、かつ長時間継続して使用される義肢、装具、車いす等の購入費、修理費、借受け費の給付を行う。

(3) 自立支援医療

従来の更生医療、育成医療、精神通院医療が統合されたもの。

実際の給付は、更生医療については障害者福祉課、育成医療は健康課、精神通院医療は各保健センターで対応している。

(4) 地域生活支援事業

	事業名	内　　容	
地域生活支援事業	相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、および助言その他の障害福祉サービスの利用支援や権利擁護のための支援を行う。	・心身障害者福祉会館 ・福栄会障害者相談支援センター ・グロー障害者相談支援センター ・精神障害者地域生活支援センター たいむ
	意思疎通支援事業	聴覚障害者等の情報保障・コミュニケーション支援としての手話通訳派遣・要約筆記派遣を行う。	
	日常生活用具	日常生活上の便宜を図るための用具等の支給を行う。	
	移動支援	自立支援給付の対象外で、社会参加等のために円滑に外出できるよう、移動を支援する。	
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。	・精神障害者地域生活支援センター たいむ ・地域活動支援センター「逢（あえる）」
	その他の事業	・巡回入浴サービス事業 ・ハウスクリーニング事業 ・自動車改造費助成事業 ・自動車運転免許取得助成事業 ・日中一時支援事業	

Ⅳ障害者総合支援法による給付・支援

1. 介護給付

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

【内　　容】(障害者総合支援法第 5 条第 2 項)

居宅において入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事などの援助を行う。

【対 象 者】

障害支援区分が 1 以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者
ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）は、一定の条件がある。

【予 算 額】　86,400 千円

【実　　績】

区分＼年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
身体介護	利用者数	60	52	57
	利用時間数	8,145	8,129	7,961
家事援助	利用者数	100	96	99
	利用時間数	10,142	9,940	9,398
通院介助	利用者数	17	14	18
	利用時間数	1,277	1,248	1,283
決算額（円）		75,598,144	79,580,437	82,432,659

※利用者数は、各年度の 2 月現在の人数による。

(2) 重度訪問介護

【内　　容】(障害者総合支援法第 5 条第 3 項)

重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者に対して、居宅において入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助および外出時における移動中の介護を総合的に行う。

※平成 26 年度から行動障害のある知的・精神障害者が加わった。

【対 象 者】

障害支援区分が 4 以上であって、下記の(ｱ)または(ｲ)のいずれかに該当する者

(ｱ) 次の①、②のいずれにも該当

①二肢以上に麻痺等があること

②障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」と認定されていないこと

(ｲ) 障害支援区分の調査項目のうち行動関連項目(12 項目)の合計が 10 点以上

【予 算 額】　201,600 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	48	45	47
利用時間数	71,197	67,994	70,486
決算額（円）	187,913,523	186,761,508	201,602,275

※利用者数は、各年度の 2 月現在の人数による。

(3) 同行援護　　平成 23 年 10 月より開始
（平成 24 年 4 月より移動支援（ガイドヘルパー）より変更）

【内　　容】(障害者総合支援法第 5 条第 4 項)

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に外出時において、同行して移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出時に必要な援助を行う。

【対 象 者】

同行援護の調査票により、視力、視野、夜盲の障害かつ移動の障害が認められる者。

【予 算 額】　59,616 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利　用　者　数	66	69	74
利 用 時 間 数	20,455	20,996	22,748
決　算　額（円）	44,889,943	48,731,389	60,648,422

※利用者数は、各年度の 2 月現在の人数による。

(4) 短期入所（ショートステイ）

【内　　容】(障害者総合支援法第 5 条第 8 項)

介護を行う方の疾病、事故、出産等の理由により、障害者等を一時的に居宅において介護できなくなったときに、施設などの短期間の入所により、入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な援助を行う。

【対 象 者】

①障害支援区分が区分 1 以上である障害者

②障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する障害児

【予 算 額】　　123,960 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利　用　者　数	93	90	88
利　用　日　数	8,306	9,122	9,801
決　算　額（円）	92,693,745	97,130,589	99,425,083

※利用者数は、各年度の 2 月現在の人数による。

(5) その他の施設系サービス

①療養介護

【内　　容】(障害者総合支援法第 5 条第 6 項)

医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をする。

【予 算 額】　106,374 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利　用　者　数	28	27	28
決　算　額（円）	108,415,431	108,548,306	108,199,251

※利用者数は各年度の 2 月現在の人数による。

②生活介護

【内　　容】(障害者総合支援法第 5 条第 7 項)

常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する。

【予 算 額】　1,254,000 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利　用　者　数	480	472	477
決　算　額（円）	1,055,821,535	1,126,097,374	1,194,029,323

※利用者数は各年度の 2 月現在の人数による。

③施設入所支援

【内　　容】(障害者総合支援法第 5 条第 10 項)

施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをする。

費用負担（① ～ ③ 共通）

サービス量の一割の定率負担を基本に、利用者の状況に応じて月額上限額を決定する（軽減措置あり）。

【予 算 額】　394,800 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利　用　者　数	273	273	276
決　算　額（円）	354,249,380	368,034,866	388,900,372

※利用者数は各年度の 2 月現在の人数による。

2. 訓練等給付

(1) 共同生活援助　（グループホーム）

【介護サービス包括型グループホーム】（障害者総合支援法第 5 条第 15 項）

共同生活の場所で入浴や排せつ、食事の介護などが受けられる。

【外部サービス利用型グループホーム】（障害者総合支援法第 5 条第 15 項）

地域で共同生活を営む人に、相談や日常生活上の援助をする。

【予 算 額】　397,908 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利　用　者　数	152	158	173
決　算　額（円）	324,018,723	349,073,955	386,786,939

※利用者数は各年度の 2 月現在の人数による。

(2)就労定着支援（平成 30 年度より）

【内　　容】（障害者総合支援法第 5 条第 15 項）

就労移行支援等の利用を経て一般就労をした障害者に対し、就労に伴う環境変化により生じる生活面の課題解決に向けた支援を行う。

【予 算 額】　41,454 千円

(3)自立生活援助（平成 30 年度より）

【内　　容】（障害者総合支援法第 5 条第 16 項）

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する知的障害者や精神障害者などを定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うほか、利用者からの相談にも随時対応する。

【予 算 額】　654 千円

(4) その他の施設系サービス

①自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【内　　容】（障害者総合支援法第 5 条第 12 項）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う。

【予 算 額】　50,616 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利　用　者　数	29	31	40
決　算　額（円）	44,937,646	50,567,761	43,121,206

※利用者数は各年度の 2 月現在の人数による。

②就労移行支援

【内　　容】（障害者総合支援法第 5 条第 13 項）

就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。

【予 算 額】　295,680 千円
【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利　用　者　数	79	114	122
決　算　額（円）	153,818,653	184,375,401	241,784,045

※利用者数は各年度の 2 月現在の人数による。

③就労継続支援
【内　　容】（障害者総合支援法第 5 条第 14 項）
通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。
【予 算 額】　636,030 千円
【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利　用　者　数	428	438	423
決　算　額（円）	593,319,090	613,389,683	606,520,328

※利用者数は各年度の 2 月現在の人数による。

3. 補足給付
【内　　容】（障害者総合支援法第 34 条）
入所施設を利用する場合、所得の低い人には、一定額が手元に残るように光熱水費の一部を給付する。グループホームを利用する場合は、月額１万円を上限に家賃の一部を給付する。
【予 算 額】　59,340 千円
【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利　用　者　数	400	406	464
決　算　額（円）	54,669,025	53,617,581	54,052,860

※利用者数は各年度の 2 月現在の人数による。

4. 補装具費の支給（購入・修理・借受け）
身体的障害のある人が、失われた機能を補って、日常生活や職業活動を容易にするために必要な補装具費（購入費・修理費・借受け費）の支給を行う。
【対　　象】
身体障害者手帳を所持している人、もしくは障害者総合支援法に規定する難病等患者で、東京都心身障害者福祉センター等において補装具の交付が必要と判定された人
【補装具種目】
・視覚障害者用　　―　盲人用安全つえ、義眼、眼鏡等

・聴覚障害者用　　―　補聴器
・肢体不自由者用　―　義手、義足、装具、車いす、歩行器他

【実施方法】

障害者福祉課に申請書を提出し、補装具費支給券の支給を受け、指定業者から納入、修理または借受けを受ける。

【費用負担】　原則一割の自己負担（所得に応じた月額上限額あり）。

【根拠法令等】　障害者総合支援法第 76 条

【予 算 額】　51,382 千円

【実　　績】　（単位　円）

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交　付	39,808,582	34,670,136	28,584,780
修　理	11,698,314	11,933,065	7,732,777
計	51,506,896	46,603,201	36,317,557

※平成 30 年度は平成 31 年 3 月末現在の支出済み額の実績による

≪補装具購入・修理状況（件数）≫

種目＼年度	区分	平成29年度 購入	平成29年度 修理	平成29年度 計	平成30年度 購入	平成30年度 修理	平成30年度 計
総数		238	195	433	191	161	352
義肢	義手	1	1	2	4	2	6
	義足	10	14	24	5	7	12
装具	下肢	49	16	65	34	12	46
	靴型	15	16	31	4	7	11
	体幹	0	0	0	1	0	1
	上肢	0	0	0	0	0	0
座位保持装置	座位保持機能付車いす	5	10	15	9	13	22
	座位保持機能付電動車いす	1	3	4	1	1	2
	その他	6	7	13	5	4	9
盲人安全つえ		7	0	7	8	0	8
義眼		5	0	5	2	0	2
眼鏡	矯正眼鏡	2	0	2	2	0	2
	遮光眼鏡	9	1	10	10	0	10
	コンタクトレンズ	0	0	0	0	0	0
	弱視眼鏡	1	0	1	0	0	0
補聴器	高度難聴用ポケット形	2	0	2	0	1	1
	高度難聴用耳掛け形	41	15	56	46	15	63
	重度難聴用ポケット形	2	0	2	0	0	0
	重度難聴用耳掛け形	26	18	44	21	21	42
	耳あな型（レディーメイド）	0	0	0	0	0	0
	耳あな型（オーダーメイド）	4	1	5	2	0	2
	骨導式	0	3	3	0	2	2
	FM型	0	2	2	2	1	1
車いす	普通型	14	40	54	11	34	45
	手押し型	11	10	21	10	11	21
	リクライニング式手押し型	4	5	9	4	3	7
	その他	0	0	0	0	0	0
電動車いす	普通型	4	14	18	1	14	15
	手動兼用型	4	17	21	4	13	17
	その他	0	0	0	0	0	0
座位保持いす		4	0	4	0	0	0
起立保持具		0	0	0	0	0	0
歩行器		2	1	3	1	0	1
頭部保持具		2	0	2	0	0	0
排便補助具		0	0	0	0	0	0
歩行補助つえ		6	0	6	2	0	2
重度障害者用意思伝達装置		1	1	2	2	0	2
その他		0	0	0	0	0	0

※平成30年度は平成31年3月末現在の支出済み額の実績による

5. 地域生活支援事業

(1) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活および社会参加を促進する。

【対　　象】　障害者等で世帯の中に適当な介助者がいない方

【根拠法令等】　障害者総合支援法第 77 条　品川区障害者地域生活支援事業実施要綱
品川区移動支援事業運営要綱

【予 算 額】　46,359 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利 用 者 数 （人）	99	105	101
利用時間数（時間）	11,636	12,718	14,249
決　算　額　（円）	27,762,729	31,545,419	42,382,837

※利用者数は、3 月現在の人数による。

(2) 障害者（児）巡回入浴サービス

入浴が困難な在宅の重度心身障害者（児）に巡回入浴車を派遣し、障害者の健康保持と家庭の負担軽減を図るための制度。

【対　　象】

区内在宅の、身体障害者手帳の程度が 2 級以上または愛の手帳の程度が 2 度以上の人で医師に入浴の了解が得られる方

【費 用 負 担】

サービス量の一割の定率負担を基本に、利用者の状況に応じて月額上限額を決定する(軽減措置あり)。

【内　　容】　洗体、洗髪、洗顔および清拭に関する指導など

【根拠法令等】　障害者総合支援法第 77 条　品川区障害者地域生活支援事業実施要綱
品川区障害者巡回入浴サービス事業実施要綱

【予 算 額】　17,280 千円
（心身障害者福祉会館指定管理運営経費に合算）

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
派 遣 世 帯 数	22	25	22
延 派 遣 回 数	1,259	1,332	1,347
決　算　額（円）	13,845,700	14,649,800	14,815,900

※利用者数は、3 月現在の人数による。

(3) 日常生活用具の給付

在宅の障害者（児）に対し、日常生活用具を給付し、日常生活を容易にすることを目的とした制度。一部の品目は入院・入所中でも給付される。

【対　　象】　主に身体障害者手帳 1・2 級または愛の手帳 1・2 度を所持する人
【実施方法】　障害者福祉課に申請書を提出し、日常生活用具給付券の交付を受け、指定業者から納入を受ける。
【費用負担】　原則一割の定率負担を基本に、利用者の状況に応じて月額上限額を決定する（軽減措置あり）。
【根拠法令等】　障害者総合支援法第 77 条　品川区障害者地域生活支援事業実施要綱
日常生活用具給付等事業運営要綱
【予 算 額】　63,520 千円

日常生活用具給付実績

区分＼年度	ストマ用装具	紙おむつ	便器	入浴補助具	歩行支援用具	活字文書読上げ装置	特殊マット	FAX	火災警報器他	特殊寝台	ポータブルレコーダー	時計	電磁調理器	屋内信号装置	小規模改修	その他	計	事業費（円）
28	2,469	307	0	8	1	0	0	3	0	5	11	8	0	3	3	98	2,916	60,917,032
29	2,438	313	2	8	3	1	5	2	0	3	10	7	1	5	3	108	2,909	60,859,580
30	2,046	231	2	9	6	0	4	3	0	3	7	9	3	5	1	84	2,413	51,544,906

※平成 30 年度は平成 31 年 3 月末現在の支出済み額の実績による

(4) 障害者世帯ハウスクリーニング

本人または家族によるハウスクリーニング（大掃除）が困難な世帯に、日常の清掃では手の及ばない箇所の清掃を実施し、世帯の衛生と健康保持を図るための制度。

【対　　象】　区内在宅の、身体障害者手帳の程度が 2 級以上または愛の手帳の程度が 2 度以上の人がいる世帯
【内　　容】　障害者の使用する居室、台所、浴室、トイレの床、壁、窓（窓枠を含む）、家具類、電灯の笠、換気扇および天井等の清掃
【派遣回数】　年 2 回まで
【費用負担】　原則一割の定率負担を基本に、利用者の状況に応じて月額上限額を決定する（軽減措置あり）。
【根拠法令等】　障害者総合支援法第 77 条　品川区障害者地域生活支援事業実施要綱
品川区障害者世帯ハウスクリーニング事業実施要綱
【予 算 額】　378 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
派遣世帯数	26	25	25
延派遣回数	48	50	44
決算額（円）	279,328	180,670	180,500

(5) 自動車運転免許取得経費の助成

自動車運転免許を取得する際、運転教習料の一部を補助することにより、障害者の日常生活の利便および生活圏の拡大を図る制度。

【助成限度額】　164,800 円
※本人や扶養義務者の所得によって助成金額が変わる。（別表 3）
【根拠法令等】　障害者総合支援法第 77 条　品川区障害者地域生活支援事業実施要綱
品川区心身障害者自動車運転免許取得経費補助要綱
【予 算 額】　494 千円
【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
助成人数（人）	2	3	1
助成金額（円）	329,600	494,400	164,800

(6) 自動車改造経費の助成

身体障害者手帳 1・2 級の上肢、下肢または体幹機能障害の人が、就労等に伴い自動車を取得し、自ら運転するために改造を必要とする場合、改造経費の一部を助成する。

【助成限度額】　本人および扶養義務者の所得により 133,900 円と 66,950 円の二種類
※本人や扶養義務者の所得によって助成金額が変わる。
（所得制限一覧のとおり）
【根拠法令等】　障害者総合支援法第 77 条　品川区障害者地域生活支援事業実施要綱
品川区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱
【予 算 額】　468 千円
【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
助成人数（人）	0	4	2
助成金額（円）	0	468,650	267,800

(7) 手話通訳者の窓口相談および派遣

平成 19 年度から実施し、障害者総合支援法の地域生活支援事業の意思疎通支援事業に位置づけている。

窓口相談については、毎週水曜日の午後 1 時～午後 4 時、毎週金曜日の午前 9 時～正午まで手話通訳者が品川区役所 3 階障害者福祉課窓口で相談に応じている。

派遣事業については、聴覚障害者の社会活動の手話通訳者を派遣している。

【手話通訳者派遣申込先】　心身障害者福祉会館
【根拠法令等】　障害者総合支援法第 77 条　品川区障害者地域生活支援事業実施要綱
品川区意思疎通支援事業実施要綱
【予 算 額】　6,349 千円
【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
窓口相談実施回数	100	97	95
派　遣　回　数	410	534	398
決 算 金 額（円）	3,869,297	5,130,557	4,117,844

(8) 日中一時支援事業

特別支援学校等に通学する障害児の家族の就労支援や一時的休息のために放課後や夏休み等長期休暇中の活動の場を提供する。

また、平成 29 年度より保護者の所得に応じ月額負担の上限を設けている。

【対 象 者】　区内に在住の特別支援学校等に通学する障害児
【内　　容】　①放課後等活動サポート支援（午前 8 時から午後 7 時まで事業実施）
利用時間に応じた利用料の自己負担がある（軽減措置あり）。
②送迎支援サービス
【場　　所】　①にじのひろば戸越（利用定員 10 人）
品川区戸越 6―8―20　3F
②にじのひろば八潮（利用定員 15 人）
品川区八潮 5－3－8　（障害者福祉課八潮分室）
※空調設備更新工事の影響により、令和元年１１月から３月まで「こみゅにてぃぷらざ八潮３階」に仮移転予定
【管理運営】　社会福祉法人　品川区社会福祉協議会
【根拠法令等】　障害者総合支援法第 77 条　品川区障害者地域生活支援事業実施要綱
品川区障害者日中一時支援事業実施要綱
【予 算 額】　87,734 千円
【実　　績】

利用者数（人）＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
にじのひろば戸越※	1,893	2,409	2,812
にじのひろば八潮	2,496	2,852	2,993

※平成 28 年度まではにじのひろば荏原
※令和元年 10 月以降は、品川区立障害児者総合支援施設においても実施する予定

Ⅴ児童福祉法

児童福祉法に位置づけられる障害児支援。

【市町村】
障害児通所支援
- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

【都道府県】
障害児入所支援
- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設

1. 対象となるサービス

	サービス名	支　援　内　容	区内の主な提供施設
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。	品川児童学園 品川児童学園分室 ちびっこタイム品川 めるへんキッズ南大井園 LITALICO ジュニア大井町東口教室 ぷっく旗の台教室 ほわわ品川
	医療型 児童発達支援	上記、児童発達支援と併せて治療を行う。医療的管理下において行う事業。	
	放課後等デイサービス	学校の授業の終了後、または学校の休業日に生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等、預かりの中で必要な支援を行う。	品川児童学園分室 ちびっこタイム品川 めるへんキッズ南大井園 このこのリーフ中延 アプリ児童デイサービス不動前 アプリ児童デイサービス北品川 スキップランド西大井 みんなの家ゆめっこ
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、支援の必要な児童に対し、集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う。	品川児童学園

Ⅵ児童福祉法による給付・支援

1. 児童発達支援、児童発達支援センター

(1)【内　容】(児童福祉法第 21 条 5 の 2、第 43 条)

発達に支援の必要な児童に対し、早期の段階から個々の特性や発達の状況に合わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

(2)【対象者】

療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童。

①乳幼児健診等で療育の必要性が認められる児童

②児童相談所・保健所・保健センター、医療機関等から療育の必要性を認められた児童

【予算額】　318,240 千円

2. 放課後等デイサービス

(1)【内　容】(児童福祉法第 21 条 5 の 2)

発達に支援の必要な学齢児の放課後や学校休業日の日中活動の場として、個々の特性に合わせた生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流に必要な支援を行う。

(2)【対象者】

学校教育法に規定する学校に就学している障害児（幼稚園および大学を除く）で、放課後等に支援が必要と認められた児童

【予算額】　289,200 千円

3. 障害児相談支援(障害児支援利用援助)

(1)【内　容】(児童福祉法第６条の２の２第８項)

児童発達支援（医療型含む)、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の通所給付決定の申請もしくは変更の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者から利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用するサービスおよび内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した障害児支援利用計画案を作成する。

(2)【対象者】児童発達支援（医療型含む)、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスを申請する保護者。

区分＼年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童発達支援	延利用者数（人）	3,165	3,863	4,225
	利用日数　（日）	17,235	21,963	23,833
医療型児童発達支援	延利用者数（人）	175	149	122
	利用日数　（日）	1,564	1,513	1,212
放課後等デイサービス	延利用者数（人）	3,075	3,874	4,947
	利用日数　（日）	16,088	21,058	27,949
保育所等訪問支援	延利用者数（人）	1	4	13
	利用日数　（日）	1	6	13
居宅訪問型児童発達支援	延利用者数（人）	―	―	4
	利用日数　（日）	―	―	9
障害児相談支援　障害児支援利用計画作成件数		3	271	167
決　算　額（円）		352,668,637	463,897,703	519,423,069

※延利用者数・利用日数は給付費支払件数を基に計上した。

Ⅶ各種支援事業

1. 障害者福祉手当

(1) 国制度の手当

【根拠法令】　特別児童扶養手当等の支給に関する法律

① 特別障害者手当

【対 象 者】　20 歳以上で、身体または精神に著しい障害を 2 つ以上有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（身体障害 1・2 級程度、愛の手帳 1・2 度程度の障害の重複またはこれと同等の疾病・精神の障害）にある人

【支給制限】　ア. 施設に入所している人、病院または診療所に継続して 3 か月を超えて入院している人は、受給できない。

イ. 本人、扶養義務者等の所得が一定の限度を超えている場合には支給されない。

【予 算 額】　66,174 千円

【支 給 額】　月額　27,200 円（平成 31 年 4 月 1 日現在）

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件数	2,418	2,393	2,384
支給金額（円）	64,788,630	64,163,760	64,170,910

②障害児福祉手当

【対 象 者】　身体または精神に著しい障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（身体障害 1 級程度、または愛の手帳 1 度程度）にある 20 歳未満の児童

【支給制限】　ア. 施設入所または、障害年金等を受給している児童は受給できない。

イ. 本人、扶養義務者等の所得が一定の限度を超えている場合には、支給されない。

【予 算 額】　8,997 千円

【支 給 額】　月額　14,790 円（平成 31 年 4 月 1 日現在）

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件数	508	546	550
支給金額（円）	7,406,960	7,962,480	8,051,340

③経過的福祉手当

【対 象 者】 昭和 61 年 3 月末日現在において 20 歳以上で、かつ改正前の福祉手当を受給しており、特別障害者手当、障害基礎年金、特別障害給付金のいずれも支給されない人に経過措置として支給されている。

【予 算 額】 882 千円

【支 給 額】 月額 14,790 円（平成 31 年 4 月 1 日現在）

【実 績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件数	86	69	72
支給金額（円）	1,253,680	1,006,260	1,053,960

(2) 都制度の手当

①重度心身障害者手当

【対 象 者】 65 歳未満の人で、都立心身障害者福祉センターで障害の判定を受けた人

【支給制限】 ア．施設に入所している人、病院または診療所に継続して 3 か月を超えて入院している人は、受給できない。

イ．本人、扶養義務者等の所得が一定の限度を超えている場合には、支給されない。

【手 当 額】 月額 60,000 円（平成 31 年 4 月 1 日現在）

【支給方法】 毎月、東京都から指定の金融機関に振り込む。

【予 算】 「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」による交付金

【根拠法令等】 東京都重度心身障害者手当条例

②東京都心身障害者扶養共済制度 ※ 平成 20 年 4 月 1 日から実施

障害者を扶養する保護者が死亡・重度障害となったとき、障害者に年金を支給する。

【加入の要件】保護者（加入者） 次のすべての要件を満たしている方

①障害者の保護者であること。

②東京都内に住所があること。

③特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

④年度初日（4 月 1 日）年齢が 65 歳未満であること。

【障害者の範囲】次のいずれかに該当する障害がある方

①知的障害者

②身体障害者（1 級～3 級）

③精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が①または②と同程度の方

（統合失調症、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

【年金の支給】加入者の死亡または重度障害のときから支給される。

支給額は、月額 20，000 円（加入 1 口当たり）

※心身障害者扶養年金（都制度）は、平成 19 年 3 月廃止になった。

(3) 区制度の手当

①障害者福祉手当＜第一種手当＞

【対 象 者】 次に掲げるいずれかの障害のある、申請時に 20 歳以上 65 歳未満の障害者本人で、所得が制限基準額を超えない人。ただし、特別養護老人ホームや障害者支援施設等に入所している人を除く。

ア．身体障害者手帳 1・2 級の人

イ．愛の手帳 1～3 度の人

ウ．脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の人

【予 算 額】 516,150 千円

【支 給 額】 月額 15,500 円（平成 31 年 4 月 1 日現在）

【実 績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給実人数	2,861	2,803	2,747
延支給件数	34,335	33,634	32,960
支給金額（円）	532,192,500	521,327,000	510,880,000

【根拠法令等】 品川区障害者福祉手当条例・同施行規則

②障害者福祉手当＜第二種手当＞

【対 象 者】 心身に次のいずれかの障害がある、65 歳未満（申請時点）の障害者本人で、所得が制限基準額を超えない人。ただし、特別養護老人ホームや障害者支援施設等の施設に入所している人を除く。

ア．身体障害者手帳 3 級の人

イ．愛の手帳 4 度の人

ウ．戦傷病者手帳 4 項症以上の人

エ．規則に定める特殊疾病 にり患している人

オ．精神障害者で以下に該当する人

1 級年金を受給している人、特別障害者手当等を受給している人、特別児童扶養手当 1 級を受給している人

【予 算 額】 375,042 千円

【支 給 額】 前記エは月額 15,500 円。その他は月額 8,500 円。
（平成 31 年 4 月 1 日現在）

【実 績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給実人数	2,445	2,481	2,385
延支給件数	29,329	29,773	28,621
支給金額（円）	356,388,000	363,756,500	346,472,500

【根拠法令等】 品川区障害者福祉手当条例・同施行規則

2. 医療費助成

(1) 医療費の助成　(都の制度)

重度心身障害者の医療費の軽減を図るため、一部負担金を除く総医療費と保険給付額との差額を助成する。

【対　　象】　65 歳未満で、身体障害者手帳 1・2 級（内部機能障害者およびヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能障害については 1～3 級）または愛の手帳 1・2 度（所得制限あり）または精神障害者保健福祉手帳 1 級を取得した人
医療費は「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」による交付。

【根拠法令等】　東京都心身障害者の医療の助成に関する条例

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象者	2,626	2,589	2,628
申請件数	2,129	1,992	2,107
支出金額（円）	21,843,688	18,770,742	21,704,499

(2) 自立支援医療(更生医療)の給付

障害の程度を軽くしたり、取り除いた障害の進行を防いだりするための医療を給付する。

【対　　象】　18 歳以上の身体障害者手帳所持者で、東京都心身障害者福祉センターにおいて医療の給付が必要と判定された人

【費用負担】　原則として医療費の一割負担。ただし世帯の所得に応じてひと月あたりの負担に上限額あり。

【根拠法令等】　障害者総合支援法第 58 条

【予 算 額】　576,888 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一　　般	1,301	1,356	1,456
心 臓 機 能 障 害	0	0	0
じ ん 臓 機 能 障 害	2,004	2,220	2,106
合　　計	3,305	3,576	3,562
給付費(円)	554,294,531	567,610,230	534,630,763
うち生活保護受給者レセプト件数	1,484	1,647	1,477

※一般とは「視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能障害」をいう。

3. 日常生活の支援

(1) 障害者福祉電話

区内在住の障害者のコミュニケーションや緊急時の連絡手段を確保するため、自己の所有する電話料金の一部を助成する。

【対　　象】18 歳以上で次の①～④のいずれかに該当し、住民税非課税または均等割のみ課税世帯に属する人
①下肢または体幹障害 1～3 級の人、内部障害 1～3 級の人
②視覚障害または聴覚障害 1・2 級の人
③愛の手帳 1～3 度の人
④精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の人

【助成内容】回線使用料（基本料・住宅用）、屋内配線使用料、機器使用料、通話料金(540 円分まで)、ユニバーサルサービス料、ファックス・フラッシュベルの付加使用料およびこれらに係る消費税

【根拠法令等】品川区障害者福祉電話助成事業運営要綱

【予 算 額】1,494 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
電話貸与台数	23	22	21
ファックス台数	0	0	0
フラッシュベル台数	0	0	0
シルバーホーン台数	0	0	0
回線使用料等件数	49	40	34
決算金額　（円）	1,767,097	1,719,298	1,432,245

(2) 杖の交付

視覚障害者や下肢・体幹障害等の理由により杖が必要な人に、白杖またはＴ字杖を交付する。

【申 請 先】　品川区社会福祉協議会

【予 算 額】　200 千円

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
白　　杖	30	22	35
Ｔ 字 杖	11	16	8
合　　計	41	38	43

(3) 住宅設備改善費の給付

身体に障害がある人の住宅を改造することにより、障害者や介護者の負担の軽減を図る。

【根拠法令等】 品川区障害者住宅設備改善費給付事業実施要綱

【予 算 額】 7,772 千円

【費用負担】 原則一割の定率負担を基本に、利用者の状況に応じて月額上限額を決定する（軽減措置あり）。

住宅設備改善費給付対象者および給付基準額（平成 19 年 4 月 1 日改定）

種　　目	対　　象　　者	年　齢	給付基準額（円）
中規模改修	下肢または体幹に係る障害の程度が 2 級以上の人および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	学齢児以上 65 歳未満	1,410,000
屋内移動設備	上肢、下肢または体幹の障害を有する歩行不能な人で、かつ障害の程度が 1 級の人および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	学齢児以上	機器本体付属器具 979,000 設置費 353,000
昇降機	下肢または体幹に係る障害の程度が2級以上の人	6 歳以上 65 歳未満	800,000

住宅設備改善費の給付実績

年　　度	平成 29 年度		平成 30 年度	
実施戸数	2 戸		1 戸	
内　　訳	件数（円）	決算額（円）	件数（円）	決算額（円）
中規模改修	1	1,406,700	0	0
屋内移動設備	0	0	1	831,520
昇降機	1	800,000	0	0
合計	2	2,206,700	1	831,520

(4) 障害者緊急通報システム

障害者がいる世帯に、緊急通報システムを設置し緊急時（救急・火災等）の安全確保を図る。

平成 26 年度からは、民間の警備会社による緊急通報システムを活用し、24 時間・365 日緊急時に対応できる体制とした。

【対　　象】　一人暮らしの障害者、または障害者と高齢者のみで構成される世帯で身体障害者手帳（おおむね 1～3 級）、または愛の手帳（3 度以上）の人がいる世帯

【内　　容】　緊急事態に、通報ボタンを押すことで、民間受信センターから派遣員が自宅へ駆けつけるとともに、必要に応じて救急車が要請される。

【根拠法令等】　品川区障害者緊急通報システム事業実施要綱

【予 算 額】　602 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
消防庁型	－	－	－
委託型	17	15	14
火災安全システム	－	－	－
決算金額（円）	528,840	503,260	478,480

＊平成 25 年度までは、消防庁型緊急通報システムおよび火災安全システムを採用していた。

(5) 車いすの貸出し

心身障害者（児）等の福祉の増進のため、車いすの貸出しを行っており、区役所の障害者福祉課や各地域センター等に常備している。

【根拠法令等】　品川区車いす貸出し事業実施要綱

区分＼年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
所有台数	障害者福祉課	5	7	9
	各地域センター	56	56	56
	合　　計	61	63	65

(6) 区立障害者住宅

身体障害者の方のために障害に配慮した住宅を確保している。

【対　　象】　区内に引き続き 2 年以上住所を有する単身の 18 歳以上の障害者のうち身体障害者手帳 4 級以上の人

【場所、戸数および使用料】　　(平成 31 年 4 月現在 6 室)

名　　称	住　　所	戸数	間取	月額使用料	備　　考
①　東品川わかくさ荘	東品川 3 丁目 1 番 5 号	2	1K	85,000 円	高齢者住宅内
②　グレースマンション	西大井 4 丁目 12 番 11 号	2	1K	70,000 円	高齢者住宅内
③　平塚きぼう荘	平塚 2 丁目 12 番 2 号	2	1K	77,000 円	家庭あんしんセンターに併設

注）使用料は所得に応じて減免制度がある。

(7) 障害者住宅あっ旋事業

劣悪な状態にある住宅に居住していたり、立ち退きを求められている等の障害者を含む世帯で、障害が妨げとなって転居先が見つけ難い状況の世帯に住宅のあっ旋と転居に要する資金を助成する。

【対　　象】次のア～カまでのすべての要件を満たす人

(ア)身体障害者手帳 4 級以上または愛の手帳 3 度以上の人を含む世帯

(イ)品川区に引き続き 2 年以上住所を有する人

(ウ)独立して日常生活が営める人

(エ)前年の所得が基準額を超えない人

(オ)品川区内の民間賃貸住宅へ転居を希望する人

(カ)65 歳以上の人については、高齢者の住宅あっ旋を受けていない人

【助成内容】・民間住宅へのあっ旋

・転居時に要した礼金等

(限度額 2 か月分：単身世帯 70,000 円、障害者を含む世帯 110,000 円)

・転居時に要した仲介手数料

(限度額 1 か月分：単身世帯 35,000 円、障害者を含む世帯 55,000 円)

・初回保証委託料

(限度額： 50,000 円)

【根拠法令等】　品川区障害者住宅あっ旋事業実施要綱

【予 算 額】　370 千円

【実　　績】(平成 8 年 4 月開始)　　※平成 18 年度より家賃等債務保証制度を導入

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
助　成　件　数	0	1	0
決　算　額（円）	0	102,200	0

(8) 障害者の成年後見制度利用支援事業

①成年後見制度区長申立て

障害のある方の権利擁護の視点から後見人等の選任が必要な知的障害者や精神障害者について、品川成年後見センターの法人後見制度等を活用し、家庭裁判所に成年後見等開

始審判の「区長申立」を行っている。
【予 算 額】　　174 千円
【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
申　立　件　数	知的障害者（重心） 審判申立　1 件 精神障害者 審判申立　1 件	知的障害者 審判申立　2 件 精神障害者 審判申立　1 件	知的障害者 審判申立　4 件

②障害者に係る成年後見人等報酬助成事業（障害者成年後見制度利用支援事業）
成年後見等開始審判を受けた障害者で、成年後見人等および監督人への報酬の支払いが困難な人に当該費用の一部または全部を助成する。
【事業開始】　平成 25 年 4 月から
【相 談 先】（社福）品川区社会福祉協議会品川成年後見センター
【予 算 額】　1,602 千円

(9) 障害者虐待防止支援事業
障害者虐待防止法（平成 24 年 10 月 1 日施行）を受け、障害者福祉課に障害者虐待防止センターの機能を設置し、障害者虐待の防止、早期発見・早期対応ならびに養護者への適切な支援をおこなっている。
【内　　容】
・品川区虐待防止ネットワーク推進協議会の開催
・相談支援センター、事業所等への研修の実施
・しながわ見守りホットライン（障害者虐待防止専用ダイヤル）の設置
・虐待ケース対応（随時）
・緊急一時保護施設の確保
・障害者虐待防止の広報啓発
【事業開始】　平成 24 年 10 月
【根拠法令等】　障害者虐待防止法第 4 条、品川区障害者虐待防止対策事業実施要綱
【予 算 額】　875 千円
【実　　績】
相談・通報受理件数（実人数）

虐待種別＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
身体的虐待	9	8	9
心理的虐待	3	7	6
性的虐待	0	1	1
放棄・放任	0	1	0
経済的虐待	0	3	1
分類不能・その他	1	0	2
計	13	20	19
（再掲）しながわ見守りﾎｯﾄﾗｲﾝ経由	3	8	8

(10) 第三者評価受審支援

障害福祉サービスの質の向上を図るため、区内障害者施設における東京都福祉サービス第三者評価受審を支援している。

【対　　象】　障害福祉サービス提供事業所
【開　　始】　平成 17 年 4 月
【根拠法令等】　社会福祉法第 78 条第 1 項
【実施方法】　国による社会的養護関係施設の第三者評価の義務付けと、東京都の指針によって、少なくとも 3 年に 1 度の受審と公表が原則となっている。区立施設は区が直接受審を行い、民間事業所の受審料については、区が受審費を補助する仕組み（日中活動系サービス推進事業または受審費補助事業）となっている。区立施設では、6 施設（「心身障害者福祉会館」、「かがやき園」、「西大井福祉園」、「品川児童学園」、「重症心身障害者支援施設 ピッコロ」、「発達障害者支援施設 ぷらーす」）が実施対象となる。
【予 算 額】　4,510 千円

(11) 重度脳性麻痺者介護事業

重度脳性麻痺者が推薦する家族を介護人として登録し、生活圏の拡大を図ることを目的とした制度。

※この制度を利用するためには、あらかじめ登録が必要。

【介護回数】　月 12 日以内
【根拠法令等】　品川区重度脳性麻痺者介護事業運営要綱
【予 算 額】　20,782 千円
【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録人数	24	24	20
延派遣回数	3,437	3,517	3,146
決算額（円）	22,546,720	23,071,520	20,637,760

※利用者数は３月現在の人数による。

(12) 精神障害者地域生活安定化支援事業

精神障害者が地域で安定して暮らしていくために、医療中断防止、服薬管理支援、社会参加や通院等のための支援などを行う。また、精神科医・精神保健福祉士等の家庭訪問も行う。

交流スペースは地域で生活する精神障害者の交流の場として、食事（料理活動）への参加、利用者にあったペースで音楽活動・創作活動への参加ができる。

※この制度を利用するためには、あらかじめ登録が必要。

【場　　所】　品川区南大井 3－20－14
【管理運営】　有限会社 それいゆ
【事業実施】　平成 23 年 4 月から
【根拠法令等】　精神障害者地域生活安定化支援事業実施要綱
【予 算 額】　11,780 千円

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録者数	21 人	22 人	29 人
交流室利用者（延数）	1,357 人	1,283 人	1,801 人
協力ボランティア（延数）	121 人	67 人	76 人

(13) 中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入・修理費用の一部を助成し、もって難聴児の健全な発達を支援することを目的とした事業。

【対　　象】区内在住の１８歳までのお子さんで、学習のため補聴器が必要な方
【根拠法令等】品川区中等度難聴児発達支援事業実施要綱
【予　算　額】547 千円
【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
助成人数	2	5	5
助成件数	2	5	5
決　算　額　(円)	199,582	416,142	415,364

4. 社会参加への支援

(1) 福祉タクシー利用券の交付

障害のため外出困難な人の社会生活の利便と生活圏の拡大を図るため、区が委託したタクシーに乗車するときに、乗車料金の一部を助成する制度。

この制度は、下記（2）の自動車燃料費助成券との選択制となる。

次のいずれかの障害がある方が対象となる。

【対　　象】・下肢、体幹機能障害 3 級以上
・視覚障害 1・2 級
・内部障害 1 級
・愛の手帳 2 度以上
※平成 20 年度から視覚障害 2 級を対象として拡大した。
【交付枚数】　500 円券 1 カ月 6 枚（年間 72 枚）、100 円券 1 カ月 5 枚（年間 60 枚）
【根拠法令等】　品川区心身障害者福祉タクシー事業実施要綱
【申 請 先】　(福)品川区社会福祉協議会
【予 算 額】　158,169 千円
※平成 15 年度より対象者には原則郵送にて交付している。

【実　　績】

区分＼年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交　付　人　数		3,819	3,645	3,847
交付枚数	500 円券	263,586	262,440	276,984
	100 円券	220,670	218,700	230,820
利用枚数	500 円券	202,098	203,056	218,207
	100 円券	162,990	163,513	174,516
決 算 金 額　(円)		131,343,176	131,128,928	140,779,887

タクシー委託業者契約件数
平成 30 年度 144 社

(2) 自動車燃料費助成券の交付

障害者が自家用車を使用するときまたはその家族が障害者のために自家用車を使用するときに、自動車燃料費の一部を助成する制度。

この制度は、上記（1）の福祉タクシー利用券との選択制となる。

【対　　象】　上記（1）の福祉タクシー利用券と同じ。
【交付枚数】　500円券1カ月6枚（年間72枚）
【利用方法】　品川区内のガソリンスタンドで給油の際に提出する。
【根拠法令等】　品川区心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱
【申請先】　(福)品川区社会福祉協議会
【予算額】　36,204千円
※平成15年度より対象者には原則郵送にて交付している。

【実　　績】

区分＼年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交付人数	731	704	775
交付枚数	51,468	50,688	55,800
利用枚数	46,889	45,522	52,716
決算金額（円）	26,332,858	25,565,151	29,655,845

(3) リフト・寝台付福祉タクシー

外出時に車いすを使用する人や寝たきりの人の社会生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシーを運行している。

【対　　象】　常時車いすを使用する人または寝たきり状態にある人
（介護を必要とする場合には、必ず介護人が付き添う必要あり。）
【内　　容】　運賃・迎車料金、待ち時間料金、有料道路料金、駐車料金は自己負担となる。
福祉タクシー券が使用できる。
・リフト寝台付福祉タクシー（1台）
※運行時間：午前8時から午後8時まで
【申込先】　㈱ゆうけあらーず　3787-0006
※受付時間：午前8時から午後5時まで
【根拠法令等】　品川区リフト・寝台付福祉タクシー事業実施要綱
【予算額】　4,000千円
【実　　績】

区分＼年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用件数	347	931	932
契約金額（円）	6,786,822	3,316,000	3,200,000

(4) 福祉車両助成事業

車いす利用者が、容易に同乗できる自動車の購入および改造に必要な費用の一部を助成することにより、在宅の車いす利用者の外出を支援する。

【対　　象】　区内在住の車いす利用する者障害者(児)で、次の要件に該当する人
・申込者が引き続き1年以上区内に住所を有していること
・身体障害者手帳所持者で、常時車いすを利用している人
※所得による制限がある。
※営業用の車を除く。
【助成内容】　購入費助成　　1件30万円を限度とする。
改造費助成　　1件15万円を限度とする。
【根拠法令等】　品川区福祉車両助成事業実施要綱
【予算額】　1,800千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
購入費助成（件）	1	6	5
改造費助成（件）	0	0	0
決 算 金 額（円）	300,000	1,800,000	1,500,000

(5) 知的障害者地域生活サポート 24 事業

区内で暮らす単身生活の障害者が安心して生活できるよう、日常の困りごとに対する相談助言、指導や単身で一般賃貸住宅等に入居希望者への居住など必要な支援等や家主・地域住民への理解促進等を行う。

【対　　象】グループホームや地域で単身生活を継続している知的障害者
【内　　容】①日常生活の困りごとへの助言や相談
②賃貸契約による一般住宅への入居に必要な支援
③休日・夜間を含めて 24 時間の緊急対応
※ 利用については登録が必要。
【運　　営】　ＮＰＯ法人アーテム
【場　　所】　東大井 4－8－10－201
【事業実施】　平成 20 年 4 月から
【根拠法令等】　品川区知的障害者地域生活サポート 24 事業実施要綱
【予 算 額】　7,852 千円
【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登　録　者　数	38	42	47
利　用　回　数	1,225 回	1,299 回	1,243 回

※利用者数は、3 月現在の人数による。

(6) 精神障害者地域生活サポート 24 事業

単身の精神障害者の人が地域で安心して生活をできるように、登録をした障害者の日常生活の困りごとに対する相談・助言や、賃貸住宅等への入居を希望する場合に必要な支援等を行う。また、休日・夜間も含め緊急時には 24 時間受付けている。

【運　　営】　有限会社それいゆ
【場　　所】　品川区南大井 3－20－14
【事業実施】　平成 20 年 4 月から
【根拠法令等】　品川区精神障害者地域生活サポート 24 事業実施要綱
【予 算 額】　6,590 千円
【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登　録　者　数	36	41	42
利　用　回　数	1,309 回	1,546 回	1,318 回

※利用者数は、3 月現在の人数による。

(7) 精神障害者交流スペース「憩いの場」

地域で生活する精神障害者が交流できる場を設け、当事者やボランティアが集まり、食事会や創作活動、体操活動などのグループ活動を行っている。

平成 23 年度からは、実施場所を南大井から戸越に移動するとともに入浴の場を提供することで活動内容を充実させている。

【運　　営】　ＮＰＯ法人　グループＥＶＡＨ
【場　　所】　戸越 5－11－1
【事業実施】　平成 19 年 4 月から
【根拠法令等】　品川区精神障害者地域生活サポート 24 事業実施要綱
【予 算 額】　5,530 千円
【実　　績】

内　　容＼年　　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間開所日数	193 日	195 日	190 日
利用登録者数	94 人	98 人	98 人
年間利用者(延数)	1,914 人	1,921 人	1,895 人
協力ボランティア(延数)	227 人	238 人	179 人

(8) 発達障害・思春期サポート事業

発達障害や、その特性をもつと思われる思春期以降の児童とその親の抱える悩みや課題に対する相談や支援を行うことで、親の関わり方を見直すきっかけや、子どもたち自身の自己認知を高め、自立支援のきっかけづくりを行う。

また、発達障害に関する啓発や支援者養成等、地域支援に必要な事業も行っている。

【対　　象】区内在住の思春期を迎えた発達障害児、またはその特性を持つ本人、またはその家族　※H26 年度より成人期の自己認知支援を開始
【内　　容】　①家族による相談支援
②本人の個別支援、グループ活動等をとおした自立支援
③発達障害に関する普及啓発・支援者養成等研修事業
【運　　営】　ＮＰＯ法人　パルレ
【場　　所】　上大崎 1－20－12　品川区立発達障害者支援施設「ぷらーす」2 階
【事業実施】　平成 20 年 9 月から（平成 26 年度より移転）
【根拠法令等】　品川区発達障害・思春期サポート事業実施要綱
【予 算 額】　23,942 千円
【実　　績】

	内　　容＼年　　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①	家族支援（年間登録者数）	215 人	300 人	388 人
②	本人支援（年間利用登録者数）	83 人	93 人	102 人
	本人支援（個別利用回数）（延数）	956 人	1,003 人	1,035 人
	本人支援（グループ利用回数）〈延数〉	1,170 人	1,189 人	781 人
③	＊サポーター養成ステップアップ講座（3 回）	128 人	121 人	124 人
	＊ペアレントトレーニングフォローアップ	91 人	146 人	35 人
	＊啓発講演会（きゅりあん）①参加者数	63 人	54 人	51 人
	＊啓発講演会（中小企業センター）②参加者数	53 人	146 人	75 人
	＊啓発講演会（荏原第五地域センター）③参加者数	51 人	79 人	79 人
	＊啓発講演会（第 3 庁舎）④参加者数	129 人	76 人	182 人
	＊啓発講演会（中小企業センター）⑤参加者数	74 人	44 人	81 人
	＊啓発講演会（第 3 庁舎）⑥参加者数	88 人	159 人	―
	＊啓発講演会（中小企業センター）⑦参加者数	106 人	40 人	―

5. 公共料金などの軽減

(1) 都営交通無料乗車券の交付

心身障害者や児童扶養手当受給世帯員、生活保護受給世帯員などの人に都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）の無料乗車券を発行する。

また、介護人（第1種身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方の介護人）にも5割引の扱いがある。※ シルバーパスを持っている人は対象外。

【実　　績】

区分＼年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度
無料乗車券配付枚数	障害者等	1,796	1,689	1,576
	児童扶養手当受給世帯員	963	946	799
	生活保護受給世帯員	946	941	912
	中国残留邦人等	3	24	6
合計配付枚数		3,708	3,600	3,293

※精神障害者保健福祉手帳を持っている人には、都営交通無料乗車証が発行される。
（手続：都営バス・都営地下鉄の定期券発売所）

(2) 民営バス乗車割引証等の交付

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人とその介護人に対し、普通乗車券5割引、定期乗車券3割引の制度がある（介護人の割引は、身体障害者手帳（第1種）または愛の手帳を持っている人のみが対象）。

身体障害者等が単独で乗車する場合は、手帳を提示すれば割引乗車できる。介護人には、乗車割引証を発行する。また、本人と介護人が利用できる定期券割引購入申込書を発行する。

【実　　績】

区分＼年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
民営バス乗車割引証　発行枚数	337	353	354
民営バス定期券割引購入申込書　発行冊数	3	1	1

(3) 有料道路通行料金の割引

身体障害者が自ら運転する場合、または、介護者が重度の身体障害者・重度の知的障害者を乗せて運転する場合、有料道路の通行料金が5割引になる。

（事前の申請・登録が必要。また、対象となる車両の制限等がある。）

【実　　績】

区分＼年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
証明者数	807	796	769

(4) タクシー料金の割引

身体障害者手帳・愛の手帳を持っている方がタクシーを利用すると料金が割引になる。

【割引率】　10%

乗車時に身体障害者手帳・愛の手帳を提示して割引を受ける。

(5) 放送受信料減免

ＮＨＫ放送受信料の「免除申請書」の配布と「確認書」の発行を行う。

（精神障害者保健福祉手帳所持者の確認書は、各保健センターで発行する。）

免除には全額免除と半額免除がある。

①全額免除の対象は、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人がいる世帯で、世帯の全員が住民税を課税されていない場合。

②半額免除の対象は、以下のとおり。

(ア)視覚障害または聴覚障害で身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主である場合

(イ)身体障害者手帳（1 級または 2 級）をお持ちの方が、世帯主である場合

(ウ)愛の手帳（1 度または 2 度）をお持ちの方が、世帯主である場合

(エ)精神障害者保健福祉手帳（1 級）をお持ちの方が、世帯主である場合

Ⅷその他の事業

1. 啓発事業

(1) 障害者週間　記念のつどい

障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、「記念のつどい」を毎年障害者週間に開催している。

平成 28 年度からは、区主催事業として開催しており、令和元年度も平成 30 年度に引き続き映画祭も合同で開催予定。

令和元年度　【開催月日】 令和元年 12 月 8 日（日）
【会　　場】 品川総合区民会館 きゅりあん
【予 算 額】 2,379 千円
【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
映画祭参加者数	延べ 158 人	延べ 800 人	延べ 400 人

(2) 障害者まつり・障害児（者）と家族のレクリエーション大会

障害者と家族が、区内の施設、ボランティア団体とともに、区民との交流、親睦を図り障害者への理解を深めるとともに、ノーマライゼーションを基本としたまちづくりを推進し、障害のある人とない人が共に楽しみふれあう場として、毎年、実行委員会を結成し実施している。

令和元年度　【実施月日】令和元年 9 月 21 日（土）
【会　　場】中小企業センター
【予 算 額】3,350 千円

令和元年度も、「ふくしまつり」および「障害者スポーツチャレンジデー」と合同開催する予定。

(3) 品川区障害者作品展

本展は障害者週間（毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日まで）に先駆けて開催するもので、障害者の文化芸術活動を通じて、区民の障害および障害者への関心と理解を深めるとともに、障害者が自立と社会参加への意欲を高めることを目的としている。

【対 象 者】　区内在住の身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
区内の障害福祉サービスの利用者
【事業実施】　平成 24 年度から
令和元年度　【実施月日】令和元年 11 月 20 日（水）～11 月 26 日（火）
【会　　場】品川区役所　第二庁舎　3 階ロビー
【予 算 額】271 千円
【実　　績】

区分＼年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加者数	149 人	318 人	403 人

(4) 障害者の芸術活動支援事業

アール・ブリュットの概念を取り入れた障害者の芸術活動を推進し、障害者の絵画・工芸製作等表現活動を通じ、障害者の社会参加の促進、障害者への理解啓発、芸術文化の振興へ寄与することを目的として実施している。

【会　　期】　令和元年秋以降（予定）
【会　　場】　品川区立障害児者総合支援施設

【予 算 額】　2,000 千円（指定管理料に含む）
【実　　績】

区分＼年度	平成 29 年度	平成 30 年度
会場	大崎駅周辺（0 美術館、光村グラフィック・ギャラリー等）	スクエア荏原
来館者数	2,065 人	1,839 人
作品点数	297 点	130 点
作家数	12 人	12 人

(5) 障害者差別解消法に関する取り組み

平成 28 年 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行された。品川区では、事前に各課へ対応状況等に関する庁内調査を実施し、それを基に、品川区職員が障害者に適切に対応するために必要な事項を定めた「品川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」及び「職員対応要領に係る留意事項」を策定した。

【予算額】
438 千円
【職員対応要領】
目的、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、監督者の責務、相談体制の整備、研修・啓発
【留意事項】
不当な差別的取扱いの基本的な考え方や具体例、合理的配慮の基本的な考え方や具体例等
【区民向け普及・啓発】
アール・ブリュット展、区民向けハンドブックの配布
【事業者向け普及・啓発】
ハンドブックの配布
【職員向け研修・啓発】
職員向けハンドブックを活用した職員研修、職場研修の実施

2. 地域生活支援拠点の整備

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、適切なケアマネジメントのもと、地域生活を支援するためのサポート体制を充実する。

また、地域の社会資源を活かした居住支援のための機能の面的整備を推進し、地域生活支援拠点機能の構築を図る。

平成 29 年度からは、社会福祉法人グローが地域拠点相談支援センターとなるグロー障害者相談支援センターを開設し、既存の福栄会障害者相談支援センターおよび障害者生活支援センター（心身障害者福祉会館内）と合わせて、拠点マネージャーを配置している。

【予 算 額】　25,500 千円
（指定管理者による運営経費分を含む）

3. 障害者団体

品川区は、障害を持つ人が組織する団体と連携を図りながら、障害者福祉行政を進めている。

団　体　名	会員数	代表者	電　話
品川区手をつなぐ育成会	353	大上　好江	3763-8975
品川区肢体不自由児・者父母の会	54	菊地絵里子	6902-0070
品川区重症心身障害児(者)を守る会	66	島崎　妙子	3799-3670
品川区視覚障害者福祉協会	47	寺島　政博	5434-3615
品川区聴覚障害者協会	139	三輪　雄幸	Fax 3784-9035

品川区身体障害者友和会	20	伏見　敏博	3781-5169
品川区精神保健福祉家族会（かもめ会）	44	庄田　洋	3458-6908

＊会員数は平成 30 年 4 月 1 日・代表者は平成 31 年 4 月 1 日現在

4. 各種事業

(1) 障害者表彰

障害者で他の模範となる人や、障害者の支援活動に尽くした功績が特に顕著である人(法人を含む) を区長が表彰する。

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
自立更生表彰人数	0	0	0
支援活動表彰人数	0	0	0
合　　計	0	0	0

(2) 被爆者見舞金

原爆被爆者の福祉を増進するために、毎年8月、被爆者健康手帳の交付を受けている人に、見舞金（12,000 円）を支給する。

【予 算 額】1,800 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給人数	153	148	134
支出金額	1,836,000	1,776,000	1,608,000

(3) 民間活用型障害者サービス基盤整備事業

①障害児通所支援等運営費補助事業

受け皿の少ない未熟児や重症心身障害児等、医療的ケアを必要とする障害児の療育を行うことのできる事業所に対し、重症児等を看ることのできる看護師等、優良な専門職の加配分を助成することで、区内の重症児に対する療育環境を整備します。平成 29 年度には、区内に新しく医療的ケアを必要とする障害児の療育を行う事業所としてほわわ品川が開設した。

【予 算 額】10,000 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開設事業所数	0	0	0

②障害者グループホーム等整備費等補助事業

地域で必要と見込まれる共同生活援助事業（グループホーム）を計画的かつ適正に整備することを目的ととし、重度の方の支援のための専門職の配置や借上方式のグループホームの費用を助成を行う等、多様なニーズに合わせた運営を支援する。

【予 算 額】14,380 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
整備費補助	0	1	0	グループホーム金子山
開設準備経費	0	0	0	ふくふく西五反田

有資格者配置助成	1	1	1	わいわいてい
施設借上費助成	1	0	0	ふくふく西五反田

(4) 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業　※平成 28 年度新規事業

重症心身障害児（者）等で医療的ケアが必要な方や重度の障害で常時の見守りを必要とする方に対して、居宅に看護師や介護人を派遣し、介護者である家族等が行っているたん吸引や経管栄養等の医療的ケアと見守りの中で必要となる体位交換、食事介助等の療養上の世話を一定時間代替する。

【予 算 額】3,736 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利　用　者　数	9	13	24
利 用 時 間 数	52	96.5	368
決 算 額 （ 円 ）	386,760	689,460	2,479,350

(5) 障害福祉サービス事業者指導検査等業務体制の整備　※平成 28 年度新規事業

第 2 次一括法の施行による社会福祉法人に対する定款の認可や指導検査等の権限の移譲に引き続き、障害者総合支援法および児童福祉法において、障害福祉サービス事業者等に対する指導検査権限が市区町村に付与された。平成 30 年度は 3 事業所の実地検査を実施。令和元年度は 6 事業所を対象に実施する予定。

【予 算 額】1,750 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
検査事業所数	3	3	3

(6) 介護機器（介護ロボット等）活用支援モデル事業　※平成 29 年度新規事業

障害福祉サービス事業者が介護ロボット等を導入する際の経費の一部を助成することで、介護ロボット等の使用により業務の負担軽減が図られ、安定的したケアスタッフの確保が図られることを目的とした事業。

平成 30 年度は、区立かがやき園、第一しいのき学園（福栄会）でモデル事業として実施。

【実　　績】

区分＼年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
導入台数	－	5	5
決算額（円）	－	4,960,000	4,960,000

各事業にかかる所得制限一覧

事務事業名		所得制限
医療	医療費の助成	別表1の基準額を超えないこと
手当・見舞金	特別障害者手当	別表1の基準額を超えないこと
	障害児福祉手当	
	福祉手当（経過措置）	
	重度心身障害者手当	
	障害者福祉手当（一種手当）	
	〃　（二種手当）	
	被爆者見舞金	無
日常生活の支援	補装具の交付・修理・借受け	別表2
	日常生活用具の給付	別表2
	住宅設備改善費の給付	別表2
	杖の交付	無
	車いすの貸出	無
	自動車運転免許所得経費の助成	別表3 の基準額を超えないこと
	自動車改造経費の助成	特別障害者手当所得基準の人　133,900円 所得税40万円以下の人　66,950円
	障害者福祉電話	貸与・助成　住民税均等割以下の世帯
	障害者緊急通報システム	住民税非課税世帯　利用者負担額 100円／月 それ以外の世帯　利用者負担額 1,000円／月
介護	重度脳性麻痺者介護事業	無
	障害者世帯ハウスクリーニング	別表2
社会参加への支援	福祉タクシー利用券の交付	無
	自動車燃料費助成券の交付	無
	リフト・寝台付福祉タクシー	無
	福祉車両助成事業	障害者福祉手当の所得制限基準と同じ　別表1
	意思疎通支援（手話通訳・要約筆記）者派遣事業	無
住宅	区立障害者住宅	所得に応じて利用料の減免有り
	障害者住宅あっ旋事業	医療費助成の所得制限基準と同じ　別表1
公共料金の軽減	都営交通無料乗車券の交付	無
	民営バス割引乗車券の交付	無
	有料道路通行料の割引	無
	放送受信料減免	有・全額免除の場合、世帯員全員が住民税非課税

別表1　医療費助成・各種手当に関する所得制限基準

・心身障害者医療費助成（平成14年9月改訂）
・特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当（経過措置）
・障害者福祉手当　・重度心身障害者手当
} （平成14年8月改訂）

単位：円

種別	扶養者数	所得制限金額 0人	1人	2人	3人	4人
医療費助成	—	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当（経過措置）	本人	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000
	配偶者等	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000
障害者福祉手当 重度心身障害者福祉手当	—	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000

別表2　総合支援法に関する費用負担基準

・介護給付・訓練等給付
・補装具費
・地域生活支援事業（日常生活用具・移動支援・巡回入浴・ハウスクリーニング・住宅設備改善）

平成26年4月から適用

所得区分		負担上限月額	負担割合
生活保護	生活保護受給世帯	0円	—
低所得1	区民税非課税 （収入80万円以下）	0円	—
低所得2	区民税非課税	0円	—
一般1	区民税所得割16万円未満 （障害児にあっては28万円未満）	9,300円 （障害児4,600円）	10% （3% ※）
一般2	区民税所得割16万円以上 （障害児にあっては28万円以上）	37,200円	10%

●補装具費および入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者は、区民税課税の場合、「一般2」となる。
※介護給付の一部（居宅介護・重度訪問介護）と、地域生活支援事業に適用する。

別表3　自動車運転免許取得経費助成の所得基準

前年の所得税額			補助限度額
0円			164,800円
1円	～	42,000円まで	144,200円
42,001円	～	400,000円まで	123,600円

（注１）限定解除の費用については、20,600円を補助限度額とする。

公的扶助

Ⅰ生活保護

1. 生活保護の基本原理　…191

2. 保護の種類　…192

3. 保護の決定方法　…192

4. 保護基準

生活保護基準改定の推移　…193

生活保護基準額表　…194

5. 保護の方法　…195

6. 品川区の現況

(1)保護世帯・人員の推移　…196

(2)平成 28～30 年度の開始原因比　…196

(3)平成 28～30 年度の廃止原因比　…197

(4)平成 28～30 年度の世帯類型比　…197

(5)年齢別被保護人員　…198

(6)医療扶助人員　…198

(7)入院内訳　…198

(8)介護扶助人員　…199

(9)生活保護費(扶助費)支出額　…199

7. 法外援護

(1)学童生徒に対する夏季健全育成費　…200

(2)入浴券　…200

(3)学童服・運動衣費用　…200

(4)出産祝品　…200

(5)就学祝金　…200

(6)修学旅行支度金　…201

(7)義務教育学校標準服購入費支給　…201

Ⅱ中国残留邦人等支援事業

1. 支援事業の内容　…201

2. 支援給付の内容

(1)支援給付の対象者　…202

(2)支援給付受給者数　…202

(3)支援給付費の支出額　…202

Ⅲ低所得者の福祉

1.　高額療養費等支払費用の貸付け

(1)貸付の対象　…203

(2)貸付の内容　…203

(3)貸付の状況　…203

2. 生活困窮者自立支援事業　…204

Ⅳ行旅病人および行旅死亡人の取り扱い

1. 相談・取扱件数および支出額　…206

Ⅰ 生活保護

生活保護制度は、わが国の社会保障制度の根幹をなしている。生活保護法は、国民のすべてに最低限度の生活を保障する憲法第 25 条(生存権の保障)を具体化するものとして、その第 1 条に『この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。』と、その性格を規定している。

そして、この制度は、直接的には生活に困っている国民への制度であり、同時に国民全体の福祉の向上の立場から極めて大きな意味をもつものである。したがって年齢、世帯人員、かかえる問題など千差万別である国民の生活に即応する必要があることなどから、制度の運用にはきめ細かなことがらが定められている。

1. 生活保護の基本原理

生活保護制度は、保護を国民の権利として認め、健康で文化的な最低限度の生活を保障しているが、一方、国民が等しく理解し、遵守しなければならない原理も明記されている。

(1)国家責任による最低生活保障の原理(生活保護法※第 1 条)※以下、「法」と略称

憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国がその直接責任において生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを規定している。

(2)保護請求権無差別平等の原理(法第 2 条)

全ての国民は、この法律による保護を無差別平等に受けることができると規定し、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により差別することはできないことはもとより、生活困窮になった原因についても、いっさい問わないで、もっぱら生活困窮状態についてのみ着目して保護を行うということにしている。

(3)健康で文化的な最低生活保障の原理(法第 3 条)

この法律で保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持できるものでなければならないと定めている。

(4)保護の補足性の原理(法第 4 条)

この法律では、国民が保護を受けるために守らなければならない最小限の要件を規定している。自分の能力、利用できる資産その他あらゆるものを、最低生活を維持するために活用し、また民法が定める扶養義務者の扶養や、その他の法律で実施している援護などが生活保護に優先して行われなければならない。そのうえ、なお世帯の収入が最低生活費に満たない場合、その足りない部分につき、支給することとしている。

2. 保護の種類

保護は、生活費の性格により次の 8 種類に分けられている。

①生活扶助　衣食など日常生活に必要な費用
②住宅扶助　家賃・間代・地代・更新料・補修・その他住宅維持に必要な費用
③教育扶助　義務教育に伴って必要な学用品・教材費・給食費等の費用
④介護扶助　在宅および施設での介護サービスに必要な費用
⑤医療扶助　病気や怪我の治療に必要な費用
⑥出産扶助　出産のために必要な費用
⑦生業扶助　技能の習得・就労のために必要な費用、高校就学費
⑧葬祭扶助　葬祭のために必要な費用

3. 保護の決定方法

生活保護は、厚生労働大臣の定める基準(これを保護基準と呼ぶ)によって計算した最低生活費を、保護を申請した人の世帯全員の収入と対比、最低生活費より収入認定額が少ない場合に、決定される。

≪最低生活費と収入との対比≫

<table>
<tr><td colspan="2">最低生活費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">収入認定額</td><td>不足分</td></tr>
<tr><td>保護費</td></tr>
</table>

4. 保護基準

保護基準は、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地別などに分けて、厚生労働大臣が定めている。最低生活費の構成要素として、最も中心的なものは生活扶助で、この基準額の推移は次のとおりである。この生活扶助基準については、全国消費実態調査等を基に5年に1度検証を行うとともに、毎年度、国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案して改定を行っている。

≪生活保護基準改定の推移≫

改定年次	実施年月日	基準額(円)	前年比(%)	標準世帯構成
第48次	平成4年4月1日	146,966		
第60次	平成16年4月1日	162,490	99.1	33歳　男
第61次	平成17年4月1日	162,170	99.8	29歳　女
第62次	平成18年4月1日	162,170	100.0	4歳　子
第63次	平成19年4月1日	162,170	100.0	
第64次	平成20年4月1日	162,170	100.0	【算定式】
第65次	平成21年4月1日	162,170	100.0	厚生労働省標準世帯
第66次	平成22年4月1日	162,170	100.0	第1類+第2類＋冬季加算
第67次	平成23年4月1日	162,170	100.0	(5/12月)分
第68次	平成24年4月1日	162,170	100.0	(10円未満端数を10円に切上
第69次	平成25年8月1日	156,810	96.7	げ)
第70次	平成26年4月1日	155,840	99.4	
第71次	平成27年4月1日	150,110	96.3	
第72次	平成28年4月1日	150,110	100.0	
第73次	平成29年4月1日	150,110	100.0	
第74次	平成30年10月1日	148,910	99.2	

注1：平成4年は保護率が最低となった年

注2：第73次の算定式は、基準額Ａ×0/3＋基準額Ｂ×3/3＋冬季加算(5/12)分、
第74次の算定式は、基準額（平成29年度）×2/3＋［ 基準額（平成30年度）＋経過的加算 ］×1/3

注3：平成31年4月1日は、第74次と同額

注4：令和元年度は、10月1日に基準改定（第75次）予定

平成 30 年度（30 年 10 月以降）の居宅基準適用世帯の第 1 類および第 2 類の基準額

（冬季加算・各種加算・期末一時扶助を含まない）

平成 30 年度（30 年 10 月以降）居宅基準(合計額)
＝基準額（平成 29 年度）×2/3＋［基準額（平成 30 年度）＋経過的加算］×1/3

基準額(平成 29 年度)＝第 1 類②の合計額×世帯人員による逓減率②＋第 2 類②と
（第 1 類①合計額×世帯人員による逓減率①＋第 2 類①）×0.9　のいずれか高い方

基準額(平成 30 年度)＝第 1 類③の合計額×世帯人員による逓減率③＋第 2 類③と
（第 1 類①合計額×世帯人員による逓減率①＋第 2 類①）×0.855　のいずれか高い方

※計算過程において端数処理は行わず、30 年度居宅基準（合計額）に 10 円未満の端数がある場合は、1 円未満を切り捨てた後、端数を 10 円に切り上げる。

≪第 74 次改定　生活保護基準額表≫

第　1　類			
年齢別	基準額①	基準額②	基準額③
0 ～ 2 歳	21,510 円	26,660 円	44,010 円
3 ～ 5	27,110 円	29,970 円	44,010 円
6 ～ 11	35,060 円	34,390 円	45,010 円
12 ～ 17	43,300 円	39,170 円	47,090 円
18 ～ 19	43,300 円	39,170 円	46,760 円
20 ～ 40	41,440 円	38,430 円	46,760 円
41 ～ 59	39,290 円	39,360 円	46,760 円
60 ～ 64	37,150 円	38,990 円	46,760 円
65 ～ 69	37,150 円	38,990 円	44,700 円
70 ～ 74	33,280 円	33,830 円	44,700 円
75 ～	33,280 円	33,830 円	40,350 円

第 1 類の額の合算額に乗じる世帯人員別の逓減率					
人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
逓減率①	1.0	1.0	1.0	0.95	0.90
逓減率②	1.0	0.8850	0.8350	0.7675	0.7140
逓減率③	1.0	0.8548	0.7151	0.6010	0.5683
人員	6 人	7 人	8 人	9 人以上	
逓減率①	0.90	0.90	0.90	0.90	
逓減率②	0.7010	0.6865	0.6745	0.6645	
逓減率③	0.5383	0.5087	0.4844	0.4639	

第　2　類				
人員	基準額①	基準額②	基準額③	冬季加算(VI区)
1 人	44,690 円	40,800 円	28,490 円	2,580 円
2 人	49,460 円	50,180 円	41,830 円	3,660 円
3 人	54,840 円	59,170 円	46,410 円	4,160 円
4 人	56,760 円	61,620 円	48,400 円	4,490 円
5 人	57,210 円	65,690 円	48,430 円	4,620 円
6 人	57,670 円	69,360 円	55,440 円	4,910 円
7 人	58,120 円	72,220 円	58,370 円	5,120 円
8 人	58,570 円	75,080 円	61,040 円	5,280 円
9 人	59,020 円	77,940 円	63,490 円	5,450 円
10 人以上	(1 人を増すごとに加算する額)			
	450 円	2,860 円	2,450 円	170 円

※冬季加算（居宅）特別基準は 1.3 倍額。

5. 保護の方法

保護の方法は、自宅で保護する居宅保護を原則とする。例外として必要な時、または本人の希望により、保護施設へ入所させて保護を行う。保護施設には以下の 5 種類がある。

(1) 救護施設 ------- 身体上または精神上に著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う。
(2) 更生施設 ------- 身体上又は精神上の理由により養護および生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う。
(3) 医療保護施設 --- 医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行う。
(4) 授産施設 ------- 身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の習得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを行う。
(5) 宿所提供施設 --- 住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う。

6. 品川区の現況

(1)保護世帯・人員の推移

品川区の被保護者世帯および人員は、平成 21 年度から平成 24 年度までは急激に増加したものの、その後はほぼ横ばいで、平成 30 年度は微減となっている。

(各年度平均)

年度	4	22	23	24	25	26	27	28	29	30
被保護世帯	1,390	4,063	4,370	4,604	4,695	4,734	4,803	4,789	4,813	4,774
被保護人員	1,838	4,870	5,248	5,511	5,607	5,626	5,684	5,650	5,662	5,573
※保護率(‰)	5.6	13.9	14.9	15.5	15.7	15.7	15.6	15.3	15.1	14.7

〔※保護率 ＝被保護人員÷住民基本台帳人口〕

(各年度平均)

年度	4	22	23	24	25	26	27	28	29	30
都保護率(‰)	7.3	20.3	21.3	22.0	22.1	22.1	22.1	21.5	21.2	21.0
全国保護率(‰)	7.2	15.8	16.3	16.9	17.0	17.1	17.1	16.9	16.7	16.6

〔引用〕30 年度の東京都保護率：31 年 1 月分 福祉保健局月報

〔引用〕〃 年度の全国保護率：31 年 1 月分 生活保護速報

(2)開始原因 (各年度平均)

(単位：%)

開始原因　比率	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①世帯主の傷病	19.1	15.8	20.4
②世帯員の傷病	1.0	1.6	1.3
③働いていた者との離別・死亡	0.4	0.4	1.5
④定年・失業	10.6	4.1	8.0
⑤老齢による複合的要因	5.9	8.5	7.5
⑥事業不振・倒産	0.5	0.2	1.1
⑦④⑤⑥以外の就労収入減少	5.9	7.7	8.0
⑧年金の減少・喪失	0.8	0.4	0.0
⑨仕送りの減少	4.5	3.4	5.3
⑩預金の減少	29.0	34.9	26.6
⑪他市区等からの移管	2.1	2.2	3.3
⑫救急搬送等	3.1	4.3	3.5
⑬その他	17.1	16.5	13.5
計	100.0	100.0	100.0

(3)廃止原因（各年度平均）

（単位：%）

廃止原因　比率	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①世帯主の傷病治癒	0.0	0.0	0.0
②世帯員の傷病治癒	0.0	0.0	0.0
③死　亡	41.5	47.5	46.9
④失　踪	13.5	12.3	10.0
⑤就労に伴う収入の増加	10.9	12.5	11.4
⑥働き手の転入	0.0	0.0	0.0
⑦社会補償給付金の増加	2.8	5.0	3.4
⑧仕送り等の増加	0.3	0.4	0.8
⑨親類･縁者の引き取り	6.1	3.5	4.4
⑩老人ホーム･施設への入所	2.3	0.6	1.0
⑪医療費の他法負担	0.0	0.0	0.0
⑫移管(転出)	8.4	6.8	8.8
⑬指導･指示違反	0.2	1.5	0.4
⑭その他	14.0	9.9	12.9
計	100.0	100.0	100.0

(4)世帯類型比(各年度平均)

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%
高齢者世帯	2,902	60.6	2,960	61.5	2,974	62.3
傷病・障害者世帯	912	19.0	906	18.8	907	19.0
母子世帯	143	3.0	128	2.7	122	2.6
その他の世帯	832	17.4	820	17.0	771	16.1
計	4,789	100.0	4,814	100.0	4,774	100.0

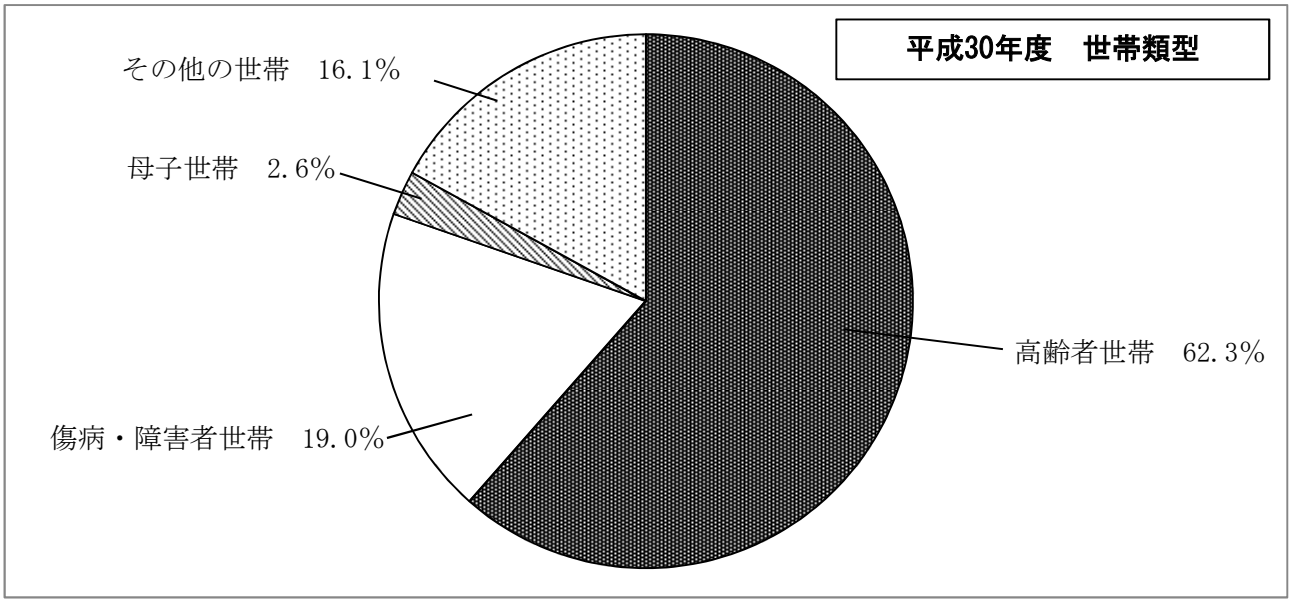

(5)年齢別被保護人員(平成 30 年 7 月末現在)

年齢	男	女	計
0　歳	2	2	4
1　～　2	6	9	15
3　～　5	13	12	25
6　～　8	16	22	38
9　～ 11	25	25	50
12 ～ 14	34	23	57
15 ～ 17	36	44	80
18 ～ 19	13	10	23
20 ～ 29	42	38	80
30 ～ 39	86	103	189
40	21	10	31
41 ～ 49	250	232	482
50 ～ 59	407	253	660
60 ～ 64	314	126	440
65 ～ 69	490	223	713
70 ～ 74	489	329	818
75 ～ 79	414	377	791
80～	384	700	1,084
計	3,042	2,538	5,580

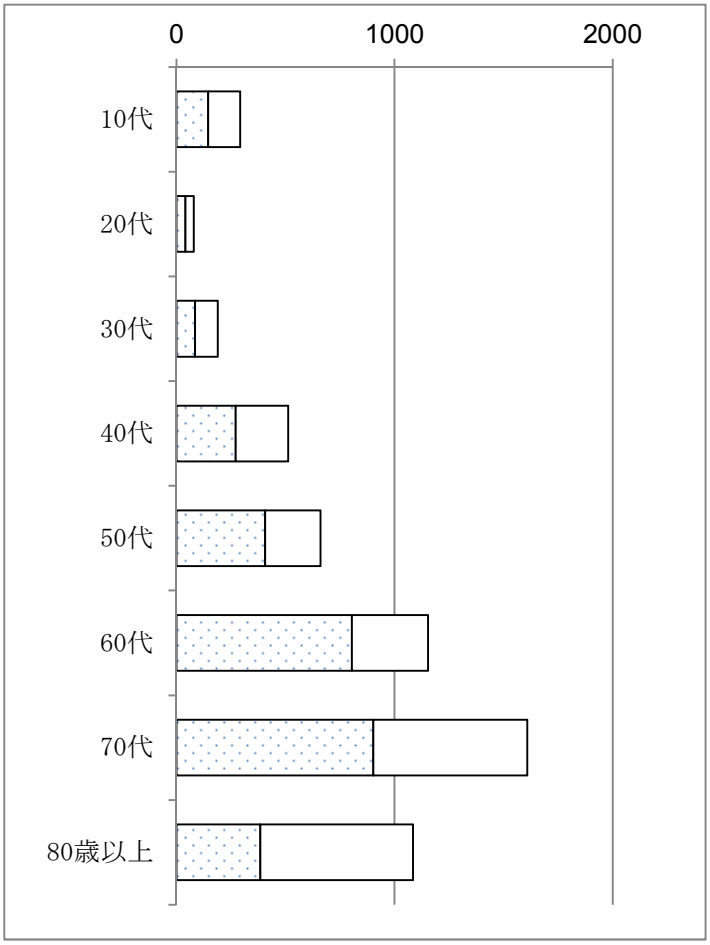

［引用］平成 30 年度被保護者調査年次調査結果（発行：東京都福祉保健局）

(6)医療扶助人員(各年度平均)　　(単位：人)

年度	被保護人員 A	医療扶助		入院		入院外	
		人員 B	B/A%	人員 C	C/B %	人員 D	D/B%
平成 28 年度	5,650	4,744	84.0	219	4.6	4,525	95.4
平成 29 年度	5,662	4,768	84.2	202	4.2	4,566	95.8
平成30年度 ※	5,573	4,951	88.8	220	4.4	4,731	95.6

※平成 30 年度は、31 年 3 月末現在

(7)入院内訳(各年度平均)　　(単位：人)

年度	入院	精神疾患		その他	
	人員 A	人員 B	B/A %	人員 C	C/A %
平成 28 年度	219	119	54.3	100	45.7
平成 29 年度	202	104	51.5	98	48.5
平成30年度 ※	220	120	54.5	100	45.4

※平成 30 年度は、31 年 3 月末現在

(8)介護扶助人員(各年度平均)　　(単位：人)

区分＼年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設介護人員	138	139	144
介護老人福祉施設	69	67	71
介護老人保健施設	55	57	58
介護療養型医療施設	14	15	15
居宅介護人員	615	836	897
介護予防人員	147	138	242
計	900	1,113	1,427

(9)生活保護費(扶助費)支出額　　(単位：千円、%)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度 ※	
	支出額	支出額	支出額	構成比	支出額	構成比
生活扶助費	3,488,069	29.60	3,429,617	28.79	3,310,272	29.12
住宅扶助費	2,543,119	21.58	2,544,955	21.36	2,504,310	22.03
教育扶助費	24,020	0.20	22,157	0.19	18,670	0.16
介護扶助費	251,919	2.14	264,080	2.22	245,625	2.16
医療扶助費	5,320,933	45.15	5,484,226	46.04	5,070,555	44.60
出産扶助費	0	0.00	48	0.00	77	0.00
生業扶助費	16,568	0.14	16,202	0.14	21,272	0.19
葬祭扶助費	27,573	0.23	32,382	0.27	47,352	0.42
保護施設事務費	69,771	0.59	74,148	0.62	109,712	0.97
就労自立給付金	1,585	0.01	1,974	0.02	1,399	0.01
進学準備給付金	－	－	－	－	1,800	0.01
法外援護事業	42,047	0.36	41,207	0.35	37,119	0.33
合　　計	11,785,604	100.00	11,910,996	100.00	11,368,163	100.00

※平成30年度は、31年3月末現在

※進学準備給付金は、平成30年度からの新規事業

7. 法外援護

被保護世帯の自力更生意欲を助長することを目的に、法外援護を実施している。

【根拠】品川区生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱

品川区被保護者自立促進事業実施要綱

(1)学童生徒に対する夏季健全育成費

被保護世帯の小・中学生の、夏休み期間中の各種野外活動等への参加費を助成している。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給単価	3,300 円	3,300 円	3,300 円
支給世帯数	延　163 人	延　143 人	延　140 人

(2)入浴券

被保護世帯のうち、居宅者(入院・入所を除く)で入浴設備のない世帯に、家計費の負担軽減と健康の保持増進を図るため、入浴券を支給している。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給枚数(年間)	60 枚	60 枚	60 枚
支給人員	延　2,634 人	延　2,402 人	延　2,243 人

(3)学童服・運動衣費用

被保護世帯の児童の就学にあたり、学童服および運動衣の購入費用を支給している。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
学童服購入単価	1 人　11,400 円	1 人　11,400 円	1 人　11,400 円
学童服支給人員	137 人	111 人	108 人
運動衣購入単価	1 人　4,100 円	1 人　4,100 円	1 人　4,100 円
運動衣支給人員	163 人	129 人	140 人

(4)出産祝品

被保護世帯の出産では、祝品として「ベビー用品詰合せセット」を支給している。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給単価	6,000 円相当	6,000 円相当	6,000 円相当
支給人員	5 人	6 人	3 人

(5)就学祝品

被保護世帯の小学校へ入学する児童に、「手提げバック」を支給している。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給単価	4,000 円相当	4,000 円相当	4,000 円相当
支給人員	5 人	13 人	10 人

(6)修学旅行支度金

小学校または中学校の修学旅行に参加する際に、参加支度費を支給している。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給単価	小学校　4,300 円	小学校　4,300 円	小学校　4,300 円
	中学校　8,500 円	中学校　8,500 円	中学校　8,500 円
支給人員	計　42 人	計　40 人	計　47 人
	小学校　15 人	小学校　17 人	小学校　24 人
	中学校　27 人	中学校　23 人	中学校　23 人

(7)義務教育学校標準服購入費支給

義務教育学校に入学した児童・生徒に制服購入費の一部を支給している。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給単価(限度額)	20,000 円	20,000 円	20,000 円
支給人員	1 人	5 人	5 人

Ⅱ中国残留邦人等支援事業

中国残留邦人等支援事業は、中国等からの帰国者が、言葉が不自由なゆえに、安定した職につけず、地域でも孤立しがちであるといった、帰国者を取り巻く環境を考慮し、実施している。

≪特定中国残留邦人等の定義≫

①拠出制年金制度の対象となる明治 44 年 4 月 2 日以降に生まれた者
②戦後の混乱が概ね収束する昭和 21 年 12 月 31 日以前に生まれた者
③永住帰国した日から引き続き 1 年以上本邦に住所を有している者
④拠出制年金制度が施行された昭和 36 年 4 月 1 日以降に初めて永住帰国した者

【根拠】　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)

1. 支援事業の内容

老齢基礎年金等の満額受給をしてもなお世帯の収入が一定の基準に満たない場合、年金制度による対応を補完する制度として支援給付を行う(平成 20 年 4 月 1 日より)。

参考：国による支援―老齢基礎年金等の満額支給月額 65,008 円(令和元年 6 月 1 日現在)

2. 支援給付の内容

支援給付は、生活保護に準じており生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付、葬祭支援給付の7種類に分けられている。

この他に、要件を満たした特定配偶者には、配偶者支援金を支給する。

(1)支援給付の対象者

①特定中国残留邦人等とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない者

②支援給付を受けている特定中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者

③支援給付の施行(平成20年4月1日)前に60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際、現に生活保護を受けていた者

(2)支援給付受給者数　(各年度3月31日現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
世帯数	26世帯	26世帯	24世帯
人　数	41人	41人	39人

(3)支援給付費の支出額　(単位：千円、%)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度 ※	
	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比
生活支援給付費	28,916	41.93	26,333	36.44	26,328	37.80
住宅支援給付費	8,910	12.64	7,473	10.34	7,669	11.01
介護支援給付費	1,453	1.21	1,482	2.05	1,264	1.82
医療支援給付費	31,228	42.85	35,932	49.73	33,132	47.58
出産支援給付費	0	0.00	0	0	0	0
生業支援給付費	0	0.00	0	0	0	0
葬祭支援給付費	0	0.00	0	0	206	0.30
配偶者支援金	1,040	1.37	1,039	1.44	1,039	1.49
合計	71,547	100.00	72,259	100.00	69,638	100.00

※平成30年度は、31年3月末現在

Ⅲ低所得者の福祉

1. 高額療養費等支払費用の貸付け

多額の医療費が必要で、その支払が困難な者に資金を貸付け、その療養を確保し、生活の安定が図れるよう援助を行っている。

【根拠】　品川区高額療養費等支払費用貸付条例

(1)貸付の対象

①高額療養費、高額介護サービス費等、出産育児一時金が確実に支給される者

②心身障害者、ひとり親家庭および特殊疾病等認定者で、医療費の助成金が直接支給される者

③区内に3カ月以上居住している者

④前年の所得が500万円以下である者

⑤勤務先などで資金の貸付けを受けることが困難な者

(2)貸付の内容

◆貸付額

①高額療養費の9割に相当する額

②医療費の助成金に相当する額

③高額介護サービス費に相当する額

④出産育児一時金の8割に相当する額

◆貸付期間

高額療養費、医療費助成金、高額介護サービス費等、出産育児一時金が支給されるまでの間

◆利子

無利子

(3)貸付の状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件　数(件)	2	5	2
金　額(円)	672,000	1,143,693	172,350

2. 生活困窮者自立支援事業

我が国では、非正規雇用の増加などの就労状況の変化や、人間関係の希薄化による地域社会からの孤立化など、社会経済の構造的な変化が進行しており、誰もが生活に困窮するリスクがある。生活保護受給者数も、高止まりの状況が続いている。

こうした状況のもと、生活保護の前段階での、生活困窮者への支援の実施と、支援を通じた地域づくりを目的とし、平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援制度が創設された。

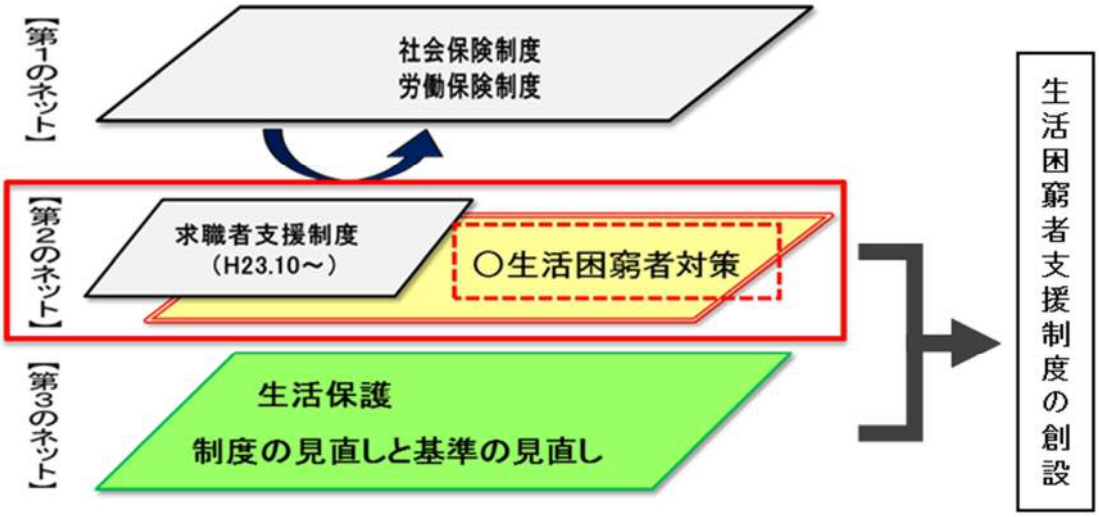

品川区では、生活困窮者の相談窓口として、平成 27 年 4 月に「**品川区暮らし・しごと応援センター**」を開設、生活と就労に関する支援員を配置した。そのうえで、さまざまな背景事情をかかえる生活困窮者からの相談を受け、以下の多様な支援に開設当初から取り組んできた。

具体的な支援策としては、国が必須事業と位置付ける「自立相談支援事業」と「住居確保給付金」の２事業に加えて、**よりきめ細やかな支援を行うべく**「就労準備支援事業」と「子どもの学習・生活支援事業」、「家計改善支援事業」、「一時生活支援事業」の４事業（任意事業）を実施し、生活困窮状態からの早期脱却を目指している（各事業の詳細は後述する）。

【根拠】 生活困窮者自立支援法（制定：平成 25 年法律第 105 号 ）

(1) 事業内容

①自立相談支援事業

相談窓口を設置し、生活困窮者からの相談を広く受ける。必要に応じて支援計画を作成し、支援を行う。窓口での相談のほか、主に路上生活者を対象として、巡回相談を実施している。相談者との信頼関係構築を進め、状況により生活保護の相談窓口を案内するなどの支援を実施する。

②住居確保給付金の支給

離職による住宅喪失または喪失のおそれのある生活困窮者に、家賃相当の「住居確保給付金」を支給する。

※ 支援期間は、原則 3 カ月。一定の条件により、延長(最長 9 カ月)が可能。

※ 支給額の上限は、生活保護の住宅扶助基準に準拠。

≪住居確保給付金≫

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数	72	65	99
申請件数	21	8	23
支給者数	22	9	19
支給額(円)	3,550,200	1,224,900	3,380,200

③就労準備支援事業

カウンセリングにより、就労の阻害要因を把握し、就労意欲の喚起や就労前準備のための支援を行う。

④子どもの学習・生活支援事業

子どものいる家庭に、カウンセリングや家庭訪問を実施し、必要に応じ、適切な機関や事業を紹介する。

⑤家計改善支援事業

家計に関する相談を受け、家計簿作成の支援、家計支出内容への助言など、家計の状況を「見える化」することで、相談者の家計管理への意欲を引き出す支援を行う。

⑥一時生活支援事業

宿泊場所や食事の提供を行うとともに、関係機関と連携のもと必要な医療等を確保する。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
総相談件数	2,910	2,234	2,767
来所件数	1,127	981	1,217
電話件数	1,587	1,096	1,402
※ 巡回件数	196	157	148
相談内容内訳			
収入・生活費	316	319	364
仕事・就職活動	174	153	237
住まい	231	164	245
家族・家庭	64	47	48
健康	53	44	78
子ども	27	25	22

※ 巡回件数については、都区共同による巡回延べ件数と品川区単独による巡回延べ件数の合算である。

Ⅳ行旅病人および行旅死亡人の取扱い

1. 相談・取扱件数および支出額

行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、区内で発生した行旅病人の医療による救護および行旅死亡人の葬祭を行っている。

区分＼年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
行旅病人	相　談(件)	0	0	0
	取　扱(件)	0	0	0
行旅死亡	相　談(件)	21	17	21
	取　扱(件)	21	17	21
	支出額(円)	26,350	20,300	30,720

※行旅病人の取扱開始：平成 4 年 8 月

【根拠】行旅病人及び行旅死亡人取扱法
墓地、埋葬等に関する法律

民間の福祉事業との協力

Ⅰ区内の社会福祉法人

1.社会福祉法人　品川区社会福祉協議会

(1)沿革と目的　…209

(2)組織　…209

(3)会員の推移　…210

(4)事業の財源　…210

(5)事業と予算　…210

2.その他の社会福祉法人の事業　…221

Ⅰ　区内の社会福祉法人

1. 社会福祉法人　品川区社会福祉協議会

所在地　：　〒140-0014　品川区大井1-14-1　大井１丁目共同ビル2階

℡　03(5718)7171　　FAX　03(5718)7170

(1)沿革と目的

品川区社会福祉協議会は、昭和27年11月19日に任意団体として発足し、昭和38年に社会福祉法人として認可されました。

本協議会は品川区と連携し、在宅の方々に対する支援を中心に、地域福祉の推進を図ることを目的にしています。

(2)組織　　（ ）内人員数

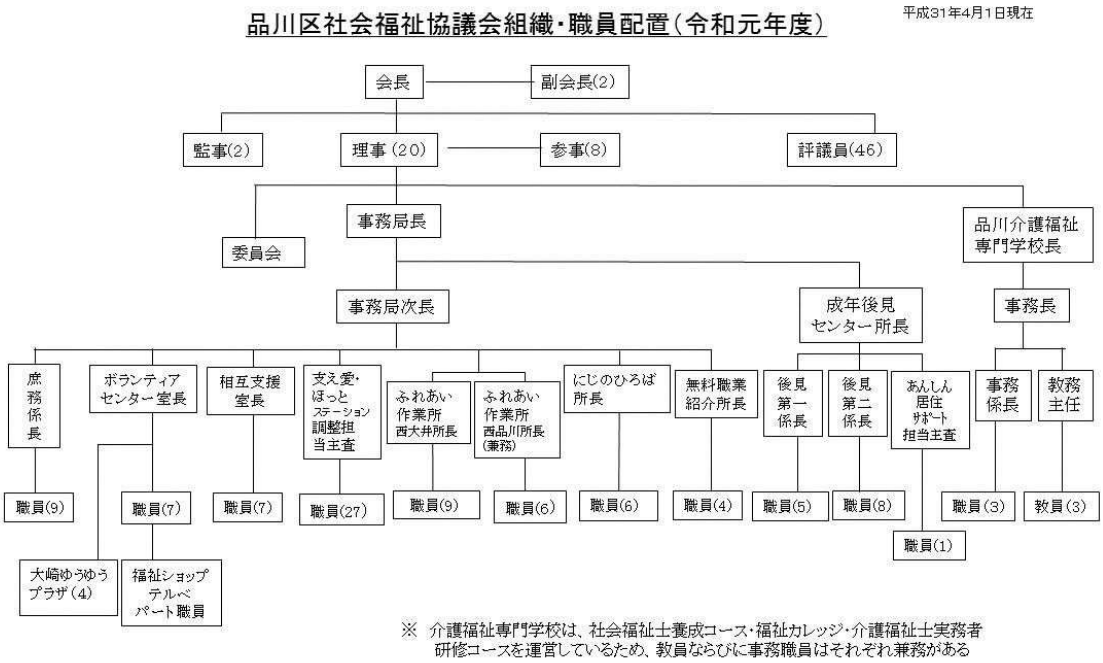

各種委員会	ボランティア運営委員会	ボランティア活動に関する事項の審議
	奨学研究資金運営委員会	奨学研究資金の運営についての審議
	在宅福祉ｻｰﾋﾞｽ運営委員会	さわやかサービスの内容、会費、利用料等運営の審議
	ふれあい作業所運営委員会	ふれあい作業所の事業計画および運営の審議
	品川介護福祉専門学校運営委員会	品川介護福祉専門学校の運営に関する事項を審議
	社会福祉士養成コース運営委員会	社会福祉士養成コースの運営に関する事項を審議
	品川成年後見センター運営委員会	品川成年後見センターの運営に関する事項を審議

(3)会員の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
会員数(人)	8,941	8,722	8,648

(4)事業の財源

会員の会費、寄附金、共同募金の配分金、区の補助金等によっています。

(5)事業と予算

①各種福祉事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内　　容
高齢福祉事業	102,378	寝たきり在宅高齢者等の紙おむつ支給の宅配、敬老杖の交付、訪問理美容サービス、長寿お祝い品の贈呈、低所得者や在宅認知症高齢者の介護者へのお見舞品贈呈
助成事業	20,926	民生委員協議会・町会自治会・保護司会・障害者団体などの福祉団体や、区内の福祉施設への助成金交付、母子世帯や低所得世帯の子どもを対象に高等学校等の修学資金(奨学研究資金)の交付
生活福祉資金貸付事業	東社協予算	東京都社会福祉協議会の委託を受け、主に低所得世帯を対象に、学費、医療費等の相談内容により、資金貸付を行う。
小口生活資金貸付事業	6,344	低所得者の方で、日常生活上緊急に出費を要する場合に、2万円を上限額としての貸付
居宅介護事業	13,977	障害者総合支援法の下、全身性障害者に介護人を派遣
歳末たすけあい運動	8,224	共同募金の一環として、区、町会、自治会、民生委員協議会等の協力を得て、12月に募金を行い、援護を必要とする方々や福祉施設等に金品を贈呈するほか、地域福祉事業に活用

②ボランティアセンター事業　　（単位：千円）

事業名	予算額	内容
ボランティア活動推進事業（事業費）	50,010	ボランティアに関する調査・啓発・普及・援助・登録・需給調整　・連絡調整等

平成 30 年度　依頼内訳（総数　520 件）

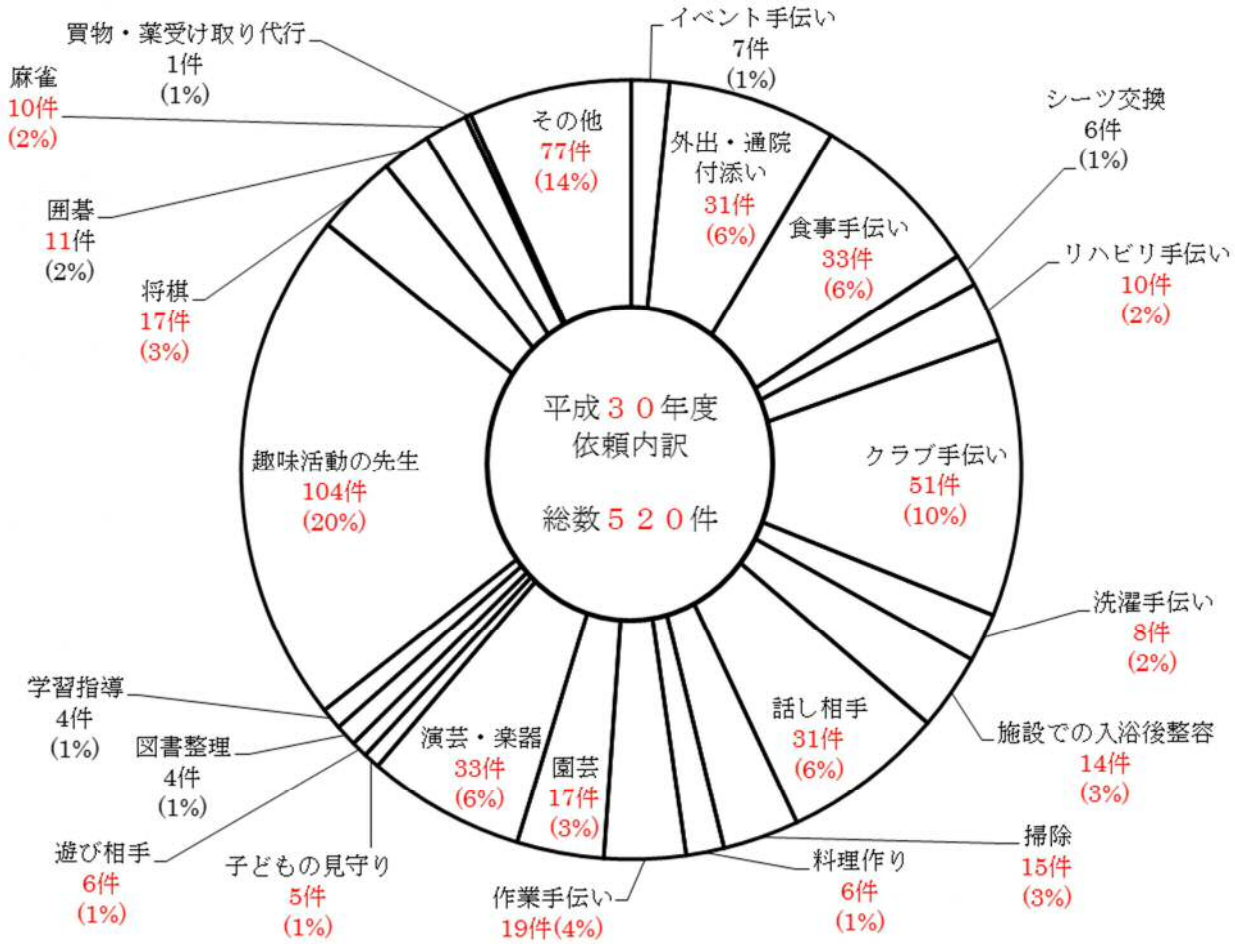

品川ボランティアセンターにおけるボランティア活動の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
総依頼件数	444	487	520
登録者数	970	1,085	1,080
実活動者数	342	308	236

ほっと・サロン事業

地域の高齢者等が交流できるよう「ほっと・サロン」事業を行っている。地域住民やボランティアの主体性に任せた地域の支えあいの拠点とする。

地域の力を活かした「ほっと・サロン」を展開するとともにボランティア等の活動を支援し、地域の支えあいの輪を広げる。

平成 23 年度より町会集会所等の場所を賃借して活動している「ほっと・サロン」に対し、活動場所の使用料負担相当分として１回 1,000 円を上限に実費分を助成する。

【予算額】　4,695 千円

③さわやかサービス事業

事業名	予算額	内　　容
有償在宅福祉サービス （さわやかサービス）	66,153千円	会員制在宅福祉サービスの実施 （大井ファミリー・サポート・センター事業経費を含む）

【実　績】

◆会員登録の推移

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用会員（世帯）		483	513	512
協力会員（人）		319	335	350
賛助会員	個人	84	79	69
	団体	13	13	13

◆利用の推移

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
家事援助サービス	利用回数	10,996回	11,927回	12,591回
	利用時間	17,925.0	18,618.0	19337.5
移送サービス	利用回数	1,411回	1,465回	1,727回
	利用時間	1,441.0	1,494.5	1767.5

◆預託時間・相談・訪問件数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
預託時間	753.5	529.5	403.5
相談件数	468	500	482
訪問件数　さわやか	972	963	937
ファミサポ	508	548	582

サービス件数

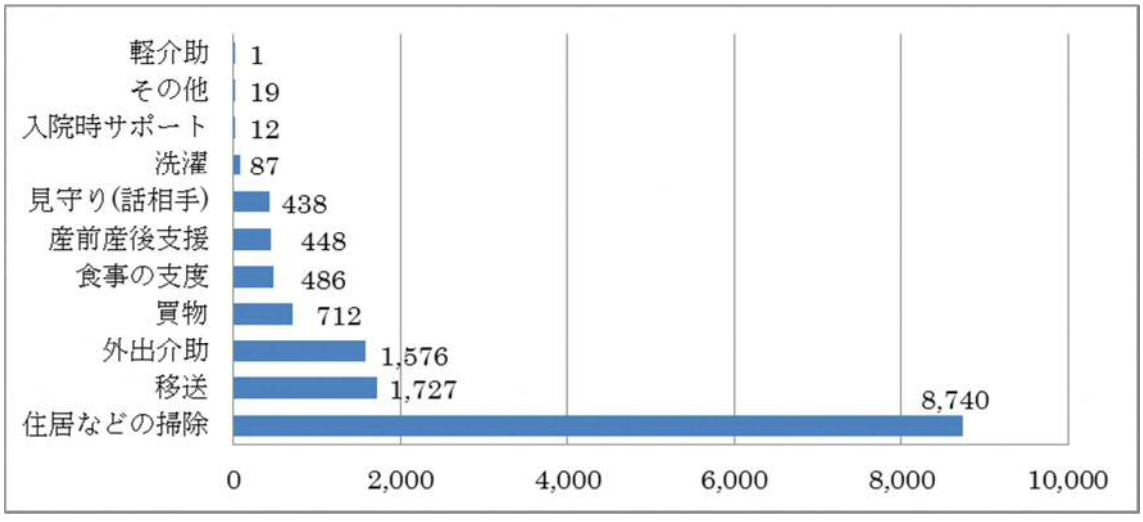

④ふれあい作業所　西大井・西品川

【開設年月日】　平成5年4月1日　　ふれあい作業所開設
平成27年4月1日　　ふれあい作業所西大井（就労継続支援Ｂ型施設）
ふれあい作業所西品川（就労継続支援Ｂ型施設）
※2事業所体制へ移行

【目　　的】　知的障害者が公園清掃作業等を通して、就労に必要な技能の習得と能力の向上を図るとともに、自立した日常生活を送るための支援を行いながら、社会参加することを目的としている。

【所在地】　・ふれあい作業所西大井　〒140-0015　品川区西大井4-9-9
℡(3775)4585　　FAX(3775)0066
・ふれあい作業所西品川　〒140-0033　品川区西品川1-28-3
℡(3787)5750　　FAX(3787)5760

【予算額】
ふれあい作業所西大井　　196,124千円

（単位：千円）

主な事業名	収入予定額	内　　容
清掃事業	125,424	区受託事業（区内公園等の清掃作業）他
自主製品事業	2,500	自主製品の製作（和紙、縫製、染色）

ふれあい作業所西品川　　102,726千円

（単位：千円）

主な事業名	収入予定額	内　　容
清掃事業	30,311	区受託事業（区内公園等の清掃作業)・ビル室内清掃
売店事業	30,300	Ｙショップふれあい売店運営
リサイクル自転車事業	1,500	リサイクル自転車の製作

⑤福祉ショップ「テルベ」

【所　在　地】　品川区大井1-3-6 イトーヨーカドー大井町店６階

【売 場 面 積】　9．2㎡

【開設年月日】　平成9年4月17日

【目　　的】　障害者授産施設で製作された製品を販売することによって、障害者授産事業の促進と拡充を図る。

【設置・運営】　品川区が設置し社会福祉協議会が運営を受託する。

【予　算　額】　5,690千円

【販 売 実 績】

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
出品施設数	区内	7 施設	7 施設	6 施設
	区外	16 施設	16 施設	14 施設
	合計	23 施設	23 施設	20 施設
営業日数		362 日	363 日	365 日
販売実績	客数	3,032 人	1,946 人	1,749 人
	点数	8,259 点	11,272 点	11,278 点
	金額（税込）	4,850,143 円	3,515,295 円	3,785,547 円
売上合計	区内施設	2,996,974 円	2,082,305 円	2,837,865 円
	区外施設	1,853,169 円	1,432,990 円	947,682 円

出品施設利用者による販売補助従事

障害者の社会参加の一環として、平成10年12月3日から、福祉ショップ「テルベ」に出品している

各施設の利用者が、商品販売の補助員として従事している。

【実　　績】

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数	区内	3 施設	3 施設	2 施設
	区外	4 施設	4 施設	3 施設
従事回数		93 回	78 回	73 回

⑥品川介護福祉専門学校

【所 在 地】　〒141-0033　品川区西品川1-28-3　℡（5498）6364　FAX（5498）6367

【敷地面積】　973．96㎡

【延床面積】　2,545.98㎡

・品川介護福祉専門学校専有部分：985.2㎡×2階＝1,970.40㎡

・中小企業センター共有部分：1803.17㎡×31.92％（持ち分）＝575.58㎡

【開校年月日】　平成7年4月1日

【予　　算】　109,417千円

【目　　的】　高齢社会に対応し、品川区内の福祉人材を養成・確保するとともに、教員および施設等を活用した地域に開かれた福祉教育の拠点として整備し、質の高い地域福祉を推進する。

【設置施設の性格】
・「社会福祉士及び介護福祉士法」第39条第1号に基づく厚生労働大臣指定の介護福祉士養成施設
・「学校教育法」第124条に基づく専修学校

【設置･運営】　品川区社会福祉協議会が、品川区および区内の社会福祉法人の支援を受けて設置・運営する。

【内　　容】
・定　　員　80人（1クラス40人×2学年）、在籍者数　56人
・修業年限　2年
・取得資格　介護福祉士国家資格
※制度改正時期により卒業年度の国家試験受験あり
・入学資格　高等学校若しくはこれに準じる学校を卒業した者

【事業内容】
・介護福祉士の養成
・品川福祉カレッジの運営
・医療的ケア（喀痰吸引等）研修の実施（東京都登録喀痰吸引等研修機関）
・別科　介護福祉士実務者研修コース（通信課程）の運営

【実　　績】

事業名	内容	受講者	受講者延べ
品川福祉カレッジ	〈認知症ケア専門コース〉 ・地域型基礎研修等 ・施設ケア研修 ・地域協働研修 ・フォローアップ研修 ・通所介護・訪問介護事業所研修	266人 120人 6人 4人 12人	1,069人
	〈ケアマネジメント講座〉	58人	
	〈リハビリテーション講座〉	25人	
	〈医療専門講座〉	91人	
	〈口腔機能向上・ケア講座〉	102人	
	＜講師派遣研修＞	65人	
	＜障害者版福祉カレッジ＞	320人	

⑦社会福祉士養成コース

【所 在 地】　〒141-0033　品川区西品川1-28-3　品川介護福祉専門学校内
℡ (5498)6368　FAX (5498)6367

【開校年月日】　平成19年4月1日

【予　　算】　31,185千円

【目　　的】　地域社会における福祉の担い手として貢献し得る社会福祉士を養成し、主に相談援助業務に携わる福祉人材の質の向上に寄与する。

【設置施設の性格】　「社会福祉士及び介護福祉士法」第7条第3号に基づく厚生労働大臣指定の社会福祉士一般養成施設

【設置・運営】　品川介護福祉専門学校を運営拠点とし、品川区社会福祉協議会が、品川区および区内の社会福祉法人の協力を得て設置・運営する。

【内　　容】
・定　　員　　1学年100人、　在籍者数　196人
・修業年限　　1年6か月（通信制）
・取得資格　　社会福祉士国家試験受験資格
・入学資格
①大学等を卒業した者
②短期大学等を卒業し、相談援助に関する指定の実務経験がある者
・2年制の短期大学等卒かつ2年以上の実務経験
・3年制の短期大学等卒かつ1年以上の実務経験
③指定の実務経験が4年以上ある者

【事業内容】
・社会福祉士の養成（通信制）

⑧品川成年後見センターの運営

【予　　算】　142,986 千円

【目　　的】

利用者本人の意向や判断能力・生活状況等に応じて、必要な支援を行えるよう、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業、公正証書遺言作成支援等を重層的かつ柔軟に組み合わせた総合的なサービス提供を行う。また、品川区の成年後見制度実施機関として成年後見制度の普及啓発、相談業務を行う。

【事業内容】

◆相談・手続支援

申立人や後見人になる親族がいる場合には、成年後見制度やその利用の手続を案内し、必要な支援を行う。また、申立人や後見人になる親族がいない場合には、次の成年後見制度によるサービスを提供する。

・すぐに支援が必要＝法定後見

区と連携し、区長申立権を活用する。後見人等については、第三者機関による運営委員会の決定を経て家庭裁判所に申立てを行う。

・将来の不安に備える＝任意後見

「任意後見契約」を希望する場合には、「あんしんサービス契約」と「公正証書遺言作成支援」を組み合わせたサービスを提供する。

◆法人後見活動

品川社協は法人で後見人等を受任し、利用者ごとの状況に適した身上保護と財産管理を行っている。

◆成年後見申立ての代理申請

本人に対する成年後見の親族申立てを希望しているが、本人および親族が高齢、病弱、遠方に住所地を有する等の理由で申立てができず、かつ弁護士や他の親族に頼むことができない場合に代理申請を行い、申立てを支援する。ただし、「区長申立て」の対象範囲に重なる場合には、区との調整、確認等を行うものとする。

◆成年後見人報酬等助成事業

資力のない区民への成年後見制度利用を支援するために、費用負担が困難であると社協会長が認める区民および成年後見人等を対象として、後見等開始申立費用、後見人等の報酬費用、および後見活動経費および施設生活困窮費の一部助成を行う。

◆成年後見センター運営委員会の開催

成年後見センターの適正かつ円滑な運営のため、学識経験者、法律・医療・福祉関係者および行政関係者からなる運営委員会を開催している。

◆地域のネットワークを活かしたサービス提供

成年後見センターのサービスを提供するにあたっては、区、地域（在宅介護支援センター、民生委員、特別養護老人ホーム等）、関係団体（医師会、弁護士会、リーガルサポート、ぱあとなあ、民事法務協会、ライフサポート東京、市民後見人の会、東京市民後見サポートセンター、フレンド、しんきん成年後見サポート等）と連携し、利用者に応じた必要な支援を行う。

◆普及啓発の拡充

ホームページ、広報紙の掲載や説明会の実施により、区民、関係機関等に対して成年後見制度の普及・周知を図る。また、関連したテーマ(遺言、相続等)でも説明会を実施し、幅広い年代への啓発を図る。

◆本人の意思を尊重した意思決定支援

成年後見センターが作成した「意思決定支援ライフプランノート」をもとに、本人および支援者に本人の意思を尊重した支援のあり方を示す。

◆市民後見人の養成

今後の高齢者人口を見据え、後見人不足に対応するため、品川区と連携し市民後見人養成講座を実施する。受講修了後、後見人受任まで実務研修の場を提供するとともに、受任後は責任ある後見活動を果たせるよう、後見監督人として一貫して支援していく。

◆後見監督業務の拡大

従来の市民後見NPOや個人受任型の後見監督人だけでなく、ライフサポート東京およびしんきん成年後見サポート等の後見監督人を担うことで、成年後見制度の普及と利用促進を図っていく。

◆あんしん居住サポート事業による支援

区の高齢者住宅生活支援サービス事業の委託を受けて、住宅の確保に困窮している高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、見守り等の生活支援から死亡時における家財撤去等および葬儀等支援までの一体的なサービスを実施する。

事業実績の推移

①問い合わせ・相談

項目	事業名	概　要				
			28年度	29年度	30年度	
相談	一般相談	（相談内容） 金銭管理、後見申立て手続き、相続、任意後見契約、入院時対応等	1,356 人	1,062 人	1,101 人	内訳： 問合せ　413件 相談件数688件

②制度利用状況

項目	事業名	概　要　（各年度末累計実績）				
			28年度	29年度	30年度	
サービス提供者数	法定後見	審判決定数　区長申立	414 人	459 人	517 人	新規:58人 (内訳:高齢者56人・障害者2人)
		審判決定数　代理申立	181 人	199 人	214 人	新規:15人 (新規申立16人。審判決定数には前年度申立案件も含む)
		審判決定数　家裁職権等	27 人	27 人	27 人	新規なし
		上記のうち 社協法人後見・監督受任数	501 人	557 人	612 人	
		（社協後見・監督）受任後見人内訳　社会福祉協議会	327 人	366 人*	394 人	新規:28人 活動中:182人(内訳:在宅24人、施設・病院158人)
		（社協後見・監督）受任後見人内訳　社会貢献型等（社協監督人）	79 人	85 人	94 人	活動中:41人
		（社協後見・監督）受任後見人内訳　市民後見人の会（社協監督人）	36 人	38 人	43 人	活動中:21人
		（社協後見・監督）受任後見人内訳　東京市民後見サポートセンター（社協監督人）	20 人	22 人	23 人	活動中:10人
		（社協後見・監督）受任後見人内訳　フレンド（社協監督人）	4 人	5 人	8 人	活動中:4人
		（社協後見・監督）受任後見人内訳　ライフサポート東京（社協監督人）	12 人	12 人	14 人	活動中:3人
		（社協後見・監督）受任後見人内訳　早稲田成年後見サポートセンター（社協監督人）	6 人	6 人	6 人	活動中:3人
		（社協後見・監督）受任後見人内訳　しんきん成年後見サポート（社協監督人）	14 人	20 人*	26 人	活動中:19人
		（社協後見・監督）受任後見人内訳　他団体等（社協監督人）	3 人	4 人	4 人	活動中:0人
	任意後見	任意後見契約	67 人	68 人	71 人	新規:3人
		上記のうち発効数	14 人	16 人	18 人	新規:3人 活動中:11人
	あんしんサービス契約者		120 人	122 人	136 人	活動中:46人

H29後見人の変更のケース1件あり

③啓発・周知

項目	事業名	概　要			
		28年度	29年度	30年度	
啓発	定期説明会	6 回	7 回	4 回	
		125 人	194 人	87 人	
	出張説明会	19 回	15 回	27 回	
		437 人	780 人	711 人	
活動促進	報酬等助成	申立助成　0 人	1 人	5 人	(316,718円)
		報酬助成　31 人	37 人	22 人	(4,105,970円)
		活動経費助成　21 人	28 人	17 人	(917,006円)
		市民後見人の後見保険料助成　30 人	29 人	27 人	(541,080円)

別紙

品川成年後見センターの制度活用図

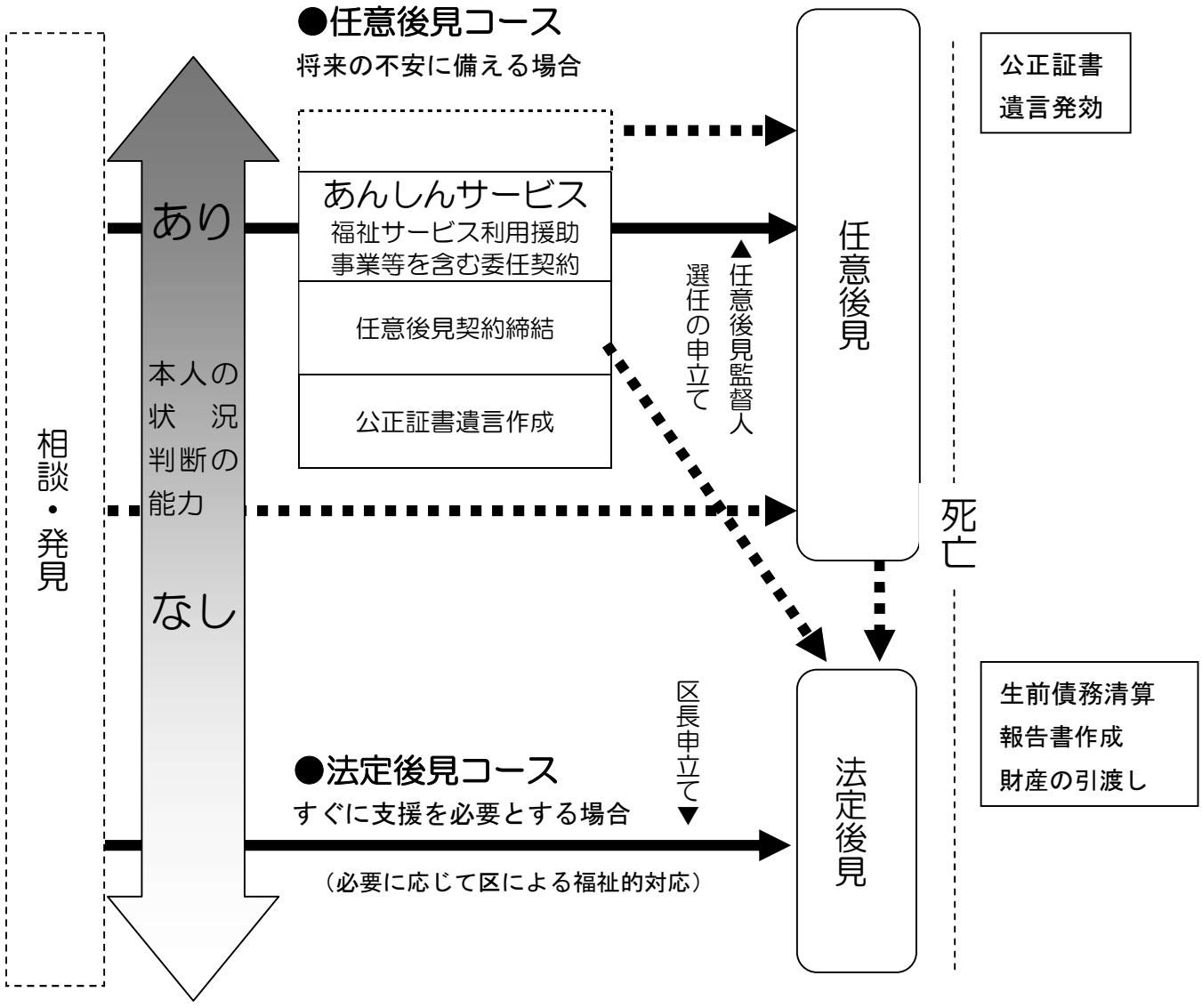

注：点線の矢印は、基本の 2 つのコース以外に考えられうる流れ

2. その他の社会福祉法人の事業

区内には、特別養護老人ホーム、老人保健施設や障害者施設を経営する社会福祉法人があります。品川区は各法人と連携を図りながら、高齢者や障害者の福祉の増進に努めています。

(1)5法人の概要

名　称	三徳会	品川総合福祉センター	福栄会	さくら会	春光福祉会
理事長	内野　滋雄	市原　勝祐	野村　寛	前田　武昭	大和田　政弘
所在地	中延1－8－7	八潮5－1－1	東品川3－1－8	南大井5－19－1	西大井2－4－4
電　話	3787－3616	3790－4729	5479－2981	5753－3900	5743－6111
開　設	昭和57年11月	昭和58年4月	平成2年4月	平成12年5月	平成12年4月

(2)内容

名　称		三徳会	品川総合福祉センター	福栄会	さくら会	春光福祉会
高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム	成幸（定員80人） 戸越台（定員72人） 荏原（定員120人） 平塚橋（定員100人）	かえで荘（定員80人） 中延（定員80人） 八潮南（定員81人）	晴楓（定員80人）	―	ロイヤルサニー（定員60人）
	老人保健施設等	―	―	―	ケアセンター南大井 （定員100人） 通所リハビリ（50人／日） 南大井訪問看護ステーション	―
	軽費老人ホーム等	―	―	東海ホーム（定員50人）	さくらハイツ南大井（定員36人） さくらハイツ西五反田（定員43人） （特定）ケアホーム西五反田 （定員81人） （サ付）大井林町高齢者住宅	―
	在宅介護支援センター	成幸、戸越台、 荏原、小山台、小山 杜松　6か所	八潮、大井、 中延, 大井第二 4か所	東品川、大崎 2か所	南大井 南大井第二 西五反田　3か所	西大井 1か所
	在宅サービスセンター	成幸、戸越台、 荏原、小山 4か所	八潮、大井、 中延 3か所	東品川、大崎 五反田ふれあいデイホーム 3か所	南大井、月見橋 西五反田 3か所	西大井 1か所
	認知症高齢者グループホーム	―	八潮南（2ユニット18人）	―	―	ロイヤル西大井（2ユニット18人） ロイヤル中延（3ユニット27人）
	小規模多機能型居宅介護	―	―	―	大井林町倶楽部 （登25人、通15人、泊5人）	―

名　称		三徳会	品川総合福祉センター	福栄会	さくら会	春光福祉会
障害福祉サービス	施設入所支援	—	かもめ （定員100人）	かがやき園 （定員30人）	—	—
	生活介護	—	かもめ（定員100人） サンかもめ（定員30人） 心身障害者福祉会館 （定員50人）	第一しいのき学園 （定員40人） かがやき園（定員30人） 西大井福祉園（定員25人） 南品川むつみ園 （定員20人）	—	—
	自立訓練 （機能・生活）	—	心身障害者福祉会館 （定員6人・6人）	—	—	—
	就労継続 A型・Ｂ型	—	さつき（定員40人） 福祉工場「しながわ」 （定員40人）	第二しいのき学園 （定員60人） かもめ第一・第二・第三工房 （定員各20人） 西大井福祉園（定員15人）	—	—
	共同生活援助 （グループホーム）	—	北品川つばさの家 （定員12人） 鮫洲なぎさの家 （定員6人）	西大井つばさの家 （定員7人） グループホーム森前 （定員6人）	—	—
	支援センター	—	障害者生活支援センター 地域活動支援 センター逢「あえる」	障害者相談支援 センター 精神障害者地域活動 支援センター「たいむ」	—	—
その他施設	その他	—	八潮中央保育園	品川児童学園 家庭あんしんセンター ひまわり荘 子育て支援センター ファミリーサポートセンター	—	—

資料

高齢者福祉関係施設一覧　…225

障害者福祉関係施設一覧　…231

その他の施設　…237

高齢者福祉関係施設一覧

(1)シルバーセンター(12 か所)

名　称	所　在　地	電　話	開　設	定員(人)
東品川シルバーセンター	東品川 3-32-10	3472-2944	昭和 47.7.22	300
北品川シルバーセンター	北品川 1-29-12	3471-6507	昭和 48.4.14	100
五反田シルバーセンター	東五反田 2-15-6	3445-0296	昭和 51.7.1	70
西五反田シルバーセンター	西五反田 3-9-10	3493-0076	昭和 44.4.1	70
上大崎シルバーセンター	上大崎 1-3-12	3449-1750	昭和 50.8.1	100
南大井シルバーセンター	南大井 3-7-13	3761-6540	昭和 46.7.1	120
ゆたかシルバーセンター	豊町 3-2-15	3781-5424	昭和 33.12.1	130
旗の台シルバーセンター	旗の台 4-13-1	3783-7479	昭和 48.6.1	100
小山シルバーセンター	小山 5-17-18	3785-6420	昭和 49.6.1	100
関ヶ原シルバーセンター	東大井 6-11-11	3765-7022	昭和 53.6.1	140
後地シルバーセンター	小山 2-9-19	3781-6506	昭和 54.7.2	140
南品川シルバーセンター	南品川 5-10-3	3471-7000	昭和 34.10.24	120

※東品川シルバーセンターは大規模改修工事のため、令和元年 9 月より一部改修工事を行う予定。

西大井いきいきセンター	西大井 2-5-21	5718-1330	平成 21.3.1	120

(2) 高齢者多世代交流支援施設(ゆうゆうプラザ)(3 か所)

名　称	所　在　地	電　話	開　設	定員(人)
大崎ゆうゆうプラザ	大崎 2-7-13	5719-5322	平成 28.5.1	150
平塚橋ゆうゆうプラザ	西中延 1-2-8	5498-7021	平成 28.5.1	250
平塚ゆうゆうプラザ	平塚 2-10-20	5751-7070	平成 31.3.1	70

(3) 大井三丁目高齢者憩いの場(ゆうゆうプラザ)(1 か所)

名　称	所　在　地	電　話	開　設	定員(人)
大井三丁目ゆうゆうプラザ	大井 3-17-16	3777-8378	平成 29.5.8	20

(4) 高齢者住宅(10 か所)

名　称		所　在　地	電　話	開　設	戸数(戸)
区立型	八潮わかくさ荘	八潮 5-10-27	3790-0344	平成 3.7.1	40
	東品川わかくさ荘	東品川 3-1-5	5479-2944	平成 5.1.1	52 *1
	大井倉田わかくさ荘	大井 4-14-8	5742-2723	平成 5.4.1	8
借上型	カガミハイツ	二葉 1-3-28		昭和 63.5.1	11
	パレスガル	南品川 4-5-4		平成 3.7.1	53
	メゾン琴秋	豊町 6-30-4		平成 4.4.1	13
	グレースマンション	西大井 4-12-11		平成 6.6.1	14 *1
	アツミマンション	二葉 1-16-14		平成 8.4.1	10
	バンブーガーデン	豊町 6-30-11		平成 11.8.1	13
	オーク中延	中延 4-5-10		平成 12.7.1	9 *2

*1　東品川わかくさ荘およびグレースマンションは、障害者住宅各 2 戸を含む

*2　世帯用 2 戸を含む

(5)サービス付高齢者向け住宅(3 か所)

名　称		所　在　地	電　話	開　設	戸数(戸)
区立型	大井林町高齢者住宅	東大井 4-9-1	5495-7080	平成 24.6	90 *1
民間型	コムニカ	旗の台 4-5-17	5788-6162	平成 24.3	15
	carna 五反田	西五反田 3-10-9	5496-0671	平成 27.2	21

*1　世帯用 12 戸を含む

(6) サービス付高齢者向け住宅＋特定施設入居者生活介護(1 か所) ※(14)に同じ

名　称		所　在　地	電　話	開　設	戸数(戸)
民間型	ケアホーム西大井こうほうえん	西大井 2-5-21	5718-1331	平成 21.3	42 *1

*1　世帯用 6 戸を含む

(7) 在宅介護支援センター(20 か所)

名　称	所　在　地	電　話	開　設
成幸	中延 1-8-7	3787-7493	平成 3.3.1
東品川	東品川 3-1-5	5479-2793	平成 5.4.1
大井	大井 4-14-8	5742-2723	平成 6.4.1
大崎	大崎 2-11-1 大崎ウィズタワー2 階	3779-2981	平成 7.2.1
戸越台	平塚 2-3-4	5750-1053	平成 8.5.1
八潮	八潮 5-10-27	3790-0470	平成 9.4.1
荏原	荏原 2-9-6	5750-3704	平成 9.5.1

小山	小山 7-14-18	5749-7288	平成 10.4.1
中延	中延 6-8-8	3787-2167	平成 10.5.1
上大崎	上大崎 3-1-1	3473-1831	平成 11.4.1
台場	北品川 3-11-16	5479-8593	平成 11.8.1
西大井	西大井 2-4-4	5743-6120	平成 12.4.1
南大井	南大井 4-19-3	5753-3902	平成 12.4.1
杜松	豊町 4-24-15	5750-7707	平成 13.4.1
南大井第二	東大井 4-9-1	5495-7083	平成 13.5.1
大原	豊町 6-25-13	5749-2531	平成 13.10.1
東品川第二	東品川 3-27-25	5783-2656	平成 14.4.1
大井第二	大井 3-15-7	5743-2943	平成 14.6.1
西五反田	西五反田 3-6-6	5740-6115	平成 16.4.1
小山台	小山台 1-4-1	5794-9511	平成 22.4.1

(8)在宅サービスセンター(15 か所) ＊:認知症対応型通所介護 併設

	名　称	所　在　地	電　話	開　設
区立	八潮	八潮 5-10-27	3790-0344	昭和 58.4.1
	＊大井	大井 4-14-8	5742-2721	平成 6.4.1
	＊大崎	大崎 2-11-1 大崎ウィズタワー1階	3779-3547	平成 7.2.1
	＊戸越台	東中延 1-5-7 ﾌﾟﾗﾑｱｰｸ１階	5750-1052	平成 8.5.1
	＊荏原	荏原 2-9-6	5750-3708	平成 9.5.1
	五反田	東五反田 2-15-6	3445-0511	平成 9.11.2
	＊小山	小山 7-14-18	5749-7251	平成 10.4.1
	＊中延	中延 6-8-8	3787-2137	平成 10.5.1
	＊月見橋	南大井 3-7-10	5767-0626	平成 13.4.1
民間	＊西五反田	西五反田 3-6-6	5434-5608	平成 16.4.1
	＊成幸	中延 1-8-7	3787-7492	昭和 57.12.1
	＊東品川	東品川 3-1-8	5479-2946	平成 2.5.1
	西大井	西大井 2-4-4	5743-6125	平成 12.5.1
	南大井	南大井 5-19-1	5753-3903	平成 12.5.1
	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ陽だまり	八潮 5-2-2	3799-3077	平成 10.10.2

(9)夜間対応型訪問介護・定期巡回随時対応型訪問介護看護(1 か所)

名　称	所　在　地	電　話	開　設
SOMPO ケア品川	北品川 3－11－16	5783－8831	平成 18.11.1

(10) 特別養護老人ホーム(12 か所)

名　称	所　在　地	電　話	開　設	定員(人)
成幸ホーム	中延 1-8-7	3787-7481	昭和 57.11.8	80
かえで荘	八潮 5-1-1	3790-4826	昭和 58.4.1	80
晴楓ホーム	東品川 3-1-8	5479-2744	平成 2.5.1	80
区立戸越台特別養護老人ホーム	戸越 1-15-23	5750-1054	平成 8.5.1	72
区立荏原特別養護老人ホーム	荏原 2-9-6	5750-2941	平成 9.5.1	120
区立中延特別養護老人ホーム	中延 6-8-8	3787-2951	平成 10.5.1	80
ロイヤルサニー	西大井 2-4-4	5743-6111	平成 12.4.1	60
区立八潮南特別養護老人ホーム	八潮 5-9-2	5755-9360	平成 23.5.1	81
区立杜松特別養護老人ホーム	豊町 4-24-15	6426-8213	平成 26.12.1	29
区立平塚橋特別養護老人ホーム	西中延 1-2-8	5750-3632	平成 28.5.1	100
区立上大崎特別養護老人ホーム	上大崎 3-10-7	5447-5363	平成 29.6.1	102
グランアークみずほ	南品川 4-2-32	6717-6022	平成 31.4.1	81

入所定員以外に、短期入所(ショートステイ)の利用定員あり。詳細は 37 頁参照。

(11) 軽費老人ホーム(1 か所)

名　称	所　在　地	電　話	開　設	定員(人)
東海ホーム	東品川 3-1-8	5479-2981	平成 2.5.1	50

(12) 高齢者の安心の住まい(ケアハウス)(2 か所)

名　称	所　在　地	電　話	開　設	定員(人)
さくらハイツ南大井	南大井 5-19-1	5753-3900	平成 12.5.1	36
さくらハイツ西五反田	西五反田 3-6-6	5434-7831	平成 16.4.1	43

(13) 介護の必要な高齢者の住まい(1 か所)
(ケアハウス＋特定施設入居者生活介護)

名　称	所　在　地	電　話	開　設	定員(人)
ケアホーム西五反田	西五反田 3-6-6	5434-7831	平成 16.4.1	81

(14) 介護の必要な高齢者の住まい(1 か所)

(高齢者向け優良賃貸住宅＋特定施設入居者生活介護)

名　称	所　在　地	電　話	開　設	定員(人)
ケアホーム西大井こうほうえん	西大井 2-5-21	5718-1331	平成 21.3.1	42

(15) 介護の必要な高齢者の住まい(1 か所)

(ケアハウス＋地域密着型特定施設入居者生活介護)

名　称	所　在　地	電　話	開　設	定員(人)
ケアホーム東大井	東大井 5-8-12	5783-0753	平成 21.4.1	29

(16) 老人保健施設(2 か所)

名　称	所　在　地	電　話	開　設	定員(人)
ケアセンター南大井	南大井 5-19-1	5753-3901	平成 12.5.1	入所 100 ｼｮｰﾄ 10 含む 通所 50
ソピア御殿山	北品川 5-2-1	5793-3355	平成 30.6.1	入所 100 ｼｮｰﾄ 20 含む 通所 30

(17) 認知症高齢者グループホーム(14 か所)

名　称	所　在　地	電　話	開　設	定員(人)
グループホーム温々(ぬくぬく)	大井 6-1-1	3771-6767	平成 16.3.1	6
グループホームロイヤル西大井	西大井 2-4-4	5709-7652	平成 18.2.1	18
グループホーム小山	小山 7－14－4	5751-7206	平成 19.3.1	9
ミモザ品川八潮	八潮 5－5－7	3790-7780	平成 19.9.1	9
グループホームロイヤル中延	中延 5－9－22	5751-8475	平成 20.4.1	27
グループホーム東大井	東大井 5-8-12	5783-0753	平成 21.4.1	9
グループホーム八潮南	八潮 5-9-2	5755-9385	平成 23.5.1	18
グループホームソラストふたば	二葉 1-12-18	5751-2030	平成 24.5.1	18
グループホームきらら品川荏原	荏原 6-17-10	5749-3776	平成 26.2.1	27
あんしんケアホーム小山	小山 4-5-16	6426-7791	平成 26.7.1	27
グループホーム杜松	豊町 4-24-15	6426-8213	平成26.12.1	18
グループホーム carna 五反田	西五反田 3-10-9	5496-8772	平成 27.2.1	27
大井認知症高齢者グループホーム	大井 6-20-5	4283-7072	平成 27.8.1	9
グループホーム東五反田	東五反田 4-11-6	5422-7158	平成 29.5.1	18

(18) 小規模多機能型居宅介護(9 か所)

名　称	所　在　地	電　話	開　設	登録定員(人)
小山倶楽部	小山 7－14－4	5751-7205	平成 19.3.1	20
東大井倶楽部	東大井 5-8-2	5783-0789	平成 21.4.1	25
ぷらりす・湯～亀	旗の台 4-5-17	5788-6164	平成 24.3.1	24
大井林町倶楽部	東大井 4-9-1	5495-7081	平成 24.6.1	25
おもてなし	北品川 1-30-4	3450-6464	平成 25.11.1	29
けめともの家・品川八潮	八潮 5-6-37	6412-9161	平成 26.3.1	29
小規模多機能ホーム carna 五反田	西五反田 3-10-9	5496-8771	平成 27.2.1	25
東五反田倶楽部	東五反田 4-11-6	5422-7157	平成 29.5.1	25
ぷらりす湯～亀ＳＵＮ	旗の台 3-2-9	6451-3645	平成 30.4.1	29

(19) 看護小規模多機能型居宅介護(2 か所)

名　称	所　在　地	電　話	開　設	登録定員(人)
杜松倶楽部	豊町 4-24-15	6426-8213	平成 26.12.1	29
けめともの家・カンタキ西大井	西大井 2-4-14	6303-8050	平成 30.2.1	29

(20)支え愛・ほっとステーション

名　称	所 在 地	電話
品川第一支え愛・ほっとステーション	北品川 3-11-16	6433-9133
品川第二支え愛・ほっとステーション	南品川 5-3-20	6433-0441
大崎第一支え愛・ほっとステーション	西五反田 3-6-3	6421-7810
大崎第二支え愛・ほっとステーション	大崎 2-9-4	6303-9139
大井第一支え愛・ほっとステーション	南大井 1-12-6	6404-6878
大井第二支え愛・ほっとステーション	大井 2-27-20	5728-9093
大井第三支え愛・ほっとステーション	西大井 4-1-8	6429-9637
荏原第一支え愛・ほっとステーション	小山 3-22-3	6421-5557
荏原第二支え愛・ほっとステーション	荏原 6-17-12	6426-4110
荏原第三支え愛・ほっとステーション	平塚 1-13-18	6421-6542
荏原第四支え愛・ほっとステーション	中延 5-3-12	6426-2464
荏原第五支え愛・ほっとステーション	二葉 1-1-2	6426-2625
八潮支え愛・ほっとステーション	八潮 5-10-27	5755-9828

障害者関係施設一覧

(1) 障害者福祉施設

名　　称	事業内容	定員	所　在　地	電　　話	開　　設
区立心身障害者福祉会館	自立訓練（機能訓練）	6	旗の台5-2-2	3785-3322	昭52.7
	自立訓練（生活訓練）	6			
	生活介護	50			
区立西大井福祉園	生活介護	25	西大井5-7-24	3777-0294	平6.4.1
	就労継続支援Ｂ型	15			
区立かがやき園	生活介護	30	西大井6-2-14	3772-8171	平16.5.1
	施設入所支援	30			
	短期入所				
区立発達障害者支援施設　ぷらーす	就労継続支援Ｂ型	20	上大崎1-20-12	5793-7095	平26.4.1
区立ピッコロ	重症心身障害者通所事業（生活介護）	5	八潮5-3-8	3799-5931	平24.6.1
区立北品川つばさの家	グループホーム	12	北品川3-7-21	5461-8822	平3.10.1
区立西大井つばさの家	グループホーム	7	西大井5-7-24	3777-1478	平6.4.1
区立上大崎つばさの家	グループホーム	5	上大崎1-20-12	5793-7140	平26.4.1
かもめ園	生活介護	100	八潮5-1-1	3790-4732	昭58.4
	施設入所支援	100			
	短期入所	5			
第一しいのき学園	生活介護	40	東品川3-1-8	5479-2941	平2.5.1
サンかもめ	生活介護	30	八潮5-10-27	5755-7817	平14.4.1
南品川むつみ園	生活介護	20	南品川5-16-25	5495-7970	平26.4.1
げんき品川	就労移行支援	20	大崎4-11-12	5496-2536	平24.4.1
ジョブサ品川区	就労移行支援	20	西五反田1-13-7	6417-0280	平26.5.1
～キセキの杜～ジョブステーション大井町	就労移行支援	10	大井4-1-2	6429-7171	平27.11.1

名　　称	事業内容	定員	所　在　地	電　　話	開　　設
LITALICOワークス五反田	就労移行支援	20	西五反田3-6-20	5719-6560	平28.8
就労移行支援事業所サンライト	就労移行支援	20	西五反田2-31-9	6303-9608	平29.1.1
パーソルチャレンジ大井町キャリアセンター	就労移行支援	20	大井1-49-12	6417-1622	平30.6.1
ライクチャレンジサポート大森駅前	就労移行支援	20	南大井6-17-16	6404-9440	平31.4.1
福祉工場しながわ	就労継続支援Ａ型	40	東大井1-3-10	5460-8601	平10.4.1
すまいる・さぽーと品川	就労継続支援Ａ型	20	南品川6-2-10	6433-3356	H27.6.1
さつき	就労継続支援Ｂ型	40	八潮5-3-8	3790-0593	昭58.4
トット文化館	就労継続支援Ｂ型（聴覚）	20	西品川2-2-16	3779-0233	昭62.4
第二しいのき学園	就労継続支援Ｂ型	60	東品川3-1-8	5479-2941	平2.5.1
かもめ第一工房	就労継続支援Ｂ型	25	北品川3-7-21	3458-4307	昭62.4
かもめ第二工房	就労継続支援Ｂ型	20	西大井1-8-7	6429-8401	平2.4.1
かもめ第三工房	就労継続支援Ｂ型	20	西五反田2-24-2	5435-1808	平6.4.1
ふれあい作業所西大井	就労継続支援Ｂ型	30	西大井4-9-9	3775-4585	平27.4.1
ふれあい作業所西品川	就労継続支援Ｂ型	20	西品川1-28-3	3787-5750	平27.4.1
就労継続支援B型事業所 TODAY南品川	就労継続支援Ｂ型	20	南品川４－２－３５	6260-0862	平31.2.1
わいわいてい	グループホーム	5	西大井6-9-3	5709-5587	平14.11.1
旗の台つばさの家	グループホーム	6	旗の台3-5-11	5788-3177	平15.7.1
海老沢寮	グループホーム	4	東大井4-8-11	3450-5181	平15.7.1
グループホーム森前	グループホーム	6	西大井1-8-7	5742-7522	平22.3.1
グループホーム金子山	グループホーム	10	西大井4-10-16	5746-3692	平29.11.1
鮫洲なぎさの家	グループホーム	6	東大井1-3-10	5460-8605	平23.4.1
かもめハウス	グループホーム（精神）	6	南大井3-20-14	5753-8260	平11.10

名　　称	事業内容	定員	所　在　地	電　　話	開　　設
ふくふく	グループホーム（精神）	6	西五反田7-12-4	6417-9283	平28.3.1
935ファミリー・ワン　大井ハウス	グループホーム（精神）	25	非公開	非公開	平29.8.1
935ファミリー・ワン　南品川ハウス	グループホーム（精神）	25	非公開	非公開	平29.8.1
935ファミリー・ワン　鮫洲ハウス	グループホーム（精神）	25	非公開	非公開	平29.8.1

(2)　障害児福祉施設

名　　称	事業内容	定員	所　在　地	電　　話	開　　設
区立品川児童学園	児童発達支援センター ・子ども発達相談室		八潮5-9-11 こみゅにてぃぷらざ八潮３階 （仮移転先）	3790-5563	平20.4.1
	・児童発達支援	20		3790-5561	昭33.4.1
	・保育所等訪問支援			3790-5563	平19.7.1
	（分室）戸越ルーム ・児童発達支援 （コンパス）	10	戸越6-16-14 （仮移転先）	3785-0660	平28.4.1
	・放課後等デイサービス （コンパス）	10			平28.4.1
	・子ども発達相談室				平26.7.1
ちびっこタイム品川	児童発達支援	10	東品川3-25-16	3450-7447	平19.6.1
	放課後等デイサービス	9	東大井5-23-16-110		
めるへんキッズ南大井園	児童発達支援	10	南大井3-24-14	3765-2022	平24.8.1
LITALICOジュニア大井町東口教室	児童発達支援	10	東大井5-11-4	5781-8026	平27.8.1
アプリ児童デイサービス北品川	児童発達支援	10	北品川2-18-2	6712-3977	平27.11.1
ぷっく旗の台教室	児童発達支援	10	旗の台5-15-15	6426-9900	平29.4.1
チャイルドデイケアほわわ品川	児童発達支援	5	東品川3-27-25-2F	6712-8412	平29.4.1
キッズアイランドワイキキ	児童発達支援	10	二葉4-4-19	6426-8135	平29.6.1
明晴プレスクールめだか	児童発達支援	10	八潮5-2-1	3790-4244	平29.6.1
めるへんキッズ大森園	児童発達支援	10	南大井6-16-1-101	3765-5616	平29.6.1
スタジオそら品川戸越	児童発達支援	10	東中延1-3-11	6426-1627	平29.6.1
桐塾　荏原教室	児童発達支援	10	荏原2-17-15-201	6426-1512	平31.4.1
このこのリーフ中延	放課後等デイサービス	10	中延3-13-19	6421-5484	平26.12.1
アプリ児童デイサービス不動前	放課後等デイサービス	10	西五反田3-13-14	6417-9496	平27.3.1

アプリ児童デイサービス北品川	放課後等デイサービス	10	北品川2-18-2	6712-3977	平27.11.1
スキップランド西大井	放課後等デイサービス	10	西大井6-14-15	6417-1852	平28.8.1
みんなの家ゆめっこ	放課後等デイサービス	10	中延6-3-16	6426-8003	平28.9.1
キッズアイランドワイキキ	放課後等デイサービス	10	二葉4-4-19	6426-8135	平29.6.1
めるへんキッズ大森園	放課後等デイサービス	10	南大井6-16-1-101	3765-5616	平29.6.1
スタジオそら品川戸越	放課後等デイサービス	10	東中延1-3-11	6426-1627	平29.6.1
てんとうむし御殿山	放課後等デイサービス	10	北品川4-1-1	6277-2672	平30.4.1
ミント	放課後等デイサービス	5	西品川2-10-11	6417-4244	平31.1.1
桐塾　荏原教室	放課後等デイサービス	10	荏原2-17-15-201	6426-1512	平31.4.1
このこのリーフ戸越公園	放課後等デイサービス	10	豊町3-1-1	5751-7477	平31.4.1

(3)支援センター・福祉センター

名　　称	所　在　地	電　話
区立障害者生活支援センター（心身障害者福祉会館内）	旗の台5-2-2	5750-4995
福栄会障害者相談支援センター	東品川3-1-8	5479-2912
グロー障害者相談支援センター	南品川5-10-43-3F	6873-5424
精神障害者地域生活支援センター「たいむ」	西五反田2-24-2	5719-3381
障害者就労支援センター「げんき品川」	大崎4-11-12	5496-2525
品川区障害者地域活動支援センター「逢（あえる）」（心身障害者福祉会館内）	旗の台5-2-2	5750-4996

その他の施設

名　　称	所　在　地	電　話
男女共同参画センター	東大井 5-18-1	5479-4104
品川ボランティアセンター	大井 1-14-1 大井一丁目共同ビル	5718-7172
さわやかサービス		5718-7173
大井ファミリー・サポート・センター		5718-7175
品川成年後見センター		5718-7174
ふれあい作業所西大井	西大井 4-9-9	3775-4585
ふれあい作業所西品川	西品川 1-28-3	3787-5750
品川介護福祉専門学校	西品川 1-28-3	5498-6364
浜川荘	勝島 1-9-11	3761-4460
品川児童相談所	北品川 3-7-21	3474-5442
日中一時支援事業（にじのひろば戸越）	戸越 6-8-20	3787-3757
日中一時支援事業（にじのひろば八潮）	八潮 5-3-8	5755-9795
発達障害児思春期サポート事業（ら・るーと）	上大崎 1-20-12	5793-7081
発達障害者成人期支援事業（リクト）	上大崎 1-20-12	5793-7095